

# 阿見町議会会議録

平成27年第2回定例会

(平成27年6月9日～6月19日)

阿見町議会

## 平成27年第2回阿見町議会定例会会議録目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ◎招集告示                                | 1  |
| ◎会期日程                                | 2  |
| ◎第1号(6月9日)                           | 5  |
| ○出席, 欠席議員                            | 5  |
| ○出席説明員及び会議書記                         | 5  |
| ○議事日程第1号                             | 7  |
| ○開 会                                 | 9  |
| ・ 会議録署名議員の指名                         | 9  |
| ・ 会期の決定                              | 9  |
| ・ 諸般の報告                              | 10 |
| ・ 議案第48号から議案第51号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決) | 11 |
| ・ 議案第52号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)          | 16 |
| ・ 議案第53号から議案第58号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)  | 20 |
| ・ 議案第59号から議案第65号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)  | 34 |
| ・ 議案第66号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)          | 43 |
| ・ 議案第67号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)          | 46 |
| ・ 議案第68号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)          | 49 |
| ・ 請願第2号(上程, 委員会付託)                   | 52 |
| ○散 会                                 | 52 |
| ◎第2号(6月10日)                          | 53 |
| ○出席, 欠席議員                            | 53 |
| ○出席説明員及び会議書記                         | 53 |
| ○議事日程第2号                             | 55 |
| ○一般質問通告事項一覧                          | 56 |
| ○開 議                                 | 57 |
| ・ 一般質問                               | 57 |
| 久保谷 充                                | 57 |
| 海野 隆                                 | 73 |
| 野口 雅弘                                | 95 |

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 永井 義一                          | 99  |
| 難波千香子                          | 117 |
| 飯野 良治                          | 144 |
| ○散 会                           | 161 |
| ◎第3号（6月11日）                    | 163 |
| ○出席, 欠席議員                      | 163 |
| ○出席説明員及び会議書記                   | 163 |
| ○議事日程第3号                       | 165 |
| ○一般質問通告事項一覧                    | 166 |
| ○開 議                           | 167 |
| ・一般質問                          | 167 |
| 浅野 栄子                          | 167 |
| 藤井 孝幸                          | 197 |
| 紙井 和美                          | 229 |
| 川畑 秀慈                          | 250 |
| 佐藤 幸明                          | 269 |
| ・休会の件                          | 280 |
| ○散 会                           | 280 |
| ◎第4号（6月19日）                    | 281 |
| ○出席, 欠席議員                      | 281 |
| ○出席説明員及び会議書記                   | 281 |
| ○議事日程第4号                       | 283 |
| ○開 議                           | 285 |
| ・議案第52号（委員長報告, 討論, 採決）         | 286 |
| ・議案第53号から議案第58号（委員長報告, 討論, 採決） | 287 |
| ・議案第59号から議案第65号（委員長報告, 討論, 採決） | 295 |
| ・飯野良治議員の発言取り消しについての再議の件        | 305 |
| ・議案第66号（委員長報告, 討論, 採決）         | 306 |
| ・議案第67号（委員長報告, 討論, 採決）         | 309 |
| ・議案第68号（委員長報告, 討論, 採決）         | 310 |

|   |       |
|---|-------|
| ・請願第2号（委員長報告，討論，採決）                       | 3 1 3 |
| ・意見書案第2号（上程，説明，質疑，討論，採決）                  | 3 1 5 |
| ・意見書案第3号（上程，説明，質疑，討論，採決）                  | 3 1 7 |
| ・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管<br>事務調査 | 3 2 5 |
| ○閉 会                                      | 3 2 6 |

## 第 2 回 定例会

阿見町告示第102号

平成27年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月1日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成27年6月9日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成27年第2回阿見町議会定例会会期日程

| 日次   | 月日    | 曜日  | 開議時刻  | 種別  | 内 容   |
|------|-------|-----|-------|-----|---|
| 第1日  | 6月9日  | (火) | 午前10時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul> |
| 第2日  | 6月10日 | (水) | 午前10時 | 本会議 | ・一般質問（6名）   |
| 第3日  | 6月11日 | (木) | 午前10時 | 本会議 | ・一般質問（5名）   |
| 第4日  | 6月12日 | (金) | 午前10時 | 委員会 | ・総務（議案審査）   |
|      |       |     | 午後2時  | 委員会 | ・民生教育（議案審査）   |
| 第5日  | 6月13日 | (土) | 休 会   |     | ・議案調査   |
| 第6日  | 6月14日 | (日) | 休 会   |     | ・議案調査   |
| 第7日  | 6月15日 | (月) | 午前10時 | 委員会 | ・産業建設（議案審査）   |
| 第8日  | 6月16日 | (火) | 休 会   |     | ・議案調査   |
| 第9日  | 6月17日 | (水) | 休 会   |     | ・議案調査   |
| 第10日 | 6月18日 | (木) | 休 会   |     | ・議案調査   |

| 日次   | 月日    | 曜日  | 開議時刻  | 種別  | 内容  |
|------|-------|-----|-------|-----|---|
| 第11日 | 6月19日 | (金) | 午前10時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告</li> <li>・討論</li> <li>・採決</li> <li>・閉会</li> </ul> |



第 1 号

[ 6 月 9 日 ]

## 平成27年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成27年6月9日（第1日）

### ○出席議員

|     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 柴原成一君  |
| 2番  | 藤平竜也君  |
| 3番  | 野口雅弘君  |
| 4番  | 永井義一君  |
| 5番  | 海野隆君   |
| 6番  | 飯野良治君  |
| 7番  | 平岡博君   |
| 8番  | 久保谷充君  |
| 9番  | 川畑秀慈君  |
| 10番 | 難波千香子君 |
| 11番 | 紙井和美君  |
| 12番 | 浅野栄子君  |
| 13番 | 藤井孝幸君  |
| 14番 | 吉田憲市君  |
| 15番 | 倉持松雄君  |
| 16番 | 佐藤幸明君  |
| 17番 | 諏訪原実君  |

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

|        |        |
|--------|--------|
| 町長     | 天田富司男君 |
| 教育長    | 青山壽々子君 |
| 総務部長   | 横田健一君  |
| 町民部長   | 篠原尚彦君  |
| 保健福祉部長 | 飯野利明君  |

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 生活産業部長              | 湯原幸徳君 |
| 都市整備部長              | 篠崎慎一君 |
| 教育委員会教育次長           | 竿留一美君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長      | 宮本寛則君 |
| 総務部次長               | 大野利明君 |
| 総務課長                | 青山公雄君 |
| 企画財政課長              | 小口勝美君 |
| 管財課長                | 黒井寛君  |
| 交通防災課長兼<br>消防運営管理室長 | 建石智久君 |
| 税務課長                | 菊池彰君  |
| 社会福祉課長兼<br>福祉センター所長 | 湯原勝行君 |
| 児童福祉課長              | 青山広美君 |
| 国保年金課長              | 岡田稔君  |
| 道路公園整備課長            | 湯原一博君 |
| 都市施設管理課長            | 大塚康夫君 |
| 上下水道課長              | 坪田博君  |
| 生涯学習課長兼<br>中央公民館長   | 佐藤吉一君 |

○議会事務局出席者

|      |     |
|------|-----|
| 事務局長 | 吉田衛 |
| 書記   | 大竹久 |

## 平成27年第2回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

平成27年6月9日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度阿見町一般会計補正予算（第7号））
- 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）
- 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）
- 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第5 議案第52号 阿見町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第6 議案第53号 阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について
- 議案第54号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第55号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第56号 阿見町介護保険条例の一部改正について
- 議案第57号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第58号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第7 議案第59号 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

|       |           |  |
|-------|-----------|--|
|       | 議案第 6 4 号 | 平成 2 7 年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）           |
|       | 議案第 6 5 号 | 平成 2 7 年度阿見町水道事業会計補正予算（第 1 号）                |
| 日程第 8 | 議案第 6 6 号 | 防災行政無線放送施設整備工事請負契約について                       |
| 日程第 9 | 議案第 6 7 号 | 中央公民館耐震補強工事請負契約について                          |
| 日程第10 | 議案第 6 8 号 | 社整東公第 1 - 1 号公園整備工事請負契約について                  |
| 日程第11 | 請願第 2 号   | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願 |

午前10時00分開会

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成27年第2回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（柴原成一君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

4番 永井義一君

5番 海野隆君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る6月2日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成27年第2回定例会につきまして、去る6月2日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から6月19日までの11日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、6月10日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

3日目、6月11日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

4日目、6月12日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月15日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から10日目までは休会で議案調査。

11日目、6月19日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたします。報告いたします。

○議長（柴原成一君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月19日までの11日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの11日間と決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

今日も朝、大きな地震があったということ、そしてまた、長江でああいう船舶事故があった。また、日本においてはですね、口永良部島の137名が全島避難ということで、また、箱根のほうも非常に地震が活発化しているというような、そういう情報があります。本当に自然の猛威がふるっているなということで、防災という問題は、本当に捨てておけないなという、そういう思いをしております。

それでは、早速であります。報告事項を申し上げます。

初めに、平成26年度繰越明許について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をいたします。

平成26年度の事業施行に当たり、諸般の事情により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため、予算の定めるところにより平成27年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成26年度繰越明許費繰越計算書のとおりであります。

次に、平成26年度水道事業会計予算の繰り越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告をいたします。

平成26年度の水道事業施行に当たり、諸般の事情により年度内での事業完成並びに支出が困難となったため、平成27年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成26年度水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出されました案件は、町長提出議案第48号から議案第68号のほか、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願、以上22件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、気象事業の整備拡充を求める意見書に関する陳情書の1件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成27年3月分から平成27年4月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、御報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成27年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、6月8日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成26年度阿見町土地開発公社決算書及び平成27年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度阿見町一般会計補正予算（第7号））

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正）



について)

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、議案第48号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度阿見町一般会計補正予算（第7号））、議案第49号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）、議案第50号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）、議案第51号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第48号の、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に1,020万円を追加し、歳入歳出それぞれ153億299万7,000円とするものであります。

その内容としましては、国の補正予算第1号に伴う茨城県の施策となる子育て家庭応援・シニア応援プレミアム商品券購入補助事業について、事業主体である県内市町村に対し、県事業実施要領及び県補助金配分額が3月末に示されたことを受け、歳入で同事業に係る県補助金を、歳出でプレミアム商品券の割引分に係る町補助金を計上するものであります。

また、歳入で、防災行政無線放送施設整備事業に係る国庫補助金の額の確定に伴う減額分について、緊急防災減災事業債への振り替えを行うものであります。

これら追加予算の額の確定が3月末となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

次に、議案第49号から議案第51号までの専決処分の承認を求めることについて、関連しますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことを受け、阿見町税条例、阿見町都市計画税条例、阿見町国民健康保険税条例を一部改正し、早急に施行する必要が生じたため、3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第49号の阿見町税条例等の一部改正の主な内容としましては、町民税関係で、平成39年度までの個人住民税における住宅ローン制度の適用期限について、平成41年度までとし、固定資産税関係では、宅地などにかかる税負担の調整措置等が平成27年度から平成29年度においても継続されることなどにより、所要の改正を行うものであります。

議案第50号の阿見町都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては、町税条例における固定資産税関係の改正と同様の理由で、所要の改正を行うものであります。

議案第51号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容としましては、被保険者間の税負担の公平を図る観点から、課税限度額のうち、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額を、それぞれ1万円引き上げ、介護納付金課税額を2万円引き上げるものであります。また、低所得に対する国民健康保険税の軽減措置について、軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を一部引き上げるものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議案第51号ね、国保の税条例の一部改正について質問をいたします。改正点としては、最高限度額を、賦課限度額ですね、これを引き上げるということで、現行81万円を85万にするのかな、85万円に引き上げるといことなんですね。それから、低所得者に対するね、軽減を引き下げるといことね、これはね、ということ、まず2点お伺いしたいんですけども、この税条例の一部改正によって、阿見町の国民健康保険収支にどうい影響を与えるのか。まあ、引き下げるほうは、当然減収になりますから減るだろうし、引き上げるほうは、増収に普通なりますので、それがどの程度なのかというのが1点。

もう1点はですね、合計81万、現行でもですね、相当賦課限度額というのは高いですね。月にすると7万ぐらいになるわけですけども、それをですね、さらに引き上げるといこと、高額所得者といことかな、所得者には相当な負担となっているのではないかなと思うのですが、この限度額をですね、支払う、その高齢者の所得といことのは、どの程度、つまり85万円の限度額を払う世帯といことかな、人といことのは、どの程度の所得があるものなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、おはようございます。それでは、お答えさせていただきます。

きます。

まず1点目の、改正による町の収支でございますけれども、今回の改正です、まず賦課限度額——今回の改正につきましては、海野議員おっしゃるとおりですね、課税限度額の引き上げ、これが第1点。それからもう1点としましては、軽減措置の拡充、これが第2点、大きな2つとなっております。

まず、課税限度額、現行の、全部合わせますと81万から85万円ということになりますけれども、これについて申し上げます。まず、課税限度額は、医療分と、それから後期高齢者の支援金の課税分、それから介護納付金の課税分、この3つに分かれてございます。まず、基礎課税分、要するに医療分ですね、につきましては、これがですね、該当する世帯が126世帯、限度額を超えて減額されている額は128万円となります。それから、後期高齢者課税分で申し上げますと、270世帯が予想されまして、限度額を超えて減額されるのが283万円。それから、介護納付金課税分で申し上げますと、35世帯が適用されますので、限度額を超えて減額される分は74万円ということで、合計しまして、限度額の引き上げにより、今現在ですね、想定されるところが、約485万円分が増額になるということで想定されます。

それから、減のほうで申し上げます。5割軽減世帯と2割軽減世帯のほうなんですけれども、こちらは、軽減の額がそれぞれ2万円引き上げられるということになりますので、基礎課税分の医療分と後期高齢者支援金課税分で軽減される世帯で申し上げますと、5割世帯が61世帯で、軽減額が257万円、2割軽減世帯が25世帯で、軽減額が38万円と、合計で295万円となります。続きまして、介護納付金課税分で申し上げますと、軽減される世帯ですが、5割軽減世帯が32世帯で20万円、2割軽減世帯が17世帯で約5万円となり、合計で25万円となりまして、軽減世帯の合計は320万円です。

このため、結論から申し上げますと、増収から軽減額を引きますと、165万円程度の増収ということで、現在、見込んでいるところでございます。

それから、賦課限度額はどれぐらいの所得でということ、最高限度額がどれぐらいの所得かと申し上げますと、いろいろ、世帯の人数ですとか、所得によって変わってくるんですけども、例えばですね、夫婦とも40歳以上で子供さんが2人で、固定資産税がない場合を例に御説明しますと、課税限度額が適用となる所得金額は、平成27年度は、基礎課税分、医療分が52万円になりますけれども、それは926万4,000円、後期高齢者支援金と課税分が17万円に引き上がりますので、これは621万9,000円、介護納付金課税分、16万円になります、これが1,199万7,000円というふうに試算をしております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この専決処分ですね、議案第49号、阿見町税条例等の一部改正と、あと、議案第51号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。

今回、この地方税法の改正ですね、これは国会審議でも話されているように、消費税増税10%に引き上げ、これの時期を2017年の4月に先送りしてですね、この景気条項も削除するというもので、これは共産党としても認めるわけにはいきません。

また、昨年定例会でも私、指摘したとおりですね、消費税増税に伴う自動車取得税の廃止を穴埋めするための軽自動車の増税、これに反対なので、まず、この49号には反対いたします。

続いて、議案第51号ですけども、これは現行の限度額を、今、説明があったとおり、それぞれ引き上げる、81万から85万ということにするものなんですけども、この国の説明では、低所得者層や中間層ですね、それに配慮したと言っているわけなんですけども、配慮をするならばですね、国の国庫負担、これを大幅に引き上げることが重要じゃないかと私は思っています。そういったところで、国民の負担、町民の負担をですね、軽減するべきだと私は思います。この理由によって、この議案にも反対いたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第48号から議案第51号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第48号を採決いたします。

議案第48号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第49号を採決いたします。

議案第49号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、議案第49号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第50号を採決いたします。

議案第50号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、議案第51号は、原案どおり承認することに決しました。

---

## 議案第52号 阿見町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、議案第52号、阿見町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第52号の、阿見町子ども・子育て会議条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、合議制の機関として設置する阿見町子ども・子育て会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まず、これ全員協議会のところでいただいた「阿見町子ども・子育て会議条例の制定について」という文章なんですけども、その中で、条例制定の趣旨というところに出てくる部分なんですけども、今まで、阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議、それが今回、この阿見町子ども・子育て会議に、設置に、変更になるということなんですけども、その文章の中で、「今後の進行管理を行うことを目的に」と書いてあるんですけども、この文章の中でですね。ですから、ちょっとその辺を具体的にどういう形になるのか、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。阿見町子ども・子育て支援事業計画というのを、26年度、策定いたしまして、お配りもさせていただいたと思うんですけども、こちらがですね、平成27年度から31年度までの計画となっております。基本的には、こちらの計画の進行状況、こちらについてですね、その都度、例えば入所者の状況ですとか、そういったのも、年度ごとにですね、変化してくると思います。そういったものもありますので、これは、今度新しい法律に基づいて、今度、阿見町子ども・子育て会議という名称になりますけれども、それによりまして、この計画の進行状況をチェックしていくということになります。その中で、例えばですね、施設の整備計画等もこの計画の中にうたわれておりますので、そういったものを含めまして、この会議の中でですね、急に变化していく現状に合わせて、どういったふうに推進していったらよいか、そういった協議を行う場がございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) ということは、この前いただいた計画書に基づいて、そのチェックをするということで、という、この阿見町子ども・子育て会議自体は、何かを形づくって、つくって進めていくというものじゃないわけですか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長(飯野利明君) はい、そうですね、新たにそこで何か新しい計画をつくるのか、そういうことではなくて、あくまでもこの事業計画の進行管理をきちんとしていく。で、まず、検証しながらですね、できていないところについては、例えば、そういったものを重点的にやっていくとか、そういった、いろいろ現状を踏まえて、この支援計画がきちんと計画どおり行っているかどうか。せっかくつくった計画ですから、絵に描いた餅で終わらせてはいけないわけなので、そこら辺をですね、委員の皆様にも入っていただきまして、チェックをしながら、検討をしていく。で、できていないところについては、どういうふうにしたらいいか改善を図っていくと、そういう会議であるというふうに認識してございます。

○議長(柴原成一君) ほかに質疑はございませんか。

5番海野隆君。

○5番(海野隆君) 私も、その議案第52号ね。それで、選出が15名以内という形でね、書いてあって、そこに第3条2項のね、1から9まで、それぞれ書いてありますけれども、全協のときの御説明の中ではね、阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議と同様の考え方で構成しているんだと、こういう御説明があったように思いますが、阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議の中には公募の委員というのは入っていますか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長(飯野利明君) 公募の委員は入ってございません。

○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) 入ってないということなんですけれども、1から8までで、子供に関するのかな、子ども・子育てに関する関係諸団体というのは、まあ大体網羅しているというふうに判断されていると思うんですね。で、9番目に、町長が必要と認めるときということで、その9番目に入っているんですけども、通常ね、やはり公募をしてですね、子供、子育てにかかわる、関心のあるですね、町民の方にですね、入ってもらうと、こういう形で、最近の審議会とかそういったものはですね、制度設計がされているのではないかと思います、今回については、公募についてはどういう考えになっているんですか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長(飯野利明君) まず、子どもにやさしい街づくり推進会議のときの委員構成でございますが、今回、全協のときでお示ししたのとほぼ同じでございますが、その中で、例

えば、子育てに関しましては、保育所・幼稚園を代表する方、それから同じく町内の保育所通所乳児・幼児の保護者を代表する方、それから町内の幼稚園を代表する方、それからまた、町内の幼稚園通園時の保護を代表される方、それから町内の児童館・母親クラブの代表の方、それから子どもを守る母の会の代表の方、それから民生委員児童委員の代表、それから子供会育成連合会の代表、学校長会の代表等々ですね、あと、もちろん議会の方の代表等を入れて、基本的に、この子供、子育てをする、海野議員おっしゃられたところの代表の方を広く取り入れてまして、その中で意見を吸い上げていきたいなというふうなところでこの計画を策定してございますので、策定した計画については、きちんと責任を持ってですね、進行管理をしていくということで、同等の構成メンバーということで、今回考えているところでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私も、今後ね、議会からその審議員に出さないとかということも、活性化特別委員会で議論をされているようですので、今後どうなるかわかりませんが、私がですね、議会を、充て職という形でね、出ている会議でね、いろんな審議会に出席するとね、公募の委員は非常に発言するんですね、会議の中で。人数が少ないと、でもね、それぞれその議長さんというか、その会議を主催される方がね、指してですね、皆さんに意見を求めると、こういう配慮をされる方もいらっしゃいますが、そうでない限りだということね、ほとんど、まあ言ってみると、執行部のお墨つきを与えるような、そういう印象の会議もあります。それで、ぜひね、特にこれ15名、相当人数的にはね、多くはないのかもしれないけれども、少なくない人数なので、その団体を代表する方々がですね、まあ、自由に物を言うということもおかしいんだけど、意見をですね、まあ、出るように配慮はするんだろうけれども、一般的にやっぱり公募の方のほうがですね、関心を持って来ていますので、意見を言う、あるいはこういった会議の中で発言をするということのほうが、例として見られるんですね。ぜひね、この公募ということは、ここには公募という形では載せてはおりませんが、9番のね、町長が必要と認める者ということで書いてありますので、最初にね、この子育て会議にですね、公募の委員を、ぜひ考慮してほしいということですね、申し上げて、これはね、要望でいいです、ぜひね、そういう形で検討してみてください。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託する



ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

- 
- |        |  |
|--------|--|
| 議案第53号 | 阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について                |
| 議案第54号 | 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について                |
| 議案第55号 | 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 議案第56号 | 阿見町介護保険条例の一部改正について                       |
| 議案第57号 | 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  |
| 議案第58号 | 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について                     |

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、議案第53号、阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について、議案第54号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第55号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第56号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第57号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第58号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第53号から議案第58号までの、条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第53号の、阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について申し上げます。

本案は、現在3年間としている委員の任期について、年度途中で任期が満了となることによる委員会運営上の弊害を解消するため、所要の改正を行い、あわせて、その他文言の整理をするものであります。

議案第54号の、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

「阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議」につきましては、次世代育成支援対策行動計画の策定及び変更等に関する審議を行ってまいりましたが、所掌事務の完了に伴い廃止するも

のであります。

「阿見町子ども・子育て会議」につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援事業計画の進行管理等について審議することを目的に設置するものであります。

「阿見町地域再生計画策定協議会」につきましては、国の定額補助を活用した地域再生計画策定事業の実施に当たり、必要な事項を協議するため設置するものであります。

議案第55号の、阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

「阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議委員」、 「阿見町子ども・子育て会議委員」、 「阿見町地域再生計画策定協議会委員」について、議案第54号と同様の理由により、附属機関の廃止、設置に伴い、その委員を非常勤特別職として廃止、追加するものであります。

次に、議案第56号の、阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の介護保険料について、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、低所得者の第1号保険料軽減強化に関する改正が行われたことに伴い、介護保険条例第4条第1項に掲げる、所得段階が第1段階の被保険者の保険料率について、平成27年度から28年度の各年度において、軽減措置を実施するため町条例について所要の改正を行うものであります。

議案第57号の、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、国における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、町条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士の配置算定基準について、保健師及び看護師を1人に限り保育士とみなす規定が、准看護師まで緩和されたことによる改正であります。

次に、議案第58号の、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について申し上げます。

本案は、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、本条例における引用条項の整理を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君）ではまずですね、議案第53号、行革推進委員会設置条例の一部改正についてお伺いします。第3条関係でね、これまでの選考方法を変更するのではないかなと思いますけれども、第3条2項の2です、組織運営の経験を有する者というふうな形で書いてあると思いますが、この組織運営の経験というのは、どの程度の経験というふうにここで想定しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君）ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君）はい、お答えいたします。組織運営上の経験と言いましたけれども、大体、管理職を経験された方というようなことで想定をさせていただきます。

○議長（柴原成一君）5番海野隆君。

○5番（海野隆君）管理職の経験だということですね、例えば、例えばですよ、労組あるいは企業関係の業界団体、そういうところで役職にあったものは該当になりますか。

○議長（柴原成一君）ただいまの質疑に対する答弁を求めます。企画財政課長小口勝美君。

○企画財政課長（小口勝美君）はい、お答えいたします。ここで言う組織運営上という方につきましては、今、部長のほうから、管理職を経験した者ということで答弁いたしました。実際に今、お願いしている方につきましては、地方公共団体の職員経験者ということで、役場職員のOBの方をお願いしているというのが実態でございます。

○議長（柴原成一君）5番海野隆君。

○5番（海野隆君）何かその、答弁が、部長の答弁と、今、課長が答弁されたのが、少し合致しないんですけども、役場職員であれば、例えば管理職にはならなくてもオーケーということになりますか。通常ね、組織運営の経験となるとですね、通常はですね、会社ですとですね、取締役とかですね、部長とか、いわゆる経営に責任を持つ者と、こういうのが通常想定されるんですよ、企業からするとね。でも、実際には、例えばね、趣味のね、団体で、例えば会長さんとか事務局長さんとか、こういうのもね、一種の組織運営とか組織運営の経験ではないかなと思うんですよ。私もこれ、一体どういう想定なのかなというふうに、この条項を見ててね、思ったんですが、それに基づいてね、その選考をされるわけですけども、もう一度、改めて、この組織運営の経験を有する者とはどういう人たちなのかということをお答えください。

○議長（柴原成一君）ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君）はい、お答えいたします。行政改革というような視点で議論をしていただくということから、これまでそういう機関に所属していた、それなりの見識を持った方を委員になっていただいたというようなことでございますので、今後もそういう視点で委員にしていきたいと、委員としてそういう方がふさわしい方を委員として選んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ちょっとよくわからないんですけども、まあ、先ほどのね、課長の答弁だというと、役場職員のOB——これ管理職のOBなのか、一般職でも、その組織運営というか、管理的職員だったのか、それもちょっとはつきりしないんですが、そこはどうですか。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。今までされていた方は、前の総務部長でございます。総務部長を経験された方でございます。

○5番（海野隆君） 今まではわかった。これからの。

○総務部長（横田健一君） これからもですね、そういう役職を経験されたような方、そういう行政改革に対して、そういう見識を持っている方を委員としていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これもね、いわゆる推進委員会なんかをですね、私も傍聴したりとかですね、実際に充て職で入ったり、外から見たりするとですね、やっぱりどちらかというんですね、一種ね、役場のOBというのは、利害関係者のね、一員なのかなという感じがしないでもないですね。この行政改革も、単なる修正なのか、それとも大胆なね、改革を提言する場なのか、これによってもね、違ってくるとは思いますが、もう一度改めてね、この組織運営の経験を有する者ということについて、私の希望としてはね、やっぱりいわゆる役場の職員OBということにかかわらずですね、組織、いわゆる組織ですよ、団体・組織、それにかかわった方々、その経験を、やっぱり活かすような形で選考していただきたいというふうに思います。

次、公募委員というのはどこに該当しますか、この第3条関係での。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。この3条の2項中第3号ですね、町民を代表する者という中で、公募で選考していくということでございます。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はありませんか。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 53号はそれでいいんですけど、次ね、54号なんですけども、54号はですね、突然、全協でもそうなんですけども、この地域再生計画というものができて、55号もね、同じような、これセットの議案になりますね。それから、一般補正予算もそうかな。ここにですね、地域再生計画策定会議という会議が出てくるんですね。私もちょっと、この地域再生制度というものを調べてみましたらですね、県内では相当たくさん地域再生のね、認定を受けてやっているようですね。また、今回の地域再生計画策定というのは、阿見町プラチナタウン基

本構想について策定する会議だと、こういうことのようにですけども、まず、この附属機関設置に至るですね、役場庁舎内での議論がどういう積み重ねで行われてきたのか。この起案は誰が書いたのか。これについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。まず、議案につきましては、社会福祉課、福祉部門での起案ということでございます。経過と、町での、ということでございます、今までの経過ということでございますが、まず、一般質問等でも、過去に何回かそういったやりとり等はございました。まず、平成24年の第4回定例会の一般質問において、福祉事業における東京特別区との連携についての御質問がありましてですね、町の方向性といたしましては、東京の高齢者の受け入れ態勢をとれるような県内市町村での協議会をつくっていくというような方向性について御答弁差し上げました。それから、25年の8月にはですね、茨城県知事等を招いてですね、霞ヶ浦周辺の広域連携活性化の推進という懇談会を土浦のほうで開催されて、知事等が出席。そのほか、近隣自治体の首長さんも参加をされてございます。それからまた、26年の9月の一般質問におきましても、同様の御質問がありましてですね、この中で、都市と農村の交流を図って、阿見町地域の活性化につなげていくために、そういうプラチナタウン構想を進めていきたいというようなことで御答弁を差し上げております。また、27年3月の定例会においても、高齢者対策における東京特別区との連携についての答弁の中で、町では、国の交付金に関する調査を進めておりまして、早ければ6月議会にも具体的な構想策定のための補正予算をお願いする予定で進めているということで答弁を差し上げているところでございます。

これまで町のほうではですね、福祉部門とか企画部門、それから秘書課のほうと中心になりまして、これについて検討を行ってきまして、3月にそれについての、ちょっと学習会みたいなのを1度設けているところでございます。そういう経過の中で、今後ですね、阿見町をいかに活性化をしていくかということで、国のほうにおきましても、この地方創生の中で、日本版CCRCというものも、アクションプランの中で推奨しているということもございます。

この計画の策定につきましては、内閣府の補助事業で、10分の10、1,000万円限度ですけども、補助がつくということで、申請をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これはですね、藤平議員がですね、何度かにわたってね、議場の中で、まあ、これプラチナタウン構想という形ではなくて、日本版CCRC、こういう形で多分一般質問されていたのではないかなというふうに思うのですけれども、それにしてもですね、これ

町長がですね、今年度の3月の議会にですね、今年度の施政方針というか、出しましたけれども、ここに触れられていますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○5番（海野隆君） あ、いいですか。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 触れられてないんですよ、全く。それから、議会にね、一度も説明したことないんですよ、まずね。突然……。それで、そういう説明が一切なくして、この会議のね、条例のね、設置がね、出てくるんですよ。ね、条例の一部改正で、その附属機関の設置が出てくるわけ。こういうね、やり方っていうのはね、これ極めて独善的なんですよ。はっきり言うと、議会無視、ね。全く議会のことなんか考えてないわけですよ。通常はね、これは平成27年度の、自らがこういうことをしたいということを、その中に載せてですね、本当はこれ当初予算でやるといっても、まあ、これ、その後ね、国との10分の10でやるから、その時期がずれるかもしれないけど、しかしそれにしてもね、当初のね、町長の年度の方針の中でね、一切出てきませんよ、一言も、出てきてないんですよ。こういうね、出てきていない。しかもですね、議会に対して正式に一度も説明したことない。概略も説明したことありません。福祉部長からも聞いたことはないです。福祉の担当者からも聞いたことはない、今まで。どういう議論をしてですね、ここに至ったのかというのは、非常に大きな疑問だと思います。

先ほどね、部長がですね、かすみがうら市を中心とした知事をお呼びしてという形で勉強会をやったと、これはあったんでしょう。我々に詳しい説明はなかったと思いますが。かすみがうら市のね、プラチナタウン構想というのはできています、これ。内容は、これと阿見町のプラチナタウン構想は大分ちがいますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） これ、計画なんですけれども、具体的には、これから練り上げていくということでございますが、かすみがうら市でつくった、ちょっと今、手元になくて細かいところはあれなんですけども、基本的なコンセプトとしましては、東京都のアクティブなシニアを受け入れて、それによって地域を活性化していこうというコンセプトは同じであるというふうに理解しております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 25年のね、6月に、茨城県かすみがうら市がですね、仮称となってますけれども、かすみがうら市プラチナタウン構想という、これ何ページかな、簡単なもの、7ページぐらいのものができています。このかすみがうら市のプラチナタウン構想はどうなりましたか。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） この構想につきましては、現在、市長が変わられた時点です。この計画については頓挫しているというふうに理解しております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、これもですね、当初から、市議会の中で議論が多々あったわけですね。最終的に選挙をやってですね、片方は推進、片方は推進しないということだったようで、公約どおりですね、新しい市長になったらですね、これはもう跡形もなく消えてしまったわけですね。消えてしまったわけですよ、実際は。その中でですね、その中で、この阿見町のプラチナタウン構想をね、もう一度改めて、この阿見町でやっていくという、この理由というのは、どういう理由なんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男。

○町長（天田富司男君） 前のかすみがうら市長、その他、美浦の村長や稲敷の市長と、そういう話をずっと、霞ヶ浦湖岸を持っている人たちでそういう話をずっとしてまいりました。そういう中で、まず先行するのはかすみがうら市だと。阿見町は何も書いてないというけど、都市との交流というのはいろんなものがあるわけですから、CCRCも都市との交流であります。そのとおりだと思いますよ。CCRCを、やはり今後はやっていきたいというのは、前々からそういう話はしているわけだから、やっぱり、何回も何回も質問されているわけですから、もう海野議員は、いろいろ福祉関係はプロですから、わかって質問してるんでしょうけど、今からやはり、国のほうもそうですけど、ここずっと、元気な高齢者活性化に期待とかね、石破地方創生相等もやっております。また、退職者想定し、日本版CCRC低料金でというような、こういう、ここ随分、CCRCの話題が随分載っております。そういう中で、都市との交流の一環であるし、まあ、高齢者の住宅というのは、規制しなくても、どこでも建っちゃうんですよ。今回、つくばみらい市でも相当大きなそういうものが建って、もうほとんど満席だというような、この間、日経新聞にも随分、宣伝が載っておりました。そういう中で、町が進めるのには非常にいい政策かなと、そう思っておりますし、今後、それに付随した中での都市との交流を、もしもできればやっていきたい。そして、若い人も受け入れられるような状況をつくり、町の活性化につなげていきたいというのが私の考え方です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 平成27年の施政方針の中で述べているんですか。どこに述べていますか。僕、持っていますから、ここに。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男。

○町長（天田富司男君） CCRCとは言わないけど、都市との交流というのは、どっかに入

ってるんじゃないか。ちょっと私も見てないんで、わからないんですけど、まあ、どうにしろ、前々から都市との交流というのは、質問等でも随分言っておりました。飯野議員との話とか、いろいろなところで都市との交流をやっていくということでは言っているわけですから、そういう揚げ足を取らないで、どうやったらいい方向に行くかという。じゃあ、海野議員は、いや、こんなことはやんなくてもいいんだよと、この間も言ったとおり、とてもじゃないけど、経費のほうが多くかかっちゃうんだから、これはやんなくてもいいんだという、そういう意見であるならば、意見でいいわけであって、やっぱり、じゃあ、これを今後、政府が今、進めようとしている政策を町がそれに乗っかってやるということが、だめなのかどうか、それは議員個人が考えて、それにきちんとした答えを出していただければ、私はいいと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議員の発言に対して揚げ足取りだとかね、そういうことを言うのは、大変失礼な話ですよ。私はね、あなたが、平成27年度の施政方針の述べた中に載ってないと言っているんですよ。載ってないと言っているわけ。それを揚げ足取りだとかどうのこうの言っているのは、まず大きな、それは失礼な話ですよ、まずそれが1つ。

それから、もう1つはね、国が、ね、進めているとかどうのこのという。国は進めているわけではありませんよ、まずね。それは地方が決めることなんですよ。それで、今度、地方創生会議だったかな、前岩手県知事の増田さんがね、いわゆる都市つまり東京圏の中でね、大変なことになると。その中にね、幾つか候補地がありました。阿見は載っていませんけどね。それは条件が幾つかあるんですよ、条件が。どういう条件だったですか。さっき言ったんだからわかるでしょう。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○5番（海野隆君） 町長に聞いている。町長が言ったんだから。

○議長（柴原成一君） 飯野利明君。

○5番（海野隆君） 町長に聞いているんだよ、議長。

○議長（柴原成一君） 海野隆君、静粛にしてください。

○保健福祉部長（飯野利明君） お答えさせていただきます。日本創生会議のほうで、去る6月4日にですね、提言がされてございます。それで、受け入れにつきましては、まず、医療と介護に余力があるかということになります。医療レベルがいろいろ区分分けされておりますけれども、医療区分レベルが6から7かつ介護力レベルが4から7の都市を医療・介護から見て移住の受け入れ、余力がある地域ということで、現在と将来を見越して、果たしてそれを受け入れる余力があるかどうかということで想定した都市をですね、公表しているということでございます。



○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、専門家だからね、わかりますよね。でね、私は町長に聞いているんですよ。なぜかというね、これ町長の発案なんでしょ、これ、わからないですけど、ねえ。町長の発案なのにね、その程度のことをね、さっきちゃんと発言して、我が町にとっては必要だとか何とか言ってるわけだから、そんなことぐらいちゃんと答えてくださいよ、まずね。そうするとね、つまりその医療資源、福祉資源、これにね、比較的余裕があると、こういうところをね、彼らは例示して挙げたわけですよ。阿見町は資源に余裕はありますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私は十分やれると思っておりますし、政府が言った函館だなんだと、随分、41カ所ぐらいだったかな。

○5番（海野隆君） 政府は言ってないよ、そんなの。

○町長（天田富司男君） いや、この間……。

○議長（柴原成一君） 海野隆君に申し上げます。答弁中は発言を控えてください。

○町長（天田富司男君） 増田創生会議のあれで言ったんだけど、それが41カ所。確かに、宮崎だなんだって、随分言いました。だけど、本当にそこで住むのか。やっぱり何だかんだ言たって、首都圏の一番近い、そういう地域で、やっぱりこういうCCRCをやるというのが、やっぱり一番有効じゃないかなと、私は思っていますし、どうのこうの言いますけど、私はこれをやる気であるんで、まあ、いちゃもんとは言わないですよ。いろいろ言っている。それは小さいことをごごご言っているけど、じゃあ、どういう政策をやっぱりやっていったらいいかというのを、やっぱりこれはこちらで決めて、皆さんに提案して、そして、皆さんに、どういう結論を得るのか、これはどうしようもないことなんだけど、やっぱり阿見町としては、この政策、これは町がやろうとしていて、それが政府もそういう、推進ということで、ここですとうたっているわけだから、私たちは非常にいい時期にそういう政策を立ち上げられたと、そう思っています。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君に申し上げます。質問、長くなるようでしたら、一回、暫時休憩したいと思っておりますが、長くなりますか。

○5番（海野隆君） 長くなりそうですね。

○議長（柴原成一君） はい、じゃあここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時15分といたします。

午前11時05分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議長にね、一言申し上げたいと思うんですよ。議員がですね、誰に答弁してほしいと言ったときには、議長はね、可能な限りその方を指すと、これ全協での合意事項ですからね、あなたも入った。それをね、これ町長の発言に対して聞いているのに、部長を指してどうするんですか。あのね、そこはしっかりと議事運営をやっていただきたいと。あなたの言葉だったんですよ。あのときの合意事項だったんだから。それを申し上げて、質問をしますけれども、まず、町長のね、議会に対する発言というのは、もうちょっと厳密さをね、求めたいと思うんですよ。先ほどね、政府が政府がって……。政府じゃないんですよ、言ってきたのは。わかってんのか、わかってないのか、わからないけど、私は、あくまでも日本創生会議ですよ。政府の一員であるね、高市総務相が何て言ってたかわかってますか。こういうふう言ってるんですよ。5日のこれは記者会見でね。年をとって介護が必要になってから地方に移る。そこで医療や介護サービスだけ受けていただくということになると、受け入れ態勢が相当難しくなるよと、こんな話を、総務大臣が記者会見で述べているんですよ、ね。私もそういう懸念があるから、ね、この阿見町の5年先、10年先、15年先、20年先、ここに懸念があるから、ここで質問しているんじゃないですか。それを何ですか、さっきは。自分がやりますなんて。やるかやらないかは、これ計画を立ててから、それをじっくり吟味して、議会に諮ってから、それはやることじゃないですか。まあ、そこを申し上げたいと思います。

それで、次にね、移りたいと思います。今、申し上げましたけども、全協ではですね、アクティブシニアという言葉が出てきました、アクティブシニア、ね。アクティブシニアをここに移動させるんだと。このアクティブシニアというのは、どういうシニアですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 基本的には、簡単に申し上げますと、元気な高齢者ということで、高齢者といいますと、通常、介護保険とかですと65歳以上というような定義がございませうけども、ここで言っているアクティブシニアというのは、そうでなくて、例えば50代ですとか、そういった方も含めまして、都会から地方に移住をして、それで例えば、そこで農業をするすとか、新たな地域コミュニティーをつくって、いろいろ今まで培ってきた知識・経験等を地域に活かして活躍したいということで地方移住をですね、介護が必要になる前の世代から、元気なうちからですね、地方に移住して、活躍したいというような方を想定していると考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうすると、この阿見町のプラチナタウン構想の中で想定している、つ

まりここにですね、都市部から来る人たちというのは、まあ、50代、まあ、働き盛りですね、まさに、ね。で、10年あるいは5年過ぎたら定年退職になって、まあ、地域に溶け込むのかどうか分かりませんが、そういう世代だというふうに考えていいですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 特に50代ということ限定したわけではなくてですね、50代も含めて幅広く、当然、60代、70代でも、元気な方はいらっしゃると思いますので、まあ、一般的に含めて50代以上で元気な方というふうに認識しております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） わかりました。それでね、全協のときにもですね、ざっくりと、こんな言葉を、厳密じゃないね、言葉を出してですね、この阿見町のプラチナタウン構想で計画をするプラチナタウンは、阿見町にとってね、プラスになるのか、マイナスになるのかと、こういう話を申し上げました。残念ながらね、その担当者からはですね、ざっくりと言われても、想定したことありませんと、これから想定していくんですと、計画していくんですと、こういう答弁はありましたけれども、改めてね、高齢者はね、どんなに元気でもですね、5年や10年たてばですね、すぐ介護保険の対象になったり、それから医療機関にかかる機会も非常に多くなるわけですよ。それで、そうするとね、先ほど、町長はですね、阿見町は福祉・医療の資源は十分だと考えていると、こういうふうに申ししていたようですけども、特養の入所待機者は何人いますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 今現在、町内に2つ特別養護老人ホームがございますが、正確な数字で、待機者はいることは間違いございません。ただ、阿見町の方ばかりではなくて、介護保険ですから、広域で入所申し込みができます。1カ所に限らず複数申し込みができるということもございますので、実質的に何人かというところまでは、今ちょっと把握はできておりません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私がこの間ですね、いろいろな相談を受けます。法律相談も受けるし、これは弁護士と組んでいろんな相談を受けたり、それから、相続の相談を受けたり、その中でね、介護の相談、ね、有料老人に入りたい、特別養護老人ホームにも入りたい、あるいは遠くの施設にいるんだけど、近くの施設に入りたい。こういう人たくさんいます。相談も実際受けてですね、私もとにかく申し込みしなくちゃいけないというので、町内の施設にですね、幾つか申し込みをして、しかしそれはなかなかね、思うようにいかないというのが現実なんです。こういう現実の中でね、町長が、福祉資源に余裕があると言った根拠を示してください、

町長。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○5番（海野隆君） いや、町長じゃないの。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まだまだ、阿見町には余力のある人が相当いると思います。まあ、十分よ。それは今、人数がどうのこうのとは言えないけど、十分、CCRCを、これは、東京23区の人たちをこちらに受け入れるという、そして、このCCRCは、本当に先ほども言ったとおり、元気なうちに地方に行き、そこで単なる受け手ではなく、いろいろポジティブな活動をするということで、そういう中でコミュニティーをつくるということでね、そういう意味では、十分大丈夫であると、私は考えておりますし、また、この阿見町においてはね、大学だ何だ、いろんなコンセプトというか、いろんなものがあるんで、十分その需要には耐えられるんじゃないかなと、東京の有能な人たちが来ても、十分そういう資源があるので、十分阿見町で有効な生活ができるんじゃないかな、そう思っています。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） その認識のね、不確かさというのは、今の答弁でね、よくわかったのではないかと思いますよ。私はそんなこと聞いてませんよ。資源的に余裕があるという、その根拠はなんですかと聞いたわけですよ。何の答えもしてないじゃないですか。もう一回答弁してください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） まず、海野議員が疑問に思われている、例えば、高齢者、単なる東京都の、いわゆる、介護予備——こういう言い方しちゃ失礼かもしれませんが、将来ですね、10年後、20年後、介護になる見込みがある、当然、年齢が行けば、誰でも要介護の介護率は高くなるわけですから、そういった方が移住されてきて、で、やはり私たちは10年後、20年後、あるいは30年後の阿見町に責任を持っていかなければならないと思っております。そういった中で、海野議員が御心配されている、余力があるかどうかということで、地方創生会議でも示されている41自治体がございますけども、これについては、介護のベッドの準備レベル、現時点です、どうか。それから、医療、急性期の医療密度がどうかというような観点から、それぞれレベル1からレベル7までやってるわけですね。それで、今回、創生会議のほうで示しているのが、介護ベッドの準備レベルが4以上——1になるほど、その余力がないということになるんですけども。それから、急性期の医療レベルも6以上というようなところで41の都市が、地方都市の場合ですと想定されております。大都市だと1カ所、地方都市だと41カ所ですかね。それから、過疎になりますと7というところで指定されております。現時点で、

この枠の中には、阿見町がいわゆる2次医療圏で設定しております。阿見町で行きますと、取手ということになりますので、例えば取手市、龍ヶ崎、牛久市、そのほかの市町村、いわゆる県南の部分が入っておりますので、それで申し上げますと、提言なされているところでいきますと、医療レベルですと、その取手の2次医療圏ですと、医療レベルが5、それから介護レベルでいきますと2ということになりますので、この枠からはみ出ているということでございます。ただ、今後、計画を策定していく中で、幅広い2次医療圏で設定してございますので、これを例えば、この計画を進める中でですね、阿見町に単独で置きかえた場合に、どれくらいのレベルに試算できるのかとか、そういったのも、今後詰めていく必要があるかと思っております。それから、現在の施設の数だけではなく、これから具体的な計画策定ということになりますけれども、そうした場合に、現状プラスアルファで、こういった受け入れ施設が整備されるか、今あるスパンの中で受け入れるとなると、当然オーバーしてしまうのではないかとすることは予測されますが、新たに、例えば、サービスつき高齢者住宅等を整備して、これは有料老人ホームと同等で、食事の提供をする施設であれば、27年の4月からですね、住所地特例が適用されるということでございますので、今、介護が必要じゃなくても、そこに入居されれば、将来、医療もそうですけど、医療がかかったり、介護が必要になったりした場合には、転入前の市町村がその費用を負担するというところで、制度の改正が図られております。こういったものを活用して、阿見町でどれくらいそういった民間事業者を含めてですね、事業者の参入意向があるのか、あるいは、東京都を想定しておりますけれども、東京都から、そういうアクティブシニアの方がですね、阿見町に移住の意向があるのかどうか、そういったものも含めた中で、この計画のほうを策定していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 今、その住所地特例の話が出ました。住所地特例で想定されるのは、特養であるとかね、そういったことなんですよ。そうするとね、それはアクティブシニアとは、ちょっとね、また違うかなあというふうに思うんですね。そうすると、このプラチナタウン構想というのは、阿見町にですね、有料老人ホームとか、特別養護老人ホームとか、都市部のですね、その受け皿をつくるという計画なんですか。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 今回の提言ですと、どうしても視点的には、都市部の高齢者が視点というようにとり方もできると思うんですね。オールジャパンで考えた場合には、東京都にだけ高齢化率がどんどん高くなって、介護難民ができてしまう。それを地方に移住して地方で受け皿をとというような見方も確かにできると思います。そうすると、ただ単に阿見町が東京都の本当の介護者の受け皿になっていいのかどうかということになるかと思っておりますけれども、

ここで言っている、先ほど申し上げましたサービスつき高齢者住宅というのは、あくまでも介護が必要にならない方も入所できます。将来的に介護が必要になった場合には、その介護サービスについても適用になるということでございますので、あくまでも、今想定しているのが特別養護老人ホームですとか、有料老人ホームですとか、そういったところではなくて、サービスつき高齢者住宅等が、これから具体的にはいろいろ検討していくこととなりますけれども、そういった施設が仮にできたとすればですね、これは元気な方が入所できるという施設でございますので、そういったものを想定はしているところでございますが、具体的にはこれから詰めていくということになります。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、あとはね、委員会の議論に任せたいと思いますが、なぜ、こんなにね、ここで詳しくね、やりとりしなくちゃいけなかったかっていうと、これ町長もね、平成27年の施政方針で一切、一言も触れていない。全協でもですね、紙1枚のぺらでしたね。突然その場で。こういうのは説明不足っていうんですよ。それで、私は今、町長及び部長がですね、これを計画して云々と、いろいろと言っておりましたけど、そういうまちづくりの方向性には、私は反対です、まずね。それはやっぱり、この地域に住まいしている人ね、そういう人の医療とか福祉とか生活利便性とか、それをしっかりとね、支えるための政策を打つべきであって、この阿見町はですね、職場はですね、首都圏にも通えるんですよ。そういう有利な、水戸何かと比べたら非常に有利なね、地域性にあります。そういうことで、いろいろと質疑を交わしてですね、中身がよくわかりましたので、ありがとうございました。あとは委員会の質疑の中でやっていただきたいと思います。

57号までか、ちょっと待って、58号までだな、はい、以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はありませんか。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私もちよっとこの54号で、この前、全協でもらった資料で、阿見町プラチナタウン構想と書いてあるんで、ちよっといろいろ、どういうものなのかなと、いろいろネットで調べていたんですけども、ちよっとその中で、1つひっかかったのがあったんですけども、プラチナ社会研究会というのを、まず知っていますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○4番（永井義一君） はい、じゃあ、いいです。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） どうして、それを聞いたかということですね、ここに436の会員、企業、自治体、あといろいろな研究団体とかそういうのが入ってて、阿見町も、見たら入っているん

ですよ。だから、まず、それをまあ、ちょっとね、聞きたかったんですけども。まあ、県内という、阿見と石岡、あと茨城町、かすみがうら、高萩、つくばというのが、ちょっと私のところにあるんですけども、まず、これは、この会員になったのはいつで、どういう話し合いをしているんですか。ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） プラチナ社会研究会、確かに議員おっしゃられるとおり、民間の研究ということで、入ってございます。ちょっと、いつかというのは、ちょっと現在、資料を持ち合わせておりませんので、後で回答させていただければと思います。済みません。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） その研究会で研修っていうんですかね……。内容も、今はじゃあ、部長のところではわからない。それも後かな。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 済みません、詳細については、後で回答させていただければと思います。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号から議案第58号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 議案第59号 | 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）         |
| 議案第60号 | 平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）   |
| 議案第61号 | 平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  |
| 議案第62号 | 平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第63号 | 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）     |
| 議案第64号 | 平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  |
| 議案第65号 | 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）       |

○議長（柴原成一君） 次に、日程第7、議案第59号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第60号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第61号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第62号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第63号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第64号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第65号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第59号から第65号までの、補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第59号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億2,687万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ155億8,587万1,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入から申し上げます。

第15款国庫支出金では、阿見町地域再生計画策定事業に係る地域再生戦略交付金を新規計上。

第16款県支出金では、茨城県子育て家庭・シニア応援事業に係るひとり親家庭等学習応援事業費補助金を新規計上。

第19款繰入金では、財源調整のため、財政調整基金繰入金、予科練平和記念館整備管理基金繰入金及び公共公益施設整備基金繰入金を増額。

第21款諸収入では、総務費雑入で、コミュニティ事業助成金を、農林水産業費雑入で、身近なみどり整備推進事業返還金を、それぞれ新規計上。

3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで、人事異動等に伴う職員給与関係経費の補正があるほか、第2款総務費では、企画費で、追原地区を立地場所に決定し、地権者等への説明を行ってきた道の駅整備について、関係機関との調整の結果、設計等を早期に行う必要が生じたことから、基本設計、地質調査、用地測量等の経費を新規計上。町民活動推進費で、筑見、二区北、若栗北及び中郷東の各自治会の公会堂備品等整備に係るコミュニティ事業補助金を新規計上。

第3款民生費では、社会福祉費で、内閣府の地域再生戦略交付金を活用し、阿見町地域再生計画策定に係る経費を新規計上。児童福祉総務費で、茨城県の地方創生施策として町が事業実施主体となり、ひとり親家庭等に対して図書カードを配布し、子供の図書購入に係る経済的負



担を軽減するためのひとり親家庭等学習応援給付費を新規計上。

第4款衛生費では、環境整備費で、今年度新規事業として実施しております住宅用LED照明設置補助金について、町民ニーズが非常に高く、当初想定を大幅に上回る申請があり、開始2カ月をもって予算額に達したところであります。今年度は地方創生に伴い、プレミアムつき商品券の発行規模及びプレミアム率を大幅に拡大しているため、本補助制度との相乗効果により、住宅用LED照明の普及推進が効果的に図れると期待できることから、補助金を増額するものであります。

次に、第5款農林水産業費では、農業振興費で、地権者の土地利用変更に伴う平地林保全整備事業に係る県支出金等返還金を新規計上。

第9款教育費では、予科練平和記念館費で、当町で撮影が行われている映画「サクラ花」のロケセット一式陸攻の寄贈が決定したことから、撮影終了にあわせて予科練平和記念館内の展示スペースに移設するための経費を新規計上するものであります。

議案第60号から第64号までにつきましては、それぞれの特別会計において、主に人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものです。

議案第60号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から152万5,000円を減額、歳入歳出それぞれ62億1,647万5,000円とし、その財源調整のため、一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第61号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から1,623万3,000円を減額、歳入歳出それぞれ23億2,076万7,000円とし、その財源調整のため、一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第62号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に4万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,804万2,000円とし、その財源調整のため、一般管理費繰入金を増額するものであります。

次に、議案第63号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から247万9,000円を減額、歳入歳出それぞれ29億3,052万1,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するほか、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修経費を新規計上するもので、その財源調整のため、事務費等一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第64号、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から134万7,000円を減額、歳入歳出それぞれ7億5,265万3,000円とし、その財源調整のため、一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第65号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ1,730万7,000円を増額するものであります。

その内容としましては、給料、職員手当、法定福利費及び業務量増加に伴う臨時職員賃金を増額するものであります。水道事業収益の他会計負担金907万円についても、人事異動に伴う兼務職員に係る人件費の負担金増となっております。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案7件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、ちょっと町長のほうでいろいろ言っていたんですけど、もうちょっと詳しく聞きたいのが何点かあるので、お願いします。

まず、15ページですね。

○議長（柴原成一君） どれですか。

○4番（永井義一君） 一般会計です。これが今、ひとり親家庭等学習応援給付費、図書カードの配布っていうのは、ちらっと聞こえたんですけども、もうちょっと具体的に、どういう形で考えているのか、この配布先とか配布方法とか、ちょっと教えてください。

いいのかな、もう1点あるんですけど。

○議長（柴原成一君） はい、どうぞ。

○4番（永井義一君） じゃあ、もう1点いきます。18ページの住宅用LEDの設置のやつなんですけども、今、2カ月で予算いっぱいになったということで、どのぐらいの人が、実際に来たのか。それで、具体的に、あれ上限2万ですよ。その2万、みんな、目いっぱい使ったのか、それともそうじゃないのか、その辺、ちょっと詳しくお願いします。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） まず、最初に、ひとり親家庭に対する学習応援ということでの図書カードについてお答えさせていただきます。これにつきまして、まずですね、子育て世帯の中のひとり親家庭等に対しまして、図書カードを配布し、子供の学習用の図書購入にかかる経済的負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の児童の学習の機会を確保するというもので、県のほうで10分の10補助するというものでございますが、対象といたしまして、これはひとり親家庭に対し図書カードを配布するというのが事業ですけども、対象といたしましては、

児童扶養手当の受給世帯，それから生活保護受給世帯で18歳未満の児童が対象ということで，対象児童1人につき1万円分の図書カードを配布するものでございます。

町内にですね，対象となる方が652名おります。こちらの方全員分が，今回，補正予算で計上させていただいたものでございます。

それですね，配布方法でございますけども，児童扶養手当につきましては，必ず現況届というのが，毎年8月でございます。その際に，役場の担当窓口で，直接受給者に配布をすることで考えてございますので，配布漏れはないということになります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） お答えいたします。先ほど，町長が言われたとおり，住宅用LEDの補助については，非常に好評でして，当初予想を上回る結果になったということでございます。今回の補助の当初予算については，当初，250件を見込んで，2万円ということで500万の計上をしたわけです。

補助の中身としては，4,000円以上の家庭用LEDを購入した者に対して2分の1，上限2万円ということですが，5月18日までで300件の，300件ぴったりの申請がございました。それで，ちょうど500万行ってしまったということで，平均的には2万円までは行っておりません。1万7,000円弱，1万6,709円と，計算上はですね，その辺の金額になってございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） その図書カードのほうは，1人につき1万円ということで，10分の10ということなんですけども，一応，これ補正に出ている，今回これっきりということだと思っておりますよ。ただ，LEDに関しては，これ確かね，当初の予算で500万が，今回1,500万。かなりね，当初の予算よりも3倍で，確かこれ，3年ぐらいかけてやるっていう話でしたよね。ですから，今回，この1,500万をぼんと乗つけることに対して，じゃあ，来年どうなるのという，多分，疑問が来ると思うんですよ。その辺は，ちょっとどうなんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 確かに，来年度の予算をどうするかっていうのは，非常に課題になってくると思うんですが，ただ，今，5月18日までに300件あって，予算がなくなったということなんですけども，5月29日現在，313件で，13件オーバーしているというふうな状況です。これはもう既に，今回の補正予算の条件ということで，申請は受け付けをしておりますので，補正予算が通れば，その部分については支出をしていこうというふうに考えております。ただ，私たちも，今回これほど反響があるというふうなことはわかりませんでしたので，今回，

この補正が通った暁に、今後の推移を見ないと、来年度予算どういうふうになるかというふうなことも、ちょっと検討はできないかなというふうに思います。ですので、この今回の補正が通りまして、今後の推移を見た中で、来年度予算についても検討していくというふうな形になるかと思っています。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） これ今回1,500万ということで、これでまた、もしなくなった場合、じゃあ12月にまた補正かけるなんてことはありますか。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） やはり、予算については、際限がないというわけには、やっぱりいきませんので、ある程度のアッパーの予算の中でやっていかなければならないというふうに思っております。1,500万、2,000万円、26年度、27年度合わせ2,000万円、この中で対応していきたいというふうに思いますし、ある程度、町内の電気事業者の方にも、もし予算の状況、今のLEDの補助の状況については、リアルタイムでホームページ等でも公表しておりますし、電気事業者——電気の販売店ですね、にも、そういった情報を逐一流しましてですね、住民の方には周知をしていく必要があるんだろうというふうには考えてます。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 一般会計補正予算の9ページね。9ページから10ページにかけてかな。先ほどね、追原での説明会を終えてですね、設計をと、こんな話になっていたと思うんですね。私がお聞きしたいのは、その前にですね、そもそも民間活力導入可能性調査というのを行ったはずなんです。これ、議会のほうにですね、この結果は一切、報告がないんですよ。そうするとね、そもそも、その民間活力導入可能性が、どういった類いで、これ説明されたのかな。された。いや、そもそも、その導入可能性がどういう状況になっているか、明確な話がないのに、次に進むわけでしょ、これ。設計に入るわけだから。だって、丸投げって言っちゃ、言葉悪いかもしれないけども、建物だけは町がやって、それであとの運営は全て任せるっていう方法もあるだろうし、民間のね、その活力というのは。そうじゃなくて、第三セクターのような方式もあるだろうし、まあ、いろいろな、私は、どういうオーダーをして、どういう調査結果が出たのかわかんないんだけど、これは、今どうなって、報告書はいつ上がってくるんですか。だって、議会に一切報告がないままに、次に進もうとしているんでしょ、これ。だって、そうしたら、実際の設計だって、変わってくるんじゃないんですか。どういう建物をつくるかということも変わってくるのではないかと、私はと思いますが、そのことについて、ちょっとお

伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。今回の道の駅整備に関する補正につきましては、今年の1月ですか、全協のほうで、立地場所について、今まで4カ所の候補地から1カ所に絞って追原地区ということで説明をしてきたところでございます。その後、先ほど提案理由でも申しましたが、地権者のほうに説明をしたところ、おおむねその立地については了解を得たということで、今後、詳細な設計をしていくというようなことで、本来であれば、来年度の当初予算で、そういう基本設計の予算を上げるところでございましたが、いろいろ場所が、125号バイパスと追原久野線の交差点というようなことで、その進入につきまして、大きな交差点ですので、交差点の改良の必要もあるということで、県のほうとの、これまでそういう機関との調整をしてきた結果ですね、詳細な計画書が必要になってきたというようなこともありまして、前倒して、そういう設計を作成して、いろんな機関と協議を進めていく必要があるというようなことで、補正をさせていただいたところでございますが、そもそも、その基本構想、基本計画の中でですね、やはり先ほど、海野議員質問の、運営者について、民間活力というようなことを、基本方針として出しているわけです。その件については、今年度の27年度に、どういう運営者、民間で事業できる、運営・管理できる人がいるかというようなことを、今年度の予算で、そのところを決めているところでございます。

基本的には、町としては、そういう管理・運営に関する基本方針に基づいて、民間でどんなところが手を挙げてくれるのかということ、今、調査を進めているところでございますので、それが今回、基本設計のほうと、前倒しということで、同時進行するような形になってくるわけですが、それは、決まり次第、議会のほうに、事業者のほうですね、そういうものが決まり次第、議会のほうには説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それ、同時進行はいいかもしれませんがね、これ、本当に民間活力って言って、民間で受ける業者が出てこなかったらどうするのかと思っちゃうようですが、いずれにしてもね、これはまた委員会でもね、もんでもらうにしても、非常に手続的にね、疑問を感じます。それだけ申し上げたいと思います。

次、次はですね、14ページね、同じ一般会計補正予算。これ、先ほどね、地域再生計画については、いろいろとやりとりをしましたが、具体的にですね、どのような業者に、その業務の委託をするのかは決まっていますか。それから、内容、これについて教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 事業所の選定については、これからということになりますの

で、現在はまだ決まってございません。

内容につきましてですけども、計画の概要としては、都市部シニアのニーズの調査、それから事業者の意向、それから対象用地の条件の検討などを行ってですね、地域再生の基本方針、それから全体計画、それから事業の推進方策などですね、実行に移すための基本計画を策定するという内容になろうかと思えます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 先ほどね、平成25年6月にですね、かすみがうら市のプラチナタウン構想、仮称ということで、仮がついておりますけれども、これ7ページです。この程度のものなんですか。それとも、もうちょっと相当なボリューム、資料も含めて、あるものなんですか。7ページぐらいのね、プランをまとめるならね、僕だってね、3日もあったらまとめられちゃうなど。何でかという、ほとんどのデータっていうのはね、国が持っているわけだから、それをね、引き写せばできる話で、それに約1,000万かかるわけでしょう、まあ、消費税が入ってるかどうかわかりませんが。これは一体、何をわからないで、980万円——まあ、10分の10だからいいって言えば、それまでですよ。だけど、そう言ったってね、職員も一生懸命ね、時間とられるし、それに、大きな精力を費やすわけじゃないですか。しかもこれね、たまたまこれね、プラチナタウンだから保健福祉部長が主務課というかな、主管部でやるのかもしれないけれども、そのね、もと総務部長から何から何まで入ってね、これやるわけじゃないですか。相当な、町内としては、非常なね、手間暇がかかるだろうと。これも入れればね、やっぱりもしほかに仕事してれば、それなりのものがかからないわけだから、その辺はそうなんですか、これ。あの7ページ程度のものなんですか。それとも、そういう想定じゃなくて、相当、資料も含めて、出てくるものなのか。7ページ程度のものなら、私が10万くらいで請け負ってもいいですけど。お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 具体的には、これから策定していくので、ページが何ページになるか、ちょっとわかりませんが、いろいろ、先ほど御質問があったような疑問点があるかと思えます。そういったものを払拭しながら、きちんと、わからないものは、そういったデータをきちんと整理してですね、将来20年後、30年後、阿見町にとって責任を持てる計画として仕上げるには、やはりそれなりの調査とかですね、民間シンクタンクになると思うんですけども、そのノウハウを十分に活用してですね、皆さんの納得を得られるような計画を進めていけないといけないと思っておりますが、それにはそれなりの経費がかかるというふうに想定してございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 結局ね、受けたほうはね、推進できるということでね、計画つくるんですよ、申しわけないけど。でね、私が先ほど言った、多々、疑問はね、こういう形でできるかもしれない、出てくるかもしれないけど、基本的にはできるという形で、本当はね、この地域再生計画、言ってみれば、阿見町プラチナタウン構想基本計画かな、そういうものを本当はそれをね、さらに検証するね、協議会が私は必要だと思いますが、そのぐらいにして、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はありませんか。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 先ほど永井議員から御質問のありましたプラチナ社会研究会ですけれども、申し込みがですね、平成26年の9月5日に、町として申し込みをしております。それで、4回、研修会とかセミナーとかが開催されておまして、町としては4回ですね、出席をしております。その中で、例えば、先進事例の研究ですとか、あるいはパネルディスカッションをやって、いろいろ、例えば、超高齢化社会に向けた地方はどうなっているのか、都市部の高齢者の動向はどうなのかとか、プラチナコミュニティーの実現に向けて、あるいは、アクティブシニアが地方に移住した場合の効果ですとか、そういったものについて勉強しているという内容でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、4回、今、参加しているということなんで、その会費は幾らなんですか。

○議長（柴原成一君） 社会福祉課長兼福祉センター所長湯原勝行君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（湯原勝行君） 会費のほうは無料となっております。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号から議案第65号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第66号 防災行政無線放送施設整備工事請負契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、議案第66号、防災行政無線放送施設整備工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第66号、防災行政無線放送施設整備工事請負契約について提案理由を申し上げます。

防災行政無線の整備については、災害時における避難情報や被害の状況、緊急地震速報などを速やかに確実に伝達するため、平成26年度より2カ年計画で進めているところであります。

本工事は、平成26年度に整備した同報系及び移動系システム等に引き続き、無線LAN回線システム等の整備工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成28年3月31日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配布しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） この防災行政無線のね、放送設備のね、整備の契約についてお伺いします。まずね、工事の中身というのは、お手元というふうに言われたんですが、ここには何か設置場所とね、何かこう絵が描いてあるということで、具体的によくわからないんですけど、どういう工事なんですか。例えば、道路を掘って、何か支柱を建てるとか、建築構造物を建てるとか、そういうことなんですか。それとも、そうではなくてですね、機器を何かにつなぐとか、機器を設置するとか、そういう工事ですか。どちらですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。基本的には、機器を設置するというような工事でございます。データを転送を可能にするようなLAN回線を引くというような工事が主なことでございます。



○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 3者が応募してね、1者は辞退、1者は最低制限価格を下回って失格。この3者というのは、一部上場企業ですか、3者とも。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。今回の入札に関しましては、一般競争入札で行うということで、電気通信工事の特定建設業の許可を有しているということと、電気通信工事では1,300点以上というような、総合評定値ですか、それが1,300点以上ということと、デジタル防災行政無線のシステムの元請として、請負代金が1億円以上というような工事を実績があるというようなことで条件をつけたということで、一部上場というところまでは確認してないんですが、そういう会社を選定しているということです。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これはね、3者とも一部上場企業です。非常に信頼性の高いね——一部上場企業だからって信頼性が高いとは、そう一概には言えないかもしれないけど。それでね、私が不審に思うのは、先ほど、設置とつなぐだけだという話でしたよね。何でこれ最低制限価格つけたんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。一般競争入札工事につきましては、最低制限価格を設けるということで、実施してきているところでございまして、今回も最低制限価格を設定したという。最低制限価格を設定するに当たっては、前の26年度で実施しました防災行政無線、それと同じように最低制限価格の設定については設けたということのございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、そのときのね、議論でも、最低制限価格をつけるというのは、工事品質のね、担保ですよと、保障ですよと、こういう議論をしたと思うんですよ。それで、これは、つまり最低制限価格つけちゃだめですよ。それから、まあ、もし心配ならば、低入札価格調査制度、これでやるべき案件じゃないですかと、そのときに申し上げましたけど、これもまさにそうじゃないですか。これ一部上場企業、この電気興業ね、3,421万円。落札者が4,983万8,000円。1,500万も違うんですよ、これ。こんなの普通考えられないですよ、これ。4,000万ぐらいの工事だね、1,500万もね、違うようなことってのは想定できません、私は。どういう想定なんですか、これ。どんな原因だと思いますか。答えられない。

じゃあ、まずね、1つ。なぜ、低入札価格調査制度でやりませんでしたか。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。この件については、前にも同じような質問があったかと思いますが。低入札価格調査制度によるものについては、いろいろ調査するのに時間的、労力的な部分が、町ではそれだけの対応がなかなか難しいというようなこともあります。それとですね、低入札価格制度を、仮に、それで実施したとしてもですね、最低制限価格、その70%以下のものについては、その調査制度においても失格するというようなことでございますので、今回は、落札率が60%ぐらいになっているということです。仮にそういう低入札価格調査で実施したとしても失格になるというような案件でございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そしたらね、考えられるのはね、予定価格が高いんですよ。高いんですよ。それしか考えられないでしょう。一部上場企業ですよ、あなた。一部上場企業がね、いい加減なことやったらね、これコンプライアンスでね、その会社は市場から退場しちゃいますよ。それから、低価格調査するのに時間とか金がかかる。とんでもないですよ。1,500万あったら、職員2人雇えますよ、あなた。何を言っているんですか。地方自治法の第2条の14項を、もう一回しっかりと読んでみてくださいよ。何度も僕はここで言うけれども。本当にこれじゃあね、阿見町の税金はね、これどんどんどんどん高どまりで、どっかに消えちゃってるんですよ。必要なところに回らないですよ、これじゃあ。根本的に考えたほうがいいと思いますよ。そういうね、指摘をして、私はこれについてはね、非常に、大いに、疑問があると。予定価格が高過ぎるのではないかという疑問、それから最低制限価格をつけたっていうことの疑問、低入札価格調査制度をやらなかったっていう疑問、非常に疑問を感じます。こういう入札はあってはいけません。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） これもね、私も入札の関係でいろいろずっと過去質問してきたけどね、この一般競争入札とかね、指名競争入札、しかも最低制限価格、こういうね、わからないんです。何でこれが最低制限価格ありの入札なのかとかね。これは何か条件があるんですか。しっかりとした条件が。それは誰が決めるんですか。教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは、工事に関しては、一般競争入札に関する工事に関しては、最低制限価格を設けて実施するというようなことで、決定して、これまで入札の執行をしてきているということでございますので、この工事に関しても、一般競争入札ということでございますので、最低制限価格を設けて実施しているということでござ

います。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） こういうね、一流の企業がですよ、これだけでできますと言ってやっているのに、それを切ってますよ、高いほうの企業にさせるという、その入札方法そのものがおかしいんじゃないの。だって、相当な額の差があるよ。しかも、安いほうで受けるんだったら、これはまあいいけども、まあ、海野さんではないけども、いい加減な企業じゃないんですよ、これ。そういう税金を使うんですから、一般競争入札にしたから最低制限価格を設けて、それで下回ったら失格だなんていう、これはやっぱりね、入札のやり方として、税金の使い方として、私はまずいと思います。過去にもそういう質問を、私はしたことがあるような記憶がありますけどね。やっぱり、適切な入札をやる、一般競争入札を適切な入札をやるということは、町長も何度も答弁しているんですからね、これが不適切かどうかはわかりませんが、要は、高いもので落札するという、そこの意識が、私は皆さん方の意識がわからないんですよ。もっと考えて、安く。で、安かろう悪かろうのものじゃないからね、これは。接続するというような感じ、さっきの説明ではね、そういうことみたいだったけども、それはいい加減な工事じゃないと思いますよ、この企業としてはね。もうちょっと考えてくださいよ、これ。お願いします。

○議長（柴原成一君） 質疑……。

○13番（藤井孝幸君） はい、オーケーです。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、議案第67号、中央公民館耐震補強工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第67号、中央公民館耐震補強工事請負契約について申し上げます。

本工事は、中央公民館の耐震補強工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成27年12月28日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配布しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） この入札のやつでは、全協でも話がね、随分盛り上がりました。それは、分離分割の方式を、なぜとらなかったのかという話でした。私もね、工事の内容については、いところがやっているんで、いろいろ話は聞くんです。この場合にも、多分、受けた元請の人は、電気工事とかいろいろなものを下請に出すと思うんですね。これで見ると、電気工事一式、機械工事設備一式を、元請にしてね、分けてやったらばどうかというのは、当然、公園の論議からも、当然これは行き着くところと思うんですね。これに関して、私は質問はね、しようとは思ってなかったんですけど、誰も出ないんで、ちょっとあれと類似したもので、これは町としてね、なぜ分割できなかったのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ただいまの件について答弁いたします。御存じのとおり、全協でも説明しましたが、この工期がですね、議会の議決の翌日から12月の28日まで。当然、8月1日から12月までは、町民に御迷惑かけちゃうんです。分離分割発注しちゃうと、要するに長期にわたっちゃうんで、今回は一括して、短期間で工事を実施するために、一括で、そういう方法で決めたものでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私も今日は太極拳の練習で公民館に行ってきました。表示も見てきました。この分離分割っていうのはね、その意義も、地元企業の育成ということで、この間の全協の中でも語るられました。私もね、それは一理あるなというふうに思います。そのことで、今、期間が長くなっちゃうということですけども、工事っていうのは、多分、やり方があって、いろんな工事の段取りがあっってきて、分割してもね、別な会社だから、間を置いてやるということではなくて、これが終わったら次はこれという、そういうことで工事は進んでいくんだろうと思います。そのことで工期が長引くということは、ちょっと素人から見てもね、考えられません。だから、ぜひですね、この入札状況から見ても、1億7,100万ですけども、そういう非常にね、予定価格よりも微妙なね、価格で落札されたものです。だったら、できる限り地元の電気屋さんもいるでしょうし、そういう機械設備もあるでしょう。そういう形でね、できませんか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

3番、4番、静かにしてください。

教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。細かい設計どうのこうのは、ちょっとわからないんですけど、今回は、要するに特定電気……。ちょっとその後、思い出せないんですが、そういうものを持っている町内の業者っていうのは、ないですよ。基本的にそういう形で1本で。当然、分離分割というのは、デメリットとしてはですね、諸経費が両方にかかりますから、多くかかるというデメリットもありますので、先ほども言ったように、今回は、早目に工期を短縮するために、一括発注をしたということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 理由はそういうことなのでしょうけども、事前に、もう役場のね、前の植栽なんかを、町の業者がいるにもかかわらず、他町村からの業者の工事請負があったということで、話題になったことがあると聞いています。できる限りですね、そういう下請の選定についてもですね、元請の人は配慮をしてやっていただくように、これからは御指導のほどよろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第68号 社整東公第1-1号公園整備工事請負契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第10、議案第68号、社整東公第1-1号公園整備工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第68号、社整東公第1-1号公園整備工事請負契約について申し上げます。

本工事は、阿見吉原土地区画整理地内において事業を推進している「ふれあいの杜公園」の整備工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成28年2月29日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配布しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、ちょうどね、飯野さんも分離分割の話、前の議案で出されたんですけども、これは全協のときもその話は出てたかと思うんですよ。実際、こういった工事のほうは、そういうメリットはあるんじゃないかと、私は思うんですけども、あえてそれをしなかったことを、再度お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。確かに、全協のときも、いろいろ御議論いただいたかと思いますが、分離分割発注につきましてはですね、内容ですとか、工期、それから予算等をですね、勘案しまして、その都度、判断してまいります。今、飯野議員からありましたように、基本は町内の業者に受注機会を拡大するために分離分割だというふうには考えております。そういった中で、今回もですね、この公園につきましても、当然、皆様からそういった御質問が寄せられると思ひまして、検討はしております。結果から申し上げますと、造園工事としてですね、分離ですとか分割して発注した場合に、競争入札に資するために必要となる町内の造園業者の数が足りないというようなことです。言いかえますと、競争入札に必要な町内業者がないというような理由からですね、一括発注にしたものでございます。町の規定においてですね、競争入札に付する場合はですね、指名の業者数が設けられておまして、最低でも4者以上。金額によって4者、5者、6者というふうになっていくんですけども、そういったことからですね、今回の工事、例えば、土木工事と造園工事に分割した場合は、相当数の業者数が必要となりますが、その業者数がですね、造園工事として阿見町に登録されている業者数が、その規定に満たしていないということから、実施できなかったということでございます。

皆さん、町内業者、造園業者さん、たくさんあるんじゃないかということですけども、実際に十数者あるんですけども、実際に土木工事、造園工事として登録されているところは7者しかございません。この7者につきましても、建設業法として取り決められています経営審査、経営事項審査を受けるんですけども、その評点はあるんですけども、7者あるんですけども、その7者のうち、実質、実績がある業者というのは4者だけなんです。実績はないけども、ただ評点であるということですので4者ありまして、その4者のうちですね、実際にその公共工事を実績がある業者というのは、公共事業ですね、は2者しかないというような、そういった状況ですので、これについては、造園工事として、そういった規定に満たしてないので、今回は土木工事として一括発注したというような、そういったことでございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、最初7者が、次、まあ4者があるけども、それに適合するのが2者しかないから、一般競争入札には合わないという判断で、町はやったわけですか。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 造園工事として想定する金額の規定の業者数に足りないということから、造園工事では発注しなかったというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 経営審査という話が出ましたが、そういう町の業者にね、業者を選定するには、経営審査だとかそんなのは、やっぱりじっと見ているわけ。確実に見ているわけですか。

○議長（柴原成一君） 篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 公共事業をですね、発注するためにはですね、茨城県の場合には、県の経営事項審査を受けます。その受けて評定をもらわないと、これは公共事業を受注することはできません。これは建設業法で決まっていますので、ですから、その評点を、参加登録申し込みのときに、全部書類一式つけてきますので、それで判断してまいりますので、その評点がなければ資格がないということで、そういったものをチェックしながら参加業者を決めてまいります。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） これは、公園とか整備だけじゃなくて、建設もみな同じですね、各部署、経営審査を確実に見てるわけですかね。

○議長（柴原成一君） 篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 都市整備部の私ではなくて、全体的なことですけども、当然、経営審査で評点をつけて登録されますので、それにつきましては、阿見町では、ホームページをですね、全業者、登録されている業者数を公表していますし、評点についても、業種別に全て公表されております。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 全協のときに、分離分割発注という話をしたんですけども、その回答としては、土木工事で発注した、造園工事で発注しなかったという、その回答はね、課長があそこにいるから、そっち見てるんだけども、その取りまとめるだけの力のある業者がないという話で、それだけ大きい土木業者さんに取りまとめてもらうんだという、確か、回答だったと思うんですが、部長の話だと、何だ、経審通ってて、そんで公共事業やってるのは4者しかない。その中で実績持ってるの2者しかないから、だからやんなかったんだという話なんだけど、これ、別に重箱の隅をつついてるわけじゃないんですけどね、やはり執行部としてはね、1つの回答をですね、貫かないとね、これ不審に思われますよ。ですから、その辺はね、回答するときに、同じ部署なんだから、よく検討して、それから回答してください。要望です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。



お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

請願第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願

○議長（柴原成一君） 次に、日程第11、請願第2号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 0時31分散会

第 2 号

[ 6 月 10 日 ]

## 平成27年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月10日（第2日）

### ○出席議員

|     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 柴原成一君  |
| 2番  | 藤平竜也君  |
| 3番  | 野口雅弘君  |
| 4番  | 永井義一君  |
| 5番  | 海野隆君   |
| 6番  | 飯野良治君  |
| 7番  | 平岡博君   |
| 8番  | 久保谷充君  |
| 9番  | 川畑秀慈君  |
| 10番 | 難波千香子君 |
| 11番 | 紙井和美君  |
| 12番 | 浅野栄子君  |
| 13番 | 藤井孝幸君  |
| 14番 | 吉田憲市君  |
| 15番 | 倉持松雄君  |
| 16番 | 佐藤幸明君  |
| 17番 | 諏訪原実君  |

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

|   |   |           |   |           |
|---|---|-----------|---|-----------|
| 町 | 長 | 天田富司男君    |   |           |
| 教 | 育 | 長 青山壽々子君  |   |           |
| 総 | 務 | 部 長 横田健一君 |   |           |
| 町 | 民 | 部 長 篠原尚彦君 |   |           |
| 保 | 健 | 福         | 祉 | 部 長 飯野利明君 |

|   |       |
|---|-------|
| 生活産業部長                                    | 湯原幸徳君 |
| 都市整備部長                                    | 篠崎慎一君 |
| 教育委員会教育次長                                 | 竿留一美君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長                            | 宮本寛則君 |
| 総務部次長                                     | 大野利明君 |
| 総務課長                                      | 青山公雄君 |
| 企画財政課長                                    | 小口勝美君 |
| 秘書課長                                      | 岡野栄君  |
| 管財課長                                      | 黒井寛君  |
| 交通防災課長兼<br>消防運営管理室長                       | 建石智久君 |
| 町民活動推進課長兼男女<br>共同参画推進室長兼男女高<br>共同参画センター所長 | 須徹君   |
| 税務課長                                      | 菊池彰君  |
| 収納課長                                      | 柴山義一君 |
| 社会福祉課長兼<br>福祉センター所長                       | 湯原勝行君 |
| 児童福祉課長                                    | 青山広美君 |
| 国保年金課長                                    | 岡田稔君  |
| 健康づくり課長                                   | 篠山勝弘君 |
| 農業振興課長                                    | 村松利一君 |
| 商工観光課長                                    | 佐藤哲朗君 |
| 環境政策課長兼<br>放射能対策室長                        | 柳生典昭君 |
| 学校教育課長                                    | 朝日良一君 |
| 生涯学習課長兼<br>中央公民館長                         | 佐藤吉一君 |
| 指導室長                                      | 前島清君  |

○議会事務局出席者

|      |     |
|------|-----|
| 事務局長 | 吉田衛 |
| 書記   | 大竹久 |

平成27年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成27年6月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成27年第2回定例会

一般質問1日目（平成27年6月10日）

| 発 言 者    | 質 問 の 趣 旨  | 答 弁 者                   |
|----------|--|-------------------------|
| 1. 久保谷 充 | 1. 空き家条例に基づく調査の結果と今後の対策について<br>2. CO <sub>2</sub> 削減（地球温暖化への寄与）について<br>3. タケノコの出荷自粛及び原木しいたけの出荷制限について | 町 長<br><br>町 長<br>町 長   |
| 2. 海野 隆  | 1. ふるさと納税制度の取り組みについて<br>2. 通学路の安全確保について<br>3. 全国学力・学習状況調査及び茨城県学力診断テストの結果について                         | 町 長<br>教 育 長<br>教 育 長   |
| 3. 野口 雅弘 | 1. 新小学校建設について  | 町 長                     |
| 4. 永井 義一 | 1. 高校卒業までの医療費の無料化について<br>2. 阿見町の防災行政無線について<br>3. 安全保障法制について  | 町 長<br>町 長<br>町 長       |
| 5. 難波千香子 | 1. 安心安全なまちづくりの推進について<br>2. AEDの設置場所・設置方法と今後の対策について<br>3. 困窮家庭対策について                                  | 町長・教育長<br>町長・教育長<br>町 長 |
| 6. 飯野 良治 | 1. オープンガーデンの取り組みについて<br>2. 筍の出荷自粛と風評被害の因果関係について<br>3. 町社会福祉協議会における通勤手当，16年11ヶ月不正受給の経過とチェック態勢         | 町 長<br>町 長<br>町 長       |

## 午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

議事に入ります前に、ちょっとお知らせをいたします。本日、予科練平和記念館が無料でございます。といいますのは、今日は、終戦直前の6月10日、阿見町町内が空襲に遭った日でございます。そのため、阿見町では310名以上の犠牲者が出ました。そういうことを皆さん、頭に置きながら、阿見町の平和と、犠牲になったとうとい方のことを思い出しながら議員活動に励んでいただきたいと思います。

これより議事に入ります。

---

### 一般質問

○議長（柴原成一君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、8番久保谷充君の一般質問を行います。

8番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

#### 〔8番久保谷充君登壇〕

○8番（久保谷充君） 皆さん、おはようございます。いつもは一番最後に質問をするということが続いておりましたが、今回は一番最初の順番ということで、大変緊張をしております。そういう中で、執行部の皆さんには、明確にわかりやすく答弁をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、通告により、空き家条例に基づく調査の結果と今後の対策についてお伺いをいたします。

阿見町では、平成25年3月に議会で議決し平成25年7月より施行された阿見町空き家等の適正管理に関する条例によって、空き家調査が行われました。町内に空き家と呼ばれる家屋がどの程度存在するのか、売却や賃貸等への所有者の意思はどのようなものなのか、危険な空き家で放置されているものはないかなどについて、行政区の協力をいただきながら調査を行いました。

空き家問題は、今、政府が進め、地方自治体が策定を進めている地方創生の総合戦略においても重要な位置を占めております。2013年に統計がありますが、それによりますと、日本全体の空き家総数は820万戸で、空き家率は13.5%を記録したと報道されております。茨城県内の状況は、空き家率が県平均14.6%、阿見町は16.6%で県内8番目です。賃貸用空き家率では、県平均25.3%、阿見町は30.6%で9番目となっております。

そこで、以下の、調査と今後の対策について伺います。

1つ目、空き家調査の結果について。

結果の分析に基づく今後の方針について。

課題はどのようなものがあるのか。

具体的な利活用についてはどのようにするのか。

また、阿見町の条例制定は2013年で県内でも比較的早い条例化でしたが、全国では2014年10月時点で401の自治体が条例を制定しております。その中には、指導、勧告、命令ではなく代替執行もできるような条例を制定した自治体もあります。阿見町では議論がありましたが、代替執行までは踏み込めなかったという経緯があります。全国での条例制定を受けて、政府は2014年11月に空き家対策特別措置法を成立させました。そして2015年5月26日から全面施行となりました。特措法では、市町村が立ち入り調査の権限を持ち、拒んだ場合には過料を科すとなっております。また、代替執行の措置を行えるものとしています。全体的に阿見町が定めた条例より強いものとなっております。固定資産税面でも空き家対策に寄与するように改正されており、また市町村が空き家対策計画を定めることができるとしています。そして財政的支援を考慮しております。

そこで、5点目の、空き家対策特別措置法の全面施行に伴う町の対応についてお伺いをいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。早速、久保谷議員の、空き家条例に基づく調査の結果と今後の対策についての質問にお答えをいたします。

1点目の、空き家調査の結果についてであります。

平成25年7月1日に、阿見町空き家等の適正管理に関する条例が施行され、各行政区長による調査協力や周辺住民からの情報提供などをもとに、町で現地調査を行い、3月末現在、328件の空き家を把握しております。328件のうち205件については周囲に影響を及ぼす可能性が低



いものでありましたが、残りの123件は老朽化が著しいなど管理不十分なものでありました。

このうち特に改善の必要性の高い物件から、順次、町条例に基づく助言・指導を行った結果、11件が撤去・売却などの方法で恒久的な改善が実施されたことを確認しております。

次に、2点目から5点目までの質問については、空き家対策特別措置法の関係がございますので、一括してお答えをいたします。

当町における空き家条例は、生活環境保全及び安全確保の観点から、空き家等の管理不全な状態の解消を促すことを目的としていることに対して、特措法では、空き家の活用促進、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくものとなっております。

特措法では、「倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」にある空き家を「特定空き家等」と定義し、指導、勧告、命令、代執行の措置を命じることができることとなっております。しかし、現時点では、この「特定空き家等」を判断・認定する体制が国・県等から明確に提示されておらず、特措法に基づいた対応方法が確立されていない現状においては、所有者に対し適正な管理をお願いするのみの状況となっております。

さらに、今回の特措法という空き家関連法案の上位法が制定されたことにより、既存の町独自に制定した空き家条例については、特措法に適応した内容への見直しなどが必要となります。これについては、今後、茨城県が実施する空き家特措法に対する市町村調整会議等の協議内容を参考に検討していくこととなります。

今回の特措法の施行を受け、町としては、空き家対策計画の策定、有識者を含む空き家対策協議会の設立、管理不全な空き家のみではなく賃貸借物件等も含めた空き家の調査及びデータベースの整備、空き家及び空き家跡地の利活用、空き家対策に関して必要な税制措置など、広い分野で新たな対応が必要とされているところであります。

防犯防災上での空き家対策だけではなく、町民の定住促進、地域の活性化などに深くかかわってくるものと考えられ、さまざまな分野における全庁横断的な対応が必要となることから、その体制を確立するため、現在、企画財政課を中心に関係各課による検討を開始したところであります。

この検討を行っていく中で、空き家にしない施策をどのように行うのか、空き家・空き家跡地の利活用をどのように行うのか、建物を撤去しても跡地に雑草が生えてしまう、行政代執行の費用の回収は困難な場合が多いのでは、行政代執行を実施すれば他の空き家についてもそれを期待し解体費用負担がかさむのではなど、さまざまな課題に対する町の方針を決定しなければなりません。

現在、茨城県においても、特措法の施行に伴い、その具体的な対応指針の作成に努めているところであり、町としても継続して関係部署にて協議・検討を行った上で、県の指針に基づき、阿見町として総合的かつ効果的な空き家対策の方針を決定していきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それではですね、この調査した結果ですね、区長または行政区からの要望、助言等は、どのようなことがあったのか、ちょっとお尋ねを申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これまで、空き家の現状の把握については、先ほど答弁したとおり、行政区の区長さんあるいはその隣接する住民の方から情報提供をいただきながら確認をしてきたところでございます。そういう中で、今までの状況から見ますと、管理が不十分で危険を及ぼす、草等が繁茂して環境上・衛生上、近隣に悪影響を及ぼすというような情報の中で対応してきたという経緯でございます。その件数が、先ほど申しました328件というような情報の提供、あるいは町が独自に調査した結果ということでございまして、その後、こちらで所有者なり、そういう方に直接対応していただいて、11件が解決できたというようなことございまして、その後、残りの件数については、対応の最中またはこれから対応していく準備を整えているというような状況でございます。具体的に区長さんからどんな情報とかいうことについては、その件数までは把握はしてございませんが、全体的に、近隣住民あるいは環境に悪影響を及ぼしている物件に対してこれまで対応してきたというような状況でございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あとですね、123件は老朽化が著しいなど管理不十分なものがあったということなんですが、老朽化以外に、管理不十分な部分はどのような管理不十分があったのかどうか、ちょっとお尋ねを申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） 空き家でございますので、住んでないというようなことございまして、当然、その敷地内の草、雑草等が繁茂しているとか、そういうものが近隣の住宅のほうまで、樹木の枝等も含めて伸びているというような管理、それも管理不十分というようなことにはなってくるかと思いますが、その家が老朽化して倒れそうになっていない状況でも、空き家ということから、雑草等が生い茂っているというような状況もあるということございまして。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あとですね、この123件のうちですね、11件が撤去・売却をしたとい

うことなんです、改善をしたということなんです、町のほうでですね、条例に基づく助言・指導というのは、どういう形で、またどういう助言をしたのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） これまでやはり早急に、できればその家を取り壊していただきたいというようなお願いですね、あるいは適切に、先ほど言いましたような管理不全なところを、草を刈り取るなり、枝を切るなり、影響が出ないようにしていただくというような指導、そういうものでございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あとですね、これは1番目のお話なんです、2番、3番、4番と、特措法の関係でということなんです、この結果と分析に基づく方針とかね、これよく、ちょっとわからないのでね、もう一度よく、この点について具体的によろしくお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。国の特措法に絡んで、今後、町として、そういう空き家等の対策計画を策定していくというようなことでございまして、その指針については、国、県等が、これから定めていくというようなことでございまして、そういうものも町も参考にしながら対応を考えていくということでございますので、今現時点では、具体的にその内容については協議していないというのが現状でございます。

先ほども町長答弁しましたとおり、これからですね、やっぱり内部で、関係部署とそういう協議を今のところ進めておりますが、そういう計画を策定するに当たっては、やっぱり全庁的に取り組んで計画を策定していかなければならないというふうに考えておりますので、今後、そういうことについて検討をしていくというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） わかりました。空き家をね、有効活用して人口減少に歯どめをかけようとしてですね、常陸太田市では、2日の日に、空き家情報登録制度、空き家バンクの運用を始めた。県宅建協会と契約交渉などの仲介をしてもらう協定を結んだということなのですが、また、協定は、隣のね、美浦村、利根町、かすみがうら市に次いで4番目ですが、この空き家バンクは、戸建ての空き家の所有者から情報を集め、市のホームページなどで希望価格や建築年数など物件概要を公開して、入所希望者から申し込みを受け付けて、契約交渉は協会員である地元の不動産業者が行います。町でもね、早急にこういう空き家バンクの運用を、これからね、考えていないのかどうかをちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これも先ほど申し上げたとおりですね、今後、町が定める空き家等の対策計画の中で、そういう空き家の活用、そういうものも、当然、その中で検討していく項目になってございますので、そういうことも含めて、今後、考えていくということでございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 今後、みんな考えていくという話で、まあ、結論が、やはり、何ですか、県の中からとかいろいろまだ来てないのでまだ先に進めないというふうなことなんですが、早くですね、こういうことを、やっぱりいろいろ考えて、先ほどもね、空き家率が8番目、9番目ですので、やはり、早くそういうことを、やっぱりするのには、やっぱりそういうことを待ってないでね、スピード感を持ちながらやっていかないと、私はしようがないというふうに思います。また、この空き家対策特措法ではね、自治体による強制撤去規定も新設されましたがですね、全ての空き家を撤去するのは事実上不可能なのでね、壊すのではなくてですね、茨城大学なんかと学生なんか向けに、また、昨日のね、本会議で、プラチナタウン構想の中のアクティブシニアじゃなくてね、若い人たちをね、定住するようなね、シェアハウスにつくりかえて、またこれに対して、家主に対してね、改築費用などを町が補助するような政策を、これからね、そういうことを考えてもらいたいというふうに思うんですが、その辺のところはどうなのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは当然、定住促進、そういうものも、これから町として、そういう課題に対して具体的に、その空き家についてどういうふうに取り組んでいくかというようなことも1つのテーマとして上がっております。そういう中で、空き家の跡地の利活用、あとはまた先ほど言いましたように、空き家にさせない努力をしていくというようなことで、その計画をつくらなくてもですね、現状そういうふう空き家になるようなものが事前に把握できればですね、そういうものは不動産業者とかそういうところにつないで、それを活用したいという希望者がいれば、そういうところにつなげる努力というのは、当然していかなければならないというふうに考えておりますが、今回の特措法によりまして、今までの町の条例がですね、やはり上位法ができたということで、その法律に基づいて、今回新たにまた、県のほうでは、全体的な空き家の把握というものをですね、3,540戸というような数で、先ほど久保谷議員がおっしゃった空き家率16.6%が県内で8番目だというような、数字としては3,540戸を確認しているということでございます。これはアパートも1室も1戸としてカウントした数ということでございますが、そういうことからして、町が把握している現状の数とかなり開きもございます。そういうことから含めて、もう一度、町内の空き家、そう

いうものを総点検していかなければならないというようなことで、そういうものも状況を、現状をよく把握しながら、その中で利活用できるもの、定住促進につなげられるもの、そういうものも総合的に、この計画の中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） いずれにしても、なるべく早く、やはり今、阿見町のね、新築住宅もね、またアパートも増えている状況の中で、やはりこのまま放置していくと、やはり空き家がね、どんどん、何か増えるような状況にあるというふうに思いますのでね、その辺のところを、やはり的確に、またスピード感を持ちながら、早くね、いろいろなものに対して対処していただきたいというふうに思います。これは要望としてです。

これで終わります。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それではですね、次の、CO<sub>2</sub>削減——地球温暖化への寄与について伺います。

町内を車で走っていると、太陽光発電のパネルが大変目につきます。先日、産業建設常任委員会で町内の予算執行状況を見て歩きましたが、またそのときに、あちこちと太陽光発電がありました。まあ、驚いたのはですね、筑見団地の周辺に太陽光発電のパネルが敷き詰められていました。以前は本当にこれはどうなったかなというふうに、わからないような変わりようで、また、隣接の民家の人からね、本当に大変どまどっているような状況でありました。この場所については、私も情報がありませんのでね、本当にびっくりをいたしました。また、看板に茨城県農業会議の名称がありましたので、そこで許認可をとったということでしょうか、町を經由していないのではないかと思います。

再生可能エネルギーである太陽光発電は、日照時間が長く平地が多いということで、茨城県には多くの太陽光発電所が立地しています。認定済みの発電能力は北海道に次いで全国2位となっていると報道されています。そして、阿見町でも、町長が熱心に導入を進めるという経緯もあり、たくさんの太陽光発電所が立地しているのではないかと思います。CO<sub>2</sub>削減、地球温暖化に寄与するといわれる太陽光発電の現状について伺います。

1つ目、太陽光発電——売電をされているものは町内に何カ所あるのか、発電量はどの程度になっているのか伺います。

2つ目、固定資産税等、町財政への寄与はどのくらいの程度になっているのか伺います。

再生エネルギーである太陽光発電はCO<sub>2</sub>削減に寄与すると言われて、地球温暖化防止の阿見町の計画にも記載されていますが、一方で、森林を伐採し、CO<sub>2</sub>を吸収する緑を減少させているという側面もあります。また、太陽光発電の変換率は最高でも20%程度であり、80%は

空気中に放出されていることとなります。筑見団地で太陽光発電所に囲まれたお宅では、夏の暑さがどのくらいになるのか大変心配をしておりました。

そこで、3問目の質問をいたします。森林を伐採して太陽光発電所を行っているところがありますが、CO<sub>2</sub>削減のマイナスはどの程度になるのかお伺いをいたします。

平成23年度に、阿見町は、平成28年度までの5カ年の環境基本計画を作成いたしました。その際、阿見町における動植物生息の現状に関する調査を住民の専門家に依頼し実施しました。今年度予算で、その成果である調査報告書が印刷されると聞いております。しかし、町の総合計画に位置づけられた阿見吉原地区の開発などとは異なり、太陽光発電は、いわば突然、前ぶれもなしに行われた森林伐採であったため、阿見町の環境に大きな影響があったと指摘する声もあります。

そこで、4点目、環境基本計画で調査した生態系や貴重な動植物等への影響はどの程度あったのかについて伺います。

また、5点目に、新たな動植物生態調査を必要としないかについてをお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、CO<sub>2</sub>削減——地球温暖化への寄与についての質問にお答えいたします。

1点目の、太陽光発電所——売電されているものは町内に何カ所、発電量はどの程度かであります。

平成27年1月末現在、町内で売電を行っている太陽光発電所は138カ所となっており、その発電量は約12メガとなっております。

2点目の、固定資産税等、町財政への寄与はどの程度かについてであります。

太陽光発電事業者からの固定資産税は、全て町の一般財源として歳入となるものであります。平成27年度における課税額は2,253万3,000円となっており、町の一般財源に占める割合は0.15%となっております。

3点目の、森林を伐採して太陽光発電を行っているところがあるが、CO<sub>2</sub>削減効果のマイナスはどの程度かについてであります。

標準的な例でお答えしますと、杉林1ヘクタール当たりの年間CO<sub>2</sub>削減量は12.6トンCO<sub>2</sub>であります。一方、太陽光発電1ヘクタールあたりの発電量はおおよそ0.5メガであることから、年間CO<sub>2</sub>削減量は157トンCO<sub>2</sub>と見込まれます。

町では、震災後の平成24年度から現在まで、阿見町森林整備計画区域の太陽光発電による伐採の届け出面積は約9.8ヘクタールであり、この計算に当てはめると、年間CO<sub>2</sub>削減量は123

トンCO<sub>2</sub>ということになりますが、樹木の種類、地形、樹齢等により左右されることから、一概にその効果をはかることは困難であると考えます。

4点目の、環境基本計画で調査した生態系や貴重な動植物等への影響はどの程度あったのかについてであります。

環境保全基本調査は、自然環境に詳しい大学教授、環境団体及び町民により行っていた調査、並びに一般町民からの情報提供を報告書としてまとめたものであります。コンサルタントによる町内全域に及ぶ環境アセスメント調査ではないこと、また町内に点在する太陽光発電所の位置における事前調査や事後調査は実施していないことから、影響がどの程度あったのかについては把握することが困難であります。

最後に、5点目の、新たな動植物生態調査を必要としないかについてであります。

太陽光発電所については、許認可等のもとに行われる経済活動であること、また環境アセスメント調査には多額の費用と長い期間を要することから、町では新たに動植物生態調査を実施する予定はありません。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 太陽光発電所は138カ所、また発電量は12メガということなのですが、これは全部今まで設置されている分なんですか、それとも、今後、よそからね、そういう申請が出ている分も含めてなのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） この138カ所については、もう既に設置して売電済みの箇所でございます。ですので、申請をしているところについては含まれておりません。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そうするとですね、今、石川のほうで申請が出ている分もありますよね。そういったところを含めると、どういう形でなるのか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 今、大きなメガソーラーの部分については、君島石川と阿見飛行場の部分がございます。それ以外に、50キロワット以上の発電予定が25カ所あるというふうに、東電のほうで聞いております。それが約32.6メガで、この中には君島石川も入っております。ちなみに、君島石川地区ですけれども、今の状況では36ヘクタールで11メガを予定しているということです。また、阿見飛行場は5ヘクタールで、これは2カ所に分かれていまして、2.1メガが2つですので4.34メガですか、というふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) そうすると、この138カ所、12メガということは、今、50キロ以上の話なんですか、これ。

○議長(柴原成一君) 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長(湯原幸徳君) 138キロの12メガにつきましては、低圧、それと一般住宅の部分も入ってございます。50キロ以上については9.6メガというふうなことになります。

○議長(柴原成一君) 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) 本当にね、これからの申請が出ている分のほうと、今までのやつがほとんど同じぐらいだということは、かなりの部分でね、設置がこれからあるんだなあというふうに思います。そういう中で、27年度の課税額が2,253万3,000円ということになっているようですが、そうすると、これが全部あれした時点では、どのくらいな税収になるのか、ちょっとわかればお願いしたいというふうに思います。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長(篠原尚彦君) はい、お答えします。現時点で、ちょっと試算のほうはしてないので、どのくらいになるかという、ちょっと今日この場ではお答えできないんですけども、規模から想像すれば、倍の規模になっているので、おおよそ倍くらいになるのではないかと、うふうには、ちょっと思います。

○議長(柴原成一君) 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) 本当にこれ、5,000万から税収ちゅうことになる、税収面からすればね、阿見町には随分寄与しているのかなあというふうに思いますが、しかしですね、いろいろなね、先ほども話ししましたがですね、阿見町でのいろいろな、今のところですね、ある程度、場所を決めないで、ただ太陽光発電を立地しているような状況なのでね、これからはやはり、ちゃんと、そういうところをね、選定しながら、ある一定の、やっぱり規制をかけながら、やっぱり考えていくということを、ちょっと考えていないのかどうか、ちょっと伺います。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長(湯原幸徳君) はい、お答えします。確かに、久保谷議員が言われることも1つはあるんだろうというふうには思います。先般、環境計画推進委員会が開かれまして、その中でもそういった問題点が提起されておりました。条例をつくってそういう規制ができないのかというふうな話もございましたけれども、確かに条例をつくることはできるんだろう。ただ、その前提の中で、例えば、都市計画法ですとか農地法ですとか山林法ですとか、あるいは今、国が進めている再生可能エネルギーの普及促進にどう対応していくかというふうな問題も、1つは、一方ではあるというふうなこともあるので、条例をつくるということになれば、そういう上位法との関係が十分に調整されなければならないということと、条例の実効性が保たれ



るかということも検討しなければならないというふうに思っております。

ですので、今、ちょっと私のほうで、農地の部分と山林の部分で、どのくらいの太陽光の面積が出ているのかというふうなことを、ちょっと試算をさせていただいた資料があるんですけども、農地については、5条、4条関係の届け出あるいは許可の中で、24年から26年の間に約11.2ヘクタールが転用されている状況です。これは全農地の0.5%に値するというふうなことです。

また、山林の部分につきましては、森林計画区域面積が1,059.2ヘクタールございまして、実際には9.8ヘクタールの森林伐採の届け出が、今、出ている状況。これは約0.9%に値することなので、まだまだ、それ以外の雑種地だとか市街化区域の中の余剰についてはカウントしてはおりませんが、それほど、阿見町全体の中で太陽光が阿見町の面積に占める割合から比較すると、そんな突出した部分ではないんだろうなというふうには考えます。

ただ、そういう地域住民の方が、周りを太陽光になってしまって、ちょっと気分的に嫌な思いをしているというふうなことは、やっぱり認識していかなければならないと思いますけれども、現段階の中では、現法律あるいは制度の中では、なかなかそれは難しい。それと、町としては、総合計画の中でも再生可能エネルギーの問題は推進していくというふうなことと、CO<sub>2</sub>削減を進めていくということ、一方では、やっぱり自然環境を守っていくというふうな二面的な部分もありますので、その辺は、これからは大きな課題にはなってくるんだろうというふうには思います。ただ、あと、今後どのくらいの太陽光発電の推移があるということも、やっぱり見守っていかなければならないというふうなことは考えております。

ですので、今の段階では、それを規制をかけるというふうな考え方は持ち合わせてはいないということです。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 市街化のね、そばにも、結構太陽光やっているところがあるというふうに思いますがね、そういうところで、何か苦情等とか、相談とか、そういう形のやつは、町のほうに、今のところあるのかないかを伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 今のところ、そういう苦情というものはないというふうなことです。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） いろいろなやつで、今のところは規制とかそういうことは考えてないよという話なんですけどね、やはり積極的にね、進めるのであればね、やっぱりそういうところも含めね、今、ないからいいんじゃないかと、やっぱり本来はね、そういう場所とか何かを設定

しながらね、やっぱりそういう規制でもしていかないと、どんどんどこでもいよって話に、私はなるのかなっていうふうに思うし、1つはね、ちょっと思ってるのが、大室のところでも、今ね、やっているところがありますね、あれも私はね、町長が、2019年のセーリング競技は自衛隊の中でやるよという話になってますがね、あの辺もね、状況からすれば、私は、あそこらのやつをちょっとね、そういうもので、やっぱりちょっと、規制とか何かあればね、そういうものがあって、やっぱりその場所をちゃんと確保してね、やれば、そういうところでもできるようなことができたのかなというふうに思っているんで、私はそういうところを、今、指摘してるんですが、その辺のところはどうなんですか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど、部長がもう話しているんですけど、地域住民にいろんな問題があるっていうことなら別ですけど、土地利用は、やっぱり、経済活動としてね、いかに土地利用をしていきたい——農家の人もそうですよ、山、持っている人もそうですよ。少しでも土地利用して自分の所得を上げたいって。私は農業委員会にも言っている。なるべくなら、土地利用を進めるような状況。それはそこに産廃が来るとか、そういうのではだめでしょう。やっぱり土地利用をして、それぞれに、やっぱり所得が上がるような状況をつくってもらえば、そのほうが、私はいいと思ってます。土地利用は、やっぱり積極的に進むべきだと考えてます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） まあね、町長の考え方、よくわかりましたがね、やっぱり、本来からすればね、長野県の佐久市なんかでは、最初っからね、そういうものを規制をして、やっぱりね、周りの人とね、トラブルのないようにね、きちんと、こういうとこ、こういうとこということを決めながら、規制をかけながら、そういうものを積極的に進めたということであるのでね、やっぱり本来からいえばね、このことに限らず、そういうことも含めね、いろいろ考えて、私はもらいたいなあというふうに思います。これは要望です。

一応、これで終わります。ありがとうございました。

すいません。1つ忘れちゃった。

○議長（柴原成一君） はい、どうぞ。

○8番（久保谷充君） 1つだけ、一番最後の。そういう中で、環境基本計画の部分なんですけど、やはりこれはね、コンサルタントを使ってないから、まあね、そんなに、あんまり、積極的のうちゅうか、よく把握してないというふうな話をしていますがね、これやはり、基本計画をつくる以上ですね、やっぱりそれなりの予算は使ってるというふうに思うんでね、その辺のところも含め、やはり町のほうでも、その当時の調査と今は変わっているわけですから、その辺のところを考えてないじゃなくて、やっぱりちゃんともう1回出し直すと何かをよく考えてい

ったほうが、私はいいのかなというふうに思うんでね、その辺のところをもう一度、ちょっとお願いします。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 環境アセスメントと申しますか、そういった調査については、コンサルを使う、使わないは、それはまた置いときまして——置いとくというか、コンサルを使うということになると、ある程度の期間等、時間もかかると申しますし、その中では、太陽光も、もしかしたら、かなり多くの方が申請に訪れるかもしれませんので、ただ、先ほど、阿見町環境保全基本調査報告書、今年できたというふうなことで、環境基本計画推進委員の方たちは、非常に熱心に、その阿見町の環境の部分について取り組まれていただいておりますので、そういった方たちと、さらにですね、意見を交換しながらですね、太陽光発電ばかりではなくてですね、阿見町の環境問題についても、十分意見を伺いながら、そういった太陽光の部分についても、問題点を提起していただいて、町ができることがあるのであれば、それはやっていかなければならないとは思いますが、今の段階で規制とか、そういった部分については、ちょっと難しいのかなというふうに思います。ただ、今後ですね、そういった流れの中で、茨城県とか国とかというような中で、そういった問題提起がされるのであれば、ほかの市町村も含めてですね、ある程度、その辺のところは、やっぱり考えていかなければならないのかなというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） じゃ、ありがとうございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それではですね、3番目の、通告により、タケノコの出荷自粛及び原木シイタケの出荷制限について伺います。

御存じのように、2011年3月11日の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故により、4年がたった今でも、茨城県及び阿見町を含む県南地域は、放射能の大きな影響を受けております。

現在、阿見町は、原木シイタケの国の出荷制限、タケノコが県より出荷自粛とされております。しかし、最近の新聞によれば、タケノコの出荷制限は、国の出荷制限を受けている14市町村、県の出荷自粛の6市町村の、茨城県内の20の自治体のうち幾つかの自治体で解除となったと報道されています。また、原木シイタケについても出荷が解除されたと報道されております。

阿見町は、総面積当たり竹林の面積が県内一広いということから、2008年、町に埋もれた環境資源を再発見し、環境振興のきっかけづくりを行う新たな観光まちづくりをしようと発足した阿見町観光プロデュース会議の提言により、タケノコを前面に出そうと、2010年、たけのこ

ほっぺというイベントを実施し、好評を博しました。しかし、原発、震災による出荷自粛で、平成23年中止、翌年の平成24年には、阿見産以外の放射能の影響を受けていない国産シイタケにより実施しましたが、結局、阿見産ものではないタケノコでは意味がないということで中止になりましたが、そこで質問をいたします。

1つ目の、国の出荷制限及び県の出荷自粛の県内の現状はどのようになっているのか。

2番目、阿見町におけるタケノコ及び原木シイタケの放射能数値はどのように推移してるかについて伺います。

また、先日、農家の方々と話す機会がありましたが、タケノコは、農家の副業として、この時期にますますの収入となっていたと聞きました。たけのこほっぺでも、飲食店の来客に影響が出るということですから、阿見産タケノコがスーパーでも、市場でも、直売所でも、早く販売できるようになることを祈っていますが、そこで、3点目の質問、阿見町におけるシイタケ及び原木シイタケの制限解除に向けてのスケジュール及び見通しについて伺います。

よろしくをお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、タケノコの出荷自粛及び原木シイタケの出荷制限についての質問にお答えします。

1点目の、国の出荷制限及び県の出荷自粛の県内の現状はどのようになっているかについてであります。

東日本大震災後、タケノコは、14市町村に国の出荷制限、ほか6市町に県の出荷自粛が課せられ、原木シイタケは、11市町で国の出荷制限、ほか8市町で県の出荷自粛が課せられました。なお、阿見町では、タケノコが平成24年3月に出荷自粛の要請、原木シイタケが平成23年11月に出荷制限が課せられております。

この出荷制限等の解除については、タケノコは放射線量の検査結果をもとに、市町村を単位として茨城県が一括して国と協議を行いますが、原木シイタケは、生産者ごとに県が一括して国と協議を行います。そして、この協議が整えば制限等の解除申請が行えることとなります。

茨城県では、平成26年度から出荷制限等の解除に向けた取り組みに着手しましたが、タケノコは、今年4月に守谷市、つくばみらい市及び取手市が解除され、平成27年度は阿見町を含めた4町村が取り組みを進めているということです。

また、原木シイタケは、平成26年度に石岡市で2名、かすみがうら市で1名が解除され、平成27年度は3市において7名の生産者が解除に向けて取り組んでいるようです。

次に、2点目の、阿見町におけるタケノコ及び原木シイタケの放射能数値はどのように推移しているかについてであります。

初めに、タケノコは、平成24年に76検体の検査を行い、31検体で100ベクレルを超える数値が確認されました。翌25年は57検体中3検体、26年は28検体中2検体で100ベクレルを超える数値が確認できていましたが、今年検査を行った82検体では全てで100ベクレルを下回る数値となっております。

次に、原木シイタケは、平成23年度に13検体の検査を行い、11検体が100ベクレルを超え、中には900ベクレルを超えるものもありました。翌24年は検査を行った5検体全てが、25年は8検体中4検体で100ベクレルを超えている状況でした。しかし、平成26年度は検査を行った3検体のうち1検体で185ベクレルを検出しましたが、残り2検体は100ベクレルを下回る結果となっております。

このように、タケノコ及び原木シイタケの放射線量は共に減少傾向を示していますが、原木シイタケについては、いまだ100ベクレルを超えるものが検出されている状況です。

最後に、3番目の、阿見町におけるタケノコ及び原木シイタケの制限解除に向けてのスケジュール及び見通しについてです。

タケノコと原木シイタケでは、最初の質問でも触れているように、出荷制限等の解除に向けた取り組み方が異なります。タケノコは市町村を単位としますが、原木シイタケは生産者ごとに国と協議を進めることとなります。また、タケノコには竹林の管理方法等に課せられている条件がなく、検査結果を重視して協議が進められるのに対し、原木シイタケでは、原木の管理方法や栽培方法についてさまざまな条件を満たす必要があり、検査を実施するまでには、県の指導のもと、これらの条件整理が必要となります。

以上を踏まえ、町では、タケノコの出荷自粛解除に向けての取り組みを進めているところです。現時点では、県が策定した検査実施要領に基づく検査を完了させ、国と協議を開始できる結果が得られたことから、出荷自粛が解除される可能性は高いと考えられます。今後は国と協議を進めるための資料作成に着手することとなりますが、国と協議が整うまでには、これまでの事例から、約1年程度は要するものと想定されます。このため、茨城県に対し、来シーズンの出荷時期を念頭に協議の進捗を要望しているところです。また、原木シイタケについては、現時点で県と調整を行っている町内生産者はいないという状況です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 今、タケノコの、これからですね、タケノコの風評被害とかね、安全性についてね、町のほうでは、これからどのようなPRとかね、していくのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） まずは、タケノコの出荷自粛の解除をするということに力を

注がなければならぬと思います。なるべく来年の阿見町産のタケノコが市場に出回れるような形をとるといふことに最善を尽くすといふことに尽きるといふ思います。そのうち、やはり、先ほど久保谷議員から言われました、たけのこほっぺ、せっかく観光プロデュース事業の中で、阿見町は非常に竹林が多いといふふうなことで、そういった竹を全面的に押し出した環境事業を進めていったらといふふうな提言も出されておまして、たけのこほっぺといふような事業も進めてきたわけですので、自粛が解除になれば、それは町としても、たけのこほっぺ事業も再開したいといふ思いますし、それとあわせて、それ以外のPRはしていく必要があるんだらうといふふうには思っております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 今、たけのこほっぺは、今度はね、進めていくということですがですね、そのほかに、何か大々的なイベントでもやってね、そして、やっぱりより一層のね、認知度をね、高めるようなことを、また考えていってもらいたいといふふうには思いますが、その辺のところをどのように考えておりますか。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 大々的なイベントを、ぜひ提案していただければと思いますけれども、観光協会の中でも、いろいろ、マルシェですとか、あるいは阿見町ばかりではなくて、いろんなところに出向いて、町産のPRをしているといふような事業もかなりやっておりますので、そういった中で、タケノコの自粛解除がなった暁にはですね、阿見町産タケノコについても、時期にもよりますけれども、そういったものがPRできるといふふうなことになるれば、非常によろしいんじゃないかなといふふうには思っています。ですので、解除になった暁には、ぜひ、阿見町産のタケノコが安全ですよといふようなことも含めてPRしていければなといふふうには思っております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） どうもありがとうございました。やはり、タケノコもね、時期的な形になりますのでね、その辺のところも、やっぱりこれから、例えば、水煮じゃないけど、そういうものとか何かつくってね、加工品とか、そういう形で、今後、町のほうも協力しながらね、その辺のところを考えながらね、生産者の力になるようにね、して、それで、町のほうもまた、生産者とタイアップしながら、これからやっていただきたいといふふうには思っています。

私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで8番久保谷充君の質問を終わります。

ここで暫時といたします。会議の再開は午前11時10分からといたします。

午前11時01分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） 皆さん、おはようございます。海野隆でございます。先ほどね、議長のほうから、今日は6月10日、阿見の大空襲の日だという話がございましたけれども、戦後70周年に当たります。国会では、現在、安保法制をめぐる、違憲か合憲かなどと憲法学者を巻き込んだ激しい議論も続いています。与野党の国会議員にはですね、国際関係の中で日本が歩むべき道を過たないようにしていただきたいと切に思います。阿見町は自衛隊の町でもあります。国家の存立と国民の平和な生活が保たれるように、自国を守ることに徹して、外交政策選択の自由度を確保するという方向で、独自の外交力を強化するというのも重要であると考えております。さきの大戦では、先ほども申し上げましたけれども、阿見町は、霞ヶ浦海軍航空隊、土浦海軍航空隊など、海軍の重要拠点が存在していたため空襲の標的となり、1945年6月10日、まさに本日、B29による大空襲を被りました。土浦海軍航空隊関連の戦死者を含め、阿見町全体では400人の戦死者が出たとされております。戦死者の火葬はなかなか進まず、また身元不明者も多かったということでございます。改めて哀悼の意を表したいと思っております。

今、この国は大きな岐路に立っているような気がいたします。この国と子供たちの未来のために、今、何をなすべきか、国会では熟議を重ねていただきたいと希望しておきたいと思っております。

それでは、阿見町の議会の一般質問を行います。今回は、阿見町が直面する課題のうち3点に絞って質問をいたします。

4月に人事異動が行われました。新たな職務を担当することになった職員もですね、既にもう2カ月が過ぎておりますので、これまでの経過をしっかりと引き継ぎながら、パブリックサーバントとしてですね、新たな状況に対応した行政執行をお願いしたいと思っております。

まず、第1点の、ふるさと納税制度の取り組みについてですが、これについては、平成26年、昨年6月議会で私から、平成25年、一昨年の3月議会では浅野栄子議員が、執行部に対して、阿見町でも熱心に取り組むべきであると提言をしております。そのほか、予算特別委員会や全員協議会の場でも、阿見町として取り組みなさいということを再三と申し上げてまいりました。しかし、結局、町長及び総務部長は、浅野栄子議員や私の提言に対して、当町においては、今のところそういう考えは持っていないという答弁に終始しております。残念な答弁だと思って

おります。

今回の私の提言は、2015年、まさに今年4月1日より税制改革・改正が行われ、1、控除額が2倍になったこと。2、確定申告が不要になり、年間に5自治体までの寄附であれば、寄附ごとに申請書を寄附自治体に郵送することで確定申告が不要となったということを受けて質問するものであります。

その後、全国の各自治体が財源の確保にとどまらず、地域特産物を育て届けるといふ、地域振興の有力な制度として捉えて、制度を充実してきております。これまでふるさと納税の特典を擁してこなかった自治体でも、地域の特産物や農産物を積極的に特典に採用して、地元経済の活性化につなげようと工夫を凝らしているのが現状です。茨城県内では、さきの質問でも御紹介しましたがけれども、石岡市では、交代した市長が、いち早く取り組んで、全国に石岡市のふるさと納税制度の特典を知らしめ、ふるさと応援団としてリピーターが続出しているということでもあります。そして、その寄附金は2億円を突破したというふうに言われております。

それでは、質問をいたします。

1、制度ができて以降の阿見町への寄附金実績と件数はどうだったのですか。

2番、阿見町への寄附と、阿見町からの寄附の状況はどうでしたか。

3番、今年度の新たな取り組みはあるか。

以上の3点について質問をいたします。残余の質問は質問席から行います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） ふるさと納税制度の取り組みについての質問にお答えいたします。

1点目の、制度ができて以降の阿見町への寄附金実績と件数はどうだったかについてであります。

ふるさと納税制度は、従来からの寄附金に対する税額控除に加え、平成20年4月30日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入されたものであります。制度導入以降の当町への寄附金の実績としましては、平成20年度が1,099件で1,531万5,000円、平成21年度が163件で399万7,000円、平成22年度が37件で258万4,000円、平成23年度が14件で43万1,000円、平成24年度が10件で69万8,000円、平成25年度が11件で27万7,000円、平成26年度が3件で32万円となっております。なお、平成20年度から平成22年度にかけては、予科練平和記念館整備管理基金への御寄附が多く寄せられたことで、件数及び総額が伸びております。

次に、2点目の、阿見町への寄附と阿見町からの寄附の状況についてであります。



平成26年度は、当町への寄附金が32万円となり、阿見町民がふるさと納税の対象となる都道府県市区町村への寄附金として確定申告された額は517万8,000円となります。

3点目の、今年度の新たな取り組みについてであります。

国の制度改正により、本年1月1日以降、控除限度額である、ふるさと納税枠が約2倍に拡充されるとともに、4月1日以降、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設され、広報あみ6月号でも周知を図ったところでございます。

また、観光・特産品資源が多い自治体を中心に、寄附に対する返礼品を多品目化する取り組みによって実績を上げている事例が話題となっております。そういった取り組みの有効性・持続性などについて、引き続き調査検討してまいります。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 今回のですね、答弁も、非常に後ろ向きで、取り組む意欲がないと、こういうね、答弁としか考えられないんですよ。これいいですよ。今回初めて質問したということならば、私は、そうかと、もうちょっと検討してね、しっかりと制度をつかって、それでやっていく、それはそれでいいかもしれません。しかしね、これ制度発足してから、もう相当な期日がたって、今までね、そういう特典も考えていなかったところが取り組み始まったんですよ。それでね、今回の議会に、阿見町町税条例の一部改正が提案されています。附則第9条及び9条に2に関連する改正案は、ふるさと納税に関する税制改正に伴う一部改正をするものです。改正によって、ふるさと納税はよりしやすくなったと、私は認識していますけれども、新しい取り組みが行われない状況で——今、阿見町ではですね、やらないって言うんだから、さらに阿見町からの寄附だけが増えて、阿見町への寄附が少なくなることは考えられませんか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは、そういうふるさと納税に対する取り組みがしやすいように税制のほうも改正されたということでございますので、これは阿見町に寄附されるか、または阿見の人がほかに寄附するかっていうのは、現時点では、それはどういうふうになるかというのは、判断はしておりません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） だから、それは、今、数字で、ちゃんと町長が言ったでしょう、ね。平成26年度、阿見町にね、寄附された金額は32万円ですよ。それで、町民がね、これはふるさとを愛する気持ち、それからどっかの自治体を応援したい気持ち、そういう気持ちが一番最初にあって、さらに特典もつけばいいなど、こういう気持ちもあるでしょう。そして、ふるさとからね、その特典の、ふるさとののにおいのする産物が来る。これもうれしいことでしょう。そう

いうことをやって、結局、町民が、他の都道府県、市区町村へ寄附金として確定申告された額は517万8,000円だと。これは数字に明確にあらわれているわけですよ。これに対応するような、阿見町の対処というかな、そのことを考えなくてもいいんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。確かに、数字では、先ほど答弁したとおりでございます。32万円が阿見町に寄附された。それで、他市町村に寄附したのが約190万ということで、これはふるさと納税額と比較しますと、158万円が減収になったというようなことでございます。国のこういうふるさと納税に対する制度設計と申しますか、そういうものについては、ふるさと、自分が出身するとか、何かふるさとに対する思い入れとか、そういうもので、その地方自治体間の税源移譲というような目的の制度でございます。

こういうことから、総務省のほうではですね、自治体間の寄附金の奪い合いと申したらおかしいですが、そういうものが過度にならないようにというようなことでもございまして、そういうことに対して、総務省のほうでも、返礼品送付についての対応についてというようなことで、特に特産品、そういう返礼品についての対応についてということで、各自治体のほうに、そういう通知が来ているところでございます。

簡単に申しますと、ふるさと納税の趣旨ですね、このふるさと納税の寄附金というものは、経済的利益の無償の供与であるというようなことを踏まえて、寄附の募集については、返礼品がその寄附の対価であるようなことの提供が、これが誤解を招かないような表示で寄附を募集するというようなことをしていただきたいというようなこと。それから、その寄附については、先ほど申しましたような、無償の供与であるというようなことから、換金性の高いプリペイドとかですね、高額な寄附に対しては返礼割合の高い特産品等を、そういうものは差し控えるようにというような内容でございます。また、その返礼品がかなり高価なものになる場合については、受け取った側の寄附者については、その一時所得にも該当するというような内容も入っております。

そういうことから、返礼品、自治体においては、特産品の返礼品ですね、これが寄附金控除の趣旨を踏まえて良識ある対応をとるようなこと、そういうことをお願いしたいというような通知も来ているところでございまして、現段階では、町としてはですね、その経済的利益の無償の供与であるというような本来の寄附の趣旨、こういう取り扱いという考えでおりますので、全くこれから考えないということではございませんが、今後、町の特産品を返礼品として扱うのか、また、それを地域振興につなげていくのかという部分については、これは別な事業に結びつけてくというようなことも検討していかねばならないというようなこともありますので、先ほど答弁申し上げましたとおり、引き続き、調査研究をしていきたいというようなことでご

ざいます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、どこまで検討するか、研究するかわかりませんが、私がもしね、今、総務部長が自分の考えとしてその考えを述べた、あるいは、担当の職員もそういう考えを持っているとしたら、その職員たちはね、阿見町には要らないと、極端な話しすれば、そういうふうに思います。本当に一般職員とか、部長も含めてね、これやろうよと、ふるさと納税制度、寄附金増やそうと、少なくともほかの市町村とは負けないぐらいやろうよと、そういう気持ちになっている職員はいないんですか、誰も。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ、それぞれの地方自治体の考えがあるわけで、やはりうちのほうは、石岡市みたくね、今日も出てましたよ、常陸太田かな、2つとも、あれは産経新聞かな。随分また派手に今度は、1,007品目を今度は、やっている。それぞれの顔があって、阿見町はそういう地方自治体のそういうものを積極的にやるというんじゃないでね、やっぱり新しい特産品とか、そういうものを、やっぱり農業振興課や商工観光課等を踏まえてね、新しいものをつくっていく、そういうものを、今後ね、やっていくのはやぶさかではないけど、積極的に、やはり、何がふるさと納税だかわかんないような趣旨のものでは、やっぱりだめだと。先ほど部長が言ったとおりだと、私は思っていますし、ただただやればいっていい問題ではないと、そういうことです。

○5番（海野隆君） 答弁漏れがある。そんな答弁求めてない。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これちょっと時間に入れなくて。質問の趣旨に答えてください。議長がもうちょっとね、議事運営をしっかりとってください。私はそういう質問をしてないですから。

○議長（柴原成一君） もう一度お願いします。

○5番（海野隆君） 申しわけないけど、それでもって時間をととつちやまずいですからね。いいですか、担当の職員、このふるさと納税寄附金を担当する職員、職員、担当課、課長補佐、課長、部長、そういう人たちから、我が町、この阿見町でも、ふるさと納税制度を充実するために取り組もうと、こういうような提言とか意見ってのは上がってきてないんですかって聞いているの。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。そういう制度については、当然、企画財政課、担当課はそこになります。そういうところで、先ほど答弁しましたとおり、調査研究はしているということでございます。その具体的な、職員から提案を受けているとか、そう

いうことは、そういう機会も設けてごさいませんが、担当課では、当然、そういう周りの近隣の自治体のそういう動き、そういうことも研究しながら、町の対応について考えているというようにございまして、先ほど、石岡市が全国的にも寄附金を上げた実績を上げているというようにございまして、その内容についても、概要について調査分析をさせていただきましたが、要するに、それに対する経費もあるわけですね。返礼品も含めて。そういうことも含めた、担当課のほうではそういう研究もして、それに対する費用対効果、そういうことも研究しまして、それに対応する経費の問題、そういうことも含めて、今後、それを本当に町が、その特産品なり、そういうものを返礼品としてやりながら、寄附の納税額を増やしていく方法がいいのか、そういうこともいろいろ内部では検討は、当然しております。そういうことも踏まえて、現時点では、それも調査研究はしておりますが、やはり、今、何といたっても地方創生、そういうものが大きなテーマの1つになっておりまして、なるべく、町に定住していただきたい。定住して、そこで税金を落とさせていただいたほうが、本当に実りある、町にとって、それこそ税収の確保にもつながっていくというようなことですので、そういうほうに現時点では力を入れていきたいというようなのが、今のところの内部での検討の状況でございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 時間ばかり食っちゃって、そちらの時間だからいいけれども、要するに、職員から一切上がってこない、提言として。これはちょっとやっぱり危機的な状況だなど、私は思います。あのね、このふるさと納税制度についてはですね、もう一番最初に言われるわけじゃないんですよ、阿見町は。非常におくれてきているわけですよ。もう既に、近隣市町村も全国に多くの例があって、これをやればこうなる、これをやればこうなるってことはね、もう明々白々わかっていることなんですよ。そんなの何で一々研究調査する必要があるんですか。それをとめているのは誰かっていうことを聞いたかったんだけど、まあいいです。

ポータルサイトを見るとね、たくさん載ってますけれども、その中でね、私が、こういう形で職員というのは工夫してるんだなあ、ふるさと納税制度について思ってるんだなあという、その考え方があります。これ大阪の泉佐野市ね。これ職員ですけども、ふるさと納税、この制度は、地方の自治体における歳入確保、税外収の確保に非常に有効だと。地方を活性化する上で重要な制度であると考えていると。また、ふるさと納税制度を活用し、今までなかなか知ってもらえなかった魅力的な特産品や観光資源などを全国の方々に知っていただき、どんどん魅力を伝え、地域の活性化を図る重要なツールになっていると考えていると。こういうふうに述べています。

私はね、こういう考えをね、職員がね、持っているんだと思ったんですよ。そしたら、全然そういうのは、研究中で、全然提言として上がってこない。これ残念なことでしたね。

この方はね、もう1つ言ってますね。これ三方よしなんだと。三方よしってわかりますか。三方よしというのは、近江商人がね、買った人も幸せになる。それから売った人も幸せになる。しかし、それだけではない。世間全体が、社会全体が幸せになる。このふるさと納税制度を考えてみるとですね、寄附した人ね、この人幸せですよ。それは当然、何か特典をもらうということも幸せかもしれないけど、やっぱりふるさとに寄与すると、こういう意味で幸せ。それからもらったほう、町がね、やっぱりこれは税外収入ですから、これを例えば2億円確保するというのは大変なことですよ、これ。簡単に2億円なんて言ってますけど。そういうことで、これ幸せ。それで、町自身もいいし、それから寄附した人もいいし。これね、三方よしなんです。だから、これを進めるべきであると、私は思っています。

最近ね、道の駅についてね、この前、場所が決まって、設計をするという話が出てました。道の駅のね、最大の課題は、地域特産物をどれだけ開発し、育成し、育てていくということじゃないですか。この地域にしかない特産物を育てていく。平岡博議員ね、これ熱心に島津の梅林をね、取り組んで、今もう、花が開……。まだ花は開かないのかな。でも、相当ね、知名度が上がってきている。これを、やっぱり商品に仕立てていく。そのほか阿見町にはいろいろありますよ。グリーンメロンもある。こういったものをですね、一定程度、ふるさと納税のためにね、買ってあげると。それを全国に知らしめると。こういうことができるんですよ。そういう後押しをするという認識はありませんか。こういうことの。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども言ったとおり、今、一生懸命ね、新しいものをつくり上げようとしているわけです。そして、海野議員に言いたいのはね、職員を侮辱するようなね、あんたたちは能なしだとか、そういうことは言わないでほしい。あなたはそればかりですよ。私に対してもそう。この議事録見たって……。読みましょうか。読みましょうか。あなたもいろいろ言ってるじゃない。だから、自分が、自分で侮辱すること行って、自分が侮辱されると頭に来るって、そういう考えはやめなさいよ。

○議長（柴原成一君） 町長に申し上げます。

○町長（天田富司男君） はい、わかりました。

○議長（柴原成一君） 一般質問の時間でございますので。

○町長（天田富司男君） はい、では答弁します。

○5番（海野隆君） 議長、ちょっといいですか。

○議長（柴原成一君） 答弁先です。

○5番（海野隆君） その前に。

○議長（柴原成一君） 海野隆君に申し上げます。答弁を先にお願いします。

○5番（海野隆君） 答弁の前にぐだぐだとそんなこと言ったらおかしいじゃないですか。

○議長（柴原成一君） ですから、答弁を。

○5番（海野隆君） 何で議長とめないんですか。

○議長（柴原成一君） とめました。

○町長（天田富司男君） 先ほど言ったじゃないですか。あなた職員に対して、あんたたちは能なしってというような、そういうニュアンスで言ったんですよ。みんな聞いているから。

○議長（柴原成一君） 町長に申し上げます。質問にだけお答えください。

○町長（天田富司男君） そういうことはここでは言わないようにって、俺は注意しているだけだよ。だから、阿見町としてはね、商工観光課とかね、農業振興課が、今、新しいものをつくろうと、いろいろ、今、手がけてますよ。そういうものがつくり上がって、やはり外に出していくという、これは当たり前の話じゃないですか。今、なかなか物が無いということが、今、原因で、道の駅に対して、それに向かって、今、一生懸命やってるんじゃないですか。そうでしょう。そういう意味では……。そうですよ、そうやってやっているんですから。だから、私は、今の状況の中では、すぐにはそういうものがどンドンどンドンできないし、それで、ふるさと納税って言っても、本当にふるさとに納税しているわけじゃないでしょ。ただ品物が買いたいためっていう、そういうものがほとんどでありますよ。ただ、そういうものの競争、それもいいでしょうけど、それが余りにも過度になると、いい方向には、このふるさと納税の方向性が過たれるということ、さっき部長も言ったとおり、私もそのとおりだと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 町長はね、全く誤解してるんですよ。そういったね、議会での答弁とか、そういう態度はね、職員から上がってこない一番の原因ですよ。私が言ったのは、職員からはね、職員はいろんなこと考えて、これふるさと納税やろうよと。ほかの市町村もたくさんやっている。ところがね、議会だね、あるいは全協でね、町長がやらないって言うわけだから、ね、あなた。明確にあなたが言ったから、職員上げてこないですよ。上がりません。部長だって苦しい答弁ですよ、はっきり言うからね。やりたいんじゃないんですか、本当は。あなたが原因ですよ。何が職員を侮辱しているんですか。とんでもない話だ。

それでね、次の質問をします。先日ね、阿見の道の駅にもかかわったね、JTB・OBの方が、議会事務局でね、たまたまお会いしました。その方がね、何をね、海野さん、これはこういうのができましたよってね、水戸黄門のふるさと寄附金というね、こういうものを持ってました。彼は今、水戸の観光大使になっているんですけどね、阿見の人ですよ。それで、こういったものまでちゃんとつくって、水戸も本格的に取り組みますと。その中にはね、水戸産のものだけじゃないんですよ。水戸近隣の商店があればそのものまで入れて、このメニューを入

れて、取り組んでいるんですよ。だから、私はね、時間がないから、最後に質問をしますが、もうちょっと枠を広げて、生産者や消費者、商品開発の専門家などでつくるね、ふるさと納税制度会議みたいな、そういうものをつくってね、それでもって検討するような気はありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 部長、言えないでしょう。今のところ、そういう考えは持っていません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 以上で質問を終わります。あのね、まあ、言っておきますが、自分のね、発言で、政策をね、とめてしまうと、こういうことはやめたほうがいいということを、再度ね、忠告して、この問題については終わりにしたいと思います。取り組むべきですよ、これは、絶対に。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 次の質問に入ります。次の質問はね、通学路の安全確保について質問をします。

子供たちの通学の安全確保についてはですね、私が阿見町議会議員になった3年前にね、京都府亀岡市で集団登校中の小学生の列にですね、無免許の少年が突っ込んで、3名が亡くなったという事件があってですね、その後も全国で子供たちを巻き込む交通事故が発生し、県内でも多数の事故が起きたということ为背景にですね、文部科学省及び茨城県教育委員会は、通学路の危険個所の調査と改善に乗り出しました。当時の議事録を見ますとですね、平成24年6月議会で佐藤幸明議員と浅野栄子議員、平成25年3月議会では紙井和美議員、それぞれ熱心にですね、子供たちの通学の安全確保について質問されております。当時ね、佐藤議員も浅野議員も具体的にね、通学路を実際に自分で歩いて、それで危険個所をね、確認されながら質問をされておりましたので、私がかねてからね、子供たちの通学路の安全について関心があつてですね、さらに、陳情もあつたというかな、陳情もあつて、一度ね、子供たちと一緒に通学路を歩いて、子供たちの目線でね、危険なところを確認してみたいもんだなあというふうに思っておりました。そうしましたところですね、平成27年3月に、阿見町通学路安全対策会議によってですね、阿見町通学路交通安全プログラム、通学路の安全確保に関する取り組みの方針が策定をされています。

そこで、以下3点について伺います。

- 1、小中学校通学路の危険個所及び安全対策の現状、及びその対策はどうなっているか。
- 2番、自転車保険の全員加入を進めるべきではないか。

3番、指定通学路を通学しない場合に生じる問題はあるか。

以上の3点について伺いたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 皆さん、おはようございます。

通学路の安全確保についてお答えします。

まず、1点目の、小中学校通学路の危険箇所及び安全対策の現状、及びその対策はどのようなになっているかについてお答えします。

町では、学校が指定する通学路の安全を継続的に確保するため、関係機関による合同点検を実施し、平成27年3月に阿見町通学路交通安全プログラムを策定しております。

3月に策定したプログラムでは、合同点検の結果から対策が必要とされる箇所が14カ所存在し、平成27年度から対策の実施や検討を行うこととしております。進捗状況としては、道路等の管理者がそれぞれ順次対策を講じておりますので、引き続き関係者間で連携して進めてまいります。

今後も、このプログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていく考えでおります。

なお、点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために対策一覧表及び対策箇所図を作成し、町ホームページにおいて公表しております。

2点目の、自転車保険の全員加入を進めるべきではないかについてお答えします。

中学校入学時に、自転車事故なども対象に含まれる茨城県PTA連絡協議会が保険契約者となっている小中学生24時間補償制度について、保護者等にパンフレット等の配布をしているところです。

自転車保険の全員加入については、平成26年6月議会の海野議員の御質問にお答えしたとおり、考えておりません。

3点目の、指定通学路を通学しない場合に生じる問題はあるかについてお答えします。

指定通学路を通学しない場合に起きた登下校中の事故の補償の問題に関しては、町内の小中学生が全員加入している日本スポーツ振興センターの災害給付制度の給付対象となっておりますので、給付を受けることができるようになっております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。まずね、平成24年度及び25、26年度、昨年度までですね、3年間で、阿見町の小中学校の児童生徒で交通事故に巻き込まれたという事例はありましたか。



○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ただいまの質問にお答えいたします。まずはですね、24年度でございますが、7件ありまして、そのうち4件が登下校中の事故となっております。それからですね、25年度につきましては、10件ありまして、登下校中、これについては4件ございました。それから、26年度でございますが、17件ありまして、登下校中については4件ございました。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 相変わらずね、やっぱり交通事故に子供たちが巻き込まれると、こういう事例は多いわけですね。さらにですね、半分とまではいかないけど、登下校中にもですね、まあ、登校中なのか下校中なのか、これによってもね、いろいろ変わってくると思いますね。登校は、その登校班を編成して大体来ると——中学校は別ですけどね。下校はね、比較的ばらばらと帰ると、こういうこともあるんでしょうけれども、さきに御紹介した佐藤議員がそのときにですね、質問しておりましたけども、当時、教育長はですね、町内24カ所が特に安全確保が必要な場所だというふうに報告されていると答弁されておりましたけども、現在、その危険箇所はどうなっているんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。24年度にですね、県のアドバイザーを派遣していただきまして、危険箇所を把握して、そのとき17件ありまして、ほぼ何らかの形で対応策をしております。先ほど海野議員が質問いたしました、今年3月にプログラムができて、その中で再度学校から情報を収集して、14件を危険ですよ、危ないですよという形でホームページでも公開している状況であります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、次長ね、正確にもものは申したほうがいいと思いますけど、平成24年6月の佐藤議員の質問に対してですね、町内24カ所が特に安全確保が必要な場所として報告されていると、これは教育長が答弁してますね。それから、平成25年3月議会では、紙井議員に対して——今の、多分、答弁はね、紙井議員の答弁だと思いますけども、17カ所、24項目の危険が、内容がありますと、こういう答弁のはずですよ。そうすると、答弁がちょっと違ってきますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 失礼いたしました。一応、17件だけ把握してまして、24件については、確かに佐藤議員のときには、教育長が答弁したとき24件ありまして、それはもう何らか

の形で対応しまして、今現在14件だということで御理解願いたいと思います。

以上です。失礼しました。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうですか。今それを質問しようと思ったんですよ。つまりね、この3月にできたね、プログラム、ここには結構詳細にね、各小中学校のね、箇所について、14カ所でしたか、地図まで載っているようなプログラムでね、そこに。ということは、その14件以外は、基本的には、町がというか学校がというか保護者というか、その方たちは、危険箇所であるというところについては、14カ所以外は基本的にはないんだと、こういうふうに理解しているですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。阿見町町道全てが、ほとんどが通学路ということで、道路になっておりまして、どこにも当然危険はあるかと思えます。ただ、先ほども答弁したとおり、再度、小学校に確認して、今現在、緊急、本当に危険だよというのが14カ所ということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 実はね、先ほども紹介しましたけども、佐藤議員と浅野議員はですね、本当に危険箇所というか通学路をね、歩いて、実際に自分の目で確かめたと、こういう話があってね、かねてから私も歩きたいなと思ひましてですね、住吉交差点から本郷小学校まで、子供たち、ある1班、1つの班と一緒にね、歩きました。その通学路についてはね、交差点が危険か危険でないかというのは、ちょっとまあ議論のあるところだけれども、基本的にはね、保護者も非常に熱心に対応していただいて、これなら大丈夫かなというふうなところがありました。ところがね、私は、筑見団地にですね、いろいろと話をしに行ったときにですね、ある、これはおばあちゃんですね、この方がですね、海野さん、非常に危ないところがあると。これについては、ぜひね、子供たちが登下校している現場を見て、確認してほしいと、こういう話があってですね、2日ぐらい見てきました。そのほか、このプログラムに載っている14カ所全部、子供たちがいるいないは別としてね、実穀のところは自分がその時間帯に行って、あと何カ所か時間帯に行きましたけども、それで、ここは非常に危険だというふうに思いました。これはもう多分御存じだと思いますけれども、実穀の交差点から実穀小学校にね、少し入ったところ、そここのところのですね、竹やぶになっている交差点のところですね、山林かな、竹やぶかな、ここは横断歩道もなく信号もない。ここをですね、保護者の人が旗を持ってですね、車をとめて——これ朝ですよ。通勤時間帯に、とめて、それでそこを渡っているという状況の中

でね、私がかたまたま見たときにはね、父兄の人がもうちょっとね、ばしってとめてからね、きちっととめて渡せばいいんだけど、何となく中途半端なとめ方をしたんですね。だもんだから、少しとまるほうもね、少しちゅうちょしたというかな。ちょっと危ないなという感じはしましたが、ここはですね、非常に危険だと私は感じました。それでね、対策の内容を見ますとわかりますよね。信号機の設置が有効であるが、学校再編の動向を見きわめながら検討する必要があると。なお、横断歩道の設置について検討すると、こういうふうになっているんですけども、これは現状どうなっていますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 確かにですね、ファミリーマート、緩いカーブから実穀小学校あって、上長からですね、向こうに渡るというところ。私も現地調査してきましてですね、再編はこっちに置かしまして、当然そこに立哨の父兄がですね、確かに海野議員が言うように、そこに立って、朝、右側に渡らせて、そこから地域の人らと一緒に学校に通うという形になって、現況の進捗状況はですね、これは牛久警察署からですね、県警本部に申請済みで、信号機を設置してくださいよというような、今、申請済みと聞いております。それ以降、決定というまでは行ってないというのは聞いていません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうすると、学校再編の動向を見きわめながら検討する必要があるというのは、これは滑って書いたような話ですか。これをね、実は渡しました、私、その方ですね、実穀小学校区で心配されている方に。そしたら非常に怒ってましたね。学校再編の動向を見きわめながら検討する必要があるなんて、とんでもない話だわと。子供たちは一瞬、一瞬、命をかけて——命をかけて通学するというのは、非常におかしいけれども、そういう状態にあるのに、こんな悠長なことを言っていていいのかと、こんな話をしておりましてけども、そうすると、この文章、これ見るとね、本当に悠長な感じがしますよ、はっきり言って。子供たちにとってもよくないです。なぜかという、横断歩道のないところを渡るんですから。帰りはね、校長先生、教頭先生にお聞きしましたら、職員が、そこを渡る小学生の全てに付き添ってそこを渡しています、向こうに渡しています。これは大変だけでも、やってくださいと校長先生がお願いしていると、こういう話をしておりまして。その意気込みからすると、今のね、教育次長の話、これは非常にありがたいことだと思うし、しかしここに書いてあるね、内容は、非常にね、誤解を招くような話だと思えますけども、もう一度、この内容についてと、現状について話してください。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（筈留一美君） この間の全協です、おかげさまで再編計画ができましたという事は御存じだと思います。この再編計画があるからということが書いてあるのはですね、県警の方、全て茨城県内でそういう例があった部分があるんで、例えばですよ、今から進める部分なんですけど、そういう踏まえた中で、つくったと思ったら小学校が統合したという例があるからというのは、そういう思いがあるよということの、これは県のほうの考えがあったということなんで、その父兄に、そういう不快な思いをしたということは失礼しました。それだけです。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これを作成したのがね、阿見町の教育委員会が作成しているんですよ。県がどうのこうのなんて、そんな話ね、ここでやったらね、阿見町に教育委員会要らないよって話になっちゃうじゃないですか。責任を持ってこの文章をつくったんじゃないですか、教育委員会が。それでもって町民に公表したんでしょう、オープンに。やっぱりここに書いてあるね、内容については全責任を持つと。たとえ牛久警察署がそうは言っても、こんなことを書くってのはね、これは父兄からしたらね、ちょっとどうなっているんだと、こんな話になると思います。

もう1カ所、たくさんあるんですけども、もう1カ所でね、それはね、本郷小学校の2番ですね。これはね、町道1540号線。これはね、大きい道路から、いわゆる通学路になっているところに入っていき、そのカーブのところですね。通学路になっているところも車両が行き来します。ここは、どう書いてある、カーブミラーの設置が有効であるが、設置個所が個人所有地となっているため、所有者の同意を得る必要があると、こう書いてあるわけですよ。私はね、いやこれ、所有者がわかったら、すぐにでもね、交渉してね、解消してあげようと思いましたよ。だけど、町がこれ対策とってるんだらうから、議員がね、行っても何だなと思ったんですけど、これはどうなっていますか、現状。

○議長（柴原成一君） 教育次長筈留一美君。

○教育次長（筈留一美君） はい、お答えします。確かにここはですね、見通しの悪い——ブロック塀があつてですね、ちょっと見通しが悪いということで、ここに対応策ということでカーブミラーを設置するっちゅうことで、所有者わかってます。それで、今、所有者と交渉の準備中でございます。まだ交渉には行ってないんです。だから、これは速やかに27年に交渉するっちゅう形で、今、進めております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 先ほど御報告がありましたよ。平成26年度では17件、通学路で4件、25年で10件、4件、24年で7件、4件、こういうね、やっぱり急迫しているっていうかね、やっ

ぱり、それはもう、26年度中にまずプログラムをつかって、一応把握して、じゃ27年度になってから交渉しますって、そういうことではなくて、これ26年度中にそういう状況がわかっているね、直ちにその所有者と交渉して、つけるなんて簡単じゃないですか、そんなの、1本つけるだけだもん。予算もかからないでしょう。直ちに今後取り組んでいただきたいと思います。

じゃ、次の質問に入ります。自転車保険の話ね。自転車保険の話は、教育長の答弁ではね、考えておりませんか、こういう話なんですけども、小中学生24時間補償制度について、ちょっと詳しく説明してください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長（朝日良一君） お答えいたします。小中学生24時間補償制度と申しますのは、内容としましては、児童生徒が自転車など日常生活で期せずして加害者となった場合に、賠償責任を負った場合にですね、補償される制度となっております。こちらは茨城県PTA連絡協議会が保険契約者となっております。年間の保険料が5,000円から1万円。それに対して賠償責任保険金額が、1事故当たり5,000万円から1億円となります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私が提案したですね、自転車保険については採用はしないと。そのかわり、しかしこれは、パンフレット等の配布をしていると、こうなっていますけど、加入率ほどの程度ですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長（朝日良一君） 加入率ですが、人数で申しますと、今年度、早速配布しまして、34人、この保険に入ってくくださった方は34人になります。一応、新入生全体での加入率が約4%になります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これ本当に一般質問のね、答弁書に書くような数字ですかって、私は言いたい。まともにね、子供たちが自転車を通行するのに、何かあったときに、それに対応するような、対応したらいいんじゃないですかと、私が言っているのにもかかわらずね、これがあるからこれを配布しましたと。加入率4%。こんなの有効だとは思いませんね。それで、私はなぜこう言ってるかというとですね、そのプログラム、もう一度プログラムを見てほしいんですけども、このプログラムの中に、阿見中学校生がですね、役場前の車道を通って通っていると。これ危険であると。車道を通すようにしたいと、こう書いてあります。で、私もね、朝、歩道橋を上がって見てましたよ。車道なんか通っている人、ほとんどいません。ほとんど歩道

を走ってます、ほとんどね、実際は。だからこれは条例——条例というか、町が指定すれば、歩道をね、自転車が走れるわけですよ。しかし、歩道を走るとですね、危険性が増すんですよ。それは車道を走ってれば、自分の危険性が増す。しかし、歩道を走れば、歩行者の危険性が増すわけですよ。だから対応しなさいって言ってるんですよ。これについてはどうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。歩道はですね、カスミストアの前はですね、自転車と歩行者専用のマークが入っているんですね、マークが。ただ、ほかの125号のバイパス、それから、今言われた阿見中のところには、自転車道もなくて、当然歩道はある。当然、車道を通ったら危険があります。道路交通法では、危ない場合はやむなしで歩道を通ることができます。当然、歩道を通る場合は歩行者が優先ですよというような形。阿見町はそういう形。要するに、自転車道もないし、そういう自転車の並行する道路もないちゅうことで、危険であればやむなしであれば、歩道も自転車は通ってもやむなしだよちゅう部分で運用しております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 次長、まともに話をね、聞いておいてください。ここにはですね、自動車・歩行者道の通行区分とすることを検討すると書いてあるんですよ。これはね、町が決めればできることなんですよ。いいですか、町が決めればできることなんですよ。それを検討するわけですよ。そうすると、歩行者と自転車という関係で危険性が増すでしょうと。だから、自転車の保険というものも必要じゃないですかと、こういう話をしているんですよ。もう一回答えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほど教育長が答弁したとおりですね、阿見町のときは、これ任意保険なんで、これはそういうことで、加入全員に勧めるちゅうことは考えておりません。

○議長（柴原成一君） 何か答弁漏れてるということですが。

○5番（海野隆君） 答弁漏れてるんじゃないくて、質問の趣旨と違いうらうっていうの。じゃ、いいや、はい、議長。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうするとね、なぜまたこれを言ってるかっていうと、6月1日からですね、道路交通法が改正になったんですよ。6月1日から。どんな改正になったか、ちょっと説明してください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長（朝日良一君） はい、お答えします。6月1日から道路交通法が改正になりまして、安全講習の受講を義務づけるようになりました。具体的には、3年以下以内に2回以上危険行為で摘発される場合に、この安全講習を受講するようになると、簡単に言うとそういうものでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 中学校、家庭でもですね、昔は小学校でも、自転車の乗り方についてはね、教えたというか、交通安全についてやったというふうにお聞きしています。先日、本郷小学校の運動会に行きましたらですね、片隅に黒田記念交通安全教室という碑が建っています。これはね、当時の黒田先生、校長先生、これは不慮の……。死んだんですけども、その黒田先生を記念して、黒田先生、熱心に、前の県道はね、非常に交通が激しいというので、子供たちを守るためには、学校の中にですね、安全教室をつかって子供たちの安全を守ると、こういうことで記念碑が建っています。そのときにも話はしたんですけども、昔は習ったよなど、こんな話ですけども、今、多分ね、学校で今、自転車の安全についてやっているということはないと思います。中学校ではね、熱心にやっていると思いますけれども、アドバイザーもいますからね。それで、自転車の5つのルールとか、幾つか、今、先ほど言われたことでね、自転車に乗ることが非常にね、厳しくなったんですよ。だからね、厳しくなったっていうことは、当然、先ほどね、次長が言ったのは、13歳以下と明白危険な場合がある場合には歩道を通ってもいいと、この話をさっきはしていたんだと思いますね。ただ、通学のね、朝、僕がああ歩道橋から見ている状況からすればね、あれでもってね、ここを通ってもいいよと、あれやったら、厳密に言うとな、つかまっちゃうよねと、指導を受けるよねと、こういう状況だと思えますよ。そうするとね、そのことについて対応をすべきだというんですよ。それをね、さっき教育長が答弁したとおりです、考えていませんと、これ一本でね、答弁にしようと思うのは、ちょっとね、難しいんじゃないかと私は思います。まあ、これやりとりしててもしようがないので、この問題は終わりにしますけど、ぜひね、子供たちの安全を守るということも含めて、自転車の安全と通行と、それから補償ですね、これ本当にね、無保険で、もしね、誰かをけが……。死亡に至るような事故あるいは相当重度になったときには、おうちは破産しちゃいますよ、保護者も含めて。こういう危機感をしっかりと共有してほしいというふうなのが、私が聞いた保護者の話でした。

以上でございます。要望してね、終わりにしたいと思います。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は午後1時ちょうどからいたします。

午後 0時09分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。執行部の皆さんにお願いいたします。答弁は簡略して簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、5番海野隆君の質問を続けます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、議長にお願いしたのはですね、簡略に答弁をするということをお願いしたのではないんですよ。質問した議員の趣旨に沿ったような答弁をお願いしたいということをお願いしたんですが、議長、もう一回、執行部に言ってください。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君、質問を続けてください。質問を続けてください。

○5番（海野隆君） あのね、そのように申し上げたのに違うように言うからダメなんですよ。議長も、先ほどね、誰々の答弁かと、こういうことでね、具体的名前も上げて、これは趣旨に沿っていないという話をしているわけですから、そういう答弁をしていただきたい、執行部にですね、注意を喚起していただきたいということを、まず申し上げたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

その前に、まず、先ほど、町長がですね、私の質問をとってですね、職員を愚弄するような話なんだと、こういう話をしておりますが、私はそういう気持ちはさらさらございません。職員は一生懸命やっているといますよ。しかし、問題は、もう既に、全国各地でさまざまに取り組まれているね、そういうようなことについて研究をすると、相変わらず、そういうことをやっているというのは、どこに原因があるかということを上上げたんです。

で、入りますね。次の質問は、全国学力・学習状況調査及び茨城県学力診断テストの結果についてお伺いしたいと思います。

先日ですね、本郷ふれあいセンターで、ある会議があつてですね、私の隣に小学校6年生の女の子が3人ほど座っておりました。ちょうど5月のころだったんですけども、これは本郷小学校の子供たちですね、最近学校はどう、などという話をして、小1時間ぐらい話し込んでしまいましたけども。それで、いろんなことを言っておりました。校長先生がかわったので、その校長先生がこんな先生だとか、それから、教頭先生はこんな感じだとか、それから、ちょうど体育の記録会があつてですね、その練習で忙しいとか、それから英語の授業のことなど、あるいは通学のことなんかも言っていましたけども、小学校5年生、6年生になると班長さんになりますからね、責任が生じて大変だと、こんな話もしておりましたし、1学期は非常に行事が——運動会も5月の30日にあつたばかりで、1学期は行事が非常に立て込んでいて忙しいところ、で、あんまり勉強しないせいか、2学期の勉強は非常に忙しいと、詰め込まれてい



ると、こんな話をね、しておりました。私はね、その子たちと話をしててね、大人とと言いま  
すかね、大人と伸び伸びとね、そんな話をしている彼女たちを見てですね、阿見町の子供たち  
も伸び伸びと育っていると、こういうことでね、安心をしています。

本題に入りますけども、全国学力・学習状況調査はですね、2007年から全国の小学校6年生  
及び中学校3年生を対象に、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な  
児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る  
という目的で実施されているというのは、もう御存じのとおりでございます。

これまでの議会の一般質問では、残念ながらですね、全国的に見た、あるいは茨城県内で見  
た阿見町の児童生徒の学力や学習状況について、明確な数値を示してですね、私たちに教えて  
くれることはありません。その理由はですね、比較することによる弊害があるんだと説明され  
ていました。しかし、一般的に、教育への投資がどのような成果にあらわれているのかという  
観点は極めて重要な指標でございます。これまでに報告された指標は、教育に関する予算を審  
議し決定する役割のある議会に対する報告としては不十分だと、私は思います。

そこで、今回は、全国学力・学習状況調査及び茨城県学力診断テストの結果について、以下  
の4点について質問をいたします。

- 1、阿見町の学力水準及び学習状況に関する現状の特徴は、一体何なのか。
- 2番、課題に対してどのような具体的な対策をとっているのか。
- 3番、教育委員会から改善の視点等について、各学校に示したのか。
- 4番、教育現場で課題解決のための事業改善はあったのか。

この4点について質問をいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 全国学力・学習状況調査及び茨城県学力診断テストの結果につい  
てお答えします。

まず、1点目の、阿見町の学力水準及び学習状況に関する現状の特徴は何かについてお答え  
する前に、学校教育の目的は、学力向上はもちろんのことですが、体力向上や豊かな心の育成  
を図り、知・徳・体のバランスのとれた人格の形成にあります。

それではお答えします。

学力水準ですが、県の平均を上回っている学年が多い中、1つの学年のみ県の平均並みとな  
っています。

学習状況に関しては、昨年のデータでは応用力が基礎的・基本的な学力の定着より上回っ  
ています。そのため、基礎的・基本的な学習の定着に力を入れるよう、昨年度から各学校を訪問  
して指導しております。

2点目の、課題に対してどのような具体策をとっているのかについてお答えします。

課題は学校によって異なります。そこで、各学校では、研究主任を中心にテストの結果を分析し、児童生徒の課題把握に努めています。そして、改善策を校内研修で共通理解し、実践に取り組むよう指導しております。

3点目の、教育委員会から改善の視点等について各学校に示したのかについてお答えします。

改善の視点等については、学校ごとに研究主任を中心に分析し、教育委員会に改善プランを提出してもらっています。改善プランどおりの学習指導が実践されているか、現在、訪問指導中です。

4点目の、教育現場での課題解決のための授業改善等はあったのかについてお答えします。

児童生徒に寄り添っての学習指導法向上が教員の使命ですので、教員等は、毎年、研究のポイントを絞って学習指導法の改善に取り組んでいます。

ある学校では、昨年の訪問指導により、今年度は学習課題の提示がより具体的になり、児童生徒が意欲的に学習に取り組めるようになっていきます。教員の学習指導改善への研究意欲が酌み取れる指導になっていました。またある学校では、教師の発問に対して友達同士で考えを出し合う機会が設定され、学び合いの学習が成立しているなど、いずれの学校でも教師の真剣な取り組みが児童生徒の心に響いていることがわかります。

よい教職員に恵まれ、期待以上の結果を目の当たりにし、本町の教職員の方々に感謝の思いでおります。

教職員には、自分が目指す学習指導法を追究するよう、引き続き努力してほしい旨、話しています。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。第1点目なんですけれどもね、4月の21日に、今年は、やりましたよね。昨年——今年のは当然出てないわけですから、24、25、26と3年ぐらいも含めて、それぞれ年によってね、受ける子供たちも違うので、特徴も少しずつ違うのかなと思います。今ね、答弁の中では、基礎よりも応用力が上回っている。で、基礎の定着に力を入れるよう指導して、これ対策ですけども、そのことが阿見町の特徴だというふうに言っているように聞こえますが、これだけですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。こちらのデータで、毎年、毎年、海野議員が言うとおりの、そのテストの結果は、子供も違うわけですから違います。ただ、26年度のデータに関しましては、阿見町全体的な傾向としては、このように、基礎的・基本的なところよりも応用力のほうのができるという傾向があるということです。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） よくね、教育長が、読み書きそろばんじゃないけれども、100ます計算じゃなかったかな、要するに基礎をです、しっかりとやると、応用も伸びるんだということでおっしゃ……。通常はそうですね。基礎的な学力を伸ばすこと。そのことによって、対応力というか応用力がつくと。何かでも……。いや、基礎も高いのかもしれないね。よくわかんないんだけど、応用も高く基礎も高い、どちらかと言えば、基礎が少し、全県・全国と比べると、少し課題があるかなと、こういうことですか。

○議長（柴原成一君） 指導室長前島清君。すいません、教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 茨城県の平均が全国的にはかなり高いところに位置しております。茨城県の平均よりも阿見町は高いところに位置しております。ですから、今、海野議員がおっしゃったように、基礎的・基本的な力が下がって平均より低いということではありません。ただ、この基礎的・基本的な力を伸ばせば、もっと伸びるのではないかというふうに判断できるということです。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、安心をいたしました。何かね、基礎がおろそかになっていて、応用だけね、頑張っちゃっているのかなと、こんな話……。それはそれでね、非常に応用力があるということですから、基礎さえしっかり打ち込めばね、さらに伸びることだと思いますので、その点については了解しました。

続いてですね、2番目にですね、課題があつてですね、それに対して基礎的・基本的な学習の定着に力を入れているのだと。それから、課題はね、これさっきも言ったように、ひよっとしたらね、各クラスごとに違うのかもしれないなというところもありますね。学校によっても異なる、学年によっても違う。一概になかなか言えない部分もあるかもしれないけれども、この答弁の中ではね、何かこう、もうちょっとね、具体的に、例えば、このクラスでは、あるいはこの学校では、どういうところに課題があつたとか、そういうのがあつて、それを具体的な実践の改善の方法、あるいは授業です、こういうふうをやつたと、こういう例をね、少し示していただければありがたいなと思ったんです。

というのはね、文部科学省それから国立教育政策研究所、茨城県のホームページでもですね、非常に細かく県の教育委員会の考え方とかね、それが載ってますね。そういうことを踏まえて、私も質問をしているので、この答弁をもってですね、私の質問がですね、満足するというふうには、私自身も思わないし、多分それはね、答弁されているほうもそうは思わないと思うんですよ。もうちょっと具体的にね、この学校ではこういうことをやつたんだと。

というのはね、我々もね、なかなか、もう子供たちも大きくなってしまったし、行くのはせ

いぜい入学式，卒業式ぐらいなものですから，なかなか子供たちと直接話す機会もないし，学校の様子もですね，たまたま行きますよね，校長先生を訪ねて行ったりする。しかし，実際の，やっぱりよそ行きの顔になるのかな，お互いに。具体的・実践的にどういうふうに行っているかということ，まあ，それはね，議員があるいは議会がですね，認識しておいてもいいかなと思ひまして，この質問をしたものですから，もう少し具体的に例を挙げてですね，言っただけならばありがたいと思ひます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい，ではお答えします。まず，分析はまず重要だと思ひます。分析についてなんです，例えば，集団の中で二極化はないか。それから，子供たちの誤答が分析するというのは，我々教員のレベルでは，すごく重要視しています。本当に1例なんです，12引く3は9，これは当たり前で，大概の子はできます。ただ，それを習ったころの子は，その12引く3ができないわけです。間違ふ子もいるわけです。このときに，例えば12引く3の間違いの中で，7という間違い，あるいは11という間違いがあります。7という間違いは，10から3をとって7，それにまだ使っていない2を足して9というのが正解なんです，7で終わってしまう。あ，これは足すのが忘れていたんだという間違いになるわけですね。12引く3のときに3から2をとってしまう。小さい2から3は引けないので，3から2をとってしまうというので11という答え，などなど，誤答によっては，いろいろな見えてくるものがあります。このように，さまざまな児童の得点分布状況だったり，子供たちの間違いなどを分析し，ある学校では，どうしても表現できないんだと，こういうようなときに，では授業でどのようにしたらいいか。そうすると，授業の中で，小さな集団だったら話せるよ。全員の中では発表できないけども，小さな集団だったら話せるよ。では，そういう時間をつくりましょう，などのように，それぞれの学校の課題に応じて授業を工夫しています。これは海野議員の2，3，4，全てに関係している内容なんです，そのようなことを，まず学校で計画を立て，それを実施し，さらには，それをどのようにしたかを検証する。また，今年はここまで伸ばそうという目標を立てる。これが，先ほど教育長の答弁にあった改善プランです。このようなことを示してもらいながら，それについて，実際にそうなっているのかなということで訪問指導をしている。このようなことをして，阿見町の教育は保たれているということです。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 時間がなくなったので，早口で申しわけないんですけど，そういったね，ぜひ，改善をして，しつとある授業参観も見たいものだなと思ひます。授業参観について，保護者のほかに公開している例はありますか。例えば学校評議員や入学式，卒業式に招待され

る我々含めた地域の方々を対象にすることはあり得ますか。それから、もう1つ。東海村ではね、議員へも授業参観の案内状が届くそうです。答弁で示されたように、非常に意欲的でね、改善授業だと思うんですよ。私たちもぜひ、見てみたいと思いますので、その2点について、お答えください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 三、四年前から、阿見町では、小学校の授業公開に中学校の先生と幼稚園・保育所の先生も一緒に参加して授業を見るということをしています。それから学校によっては、学校評議員さんに声をかけて見ていただいているところもあります。これは計画訪問、管理訪問と言って、県や町の教育委員会が指導に当たる時間の授業のときです。また、今、海野議員さんがおっしゃいましたように、授業参観は、これも評議員さんなども入っております。ごらんになりたい学校に行き、校長先生にお話しなされると大丈夫だと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。いや、なかなか学校はね、敷居が高くてね、そういう教育長の答弁いただきましたので、ぜひともね、そういった工夫された改善の授業などをね、参観したいと思います。ぜひともね、今後とも、阿見町の子供たちのために力を尽くしていただくことをお願いして、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（柴原成一君） これで、5番海野隆君の質問を終わります。

次に、3番野口雅弘君の一般質問を行います。

3番野口雅弘君の質問を許します。登壇願います。

〔3番野口雅弘君登壇〕

○3番（野口雅弘君） 皆さん、こんにちは。まず初めに、平成24年12月に私が一般質問した10年以上になる大室ストックヤードの問題が、約束どおりに、町長初め町が最大限の努力をしていただき、国の関東農政局の内示を得ることができ、先月、5月23日に霞ヶ浦高校と地権者との調印式が行われたと聞き、地元も大変喜んでおります。今後、高校では、グラウンド整備をしますが、そうなれば、人も集まり、活気も出ることでしょう。本当に御苦労さまでした。

それでは、私の通告書に従い質問させていただきます。

今回、新小学校建設の予算がついて、この間の全員協議会で基本設計を見せてもらい、大変きれいで形のよい学校ができるなと思えました。建設に向けては着々と進みますが、建設に当たって、業者選択をどのように考えているのかお聞きします。

学校というのは、50年ぐらいは最低でも耐久性を持たせてつくるものだと思います。そうすると、私たちの年齢では大半の人が最後まで見ていられません。そのため、建設請負には、ゼ

ネコン大手だけではなく、小回りのきく、そして緊急工事に即時に対応してくれる地元企業の参入をしたほうが、50年後まで安心した学校の維持管理運営ができると思いますので、地元の竜ヶ崎工事事務所管内の県査定でSクラスとAクラスの一部を加えて組織されたJV——建設共同企業体を入札に加えることが適切だと思いますがいかがですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 新小学校について、質問にお答えします。

町が発注する建設工事については、契約に関する事務手続を定めた規則などを遵守して行うこととなります。

新小学校建設案件に関しては、現行の規則では、阿見町一般競争入札実施要綱に規定している一般競争入札の対象工事となると考えられます。

さらに、当該要綱においては、発注方法及び発注形態についても規定しており、発注方法としては、一括発注、分離発注及び分割発注とし、審査会において決定することとされております。発注形態としては、単体入札方式又は特定建設工事共同企業体入札方式とし、同じく審査会において決定することとされています。

さらに、特定建設工事共同企業体入札方式に関しては、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程において定められているところであります。

新小学校の建設に当たって業者選択をどのように考えているかについてですが、建設工事の実施設計業務を5月に発注した段階ですので、建設工事の発注方法及び発注形態については、まだ具体的に検討していない状況です。

実施設計が完了した後、来年度に建設工事を発注する計画となっておりますので、発注するまでに、議員御提案の内容も含め、どのような方法や形態が町にとって望ましいかを検討してまいります。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 最後のほうで言われていたんですけど、提案の内容も含め、どのような方法や形態が町にとって望ましいかを検討となりますけれども、その方法や形態というのは、どういうことを言っているんですかね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長（朝日良一君） はい、お答えいたします。答弁でもお答えしましたが、まだ具体的には検討していない段階なので、あくまでも一般論としてお答えさせていただきます。一般論としましては、まず、発注方法については、分離発注というのがあります。今回の場合、

建物本体の建築工事，電気設備工事，給排水衛生設備工事，空調設備工事，太陽光発電工事と，このような工事に分けられるかと思えます。これをそれぞれ分離するのが分離発注。また，これをですね，一括で全部行うのが一括発注となります。こちらにつきましても，どのような方法がいいのか，維持管理とか費用，工期，そういったものを含めて検討したいと思えます。それと，発注形態としましては，単体入札方式，これは1者が参加すると。それともう1つが，議員御提案の特定建設工事共同企業体入札方式と。こちらにつきましても，代表構成員とかその他の構成員の資格要件などを定める必要があります。そういったことも含めて，これから時間をかけて検討しまして，町にとってどれが一番ふさわしいかというのを出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） そこで，最初に，一括発注，分離発注，発注方法などを決めるのは審査会において決めるとなっておりますが，審査会とはどういうメンバーでやってるものなんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） お答え申し上げます。町ではですね，建設工事入札等参加資格選定規程というものをご定めてございまして，その中の6条に審査会の組織等という条文がございます。メンバーにつきましてはですね，委員長を副町長，副委員長を総務部長を充てるということになってございまして，メンバーにつきましては7名の部次長と管財課長ということになってございます。現在，委員長，副町長が欠員でございますので，現在は副委員長の総務部長が代理をしているという状況でございまして，その中で審査をして，最終的には町長に決めていただくということになります。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 特定建設工事共同企業体入札方式に関しては，阿見町の建設工事等入札資格選定規程というのがあるらしいんですけど，その規程について，ちょっとわかれば。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい，お答え申し上げます。先ほど申し上げました阿見町建設等入札参加資格選定規程の中ですね，第5章共同企業体というものが条項にございます。第17条でございますけども，17条で，共同企業体による入札方法がとれると。それから，対象工事としては，土木一式が約2億以上，建築が3億以上，電気管工事等が1億以上ということになっております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） そうすると、これは一括にしなくても、分離でもやった場合でも、電気とか1億以上になるし、建設も3億以上にはなると、土木も2億以上にはなると思うんですけど、そういう頭でもいいわけですか。

○議長（柴原成一君） 総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） 先ほど、町長の答弁もありましたように、まだ設計中でございますので、内容については差し控えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） じゃあ、最終的には町長が判断するということになってましたんで、町長にお聞きしますけども、まだ具体的に何も決まってないと言われればそれまでなんですけど、基本的に地元の業者を優先させるという気はありますか、ないですか。それだけを。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 大体、その話自体が、やっぱりこれ自体のこういう枠組みにやれという、これ自体が、やっぱりこの質問に本当に、この質問が妥当なのかってなると、やっぱりこれ、議会でもちょっと話しとかないと、おかしいと思うんですよね。やっぱり、こうやってやれてなって、そうですよという話にはなんないし、それで、まあ、来年度の予算をね、学校だって、いや、バスで運べば何にも新しい学校必要ねえんだなんて言う人だっているわけだし、来年度予算だって、これ、通るか通らないかもまだわかんないのに、今どうのこうのは、やっぱり差し控えないとまずいと思うんですよ。やっぱり、この質問が、やはり、こう考えたときによ、こうやって枠を見込んでどうのこうのってなったら、これはやっぱりいい形の質問では、俺はないと思っているんですよね。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） じゃあ、最後に聞きましたけども、審査会のほうは、いつごろやる予定なんですか、これ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長（朝日良一君） はい、お答えいたします。今のスケジュールですと、今年度いっぱい実施設計ができます。当然、予算がつくのは来年度予算、工事の予算がですね。当然、予算がつかないと、全ての事務手続が発進できませんので、審査会は来年度に入ってから——時期はちょっと何とも言えませんが、になると思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。



○3番（野口雅弘君）　じゃあ、まあ、50年後まで安心した学校をつくってもらいたいということをお願いして、最後に希望ということで。

〔「150年」と呼ぶ者あり〕

○3番（野口雅弘君）　150年。大きく言いますね。50年じゃ短いですか。じゃあ、50年以上もつような学校をつくってもらうように、よろしくをお願いします。

質問を終わります。

○議長（柴原成一君）　これで3番野口雅弘君の質問を終わります。

次に、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君）　皆さん、こんにちは。それでは、まず最初の質問を行います。

高校卒業までの医療費の無料化についてお伺いします。

阿見町では、現在、中学校卒業までの医療費の無料化を、平成25年度より実施しております。子供の医療費の助成は、子育て世代の経済的負担を軽減するためにも欠かすことのできない問題です。子育てしやすい環境を町としても整えることは、定住促進にもつながる施策だと考えます。しかしながら、医療費の助成は毎年経常的に費用がかかる問題です。

そこで、まず質問ですが、現在の費用から対象を高校卒業までに拡大した場合、その金額はどれほどになりますか。また、それに対して県からの補助金はどのくらいあるのか。そこをまず伺います。

阿見町は、県に先駆けて子供の医療費の無料化を行いました。この背景には、さまざまな町民の要求・要望があったかと思えます。その流れの中で、今また、高校卒業までの医療費の無料化の声が町民から上がっております。小学、中学、高校と医療費を心配しないで子育てができることになれば、子を持つ親として、どれほど助かるでしょうか。その声をしっかりと受けとめ、高校卒業までの医療費の無料化の実施を行うべく質問をいたします。

○議長（柴原成一君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君）　高校卒業までの医療費の無料化についての質問にお答えをいたします。

子供の医療費助成につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減するための支援策として、平成25年4月より、それまで小学生までだった対象を中学生までに拡大しました。親の所得制限は設けず、入院時の食事代を除く自己負担金も含めた医療費の無料化に取り組んでまいりま

した。この結果、小児の医療費助成費では、平成25年度決算で前年に比較して、受給対象者で1,011人増の6,302人となり、支出額でも1,993万円増の1億2,960万円となりました。

御質問の、現在の医療費助成の対象を中学生から高校生まで拡大した場合の経費及び県からの補助金についてお答えをいたします。

対象を中学生から高校生までに拡大した場合、約3,000万円の経費が必要と見込まれます。内訳は、医療費助成費が2,160万円、外来及び入院の自己負担金助成費が560万円、審査支払手数料が90万円、システム改修費等が80万円、ほかに臨時職員等の経費として110万円等です。

県の補助は中学生の入院までと限られますので、この対象拡大の経費に対する補助はありません。阿見町の単独事業となります。

このため、対象を高校生まで拡大するためには、毎年経常的に多額な費用が必要となりますので、今のところ高校生の医療費の無料化は考えておりません。

昨年の10月に、県も市町村に続き、マル福医療助成制度の対象者を拡大しました。今後は国及び県の少子化対策を注視して町の対応を考えてまいりたい。

消費税反対なわけですから、消費税が多くなったら、やはりそれなりの国の子育て支援政策というのは出てくるだろうと思います。そういうものが阿見町の財源に大きく寄与するという、そういう状況になったときに、やっぱり考えるべきであって、今の状況ではなかなか難しいということです。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今ね、町長が最後おっしゃった形で、ぜひとも国のほうにね、そういう形で施策がなってくるというのは非常にありがたいことだと思いますので、国及び県ですか、そういったところにしっかりお願いというか、お願いしたいんですけども、ちょっと何点か質問をするんですけども、まず、今の答弁の中で、小学校から中学校3年までですか、拡大したということで、1,101人で1,993万円、書かれておりますけども、今回この中学から高校までの拡大ということで、まずその対象人数は何人になるか、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。国保年金課長岡田稔君。

○国保年金課長（岡田稔君） それではお答えしたいと思います。今回の想定では1,300人という形で想定してございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 1,300人ということで、若干、25年度から、多分25年から2年間動いてるか、そんなに変わらないんだと思ったけど、1,300人ということなんですけども、その1,300人の中で、今回約3,000万ということなんですけども、小学校から中学校に拡大したとき

の中で、今回、先ほど回答を述べられた中で、医療助成費、あと外来及び入院自己負担金、この辺はわかるんですけども、その後、この審査支払手数料、あとシステム改修、またはそのほかに臨時職員等の経費として、約300万弱計上されているわけなんですけども、これは中学校まで拡大したときも、こういった経費というのはかかっているんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） これにつきましては、同様にですね、中学まで拡大したときもかかっています。審査支払手数料ということで、国保連合会のほうにレセプトが医療機関から行くわけなんですけども、そこでレセプトの点検とかをするための委託、かかる費用でございまして、それから、中学生まで拡大しまして、なおかつ、現在町でやっているのが、拡大した医療費の分、当然、義務教育までだと2割負担ですけども、その部分を、県は小学6年生までですが、町は独自に中学3年生まで伸ばしていると。そのほかに、一部負担金、ちょっと区別がややこしくなっちゃいますけど、それ以外にですね、一部負担金といたしまして、外来の場合、1人1日600円が月2回、これ医療機関ごとにかかります。それから、入院については1日300円で月3,000円が限度ですけれども、これはかかってきます。これについては、県ですね、マル福の対象になってございません。ここまで一部負担金、このですね、外来の場合の医療機関ごとの1日600円の月2回、1,200円かかるわけです。それから、入院の場合、1日300円が月3,000円を限度として一部負担かかるんですけども、ここまで完全に無料化しているというのは、余りないわけなんです。これは、中学生まで入院外来の医療費、所得制限を設けずにやっている自治体が、当町含めて25の自治体ありますけども、その中で、中学3年生までの入院外来の自己負担——今申し上げた自己負担分まで無料化しているのは、当町含めて5自治体のみということになってございます。

これをやる場合に、かなり事務的にはかなり複雑になります。通常であれば、その2割負担分とかであれば、現物給付ということで、本人は窓口支払わなくて、現物でかかれるんですけども、こちらの一部負担金は、そちら対象になりませんので、一度窓口で払っていただいて、それを申請していただいて、町のほうで償還ということで、全部振り込みをさせていただいているということで、相当な事務の負担がかかってきております。

なので、そういうことで、今後拡大した場合も、同様にですね、さらにその件数が倍になってくるわけですので、そういったものも含めてかかってくるということで、中学生まで拡大した場合には、阿見町は独自に外来入院の自己負担分までも完全無料化している関係ですね、臨時職員等によって事務処理をしていくという作業が増えてきているという状況でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっと私も、金額がかなりかさむなというのは、思ったわけなんですけど、今、部長の説明の中で、その自己負担金の話ありました。それで、ちょっとお伺いしたいんですけども、今の部長の話では、中学卒業までの部分でやってるのが5市町村という話があったかと思うんですけども、今現在ですね、県のほうとして、高校無料化までやっている自治体——いろんなケースがあるかと思うんですけど、形として高校までやっていますよというところは幾つありますか。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 27年6月1日現在で、高校3年生までマル福、医療福祉費の支給制度ですね、これを拡大しているのは、県内で8自治体となっております。そのうち1自治体は入院のみを対象としているということでございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、その8自治体の話ありましたけども、私もちょっと県のほうの資料を、今、見てるんですけども、その中で、先ほどお話があった自己負担金、高校までのやるところでその自己負担金までやってるところっていうのは幾つありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 高校生まで小児マル福を拡大している8自治体において、基本的に所得制限を設けているところはどこもございませんけれども、今、御質問のございました自己負担金、入院外来のね、そこまで無料化しているのは2自治体ですね。1つは入院の場合のみ無料化しているというような状況でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 8自治体のうち2つの自治体という、今のお話でしたけども、それ以外の自治体のところとしては、とりあえずまず、一歩足を踏み出そうという形でやっているかと思うんですよ。それで、私のほうですね、県の資料を、ちょっとこの前、見たんですけども、今の高校までの無料化のところの資料は、また別にあるんですけども、茨城県社会生活統計指標っていうんですかね、こういった資料があるんですけども、こういった資料をたまたま、ちょっと別な会議で資料が提出されて、今、私も見ていたんですけども、阿見町の状況の中で、この財政力指数というのが、まず出てきたんですよ。ちょっと見てみると、県内で9番目、これは26年の5月の茨城県の企画部統計課というところから出されている資料ですね。財政力指数が9番目に当たるわけなんですけども、ですから、43市町村のうちでもかなりいいほうだなということを思ったんですけども、この資料をぱらぱら見ていきますと、歳出決算総額に対する目的別支出の割合というところでの民生費の割合を見ると23位に落ちてくる。同じように、教育費の中では29位まで落ちてしまう。あと、住民1人当たりの目的別支出の民生費に至って

は44位なわけなんです。そういった形で、民生費、子供の部分も含めて、かなり阿見町の財政力指数から比べて、非常に対応ができてるなっていうことを思ったわけなんです。

ですから、町長がね、前のときに、子育て日本一っていうのは、昔ですか、話されたことがあったかと思うんですけども、実際のところ、中学3年生までの部分に関しては県に先駆けて実施したという形なんですけども、それ以降、ほかの自治体もそうですし、県のほうもだんだん後追いでやってきていると。そこから高校生というところで、先ほどの話の中で、この8自治体が先行してやっているということがあるわけなんですけども、これちょっと町長のほうにお伺いしたいんですけども、やはり、子育てということに関して、阿見町としては、どのような考えでいるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 財政力指数が高いからって、十分金が使えるっていう、そういう状況じゃないということだけは……。まあ、子育て支援もいろいろあります。今回も第3子とかそういうものにお金を使うというね、給食費とかね、そういうものに、この間、言いましたね。今回、第3子生まれたら10万という、その話はしてたね、この間ね。そういう話もありました。ただ、やはり3,000万というね、毎年かかる金額ですよ。それはやっぱり裏づけのある財源がなくして、やっぱりやれない。なぜ、中学生までの医療費の無料化をすぐ進めたかっていったら、やはり県がそれだけ中学生の所得制限がありますけど、そういうことをやってくれたから、その財源が余ったんで、そちらに、じゃあ、回そうよということで、すぐやったわけですから、それはやっぱり財源の裏づけがなくて何をやろうといってもそれは難しい話ですね。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今ね、実際のところ財源の話が、今、出てきたわけなんですけども、この中学卒業までの医療費の無料化に関してはね、前、藤平議員のほうで質問があって、実現したというんですかね、なったわけなんですけど。そのときの答弁の中でも、約2,100万円の新たな財源確保が必要だって、町長、答弁なされていたんですけども、その中で、当時の町の状況からいって、いろんな、草刈りだとか、そういうのを職員にやらせて、そういったところで経費を浮かして、こういったのができるようになったという答弁なさっているわけなんですけども、やはり私の思うには、やはり財源がないというのは、これはもちろん何もしなければ財源は生まれません。やっぱりその財源をいかに生むかというのも、やはり町の仕事じゃないかと、私は思うんですよ。ですから、今回、議案にかかっている部分でも、やはりいろんな考え方として、私はちょっと無駄遣いが多いなあ、もっと、何と言うんですか、財源をつくるためにいろんな施策あるんじゃないかなと思うんですけども、やはり、ストレートに財源がないからできないというんじゃないかと、やっぱり前向きな形で財源を生み出す、もちろんこれは考え

ているかと思うんですけども、そういった姿勢もちょっと欲しいなと思うんですよ。

それで、今回、この高校生までの無料化の、こちらのほうで話、今、させてもらっていますけども、先ほど、8自治体の中で2つの自治体が自己負担金もということでありましたけども、まずは、高校生の医療費無料化に対して一歩足を出すということは、私はね、財源の裏づけって言えばそれまでかもしれませんけども、100%やるんじゃないかと、何かしらのことで踏み出すための一歩のステップができるんじゃないかと思うんですけども、それに関しては、どうお考えですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほどからずっと説明しているとおおり、国の財源という、そういう問題等を踏まえた中でやると言っていることであって、今の現状の中では、高校3年生までの医療費の無料化は考えておりません。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） いつもね、町長のね、私の質問に、考えていません、できません、そういったのが多いというのは、非常に私も思いますけども、私だってね、ばかみたいな質問しているわけじゃなく、やはりね、いろいろ考えてやってるわけです。ですから、今ね、町長がくしくもお答えになりましたけども、ちょっと私、今度は部長のほうに、ちょっとお伺いしたいんですけども、今現在、そういった形で、8自治体のうち2自治体は、とりあえず一歩前に進めているということで、そういったことをです、ね、中学3年までの医療費無料化のときと同様、今回、こういった一般質問が出されているわけで、そういったことを部として、まず検討しましたか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） もちろん、答弁書つくるに当たっては検討しているところでございます。それで、もう一度、ちょっと町の状況を改めて御説明させていただきたいと思えますけども、まず、マル福、医療費、医療福祉費の支給制度ということで、小児、外来、県の場合ですね、基本的に県の制度、マル福という県の制度がありまして、それに対して市町村で独自に上乘せをしているというのが現在の状況でございます。県の基本の制度でございますけれども、これについては、対象が小児、外来の場合、小学校6年生まで、御存じだと思うんですけども、入院の場合は中学校3年生まで。そのほか、妊産婦、ひとり親家庭、それから重度心身障害者などの、医療福祉の受給対象者の方が必要とする医療を容易に受けられるように、医療保険で病院などにかかった場合の一部負担金相当額、2割ですとか3割ですね、これを公費で助成して、医療の負担を軽減しようという制度でございます。これに対して、阿見町では、県に上乘せをしてですね、やってきているわけでございます。県に先行しまして、平成22年10

月からは、県のほうは小学校3年生までだったんですけど、これを小学校6年生まで拡大、なおかつ、県の場合は所得制限がございますが、所得制限なしに拡大しまして、先ほど申し上げましたように、外来、医療機関ごとに1日600円、月2回、1,200円を限度、それから入院の場合、1日300円、月3,000円を限度に、自己負担額がありますが、こちらも無料化を行ってきております。平成25年度からは、現在のようにですね、対象を中学3年生まで拡大して、なおかつ、外来、入院の自己負担金も無料化を図っているということで、県の制度にかなり上乗せをした現在の制度となっております。

先ほど申し上げましたように、現在、高校生まで、繰り返しになりますけども、小児マル福を拡大している8自治体におきましては、自己負担金まで無料化しているのは2自治体のみでございます。1つは入院の場合のみ無料化の対象としている。月3,000円限度というところを無料化しているというところでございます。

県内で、先ほども答弁させていただきましたけれども、中学3年生まで入院外来の医療費を、阿見町同様に、所得制限を設けずに、県の場合には所得制限ございますが、それを設けずにやっている自治体が25自治体ありまして、うち、その入院、外来ともにですね、自己負担金まで無料化しているのは、阿見町を含めて5自治体のみとなっているということでございます。

当町においてですね、独自に無料化している中学3年生まで、入院外来の自己負担金分を無料化しているのは数少ないわけなんですけども、これに要する財源がですね、平成26年度で、外来の自己負担金分で約4,200万円、それから、入院の自己負担金分で約78万円、合計4,278万円ほど、独自に支出をしているということでございます。この自己負担金分まで支出している自治体は、先ほど申し上げたように少数でございますので、これはですね、一番最初に町長が答弁差し上げましたように、高校生までマル福を拡大した場合に必要な3,000万円の経費を上回って支出しているというような状況でございます。

子供の医療費助成につきましては、子育て支援策の一環としまして、子供の健全育成ですね、と保育の向上を目指して、育成を図るということを目的としておりますので、病気にかかる機会の多い中学3年生まで、義務教育までですね、を重点的にですね、対象として実施しているということでございますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいということでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今ね、部長の答弁のほうで、今日の答弁を1つまとめてもらったみたいな感じの形になっているわけなんですけども、私のほうとしては、いみじくも、部長最後に言ったとおり、小学校、中学校から比べて高校生というのは、そんなに病気にならないというのが多いと思うんですよ。ですから、私がちょっと考えた中では、この金額は、回答のね、金

額はちょっと大きいんじゃないかなと思うんですよ。町のほうで想定した部分が、1,300人想定でこの金額だということだね、先ほどあったわけなんですけども、ですから、町の想定は想定で、それはまあ、いいんですけども、ちょっとそういう気がします。

それで、先ほど私も述べましたけども、100%やろうというんだったら、今の部長が言われたような金額は、いろいろかかってくる。だから、私はそのきっかけというのを考えてませんかという質問だったんですよ。ですから、全部やればね、今、部長の言ったような金額になるけども、やはりその一歩、ステップっていうんですかね、そういったところで、阿見町としてのね、子育て支援策でそういうのもあるんじゃないかと、私は思うんですよ。その8自治体の中で、県南地域で見ると、2つぐらいですか、なされているかと思うんですけども、やはりその地域としてね、県南地域だったら県南地域として、先駆けとしてなるような形でね、やっていただければと思うんですけども、その考えはあるかどうか、ちょっともう一回お願いします。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○4番（永井義一君） 町長の答弁はいいです。部長の。

○町長（天田富司男君） だって、部長じゃ、やるかやらないかって決断できないでしょ。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 部長がやるって言えないんですよ。そうでしょう。永井議員、さっきから言っているとおり、もうこれは、国とか県とかが、どういう支援ができてくるか、それに対して町の財源がそこで余るか、そういうことでやりたいと言っているんですから、それで、永井議員のことに對して全てノーって言ってないでしょう。阿見町の防災行政無線だってきちんとやるって言ってるじゃないですか。やれないものはやれない。誰が言ってもやれないものはやれないんですよ。だから、やれないんですから、今は無理ですっていうことを言っています。何回言っても同じ答えなんですから。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今ね、ちょっと部長のほうに聞こうと思ったのに、町長のほうがね、町長が町を代表してやるわけなんで、町長の意見ということでお伺いしましたけども、なかなかね、町長が意見としてそういう考えだと、なかなか職員の人たちもね、もっとこう積極的にああしよう、こうしようという、何かそれをちょっととめているんじゃないかなって、私個人の意見ですけども、そんな気がします。ですから、それは町の運営でね、いろいろ考えていきたいと思うんですけども、今回、この中学校卒業までの医療費無料化に関しましては、ほかの、まだ8自治体ということで、ぜひとも阿見町でもと思って、私はそういった意見も結構出てる。町民の方々の感覚としては、ほかのところでやられているからというものもありますし、阿見町ですずっと暮らしていく中で、生活の厳しくなっている部分もちろんあります。その中で、町



長が冒頭申しましたとおり、消費税の問題でも、これから出てくる問題。そうすると、いろいろな形でね、町民の負担が増えてくるということで、そういった形での子育ての一環、または阿見町で、じゃあ長く暮らそうという定住ということも含めて、今回こういった質問をしたわけなんですけども、ぜひとも、積極的にこれから考えていただきたいと思います。なおかつ、国とか県に関しての要請とかそういうやつですね、そういうのはもちろん阿見町だけじゃなくて、茨城県全体の市町村が一丸となってという形になるかと思うんですけども、ぜひともそういったところもひとつよろしく願いまして、1つ目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時10分といたします。

午後 2時01分休憩

---

午後 2時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま15番倉持松雄君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

休憩前に引き続き、永井義一君の質問を続けます。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、2つ目の質問に行きます。

町の防災行政無線についてお伺いします。

この設備は、今年度ですね、4月から運用されていますが、多くの町民の方から、聞きづらい、聞きにくい等の声が上がっております。この屋外拡声器ですが、せっかくの大金をかけてつくったものなので、無用の長物となっては困ります。もっと聞きやすくなる方法は、ありますか。

また、戸別受信機の設置ですが、これはこれで、これからの事業かと思えます。行政区の公会堂に設置すると聞いていますが、この戸別受信機を必要とする家庭に設置することはできないでしょうか。以前、1台7万円ぐらいと聞きましたが、これに対する国の助成金はないのでしょうか。もしあるのであれば、希望する家庭に設置費用の補填として出すべきではないでしょうか。

町の広報やホームページにメールの配信サービスが載っていますが、高齢者などの方はなかなか使うことができません。特に必要な人たちに手を差し伸べることが行政の役割だと思います。災害はいつ起こるかわかりません。そのときに慌てるのではなく、しっかりと町への対応を望み質問をいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町の防災行政無線についての質問にお答えします。

放送運用開始後約2カ月が経過しましたが、今までに放送した具体的な内容は、警察からの依頼により、町内で振り込め詐欺が発生したという内容が4件と、県内に竜巻注意情報が発表されたことにより、Jアラートが自動起動して放送したのが1件あります。これらを放送した反響として、一部地域によっては、放送が聞こえない、または言葉が明瞭でない等の御意見をいただいております。

議員御指摘の、もっと聞きやすくなる方法がありますかということですが、音声放送による情報伝達は、気象状況や交通状況等の周辺環境の影響を受けやすく、聞こえ方も一定ではないことから聞き取りづらい場合があります。その補完措置としまして、現在、フリーダイヤルで放送内容を確認できる方法や、町のホームページに放送内容を掲載して確認する方法、町のメール配信サービス「あみメール」にアドレスを登録してメールにて確認してもらう方法等の対応を行っているところです。

防災無線の運用につきましては、当面は現状での運用経過を観察しながら、難聴エリア等の不具合状態の情報収集に努め、保守点検の範囲の中で、改善できるところは改善してまいります。

また、難聴エリアの特定や都市基盤の整備状況など、屋外子局の増設が必要となった場合は、戸別受信機設置との費用対効果を勘案しながら、防災無線の増設を検討してまいります。

次に、戸別受信機の設置については、今年度の工事を予定しており、設置箇所は、町指定避難所、公共施設、保育所、幼稚園、介護施設、病院、各地区の公会堂、自治会館、集客施設等を考えており、特定の地域への設置は、了承がとれ次第、土砂災害警戒区域に指定されている地域の家庭に設置したいと考えております。議員御指摘の要望による各家庭への設置は、今のところ考えておりません。

設置に対する国の助成につきましては、現段階で詳細は不明であり、特別交付税の対象経費になるような情報もありますが、今年度の整備については、計画どおり、屋外子局の運用を基本とし、その補完措置として戸別受信機を設置してまいりたいと思っております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今ね、町長の答弁がありましたけども、答弁書もらっているんで、ずっと見ていたら、最後のところで、「設置は考えておりません」と、文章は書いてあるんですけど、今は、「今のところ考えていません」というように町長もおっしゃいましたね。

それはともかくとしまして、聞きづらいとか聞こえないとか、これはやはり私のところにも、いろいろな方々からそういう話が来ます。その中で、補完措置ということが、今回書いてあり

まして、フリーダイヤルでの放送内容を確認できる方法とか、町のホームページ、あとまた、町のメール配信サービスですか、「あみメール」これにアドレスを登録してもらおうと、この3つのことが書いてあるわけなんですけども、私もメール配信サービスに登録しておるんですけども、それから2つぐらい来たかな、あるんですけど、今現在、こういった補完措置というんですかね、をやっている……。1番、2番は、なかなか町のほうでは数字がつかめてないかもしれないんですけども、最低でも3番の町のメール配信サービスですか、そういうのをやられている方は何人ぐらいいるのか、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。交通防災課長兼消防運営管理室長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。メール登録者数ですけれども、昨日現在で、防災情報が246名の方が御登録をいただいております。同じく防犯交通情報も、私どものほうでお出ししておりますので、同じ数字の246が登録をいただいております。全体で492名の方が御登録をいただいていると、そのような状況でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 多分、町の職員の方はね、みんな登録しているかと思うんですよ。そういうふうに考えて逆算したら、非常に町内の方が少ないわけなんですけども、こういったこと、町から来たね、広報とかそういったところには、いろいろ書いてあるわけなんですけども、実際、ホームページを見るというのはわからないかもしれませんが、メールが最近もうね、どんどんどんどん発達している中で、それをこれから増やそうというような具体的な何か計画はありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。今、議員のお手元のほうにもですね、いろいろな、これまで私どものほうの秘書課広報係のほうでお出しした御案内ですとか、私どものほうでお出ししましたパンフレット、そういったところに御案内を差し上げております。ただ、先ほどの議員のお話にもありましたように、高齢者の方からしますと、機器本体を操作するということが非常に面倒くさいような状況もありますので、いろいろな会合においてですね、私どものほうで、実質その場面で登録をしていただくような、そういう配慮をとりたいというふうに思っております。

それとあと、夏場ごろにはですね、今年度当初予算に計上させていただいております防災ハンドブックというのを、今、作成を進めてございます。その中にもその情報などを盛り込みまして、可能な限り多くの方に御登録をいただいて、補完措置のほうを享受をいただけるように、

そのような配慮を続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今ね、課長おっしゃったように、なかなかお年寄りの方は、その機械をどうしたらいいのかわからないっていうのはね、実際あるかと思imasuので、そういうのは、いろんなチャンスをおね、使って、そういうのを普及してもらいたいですけども、たまたま今、ふと思ったのが、先ほど昼休みに、社会福祉協議会のほうから、座談会をやるっていうのが、書類が、各議員に届いたんですけども、そういった中でもね、各行政区の代表者が2人ぐらい来てなんていうことがあるんで、そういったところでも宣伝をする。また、今、課長が言われたように、その場でね、こうやってやるんですよ、簡単ですよということね、そういったメール配信サービスができるような人が増えるようなね、形で、いろんなチャンスがあるかと思うんですよ。ですから、積極的にそういったところでもね、社協だからうちは関係ないんだよっていうんじゃないくて、やっぱりそういうところも同じ町のね、1つなので、ぜひともそういったところに出ばってもらってね、やっていただければいいかなと思うんですよ。

それで、なかなかスピーカーのほうがおね、聞きづらいとか聞こえないとかいう話も、課長のほうにも大分町のほうの人から入っているということなんですけども、ちょっと私もネットでいろいろ調べている中で、関東防災情報通信セミナーなんていうのがたまたまあったんで、こっと見ていたんですけども、やっぱりその中で、なかなか、雨が降っているときとか、雷鳴っているときなんかは、スピーカーというか窓自体を閉めちゃう等が出ます。スピーカーが何言ってるか全然聞こえないとなるんで、やはりこういった防災センターのほうでも、二重、三重の情報が入るシステムを考えてくれっていうことを書いてあるわけなんですけども、その中で戸別受信機の話が出ているわけなんですけども、まず、先ほどの答弁の中で、今年度、戸別受信機をいろんなところに設置するということが書いてあるんですけども、それと同時に、土砂災害警戒区域に指定されている地域の家庭に設置と書いてあるんですけども、これは具体的にどこで何件ぐらいなんですかね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。戸別受信機の設置につきましては、先ほど町長の答弁のとおり、考え方としては、今のところそういう考え方で設置していきたいということで、個人のお宅には基本的には、原則、設置しないということですが、今回、土砂災害警戒区域、こちらについては、やはり、先ほど御指摘のとおり、台風等、雷、そういうもので戸を閉めてしまうと、やはり屋外の子局からそういう情報が聞こえづらいというようなことがありまして、そういう土砂災害警戒区域には、なるべく確実にそういう情報を伝えたいとい

うことで、今回、戸別受信機を設置するというような方針であります。

それで、その区域につきましては、町内11行政区、17カ所が土砂災害警戒区域として指定されてございます。それで、対象家屋といいますか、戸数につきましては、アパート等を除く戸建てにつきましては162件が該当するというような、162戸ですね、が該当するというようなことで考えております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 17カ所ですか。結構あるわけなんですけども、162件ということで、今、聞きましたけども、まず、今回質問した中で、その戸別受信機に関して、国の補助あるのかということを質問したんですけども、答弁の中では、「国の助成につきましては、現段階で詳細は不明であり、特別交付税の対象経費になるような情報もありますが、今年度の整備については」というふうに文言が入っているんですけども、ちょっとわかりづらい部分なんですけども、実際、この特別交付税の対象経費になるのか、ならないのか。現状わかんないんだったらわかんないで構わないんですけども、ちょっとその辺、もうちょっとこの回答がわかりやすい回答をお願いします。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。基本的には、戸別受信機につきましては、阿見町は屋外子局で受信できない区域はないということで、戸別受信機についての補助の対象にはならないということで、戸別受信機については補助がつかないということでございますが、答弁にありますとおり、今後ですね、こういう特別交付税措置ができるような情報もあるということですので、これは不確定な情報ということになります。そういうものがいろいろな財源が活用できることであれば、そういう情報を積極的に収集して、経費の財源として充当していきたいというようなことで考えております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、部長の答弁だと、難聴地域という話が冒頭ありましたけども、実際、その難聴地域だったらその助成ができるというわけですか。ちょっとその辺、お願いします。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） その地域の形状によりまして、同報系の無線、屋外子局で電波が届かないというようなところに対しては戸別受信機についても補助の対象になるということでございますが、阿見町においては、その同報系でエリアが確保されているということでございますので、26年度の防災行政無線の設置については、その戸別受信機については補助の対象にはなっていないというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 幸い阿見町はそんなに大きい山も谷もないということだね、難聴地域がそんなにないということなんですけども、これは何年だ、2013年ですか、ちょっと共産党のほうの総務省に対する要請行動を行ったわけなんですけども、その中で、防災無線、戸別受信機、防災ラジオの設置に国の助成を要望したわけなんですよ。その中で、総務省の担当者のほうがですね、防災行政無線の整備にかかわる財政措置を実施している。防災無線、防災ラジオの設置やデジタル化を伴う場合100%起債ができ、事業費の70%が需用額として交付税措置されると、担当者が述べているわけなんですよ。ですから、こういったことがあるから、今回、私はこういう回答を町のほうで書いたのかなと思って、ちょっと今、確認をさせていただきました。

国のね、助成金が何かしらの形で出るようでしたら、ぜひともそういったのもね、活用してお願いしたいんですけども、そういうのが残念ながら最終的にやはり出ないよということもあるかと思うんですけども、このいろんな、これは茨城県内というよりも、ほかの県外の話になってしまうんですけども、市町村としてそういった戸別防災無線に対して補助を出している自治体なんかも幾つかあります。たまたま私もいろいろ探していて、長野県の大町市ですとか、あとは南足柄市ですね、こういったところで、大町市のほうは補助率が2分の1で2万5,000円まで、南足柄市では1万7,000円の助成という形で、こういった戸別受信機のやつをやっています。実際のところ、大町市にしても南足柄市にしても、やっぱり山が多い地域で、やはり聞こえづらいとかそういったいろんな問題が多々あるかと思うんですけども、そういった中で、行政のほうとしてもね、考えてこういったことをやられていると思うんですけども、阿見町に関してはね、先ほど言ったように、そんな高い山もなく、風水害というのはそんなに心配じゃないかと思うんですけども、一番心配なのが地震だと思うんですよ。この前もね、地震が朝早くからあって、そのうち大きい地震が来るんじゃないかと思うんですけども、まず、国の助成はないという回答と、あとは戸別防災無線は、各家庭への設置は今のところ考えておりませんというような形なんですけども、これに関して、町として、じゃあ、設置は考えていないんですけども、助成は少しは考えているよとか、そういった方向があるよとか、そういったのがもしあれば、お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。要望があればというようなことだと思います、御質問の趣旨は。そうしますと、これやはり町内全戸に対してそういう要望なり何なりの調査をかけますと、やはりそれはある程度の数が出てくるということも予想されるというふうに思います。そういうことに対して、町としてそれがどれだけ財源確保できるかというよ

うなこともありますし、基本的には、あくまでも個人のお宅に対しては、そういう土砂災害警戒区域に指定されている家庭に限定して設置していくというような考え方でございますので、今のところはそういう考えがないというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） わかりました。今のところはね、そういった考えがないということなんですけども、それで、ちょっと今回の町の議案の中でも、今年の防災の議案が出てますけども、そういった中で、これ全協の中でね、ほかの委員の人が質問して、いろいろ答えていたんですけれども、もう一回再度ね、議会のほうで確認したいんですけれども、これがやられて、今年、来年、つながっていくかと思うんですけれども、ちょっとごめんなさい、もう一回、総額として幾らかかるのか、ちょっとお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。防災行政無線につきましては、26年度に同報系と移動系を整備しまして、これが4億5,800万程度。それと、無線LANが、これは今のところ、予算別で5,300万余り。戸別受信機については4,400万程度というようなことで、全体的にはそれを足していただいた額というようなことになります。それに伴いまして、今後ですね、その維持経費、電気通信料とか電気使用料とか電波使用料、回線使用料等、そういう経費も今後発生してくるというようなこと。それと、同報系、移動系の保守、そういうものも経費として発生してくるというふうなことが考えられます。

○4番（永井義一君） そこまでは計算はされてませんか。

○議長（柴原成一君） はい。

○総務部長（横田健一君） すいません、引き続き。おおよその額で言いますと、年間ですね、電気使用料としては40万、電話回線使用料としては75万余り、それと電波使用料が11万程度、それと保守ですね、同報系、移動系含めて約900万程度かかるというふうに予想しております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） トータル的に6億以上かかるぐらいの金額になりますかね。今ね、細かい中で保守が900万ぐらい、かなりかかるんですけども、ちょっと冒頭のね、聞こえづらい、聞こえないという部分に関しまして、保守点検の範囲内で改善できるところは改善していきますと。ですから、最低でもね、現状これ、冒頭申しましたけれども、やはり大変なお金をかけてつくったやつなもんでね、ぜひともそういった、しっかり保守点検、で、聞こえないところをね、しっかり聞こえるようにって、なかなかこれ機械の部分なんでね、あとは風だとか、いろんなことで、難しい部分であると思うんですけども、ぜひともよろしくお願いします。

それで、もう1つお願いっていうか、ですけども、先ほど言ったように、国の予算が、もし

かしたらつくかもしれないという、ちょっとですね、国のほうに、国のほうなのかな、県のほうになるのかな、ちょっと確認をしていただいて、できるようになったら、ぜひともね、そういった補助が出るんだったら、そういったのをしっかり使ってやっていただきたいということを思います。

今回の議案の中で、無線LANのやつが出てますけども、やはり、それは金曜日の総務常任委員会の中で詳しく話はしますけども、やはりなるべくお金をかけないでいいものをつくるというのは、やっぱり行政の手腕だと思いますので、ぜひともそこをよろしく願いいたします、この2つ目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、3つ目の質問ですけども、これは直接お金かかる、かかんないの問題じゃないんで、ぜひとも、前向きな感覚でお願いしたいんですけども、冒頭ね、今日、議長のほうから、6月10日が、この阿見町で空襲があったということ、お話ありました。私も土浦の人から聞いたんですけども、三高の裏のお寺さん、法泉寺ですか、そこで今日法要が行われるということなんですね。そういう話、聞いたんだけど、ああ、こっちは今日、議会だから、ちょっと顔出せないなっていうことで、あったんですけども、やはり阿見町だけじゃなくて、土浦とくっついてますんでね、あそこの大岩田地域のところでもかなり被害があったんじゃないかと思います。議長が冒頭ね、言っていたので、そうですねっていう姿勢を持って、こういった戦争はね、もう二度と起こさない。これはね、日本が決めた不戦の誓い——安倍首相に言わすと不戦の誓いという言い方をしてますけども、実際に、今現状では、いろいろ、あの人もわからないんですけども、私たち日本人としてもね、戦争は二度と起こさないという観点で、今回、今、国会の中で議論されている安全保障法制について質問させていただきます。

この安全保障法制について、町長のお考えを伺います。

今、国会で安全保障法制の審議が行われております。この阿見町でも自衛隊関連に勤めていらっしゃる方がたくさんおり、他人事ではありません。5月14日、安倍内閣は安全保障関連法案を閣議決定し、15日には今国会に提出しました。今回、この法案が出されたことで、安倍内閣は日本を戦争する国につくりかえることになりかねません。

まず1つは、今まで歴代の内閣が認めてこなかった集団的自衛権行使の問題です。今回、政府が言っている武力行使の新3要件では、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。また、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと。また、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことだとされています。



ここで問題なのは、この我が国と密接な関係にある他国というのは、実際はアメリカなのです。アメリカが起こす戦争に日本が加担していくことの、この法案です。

また、このような事項を時の政府が判断できるということです。日本がどこからも攻撃されていなくても、集団的自衛権を発動し、米国の海外での戦争に自衛隊が参戦し、武力行使に乗り出すことになるということです。

2つ目には、自衛隊が米国の戦争の後方支援に駆り出されるときに、これまでは行けなかった戦闘地域に行くことになるのです。政府の説明では、現段階では、弾は飛び交っていないけれども、いつ戦闘になるかわからない地域だと説明しています。政府が言っていた従来の非戦闘地域のイラク南部、サマーワでの自衛隊の部隊でも、ロケット弾23発の攻撃を受けています。安倍内閣は、そこが戦闘状態にならなければ、自衛隊の判断で休止、避難することができると言っていますが、日米軍事協力のガイドラインでは、自衛隊が事実上、米軍の指揮下に入ることになり、勝手に避難することはできなくなります。また、後方支援という言葉ですが、国際的には、兵たんと呼ばれており、武力行使の一部とされています。ジュネーブ条約での第一議定書第52条では、兵たんも軍事攻撃の目標となるとみなされます。後方支援と言っても、攻撃されれば応戦をして、戦闘状態になります。

今回の質問では、安倍政権が今までできなかった自衛隊による武器の使用や、戦闘地域で後方支援を行うなど、戦後70年、殺しも殺されもすることのなかった自衛隊を線上に駆り立てることに対して、町長はどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 安全保障法制についての質問であります。

安全保障関連法案につきましては、現在国会で審議されているところであります。先ほども、永井議員が質問の内容等も話されておりました。

法律の安定性や解釈に対して、国民の信頼に疑念が生じないように、国政の場において十分に議論されるべきものであると考えております。国政に関することにつきましては、私の意見を表明することは差し控えさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね、国民の信頼に疑念が生じないように、国政の場において十分な議論をされるべきものであると考えておりますと、町長の答弁が今、ありました。その後、私の意見を表明することは差し控えさせていただきたいということなんですけども、私は、今回の質問の中で、自衛隊がある阿見町ということで、改めてお伺いしたいと思うんですよ。ですから、町長は、町民の利益とか安全を守るというのは、もちろん町の役場としてはあるかと思うんですよ。ですから、改めてお伺いしますけども、自衛隊がある町という観点にお

いて、町長はどのようなお考えですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私は、町民の皆さんの1票、1票をいただいて、こういう立場に立たせていただいております。私の個人的な意見というのは、先ほども言ったとおり、差し控えさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） わかりました。町民の皆さんの1票、1票をいただいて、町長という立場にあるというわけですね。はい。

今、阿見町の中で自衛隊があって、具体的に阿見町のある自衛隊がどうのこうのってことにならないかもしれませんが、実際、自衛隊の方のストレスというのはかなりあるんじゃないかと思います。それで、ちょっとこれも国会での話なんですけども、5月27日の予算委員、安保法制特別委員会、これの中の議論で、アフガニスタン・イラクの両戦争に派兵された自衛官の自殺者が54名に上っていますとあります。この両戦争のアメリカの帰還米兵ですね、この帰還米兵の60万人が、60万人ですよ、心的外傷後ストレス障害——PTSDと言うらしいんですけども、それを患い、年間8,000人もの自殺者が出ているということが、委員会の中で出ます。これは戦場で命を奪われる恐怖とともにですね、命を奪ってしまったことへの心の痛み、そういうのが原因とされているようなことなんですけども、このような事実を町長は御存じでしたか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほどから言っているとおりでですね、やっぱり永井議員はね、共産党の公認としてあなたは出てきているわけですから、共産党の意見をどんどんどんどん言っているわけですから、そういう話は、私の個人的な話はしませんということを、先ほどから言っているじゃないですか。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は町長に、これは御存じですかって聞いたんです。別に町長の意見を求めているわけじゃなくて、こういう事実があったことを御存じですかって、議長、そうですね、私の質問は。だから、今、町長の答弁とは、かみ合わないと思うんですよ。ですから、御存じですかって質問です。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男。

○町長（天田富司男君） そういうものに対しても答弁はいたしません。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) 知ってる、知らないって聞いたんですけども、それも答弁拒否ですね。ぜひとも、私はね、こういった事実を知っていただきたいわけなんです。今の国会でなされていることが、どんだけ大きな問題なのか。ですから、私はね、今、町長がいみじくも言いましたけど、私は日本共産党から出てる地方議員ということで、やはり国会の中でも、今現状としてこういった問題が起きているというのは、非常に関心がもちろんあります。ですから、今回、先ほど言ったように、自衛隊のある阿見町としてということで、今回の質問をさせていただいたんですけども、町長は、御存じなのか、御存じじゃないのか知らないけども、知らない。わかりました。

そういったことがね、実際、世の中で起きているということは、ぜひとも町の職員の方々も、阿見町に住んで、住んでいないはともかくとしても、ぜひとも考えていただきたいんですよ。ですから、やはり町の職員というのは、あくまでも市の職員、県の職員、国の職員、いろいろいると思うんですけども、やはり、国民、県民、町民、やっぱりそういったところをね、守るという観点をぜひとも頭の中に入れていただきたいんですよ。

今回ね、国会で審議されているこの間に関しても、町長のほうでね、答弁を差し控えるとか、しないとかいうことだったんですけども、私はぜひとも、この阿見町の中で、皆さん、職員一人ひとりの方がですね、そういった事実を知っていただき、ぜひともそういったことがあるんだ、あってはならないことがあるんだということをね、ぜひとも再確認していただきたいと思って、今回、この質問をしました。この質問に関してはね、別にどうのこうのっていうことはないんですけども、改めて町長の認識を伺いました。

じゃあ、以上で質問を終わります。

○議長(柴原成一君) これで4番永井義一君の質問を終わります。

次に、10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

[10番難波千香子君登壇]

○10番(難波千香子君) 通告に従いまして、安心安全なまちづくりの推進について質問させていただきます。

茨城県警から発表されました刑事犯認知件数によりますと、今年1月から4月末までの間で、阿見町の刑法犯認知件数は178件であります。前回の同時期に比べますと27件増加しており、県内ワースト7位であります。

青色パトロールの循環、防犯連絡員や防犯ボランティア、そしてまた自警団、住民自治組織の皆さんなどが中心になりまして、防犯の抑止を目的としまして、日常的な防犯パトロール活動が行われているところでございます。また、今年から始まりました防災無線や「あみメー

ル」からの情報発信などがなされております。

しかしながら、依然、凶悪な犯罪が増加しております。高齢者を狙った振り込み詐欺事件の多発や、わいせつ等の性犯罪、声かけ事件、変質者や不審者が出没し、弱い立場にある女性や子供たちが被害になる犯罪が多発しております。龍ヶ崎市の女兒暴行事件も記憶に新しいと思いますが、取り巻く環境は厳しいものとなっております。そこでお伺いいたします。

1点目、治安の悪化や防犯の件数なども増加傾向にある中で、現況からどのように考え、今後どのように犯罪対策を拡充していくのか。

2点目、防犯カメラの運用状況と増設について。防犯カメラの設置については、犯罪を事前に防止する抑制効果が高いことや、事件・事故後の対応を素早く適切に行い、被害の拡大を防ぎ、問題の早期解決を可能にできることなどから、安心安全なまちづくりを推進する方法の1つとして、街頭防犯カメラの設置をする自治体が増えてきています。設置を求める町民の声が多く聞かれております。

防犯カメラには、設置管理者が施設を管理するために防犯するものと、商店街・道路・公園などの公共空間を撮影することを目的に設置する街頭防犯カメラと2通りあります。当町におきましては、公共施設等に設置は進んでおりますが、街頭防犯カメラについて年次計画で進めていく必要があると考えます。協議会等を設置して、警察と連携して、道路・公園等への取り組みについてお伺いいたします。

町民への啓発と防犯ボランティア活動の推進についてどうなのか。また、不審者によって子供たちの安全が脅かされたり、通学路などで危害が加えられる事件の発生により、安全確保について、これまで文部科学省及び関係省庁から防犯対策についてマニュアル・事例集等が出されており、予防処置を計画的に講じることの重要性が指摘されています。

そこで、小中学校及び通学路などの防犯対策についての取り組みマニュアルについてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 安心安全なまちづくりの推進についての質問にお答えいたします。

1点目の、今後の防犯対策についてであります。

警察から発表されている当町の刑法犯認知件数を申し上げますと、平成20年では715件だったものが、平成26年には568件と、過去5年間においては、減少傾向にあります。しかしながら、犯罪率では県内市町村ワースト8位となっており、これまで以上に犯罪に対する予防、対策を推進していく必要があります。

特に、にせ電話詐欺については、平成26年の被害額が14億円と非常に多額であり、深刻なものとなっております。

今年度も、町内にそれと思われる電話がかかってきており、県南地域では、30日間で11件、3,300万円の被害があり、5月22日に、にせ電話詐欺多発警報が発令されています。

また、窃盗犯いわゆる空き巣や事務所荒らし、自動車盗などではありますが、昨年は453件で、刑法犯総数の約8割が窃盗犯という状況となっております。

これらの犯罪状況を踏まえると、やはり、一人ひとりが常日ごろから鍵をかけ、不審な電話には注意するなど、犯罪の予防、その対策、そして防犯意識の向上が大変重要なことと考えられます。

町としては、防災無線及び青色防犯パトロール車による音声放送、広報あみや町ホームページへの掲載、「あみメール」の発信などにより、町民に対し、啓発、情報提供を行うとともに、警察、防犯協会、地域の自警団等関連団体と連携し、青色防犯パトロール、防犯キャンペーン、防犯教室等の防犯活動を推進し、犯罪の抑止、被害防止に努めているところです。

今後の防犯対策については、これらの活動を継続しつつ、警察、県、他市町村の事業活動等を参考とし、より効果的な対策を推進していけるよう調査研究してまいります。

2点目の、防犯カメラの設置についてですが、当町では、小中学校11校で43基、役場庁舎・公民館・ふれあいセンター・保育所など15施設で32基、合計26施設で75基の防犯カメラを設置しています。

また、不法投棄等の監視カメラについては12基設置されており、今年度さらに4基設置する予定です。

これら、防犯カメラの設置については、各施設管理者等により整備されたものであり、御指摘にあります協議会等設置、警察との連携により整備されたものではなく、防犯対策としての全庁的な年次計画によるものでもありません。

今後、町防犯対策の一環として、防犯カメラ設置計画を検討し、より効果的な防犯対策を推進してまいります。

最後に、3点目の、防犯意識の向上についてですが、町では、平成16年度より地域住民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を推進することを目的に、地域防犯活動支援事業を開始し、行政区等で自主的な防犯活動を行っている組織への支援を行っております。

地域における防犯ボランティア団体の活動は、自分たちの町は自分たちで守るという機運を高めるとともに、地域における犯罪抑止と犯罪の起こりにくいまちづくりに大きく貢献しているものと考えられます。

現在、登録されている自主防犯組織は37団体ではありますが、今後、防犯ボランティア活動の

より一層の活発化が図られるよう、自主防犯組織の拡充、防犯活動支援事業の見直しなど検討し、防犯意識の高い地域コミュニティーづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

小中学校及び通学路などの防犯対策の取り組み、マニュアルについては、教育長から答弁をしていただきます。

○議長（柴原成一君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 小中学校および通学路の防犯対策の取り組み、マニュアルについてお答えします。

各学校においては、学校安全計画の中に防犯マニュアルも一緒に策定し、防犯教育にも取り組んでおります。

学校では、集団登下校の実施をしております。子供がひとりにならないように、教員や保護者の付き添いのほか、見守りボランティアの方々や行政区の皆様に通学路で登校時と下校時に見守りをいただいています。

教育委員会や学校に寄せられた不審者情報は、いち早くファクスで町内小中学校へ連絡しています。その後、各学校から保護者へ緊急メールの配信を行っています。したがって、保護者の方々には、瞬時に、町内のどこに、いつ、どのような不審者があらわれたかわかる仕組みになっております。

また、毎年通学路防犯マップを作成し、各学校ごとに子供や保護者に周知を図るほか、標語などを使って、不審者対策への指導も行っております。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時10分からといたします。

午後 3時00分休憩

---

午後 3時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番平岡博君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

それでは、難波千香子議員の質問を続けます。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。それでは、1点目の、にせ電話詐欺による被害額が昨年は14億。これは県でということ、県南が3,300と御答弁ございましたけれども、この手口、その後の、また阿見町といたしましても、どのような手口であって、また対応をして啓発をしたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。手口につきましては、毎回毎回、警察のほうから情報をいただく内容は異なります。一般的に御存じでありますように、息子さんを名乗ってのおれおれ詐欺というのが当初でございました。そのほか、企業に対しての株式ですとか投資関係の詐欺の類似のものであったりとか、それから、町の職員を名乗った、公共料金の還付に関する内容の詐欺。そういったことで相手方もいろいろな手口を変えて、阿見町のほうに、そういった犯罪をしてきているというような状況でございます。

それを受けまして、警察のほうから情報をいただいた内容につきまして、直ちに「あみメール」それからホームページ、それと防災無線のほうで、その内容を周知をしているとようなことでございます。そのほか、私どものほうのいろいろな会合を利用しまして情報を提供しまして、また高齢者宅のほうに訪問をして、そういったものの注意喚起を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） この県南の3,300万ということは、阿見町ではどのくらいというまでは出てないということですね。

○議長（柴原成一君） 交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えいたします。阿見町が、うち3,000万ほどの近い被害を受けてるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。本当に、あすは我が身というかね、そんなないんですけれども、本当にそう思います。

それですとね、迷惑電話を自動的にブロックするっていう、迷惑電話チェッカーというのを御存じでしょうか。茨城県警で警察署で無料でね、貸し出しているということで、私も電話したんですけど、もうとっくにないということで、そういったのが非常に役に立ってるということで、要するに自分の知り合いだけは登録できるけれども、あとは全部シャットアウトできるという、そういうようなことは、何か、町のほうから要望できるものであれば、もっと数を増やしてという、希望があればという、全然目にも触れないうちに終わってしまったというのが現実ですので、そういうのは要望とかできるんでしょうかね。していただきたいなと思うんですけれども。

○議長（柴原成一君） 交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。確かに迷惑チェッカーという、そういうブロックをする電話の機器がございまして、今、議員がお話しされましたように、登録外のものが全部切れてしまうという、そういう難点もあるということで、要は、御自分の関係する方を細かく登録しないと、ほかのものは全部シャットアウトされてしまうんですね。そういう事情があつて、確かに有効なものではあるんですけども、なかなか普及をしていかないというような、警察のお話ですとそういうお話もいただいております。ですので、町として、仮にまとまってそういうものを住民の方が要望をされるということであれば、当然牛久署を經由しまして、県警本部のほうにお話をするのは可能だと思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） いろんな状況を見て、そういうようなときには、またいろいろ上につないでいただきたいなと思います。それでですね、あとは次に、御要望もかなり多いんですけども、青色防犯パトロール、朝も来るときに……。お昼ですね。現在、台数と人数、パトロール員の人数を教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。今、青色パトロール車としてですね、パンダ車、要するに警察車両と同じような同等のカラーリングが2台ございます。そのほか青色防犯パトロールということで、警察のほうに登録してある車両が3台ございまして、それは青色灯という回転灯を外づけで回すということができているのが3両ございます。ただ、やはりパトロールの趣旨を考えると、パンダ色になった車両が動くということに意味がありますので、現在はその2台で運用しているという状況になります。

昨年度の実績でよろしいですかね。昨年度のパトロールの実施回数が337回ほど実施してございます。このパトロールに乗車をさせていただくのは、防犯連絡協議会の委員の方と、それと私どものほうの職員が随行して乗る組と、それから、ボランティアとして登録をいただいた方々に乗車をいただいております。そのほか、私どものほうに交通協会という2名配置をしてございますので、通常の教室事業がないとき、その他、あと啓発事業がないときにはパトロールに入らせていただくと。そのほか、自治会単位でですね、パトロールをしたいということで実車証を持っている自警団のほうにはお貸ししてると、そのような状況で運行させていただいております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。



○10番（難波千香子君） そうすると、何人になるんでしょうか。お答えがなかったんですけども。

○議長（柴原成一君） 建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） 乗車人員のほうはですね、申しわけございません、今、手元に資料がございませんので、回数で337回ということですから、最低でも2名で乗車しないといけないというルールがございます。それですので、700名ほどの乗車があるということだと思います。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。非常にね、この青色パトロールが回っていると、住民の間でも安心感と、とても防犯意識の向上にも、大変に寄与していただいていると思うんですね。また、本当に、盗難と空き巣、あと車の車上荒らし、本当に非常に増えていると思うんですけども、可能かどうかあれなんですけれども、これだけ圏央道なんかもつながりまして、かなりの流入者というか、そういった不安の声もかなり聞かれるようになってまいりました。そういった中で、隣の牛久では9時半まで、かなりの台数でやっているという。比較するものではないとは思いますが、そういったがんがんやっている市が隣にあって、それがこちらにという、考えたくはないんですけども、夜もやっていただきたいと。人員の人数も必要なのかもしれないんですけども、そういった将来的にはどうなんでしょうか。そこまで防犯、考えているのかどうか。

○議長（柴原成一君） 建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。今、私どものほうもですね、年次計画をもって車両の増設を財政部門のほうと調整をさせていただいております。確かに、牛久市さんの場合は特殊な例で、シルバー人材センターのほうに委託をかけて、363か364ぐらいの日数を、正月の数日を除いた形で運行をかけるという実態でございます。ただ、シルバー人材センターのほうが警備業務を請け負えないという実態があるらしくてですね、慣例で牛久市さんの場合は、その動きをかけてるということらしいんです。私どものほうでもシルバー人材のほう確認したんですが、そういう障害がありますので、別な方法で運行回数を増やしたいというふうには考えてございます。ただ、牛久市と異なるのは、ボランティアによる運行を、私どものほうは行っておりますので、当然、その町民の方にボランティアを呼びかけまして、実車証の取得も含めてですね、そういった協力をまず第一に、今、いただいているという状況です。ただ、物理的に、車両はやはり2台より3台、3台より4台というふうになりますので、計画を持ってですね、財政の許す限り増車は図りたいというふうで考

えてございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 一生懸命やっていただいて、その1台増やすというのは、年次計画で、いつというのは、まだわからないということですかね。はい、わかりました。

乗ってる方からの御要望が一番関心があるんですけども……。

では、次に、不法投棄の監視カメラということで、今年は4台増やすということで、今まで何台あって、さらに4台つけて、今までその監視カメラというのは、これだけカメラというのは、かなり情報をもたらしたという、そういうものもあれば教えていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 不法投棄を防止するための目的で、監視カメラを平成25年度から設置しております。25年度には、君原地区、具体的には大形地区なんですけれども、3台設置。昨年度、26年度は9台ということで、朝日地区に4台、君原地区に3台、舟島地区に2台ということで設置をしております。今年度は、4台、今の予定では、本郷地区に2台、舟島地区に1台、君原地区に1台ということで、今までのその不法投棄の事例等を勘案しましてですね、その箇所周辺に抑止力を図るための監視カメラを設置をしているというような状況です。

今現在、その監視カメラの状況ですけれども、リアルタイムに見られるものではなくて、メモリーカードによって、1週間に1回程度回収して、それを確認するというふうなことでございますけれども、まだ、不法に投棄されたというふうなところを確認しているというふうなものは見当たらないというふうな状況です。ただ、いろいろ、不法残土の部分についてはですね、やっぱりダンプカー等が通りますので、その確認は、毎回している状況で、重立った、目立った不法残土を積んで搬入しているよというふうな確認もされていないというような状況になっております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。抑止力になってるのかなという、今、お話し聞いてね、思いましたけれども、しっかりと、その辺のところは、そういう面で守れるものであれば守っていただきたいなと思います。

次に、普通の防犯カメラに行きますけれども、これは、今後年次計画、かなりお高いものがありますので、そういったものをやっていくのかどうかということと、私、聞きに行くときに、どこの課にというのも、ちょっと戸惑いがあったんですけども、阿見町の施設にありますけれども、施設の中で管理していると思うんですけども、統一的なここがという、そういう部署があれば、あったほうがいいんじゃないのかなと思うんですけども、その辺のところ

をお聞きしたいのと、近隣では、担当課も御存じだと思いますけれども、私も視察に行かしていただいた牛久の18の公園には100基ついておりましたけれども、あとは守谷にも、やはり125台ですかね、そういう形でやはり……。あ、100基ですね、今年40基ということで。つくば、土浦、順番に、やはり警察と話し合ったところ、ここが非常にという、そういうところを毎年、毎年やっているということなので、やはりそういうのっていうのは、早急にそういうわかっているところはしっかりと対応をしていくのが、安心安全の、またそういうことで、ある面では非常に気にしておりますので、その辺はしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。その辺、再度、お答えしていただければと思います。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。このただいまの質問の件につきましては、先ほども答弁しましたとおり、協議会等の設置を町でしているというところではございません。それで、施設管理者が施設に不審者がいないかとか、そういうような観点で設置したというようなことと、あとは、不法投棄については、そういう不法投棄に特化したといいますか、そういうものに対しての設置というようなことで、防犯、警察との連携によって、どういうところにそういう犯罪が発生するのかとか、そういう視点で設置したというようなことではないということでございますので、今後ですね、そういうことに関して、議員御指摘のとおり、現在のところ、その主管となって、そういうもの町全庁的に、そういうものをどういうふうに設置していったらいいのかというような部署が今までなかったというのが現状でございます。

ですから、そういうものについて、今後しっかりと対応できるように、協議会等も設置しながら、警察等との連携を十分にとって、犯罪抑止につながるように、防犯カメラの設置について考えていきたいというふうに思っております。それに伴う財源確保についても、当然、今後ですね、町の予算のほうにも、どんどん3カ年計画とか、そういうところに年次的に考えて要望していくとか、そういうことで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） よろしくお願ひいたします。そうしましたら、先ほどの御答弁なですけれども、防犯支援事業の見直しを検討するとの御答弁があつたんですけれども、防犯支援事業の見直しということは、ちょっと理解しがたかつたんですけれども、ちょっと砕いて御説明願ひたいなと思います。

○議長（柴原成一君） 交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。現在ですね、防犯支援事業といたしまして、町の自警団が、答弁の中でもお答えさせていただきましたように、37、自警団ができてございます。その自警団に対しまして、防犯に対する警犯グ

ツズといたしますか、例えばベストですとか、それから帽子ですとか、それから警棒といったようなものを、また、あとのぼり旗ですかね、そういったものをその自警団に対して、若干の財政支援をしているというようなことを、今、行っております。その内容についてですね、そのお渡しできる内容の中身も含めてですね、また質・量についても、今後ちょっと考えていく必要があるだろうと、そういった意味合いで御答弁させていただきました。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。あと、教育委員会のほうで、最後に教えていただきたいと思います。大変にしっかり取り組まれてはいるとは思いますが、やはり地域の支えがあって、また成り立つものであると思いますので、各小学校の4月から回ってはいるんですけども防犯ボランティア登録人数、またこだまの家の登録数ということで、これはバロメーターというかね、そういうところなので、ぜひ、もう来てると思うので教えていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。各小学校、中学校ちゅうか、小学校にですね、登下校時の見守りボランティアとかですね、それから防犯連絡員の方なんかと一緒に来るちゅうことで、ただ、人数については、ちょっと把握しておりません。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） しっかり、保険は、先ほども御質問ありましたけれども、しっかりスポーツの保険できくということですね。たまたま名前が漏れちゃって、一生懸命やっている方もいるんですけども、それも大丈夫ということで、先ほど、ですか。

○議長（柴原成一君） 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長（朝日良一君） お答えします。先ほどの保険については、あくまでも小学生・中学生の通学時の保険でありまして、そのボランティアについては、当然その保険に加入してませんから対象外となります。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。その辺、しっかりと自覚してね、やっていきたいなとは思っています。ありがとうございます。以上で終わりにしたいと思います。

次の質問に行きたいと思っております。

それでは、次の質問をいたします。

AEDの設置場所・設置方法と今後の対策について。自動体外式除細動器——AEDが、医療従事者以外の一般市民に解禁され使用が認められたのが2004年7月、ちょうど丸10年を迎え

ました。一般市民に解禁されてから、普及台数も急速に増え、世界的にもこれほどの速さで普及した国はないとの報告もございます。2012年、心筋梗塞や狭心症などの心臓発作が原因で亡くなる突然死は年間およそ7万人。総務省消防庁の報告によると、一般市民がAEDによる除細動法を実施した症例は881件。このうち365人が助かっていると。で、そのうち86.8%が社会復帰しているということであります。市民に目撃された心肺停止症例ですね、それは2万3,797件ということで、目撃したけれども、そのうち365人が助かったと。目撃された症例ですけれども、たったのわずか3.7%しか、利用率にとどまっている。ここでは、設置場所の適性またAED設置場所への誘導表示、また市民意識と課題が上げられていますが、阿見町の課題は何か。茨城県AEDの普及促進に関する条例が2013年4月より施行されておりますが、そこで伺います。

1番、コンビニへのAED設置の展開について、今後の対応はどうか。

2番、小中学校に屋外型収納ボックスの導入について取り組みはどうか。

3番、民間AED設置場所の把握と緊急時に使用することができるように、室内全域のAEDマップの作成の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、AEDの設置場所・設置方法と今後の対策についての質問にお答えします。

当町のAEDに関するこれまでの設置状況について申し上げます。

AEDの設置に関しては、法律で義務づけるものではなく、消防署の立ち入り検査を実施した際に、その建物にAEDが設置されているかを確認して把握をしている状況です。現在、町内の施設等に98個のAEDが設置されております。

1点目の、コンビニへのAED設置の展開についてであります。

現状では、具体的な箇所への設置は明言できませんが、AEDの有用性につきましては十分認識をしておりますので、民間事業者への設置推奨も含めて検討してまいりたいと思います。

次に、3点目の、民間のAED設置場所の把握と緊急時使用可能な町内全域マップの作成についてであります。

先に述べたとおり、設置に関して義務ではないため、町全体の設置状況は把握しておりませんが、茨城県医療対策課に登録されたAED設置箇所について、「いばらきデジタルマップ」により公表されております。町としても、これを積極的に活用し、AEDの設置普及につなげていきたいと思っております。今後、町としてAEDの取り扱いについて、医療対策もしくは危機管理対策として位置づけるかの方針を決定し、稲敷広域消防本部と連携をとりながら検討していきたいと考えております。

2点目の、小中学校に屋外型収納ボックスの導入については教育長から答弁していただきます。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 2点目の、小中学校に屋外型収納ボックスの導入についてお答えします。

AEDは、現在町内全ての小中学校に1台ずつ、リース方式により設置しております。設置場所は、職員室などの室内になります。教職員が勤務している時間に、学校内で万が一の事態が発生した際に対応することを想定しております。

屋外型AED収納ボックスについては、屋外に設置することで盗難やいたずらなどの被害が想定されます。現在設置しているAEDは数年のリース方式です。したがって、現時点では、屋外型収納ボックスの導入については難しいと考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。御答弁の中に、施設外は98個のAEDが設置されているという御答弁でございましたけれども、今年の4月から子ども・子育て支援ということで、小規模家庭保育所、今年から始まってますけれども、また、家庭的保育事業の少人数の、そういったある程度公的なところに子供を預けているけれども、そういったところは、当然、AEDは設置されている……。強制というのはないとおっしゃったんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。先ほどから、難波議員、室内と言ってますけれども、町内の間違いですね。

○10番（難波千香子君） 町内。

○議長（柴原成一君） 町内で何カ所という、最初にそうおっしゃいました。

○10番（難波千香子君） そうですね。

○議長（柴原成一君） そのように訂正します。建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。答弁の中で98カ所というのは、まずこれまでが阿見消防本部がございました。その消防本部が建屋の防火管理の立入検査を行う際に、法的義務ではないんですけれども、その事業所に対してAEDが設置されてますかというようなデータをとった結果の98ということでございます。ですので、町内全域で一定規模の、例えば人員ですとか、それから用途ですとか、それから建屋の大きさですとか、そういった一定の基準をもってAEDの設置がなされるかどうかというのを確認をしている数字ではございません。かつ、デジタルマップの中で公表されているものにつきましては、そのうち公表してもいいですよというような内容のものが44カ所ほどございます。

その44カ所に対して、現時点でデジタルマップを介して公表してるという内容でございます。ですので、個別のこういった事業所にある・ないということについては、残念ながら把握してございません。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。見ていても、かなり少ないなどは、デジタルマップですよね、教えていただいて。急のときには、かなり、AEDを探すときには、パソコンをつないで、あそこまで大丈夫かなと、時間がかかってしまうなという心配は感じました。

こういったときに、コンビニというのは24時間営業ということで、とても、誰も知ってるという、そういった時間的な優位と、またあと、店舗の認知度の高さは抜群だと思うんですね。そういった意味で、調べた結果というか、今は、河内が全店舗って言っても失礼なんですけど、4店舗がコンビニがついたと。あと神栖が50店舗ですかね。あと、船橋が200店舗、またそういった状況で、やはり安全安心ということで、かなり危機意識が立ってついているという状況です。ちなみに、阿見町は幾つコンビニがあるんでしょうか。調べましたけど、答えは知っているんですけど。危機管理なら知っているかなと思うのでね。32店舗です。そういった中で、しっかりと、そういう中でかなり安心度があると思います。また、今後も、命を守るために、そういった計画も必要だと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後に一言だけ、前向きな御答弁がいただけるとうれしいなとは思いますが、何か、どうでしょう。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど来からですね、町内のAEDの設置場所等につきましては、これまで、町の消防本部が主体的に現状把握とか、そのAEDの取り扱いについての指導、そういうものについてもやってきたところでございまして、答弁にもありますように、今後のそのAEDの取り扱いについては、医療対策としてやっていくのかそれとも危機管理なのかという部分を、まず庁内で整理しまして、しっかりとしたその担当部署を位置づけて、その中で、今後、設置場所とか取り扱い、それを取り扱うその指導と、そういうものについて、庁内で話し合っていきたいというようなことでございますので、コンビニ等、そういうところの取り扱いについても、町の方針をしっかりとそこで決めて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 確かに、広域になったということですね、とてもいいこともあるんですけども、そういったところで、かなり危機管理の面で把握ができないのもあったかと思

いますので、ぜひその辺はよろしく願いいたします。

またですね、今回、屋外、これはこちらは教育委員会になるかと思うんですけれども屋外型収納ボックス、盗まれてしまうんじゃないかということ、御心配だとは思いますが、ついでで、一度も、今のところはないということなんですけど、あけるときの音が、ビヤーと鳴るんですよ。盗まれないようにはできております。でも、本当に小さいという形で、違和感がないというかね、そういう形になっていますので、ぜひね、御存じだとは思いますが、今、小中学校、夏休み、冬休み、そういった間には中に入れなかったり、また、児童クラブもね、放課後クラブも土曜日はやってますので、また、夜もかなり、今、あそこの体育館とかね、もう皆、地域の方がやって、昼間は野球がやってたり、本当に学校、地域の学校ということで皆さん使わせていただいていますけれども、そういったときにね、安心して、前に質問したときには、ガラスをぱっと割って入ってくださいという答弁ではございましたけれども、それは、どこの地方も自治もそういう答弁がね、そういう形でいたし方ないとは思いますが、今後ね、傷ついてまで勇気を出してというね、その、少しでも和らげて、それを使うということが大事ですので、その辺も研究していただいて、ぜひ、前向きにお願いをしていただきたいと思います。御要望いたします。

それですね、あと、先生方、今度、13年に茨城の条例ができましたけれども、学校教育では、必ず新人の先生にはAEDの普及をしなさいと書いてあるんですけれども、実際、ちゃんとなされているのかという……。それは義務化になってましたね、努力義務。そういうことで、阿見町、果たしてどうかなと、ここでぜひお聞きしたいと思います。統計見たときに……。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 県の教育委員会のほうから研修命令が出て、職務研修でやっております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。先生がやっていると安心だと思います。

そうしますと、小中学校でもやはり教育が大切かと思っておりますので、どういった形で取り組んでいただいているのかなということを、ぜひお聞きしたいと思います。先生は一生懸命やっていただいたということで、新人の先生は、当然ね、それは必須になってますので、その新人以外の先生も、当然、やってらっしゃるとは、当然だと思いたすけれども、はい、100%でね。あとは、生徒さん、児童生徒さんに、教育ということでね、大切ということでなってますので、どういった形でどの程度まで教えて、救急救命、今、簡易ということで1時間あるんですけれども、そういった方法なんかも教えていただければ、お願いいたします。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。



○教育長（青山壽々子君） まず、中学生は、救急救命の勉強をする時間があります。年間計画の中にありますので、そこで勉強すると思います。

それから、新採の教員は、県の教育委員会の研修プログラムの中に組み込まれておりますので、御安心いただいて大丈夫だと思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。小学生高学年とかそういうのは、やってらっしゃらないということでもよろしいのでしょうか。何かそういう啓発とかあるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 小学生は、まず近くの大人に知らせて、近くの大人の手を借りるということだと思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。そういったね、教育のしっかりしたものがあるということでも……。今ね、意外と高学年からしっかり取り組んでいただいているところもあるようですので、早いことにはこしたことはないかなと、私個人的な意見であります。

それでは、しっかりとまた、やはりあっても使えないというのでは、本当に大変なことです。今後とも危機管理のほうもお願いしたいと思うんですけど、あと、町民のほうも、今、そういった講習会なんかも3時間と1時間とかあるんですけども、どのようになってますでしょうか。しっかりそれも、皆さんの講習実績を教えてくださいたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。講習につきましては、26年度ということで、阿見町の消防本部が実施していた実績ということになりますが、いろいろ受講のコースがございますが、全体としては85回の講習を実施して、1,337名が受講したというような実績がございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。だんだん増えているんでしょうかね。皆さん、意識がしっかり、やはり、3年に1回は、やりましょうということで、忘れてしまうというふうになっているんですけども。その辺のところも把握して……。増えて、みんな一生懸命……。増えているのかどうかですね、人数的に。

○議長（柴原成一君） 横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これまで消防のほうでも、そういうバイスタンダーというんですか、そのAEDを取り扱う講習を計画的に実施していくということで、これはある程度目標を持って実施してきたというような経緯がございます、その人数は

増えてきてるといふうちに、こちらでは認識してございまして、県内では、これまで消防本部  
県内25、消防本部ありますが、その中ではその受講者数の率からいいますと、受講率は2.7、  
約2.8%で、県内で10位というような状況だというようなこととございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。しっかり、地道に、取り組んで、宣伝  
して周知していただきたいなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありが  
うございました。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

最後ですけれども、それでは、最後の質問に移らせていただきます。困窮家庭対策について。

1つ目、子供たちの健全な成長を願うのは、社会全体の希望であり責務であります。しかし、  
日本の子供たちの今を考えると、見過ごせない数字があります。16.3%。子供の貧困率をあ  
らわす数字です。総務省が発表した15歳未満の子供の推計人口は1,617万人。人数でいうと、  
貧困率から割算すると300万人ということになります。ひとり親世帯の貧困率も5割を既に超  
えているということで、先進国の中では最も高い数字にあります。政府は、昨年1月に、子供  
の貧困対策法を成立させて、8月には、子供の貧困対策大綱を閣議決定し、各都道府県は、貧  
困対策計画をまとめる努力義務が課せられました。子供の貧困を解決するには、税制を初め、  
さまざまな支援策が必要です。このため、福祉や教育、保健等の多くの分野で横断的な施策を  
打ち出せる自治体の役割が余りにも大きいと考えられます。

そこで、認識についてお伺いいたします。また、当町の子供の貧困対策関連の施策について  
お伺いいたします。

2点目、今年4月から、生活困窮者自立支援法が始まりましたが、実施主体は社会福祉法に  
基づく社会事務所を持つ都道府県や市区など、全国約900ですね、自治体。また、福祉事務所  
のない町村は、都道府県が実施主体としてカバーします。当町の多重債務者、税の滞納者等の  
現状についてお伺いいたします。

3点目、生活困窮自立支援事業として、早期の自立支援へのサポート体制の促進にワンスト  
ップの相談総合窓口の設置はどうか。また、子供の学習支援の取り組みについてお伺い  
いたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、困窮家庭対策についての質問にお答えします。

1点目の、子供の貧困対策法及び大綱の認識について、当町の子供貧困対策関連の施策につ  
いてであります。

子供の貧困対策の推進に関する法律につきましては、平成26年1月に施行され、同8月に子供の貧困対策に関する大綱が定められました。この大綱は、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していきける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するために策定されたものであります。

貧困は子供たちの生活や成長にさまざまな影響を及ぼしますが、その責任は子供たちにはありません。子供の貧困対策法の目的にもあるように、子供の将来が生まれ育った環境により左右されることがないように、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることが重要であると認識しております。

当町における子供貧困対策関連の施策であります。まず、教育の支援としまして、大綱第2の5の①にある「学校教育による学力保障」については、学校では、全ての子供に対して、その子に合った指導に努めています。授業内容の理解度が不十分な小中学生には、保護者の理解が得られれば、国語と算数——数学の個別指導を行っています。

②の「学校を窓口とした福祉関連機関との連携」については、児童生徒の生活状況や健康状態等の把握に努め、町の児童福祉課や児童相談所等との連携を図っています。

③の「経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る」については、保護が必要な家庭には生活保護制度や準要保護認定制度があります。準要保護に該当するかどうかは、教育委員会で認定し決定しています。

保護者の生活支援としましては、就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、保育所の整備等の取り組みを推進しております。特に、支援を要する緊急性の高いひとり親家庭の子どもの保育等を確保するため、保育の利用調整の際に加点するなどし、優先性を重視しております。また、保護者が病気や仕事などの理由で子供の養育が一時的に困難となった場合においては、児童養護施設における短期入所等を実施しています。さらに、保護者のない児童や長期にわたり子どもの養育が困難となり保護が必要な場合には、児童相談所と連携しながら、児童養護施設等への入所につなげています。

その他、経済的支援としましては、希望に応じて母子父子寡婦福祉資金貸付金の案内、児童扶養手当の適正な受給のための案内などを実施しているところであります。

また、困窮家庭への支援施策については、生活保護法及び生活困窮者自立支援法に基づく各支援事業についての案内や、茨城県が実施する施策も多くあることから、そうした施策の情報提供等も行っております。

次に、2点目の、生活困窮者自立支援制度が始まるが、当町の多重債務者、税の滞納者等の

現状についてであります。

平成27年4月より、生活困窮者自立支援法が施行され、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となり、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業、その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する内容になっております。

当町の税の滞納者の現状についてであります。平成27年6月3日の時点で、町税の滞納者は3,208人、国保税の滞納者は1,957人です。

多重債務者の現状については、過去3年間の町消費生活センターへの相談件数は、平成24年度が17件、平成25年度が15件、平成26年度が8件です。

町消費生活センターでは、相談者の借金の状況を聞き取りし、その状況に応じて茨城県弁護士会に登録する近隣の弁護士などに取り次いでおります。

最後に、3点目の、生活困窮者自立相談支援事業における早期の自立支援へのサポート体制の促進としてワンストップの相談総合窓口の設置についてであります。

早期の自立支援へのサポート体制については、町内においては福祉事務所が設置されていないことから、茨城県県南県民センターが実施主体となり、平成27年1月より、生活困窮者自立支援法の施行に向けての先駆けとして、町庁舎内に会場を設置し、県南県民センター職員による、生活困窮者に対する巡回相談を毎月実施しております。1月から5月までに14名の方への相談を実施しております。また、ハローワーク・県南県民センター合同による巡回相談事業との連携を図り、生活困窮者の多様化する相談内容に専門的な職員による対応を実施しております。今後も関係機関との連携を図り、相談事業を実施してまいります。

また、子供の学習支援の取り組みにつきましては、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の児童生徒に対し、学習支援、児童生徒の悩みや進学に関する助言等を行い、児童生徒の学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ることを目的とした学習支援事業を新たに行う予定です。この事業については、県南県民センター管内の4町村に居住する生活困窮世帯を対象に、当町において、県と町が連携した学習支援を週1回程度実施する予定で進めておりますが、具体的な実施内容や募集方法などについては、現在、県において詰めているところであります。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後4時10分といたします。

午後 3時59分休憩

---

午後 4時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議時間は、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

難波千香子議員の質問を続けます。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） それでは、質問させていただきたいと思います。

まず初めに、子供の貧困対策関連の施策の御答弁でありましたけれども、学力保障についてですね、理解が不十分な国語と算数あるいは数学の個別指導を行っていますと御答弁がございましたが、これは大変すばらしいと思いましたが、これは全ての学校で、どなたが、指導員とか、こういった方がやっていたらっしゃるのか、どんな形でやっていたらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。学校の現状において、現在、ほとんどの学校で実施しております。その形態ですが、学校においては、取り出しという形、つまり全ての先生が全ての時間を担当しているわけでありませんので、若干職員室でいるような時間もあります。その時間を利用して、勉強を特別に取り出して教えていたり、あるいは、通常の宿題とか、小学校なんかではよく出すと思うんですが、その子のレベルに応じて宿題を出したりとか、いわば個別に応じた対応をしているということです。

特に国語と算数は、読み書きそろばんと言われるように重要ですので、この点について手厚く対応しております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 全小中学校、全学年ということで、いつということではなくて、常日ごろやってらっしゃるといふ。どういう形なんですかね。教師が……。何かこう取り決め……。ちょっとよく、そのシステムわからないんですけど。

○議長（柴原成一君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） 追加で説明します。やはり教師が授業をやっている状態で、そのクラスで教えていたけども、その授業の中だけでは、どうやらちょっと理解が難しいかなんていう子は、教師のほうとしては気になるものです。そういう子に対して、ちょっと個別に教えたらどうかというようなときに、保護者の了解を得なければ、なかなかできませんが、そのような対応をとって、個別に、該当者がいる場合には声をかけ、そのような時間がある限りですが、できる範囲で努力しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 先生がね、しっかり取り組まれているということで理解はしたいなと思います。また、党としても進めておまして、こういった子供の貧困ということで、あしたは紙井さんがしっかりとやりますので、私はさわりだけということで、今日はそういうバトンでしっかりししていきますので、よろしく願いいたします。

それではですね、いろんな、取り組んでいますので、明日、いろいろこう具体的にね、説明があるかと思しますので、また私があればなんですけど、よろしく願いしたいなとは思っています。

1点だけね、その学校で、そうやって先生に拾っていただける方はいいかと思うんですね。成績が悪くても、先生が手をかけていただいて、しっかりとフォローする。そうしますと、いろんな家庭の事情で不登校で来れない。また、いろんな状況があると思うんですけど、勉強がおくれてしまう。そういったお子さんもいらっしゃるのではないかなと思うんですけども、不登校の児童数、生徒数をお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。不登校の児童数、生徒数ですが、昨年度の統計でよろしいでしょうか。昨年度、小学生では15名、中学校では48名となっております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） これは、今回の子供貧困対策関連の施策ということで、学力の負の連鎖を、親からの負の連鎖をとめようということで取り組んでいるというものでありますけれども、そういった子供も、やはりどちらかというと負のほうへ、手厚いものがないと行ってしまおうという、非常に考えられるわけでございますけれども、児童相談所等と連携を図りますと御答弁もございましたけれども、入所したお子様も、現実、いらっしゃるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。児童相談所につないだことは、まだ今年度はありません。今までではあると、この阿見町の話ですよ。失礼しました。成績云々で児童相談所とかということはありません。すいません、ごめんなさい、失礼しました。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 存じ上げてます。成績とかそういうのじゃなくて、児童相談所というのは、いろんな絡み合った御家庭との関係だと思しますので、その中でいろいろ、成績を1つ取り上げてるのではなくて、その背景にかなり複雑なものがあるって、いろいろ取り組んでいただいているのかなと。学校のほうでもね、そういった成績以外にも、本当にやっていただい

てるというのが、この御答弁かなというのは、それはしっかり受けとめております。

また、こういった中で、かなりの今、不登校がいらっしゃるんだなど、愕然となった次第なんですけれども、こういった中で、早期発見をしていく、ある面、福祉の面で、非常に大切ということで、スクールカウンセラーが回ってきていただいている。今回の貧困施策の中で、教育の分野で、福祉面の相談に応じるスクールソーシャルワーカーの増員ということで、1つの重点施策の中の教育の中の1点になっております。御存じだとは思いますが。県のほうに問い合わせたんですけれども、今、人数いるんですけれども、全部しっかりと張りつく、学校が決まってしまっていて、ちょっと難しい……。もうしっかりとそういう連携があって、もうそういうのは4月前の時点でしっかりと毎回、やっていくと、なかなか、来ていただくというのは、ちょっと厳しいような状況ということで、ちなみにですね、こういったことをしっかりとやっていこうということでなっております。それで、安倍首相なんかも、この5年間で1万人のそういったスクールソーシャルワーカーを配備しますという、ここ3年ですよ、目指すということでおっしゃってました。

そういった意味で、今後、そういった活用をですね、そういうのができるのであれば、そういう対象がなければ必要ないんですけれども、余りにも先生が過密過ぎて、本来の事をやらずに、今はということで、また専門性のある方がしっかりとつなぐということで、そういうのも必要になってきているということなんですけれども、そういったことも、しっかりと考えていかれるおつもりはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（柴原成一君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。議員がおっしゃったように、茨城県スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱というものが出されていまして、それについては教育委員会のほうでも認識しております。議員のおっしゃるとおり、今のところ、不登校、いじめなどなど、ゼロではありません、今言ったように。それに対して、各、例えば中学校には、通常法律で定められた職員以外に、今年度は生徒指導の加配というような、教師のほうの増員なんかもされております。などなど、そういう先生も含めて、学校の中では、それぞれの子供に対して理解し、教育委員会のほうにも報告が上がってきて、今のところ、スクールソーシャルワーカーを活用するまでの事案ではないという認識でいます。ただ、こういう事業があることは十分認識していますので、何かの機会には、活用することも検討に入っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変かと思っておりますけれども、子供第一に、本当にまた、お願いしたいなと思っております。

そういった不登校のお子さんなんかは、いろいろかかわっていただいていると思うんですけども、そういった面の御苦勞は本当あるかなと思うんですけど、これからね、町にもいろんなNPOとかボランティアとか、いろんな、そういった、夜やっているところもございまして、そういった、学校だけではなくって、そういうお力をお借りして、そういうところにつないでいくっていうのも、学校には来れないけれども、貧困の連鎖を断ち切れるのではないかなという、模索をぜひしていただければな……。

1つだけ紹介していきたいと思います。豊島区なんですけれども、あとは本当にいろんなところがあるので、豊島区は、私、住んでた隣の区だったもんですから、そこで本当に下町か、そういうような感じで、非常にそういう子がいるんですけども、夜、家庭に飢えているというところで、それで、夜も、本当に御飯を食べるぐらいの、今、そこまでやってるっていう、そういう、NPOになってますけれども、そういったのも、しっかりと教育委員会とタッグを組んで、そういうのを認め合って、しっかりそこで居場所づくりをしているという、ございまして、いい事例を勉強していただいて、もう我が町にとっても、その子にとってもいいものがあれば、ぜひ、貧困の連鎖から、やって、本当に高校進学率がね、やはり今、98、99%ですけども、それがやっぱり下がってきてしまっているというのが現実ですので、よろしく願い申し上げます。

次の御質問なんですけれども、要保護と準要保護の受給児童と生徒の人数の推移を教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長（朝日良一君） はい、お答えいたします。平成26年度の統計、データになりますけれども、生活保護の受給している子供たちが19人、準要保護制度を活用しているお子様たちが180人となります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） すいません、推移って言ったんですけど。ここ二、三年の。わかれば。増えてるんですかね。

○議長（柴原成一君） 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長（朝日良一君） 推移のほうですが、生活保護のほうについては、これは一概に言えませんけれども、増えたり減ったりしている状況がございまして。大体20名前後、このとおりに、生活保護のほうはなっております。準要保護につきましては、こちら増えたり減ったりしてまして、200名を超える年度もございまして、今言った180名ということで、こちら年度によって増減をしている状況でございまして。



以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。結構、ひとり親世帯とかそういう比率が多いかと思うんですけども、現在の父子・母子家庭の世帯と人数、また割合はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） ひとり親家庭ということで、ひとり親家庭の皆さんに対しては児童扶養手当が受給されているわけなんですけども、27年の4月1日現在で、児童扶養手当、ひとり親家庭への対象世帯数でございますが、405世帯、対象児童数は629名でございます。児童扶養手当ということで、18歳になるまでが対象になりますので、18歳までの阿見町の人口が7,677人、4月1日現在ですね。それでいきますと、18歳未満のうちですね、約8.2%の方がひとり親家庭の対象になるということでございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 済みません、先ほど答えていただいた要保護と準要保護の子供さんの割合というのも8%ぐらいあるということによろしいですかね。あとで、計算出ましたら教えていただきたいと思います。

それとですね、本当に貧困の連鎖を切るということで、正規の父子家庭が、正の方が7割、母子家庭は4割になっているということで、そういう年収なんかもね、母子家庭、かなり厳しいものがあって、ちょっと1点だけ、体験というか、大変悲しい事件だったんですけども、今回の弱者ですね、こういった貧困弱者を救う、4月から始まったんですけど、その4月の、お声が、その前にお子さんの首を絞めて、そのお母さんが亡くなってしまったという痛ましい事件があったんですね、母子家庭で。そういった、本当に救えるものが救えなかったという、そういった、今、そういう現実でありますので、今回の支援制度は、しっかりとね、生活保護に行く前の段階で救っていくという、そういった制度になっているわけでございます。

それでですね、今回、御答弁ございますけれども、この必須事項と、それから任意事業、やらなければいけない事業ということで御答弁がありましたけれども、まず必須事業の自立相談支援と居住確保給付の支援と、それとあと、もう1つですね、必須とまた任意ということであるわけですけども、就労準備支援と一時生活支援事業、家庭相談支援事業、学習支援事業、簡潔に御説明していただいでよろしいでしょうか。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、じゃあ、簡潔にということでございますので、まず、必須事業としましては、議員おっしゃるとおり、自立相談支援事業と住居確保給付金の支給と

いう、この2つが必須事項ということになってございまして、福祉事務所の設置自治体が自立相談支援事業、これはですね、就労それからその他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施するという内容でございます。実際には、対象者の方にですね、訪問の相談も含めて、生活保護に至る前の段階から早期に支援をしていこうということ。それから、相談に当たっては、大きく分けて生活の部分とそれからお仕事ですね、就労の部分に分けられると思うんですけども生活と就労に関する支援員を配置しまして、ワンストップでの相談窓口を設置していくということですね。そして、何よりも、その援助が必要な人に寄り添った形ですね、一人ひとりの状況に応じて、自立の支援を援助するという視点でですね、その人、対象者の方、いろいろな課題がございます。1つの課題だけではなく多様な問題があるわけですから、それをその人の自立に向けてですね、寄り添って支援をしていこうというのが自立支援の相談ということになります。

それから、2つ目の必須事業で住宅確保給付金についてですけども、これは、離職によって住宅を失った、または住宅を失うおそれが高い生活困窮者で、所得が一定水準以下の方に対して、これは期限つきでございますけども、住宅確保給付金を支給するというものでございます。支給の要件はいろいろ、ちょっと細かく決まっておりますので、これは割愛させていただきたいと思います。

それから、今度は任意の事業でございますけれども、まず、就労準備支援事業というのがございます。これはですね、一般の就労に従事する準備として、基礎能力の形成を計画的にかつ一貫して支援する事業ということでございまして、例えば生活習慣形成のための指導・訓練ですとか、就労の前の段階として必要な社会的労力の習得、それから事業所等での就労体験の場の提供とかですね、そういったことによって実施をするというものでございまして、期待される効果としましては、生活習慣の形成、それから個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労につくための基礎的な能力が習得ができるというものでございます。

それから、そのほか、就労訓練事業、これは社会福祉法人ですとか、先ほど御紹介もありましたけどもNPO法人ですとか、営利企業の自主事業としてですね、実施をするもので、軽易な作業等の機会の提供とあわせて、個々人の就労支援プログラムに基づいて就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施するというものでございます。

そのほか、例えば、そのほかですね一時生活支援事業ということで、住居のない生活困窮者であって所得が一定基準以下の方に対して、期間を定めて宿泊場所の供与や衣食の供与を実施するとというもの。

それから、家計相談支援事業というのがございまして、家計相談支援事業、これも任意ですけども、家計収支に関する課題の評価・分析と、相談者の状況に応じた支援計画の作成等々、

いろいろございます。

そのほか、子供の学習支援ということで、先ほどもちょっとございましたけれども、生活困窮の自立促進のための生活困窮の家庭での養育相談、それから学び直しの機会の提供、学習支援といった、先ほども議員おっしゃられましたような貧困の連鎖の防止のための取り組み、それから中間的就労事業の立ち上げ支援など、育成支援を行うといったものが任意の事業ということになってございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。そうしましたら、総合窓口が、もう既に立っているということで、週に1回ということで、4つのところを回っていただいているということで答弁あったんですけれども、それは14名ということでハローワークと県南県民センター合同の循環相談をやっていただいているということで、毎週1回ということで、それが将来、就職、出口につながればいいかな……。

で、もう資料、ごらんになったかと思うんですけど、野洲市の……。また見解なんかもお聞かせ願って……。阿見町はないですからね、統一した課が。要するにそういった、そこは900名からの人が相談に来ているということで、阿見町はまだ始まったばかりで、14名なんですけれども、そういったことも、多重債務の中でみんな連携して、滞納者の中からそういった相談を獲得しているという……。読み取っていただいたかと思うんですけども、その1点の今後の、そういった阿見町としては、どこがそういう消費者生活課を担っていけるのかということと、最後に、この子供、学習のところの、今回、やっていただけるということで、それは生活支援と要・準要支援ということで、先ほど、人数しっかり出てきましたけれども、4つの市町村でやっていくということでありますけれども、それは、今後、ボランティアで、補助が、任意ですけれども、補助が出ないということをお聞きしていますので、ちょっとある程度、おぼろげながら御説明、2点お願いいたします。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 先ほど、野洲市の例をいただきました。野洲市につきましてはですね、今おっしゃられたとおり、野洲市は市でございまして、福祉事務所を設置してございます。なので、自立相談支援事業とか必須事業は、これは必ず行うということでございます。野洲市の場合を見させていただきましたけれども、いろんな課が、当然、阿見町と同じように、高齢福祉課があつたり障害福祉課があつたり児童福祉課があります。その中で阿見町と違うのは、先ほど御指摘いただきましたように、野洲市にはもともと市民生活相談課というのがございます。要は、いろいろな対象者に関しましては失業者の方、多重債務の方、ホームレスの方、あるいは滞納の方、あるいは体調が悪くてね、お仕事ができない方とか、いろいろある

わけでございますけども、そういった例えば滞納とかを糸口にして、そこからいろんな課題をですね、隠れた課題もあるかもしれない、そういったものを庁内の関係各課を連携をして、1つの課に相談資料を集約すると、そこが市民生活相談課がその場を担っていると、いわゆる自立相談支援事業をやっているところに集約するという形になってございます。

阿見町の場合は、その福祉事務所がございませんので、自立相談支援事業を実施するのは、県南県民センターということでございますので、現時点では、いろいろ相談が来た場合に、まずは生活保護を担当している社会福祉課のほうで、いろいろ、まず生活困窮に関しては相談を賜ってございます。そのほか就労の問題ですとかいろいろございます。福祉事務所とハローワークで、巡回で来ていただいているのが、週1回ではなくて月1回でございまして、緊急的とか、本当に生活保護につなげなければならない方は、生活保護に申請をしていただくという流れになりますが、今回のこの法律の趣旨にありますように、その前の1歩手前の段階の方を救っていくということになりますと、そこで相談を受けて、そちらにつなげる必要があると思われる方については、予約をとりましてですね、その相談日の日にですね、これは専門の生活相談、それから就労相談員、ハローワークも来ますので、そこでつなげているということでございます。

阿見町の場合はそういう、野洲市のような市民生活相談課はございませんけれども、まずは社会福祉課で情報を集約というか、中心となって関係各課との連携ですね、強化、まずはできるところから、そういう福祉事務所がないので、自立相談支援事業はできませんよということではなくて、もちろん県南県民センターのほうにはつながりますけども、あとは、町のある組織の中で何ができるかということを検討して、まずは連携をしていく、庁内での連携体制を構築していくというのが一番重要かなと考えておりますので、まずは社会福祉課が中心となつてですね、そういった連携体制をとっていききたいなというふうに考えてございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） どうぞよろしく願いいたします。あと、4市町村を教えてください。あと、家庭の勉強会ですね、御指導していただく、子供学習支援の取り組みということで、これは公にというんじゃなくて、選抜というか、それはどんな方法でやっていますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長湯原勝行君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（湯原勝行君） はい、お答えします。この県南県民センター管内の4町村ということで、阿見町、美浦村、河内、利根の4町村で行いまして、実施場所は阿見町で行う予定です。主体につきましては、県の県南県民センターではなくて、直接、保護を担当いたします福祉指導課が、直接この事業を主体を行いまして、ただ、この行う事業

主体につきましては、今後、公募して決めるという形となっております。週1回程度、学習支援を行う予定ということで、今後の公募方法その他、人数等、それから対象者、例えば生活保護を対象とするのか、準要保護世帯を対象とするのか、そういうものについて細々したものについては、現在詰めている最中ということで、あと、細かいことについては、まだちょっと公表できない段階という形で伺っております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 先ほど人数教えていただきましたので、その中でしっかりとやっていただければと思います。わかりました。大学のボランティアさんという形になるかと思うんですけども、そうですね、その1点ですかね、しっかり進めていただきたいこと。

あと、窓なんですけれども、出る、就職も大事なんですけれども、窓の確保をしていくという、どんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。その入り口ですね、先ほど、しっかりと、いろんな多重債務とか、いろんな、阿見町としては、どういった広報というか、周知というか、やはりそういう困った人を吸い上げるという、それはどんな糸口でやろうとしていらっしゃるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 先ほども簡単にお答えさせていただいたんですけども、いろんな課がありますので、例えば福祉部門は社会福祉課、児童福祉課、障害福祉課とあります。そのほか、例えば商工関係ですとか、それから住宅の関係、それから教育委員会ですとか、それから税、滞納の関係等もございますので、税の関係、それから保健・年金の関係ですとか、あるいは上水道・下水道とかですね、そのほか消費者生活センター等も考えられると思うんですけども、そういったところで、まずは連携、社会福祉課に来なくても、例えば、先ほどもありましたけども、税の滞納のところから、その多重債務のほかに、じゃあ家賃も払えない、じゃ食べるものも困るとか、どんどんどんどん掘り下げていくと複数の課題を抱えているケースもあるかと思えます。そういったところからですね、まずは市内の連携体制を構築していくというところから、今もやってはおりますけれども、さらにそこをですね、十分に体制を整えていければなというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 難波千香子君に申し上げます。あと26秒でまとめていただきたいと思えます。

難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。じゃあ、しっかりと、就労のほうも、就労準備ということも非常に大切な段階になると思えますので、初めてのあれになりま

すけれども、しっかりとまた、期待する部分もありますので、よろしく願いいたします。

以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで10番難波千香子君の質問を終わります。

次に、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔6番飯野良治君登壇〕

○6番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。しばしの御辛抱をお願いいたします。

それでは、質問通告に従い、町長に質問いたします。

国の環境白書が発表されました。メインテーマは環境とともにつくる地域社会・地域経済です。豊かな自然や動植物を収入源に、環境対策を地方の活性化につなげるというものです。まさに自然豊かな阿見町にぴったりだなというふうに思います。

最近ですね、地方創生という言葉が至るところに踊っていますが、私からしたら、今さらという感じがします。地域と都市の交流は、農業を通して行動し、40年間前から行ってきたものがようやくですね、全国共通の認識に立ってきたなという感じを持っています。他力本願でなく地元にある資源を活用し、阿見町に来ていただき交流を促進し、経済的なメリットも発展する。環境対策は、高齢化と人口減少が進む地方で持続可能なまちづくりに役立つ政策と考えます。

それでは、オープンガーデンの取り組みについて質問いたします。

1、国内外の人たちを阿見町に来ていただくため、施策の1つとして取り組む考えはありますか。

2つ目、長野の小布施町、横浜の港北区、埼玉の戸田市などの取り組みを知っていますか。

3番目、民間指導の実行委員会や運営委員会で組織され行政がバックアップする形式は町民の行政参加が進むと考えますが、見解をお尋ねいたします。

4番目、平成10年に発行された「阿見町の樹木」——これですね、に取り上げられている公共私有の161の樹木があります。そのほか、66行政区の中に、自慢の庭園がありますが、町はその情報を持っていますか。

5番目です。オープンガーデン準備会立ち上げに、行政として何ができるか教えてください。

以上5点についてお答えください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） いよいよ最後の質問で、ちょっと気合い入れないとまずいですね。

オープンガーデンの取り組みについての質問にお答えします。

1点目の、国内外の人たちを阿見町に来ていただくため、施策の1つとして取り組む考えはありますかについてであります。

オープンガーデンは、1927年にイギリスで創立された「ナショナル・ガーデン・スキーム」という善意団体が、個人の庭園などを一般に公開し、その収益を看護・医療などに寄附をした活動がその始まりといわれております。国内でも、議員御紹介のとおり、長野県小布施町、横浜市港北区、埼玉県戸田市などの地域づくり団体と行政が連携し、先進的に取り組まれているようです。町としましては、例えば、市民団体等が推進母体となり、オープンガーデンの取り組みの機運が盛り上がってくるような状況が見られるようであれば、町民と行政の協働のまちづくりのような形で取り組んでいくことも可能ではないかと考えております。

2点目の、長野県小布施町、横浜港北区、埼玉県戸田市などの取り組みを知っていますかについてであります。

この3つの自治体の中で活動が最も古い長野県小布施町の取り組みについてですが、小布施町は、昭和の時代から花づくりが盛んな地域であり、昭和55年に……。ちょっとうるさい。ちょっとうるさいですよ。

〔「間違ってる、おぶせなんだよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） だから、そうやって言ってください。うるさい。

小布施町は、昭和の時代から花づくりが盛んな地域であり、昭和55年に「町を美しくする事業推進委員会」を結成し、中学校の生徒会と老人クラブや子供育成会との共同による花壇づくりから始まり、平成元年のふるさと創生事業の一環として、「うるおいのある美しいまちづくり条例」を制定し、花のまちづくり推進事業に取り組み、平成12年に38軒の個人の花の庭をオープンガーデンとして開園し、スタートしました。その後、オープンガーデンにかかわるイベントの実施などを通して発展を遂げ、現在では130軒余りが参加し、地域住民の交流の場や観光スポットとしても活用されているようです。

3点目の、民間主導の実行委員会や運営委員会で組織され行政がバックアップする形式は町民の行政参加が進むと考えますが見解をお尋ねしますについてであります。

このような市民活動は、協働のまちづくりの理念に合致したケースであると認識しております。

4点目の、66行政区の中に自慢の庭園があり、町はその情報を持っていますかについてであります。

平成10年に発行された「阿見町の樹木」は、町の樹木について調査研究をしている阿見町文化財研究調査会樹木班が町内の樹木を調査し、現況を明らかにして保存に貢献することを目的

として一冊の本にまとめたものであります。

オープンガーデンの取り組みは、国内の一部の先進的な地域を除いては、まだ歴史が浅いということもあり、町内の自慢の庭園等については残念ながら情報を持っておりません。

最後に、5点目の、オープンガーデンの準備立ち上げに、行政として何ができるかについてであります。

基本的には、町民ボランティア活動から発展していくもので、例えば、必要に応じ、町民活動センターの事業の一環などとして、ボランティア活動に関する助言や必要な情報の提供など、町内の市民活動として支援ができるのではないかと考えております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ありがとうございます。今まで幾つか先進地を視察してまいりました。この間も、つい先ごろですね、同僚議員の何名かと一緒に戸田を訪れてお話を聞いてきました。必ずですね、その中で、最初は皆、新しい事業なんですね、こういう取り組みは。新しい事業を取り組むときに共通してですね、必ずあるのは、そこにですね、職員の中にですね、必ずね、もうそのことについては何でも知っている、もうほかはやらなくても自分がやると、そういう、何々ばかと——これはいい意味なんですけども、と言われるほど熱心なですね、職員の方が存在しているということですね。これは太陽光を見に行ったときも、戸田市の中にそういう職員の方もおられました。そして民教で行った新潟の聖籠町のときもね、教育に関して非常にね、熱心できめ細かな職員の方がおられました。

花の町、戸田ではですね吉田さんというすごいパワーのある女性の職員が説明に当たったんですけども、本当にですね、もう圧倒されちゃう。多分ね、市長も、もう圧倒されちゃうんじゃないかってほど熱心な人でした。これね、ほかでやらないことを手がけるわけですから、だから先進地と呼ばれるわけですね。吉田さんが言ったのは、公務員の方は、大概ね、公務員試験に合格すれば、公金横領でもしない限りは、身分は定年まで保障される。しかし、そういう公務員はゾンビと言われるんだと。だから、そういうゾンビに私はなりたくないの一生懸命やるんです。そういうね、ことで、非常にアピールをされて、圧倒されて帰ってきました。

ぜひですね、町長もね、町民のためになるパフォーマンスはね、パフォーマンスというと、何か形だけやってね、自分をアピールするんだということではないですけども、そういうことではないんですね。パフォーマンスと呼ばれてもね、本当にそれは町民のためになるんだったら、もう徹底して先にやるべきです。みんながやって、いいからやるということではなくて、早くやることです。それはね、町長、今、フォックスフェイスで、非常にそれを栽培して、増やしながら、ほかにない、まだ花なんで、それを普及しながら、町の活性化や道の駅の中でね、そういう販売……。非常に買ったら高いです、あれ。ジョイフルで買ったら、1枝1,000円ぐ



らいしちゃうわけで、だから、びっくりするほどね、そうやって新しいものを、ちゃんと自分でやって、これはいいなといったら普及していきたい。ぜひですね、そのことについての見識をですね、町長から、今後新しい事業に取り組む見識をね、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） どうしても、やっぱり自分の発想がどういうものになるかというね、自分の発想の中で、どうしても、やっぱり仕事はやるようになりますよね。1つにしたって、学校給食センターの米飯ラインという、これも、職員も本当に大変でした。だけど、やはり自分たちの時代にこういうことをやったんだって、自分の子供や孫に誇れることをやろうよと。やらない相談じゃなくてやろうよと。そういう話をずっと職員とはしております。まあ、先ほど、町長がこう言うから職員はやれねえんだっていう、そんな話ありましたけど、私はそれほどまで横暴でもないし、人間やわらかいほうなんでね、なかなか、強引にというのは、なかなか難しいなと、そう思っております。

そういう中で、やはり、職員のやる気をどうやって引き出していくかということも大事だし、自分の発想をどういうふうにして、やっぱり職員に伝えて、それを実行に移してもらおうかということ。特に残念だったのは、やっぱり太陽光発電は、これはうちの篠崎部長もいますけど、全て総リース方式でやれば3,000万から4,000万の毎年お金が入ってくると。それをどういうふうに使っていけば、このお金も市場に生きるんじゃないかと。今回、その中で、やっぱり、LEDの問題等もやっているわけですから、やはり自然エネルギーを積極的に推進するということも、これも大事だと、私は思っております。いろんな発想を加えながら、やはり町民にとって、この町が、住んでてよかった、ああ、この町なら住みたい、そういう町を、やはりつくり上げていくのが私の役割だと思っております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ぜひですね、自分が、これが阿見にとって必要だと思ったときはね、いろんなそれはクリアしなくちゃいけないものはあるにしても、それをクリアしながら、もう頑張っってね、与えられた任期をね、精いっぱい頑張っっていただきたいというふうに思っていますね。

私がね、このオープンガーデンの話をしたのは、急にとってつけたんじゃないで、前からですね、この話、思いはあったんです。たまたまですね、川田前町長のところに行ったとき、川田前町長のお宅もすばらしいお庭ですねと言ったら、いや、実は、私のおじが横浜の港北ですね、これです、港北区に邸宅を日吉邸という邸宅を持っているんだと。そこが港北区のオープンガーデンの中心になって、きっかけになったんだという話をね、そこでされたんですね。川田さんのおじさんは、慶応大学の県知事選をやって敗れてから、慶応大学の教授になったんで

すね。そこで、横浜の港北区に日吉邸と呼ばれるお宅を求めて、そこに自分のゼミの学生を呼んで、すごい世話したんです。今でも川田会って、亡くなってるんですけども、川田会っていう会がつくられていて、300名ほどのね、学生が今でも活動していると。そういうすばらしい人物だったということなんですね。そこの跡地を買った鼠入さんという方が、川田さんのところに、オープンガーデンの手紙をよこしたと。これを私に見せて、こういうことをやってるんだよと。あ、これは阿見にとってもすごいいねっていうことで、まあ、川田さんと意気投合してね、阿見における庭園の公開はね、地域おこしの1つにもなるねっていう話で、ぜひですね、港北区を視察に行きたいという話になったんです。このときですね、先進地の視察を行うときに、行政の視察ですね、先進地の視察先の連絡とか、それについてのバスなんかを行政のほうで協力していただけるかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで、ちょっと切りが悪いですけど、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後5時10分からといたします。

午後 5時00分休憩

---

午後 5時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの飯野良治君の質疑に対する答弁を求めます。管財課長黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい、飯野議員の質問にお答えします。行政バスは、あくまでも公用車でございます。観光バスではございません、公用車でございます。使用の基準が定められております。今の議員さんの質問の内容では、ちょっと判断がつきかねますので、使用を許可する基準を、ちょっと話したいと思います。

まず一番最初は、公用のために使用するとき。それから、町の要請によりもしくは町を代表して事業に参加するとき。それから、町の職員の研修、視察、福利厚生事業に使用するとき。それから、今度は民間の団体のことになりますけど、町政の運営を支援し、または協力するものとして、関係団体にかかわる事務を主管する課等の長——これ、主管課長なんですけど、が認めた団体が主催し、または共催する事業に使用するとき。それから、関係団体のうち、あらかじめその使用が予定されるものとして、主管課長の申請により前の年に登録されている団体が使用するとき。あと最後に、よくあるんですけども、その他、町長が特に必要と認めたとき。

飯野議員さんがおっしゃる視察がですね、このうちのどれかに合致すれば使えますし、合致しなければ使えないということでございます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） わかりました。その使用基準がね、あるんで。

○議長（柴原成一君） すみません、少々お待ちください。町民部長が答弁するそうです。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） もう1点の、視察をする場合に、相手方さんとの連絡調整等できるかどうかというお話なんですけども、事業の内容等を確認する、よく確認する必要はありますが、今のお話を伺っている範囲で考えれば、可能かと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 前向きな御答弁ありがとうございました。このやつは、まだもちろん形はあらわれていませんけども、小さくですね、実行委員会や運営委員会を生んでですね、大きくこれから阿見町の中で育てていく、そういう事業だと、私は確信しています。小布施町の事例も、年間ね、30万人も訪れる交流のね、事業になってますけども、最初はね、30件くらいの、本当に賛同したお宅から取り組みが始まったというふうに聞いています。

こういうときにですね、どうしても、こういう取り組みがありますよ、こういう取り組みをすることによってこういう効果がありますよということを、町民の多くに知らせる必要性があるんですけども、そのときに、町のほうで、そういう広報紙についてですね、こういう組織をつくってからじゃないと、なかなか、それは行かないと思うんですけども、実行委員会が立ち上げられて、そういう運営がね、運営方針がきちっとできたら、ぜひ行政のほうでも、こういうチラシとか、広報あみとかね、今あるやつに載っていただく、そういうことはできますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えします。結論から言うと、可能だと考えます。今回、この御質問をいただいて、一応、主になる課は町民活動推進課ということで、答弁書等の取りまとめ等について担当したんですけども、こういった事業、いろんなところにかかわりが出てくるかと思うんですね。観光資源の関係とか、景観とか環境問題といったようなこととか、生きがいという意味では生涯学習的な要素もあるとか。そういったことがいろいろあると思いますので、多分、こういう話がいろいろと意識が高まっていく中で、町のほうの所管する部署っていうのも、いろいろと固まってくる部分もあるかと思しますので、現時点においては、可能だということでお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ありがとうございます。花とかね、庭園は人を和ませて交流を広げていくということですね。都市と地域の交流のソフトの1つとしてですね、有効な手だてと全く

考えているんですね。だから、さっきも空き家対策の話が出ましたけども、空き家の調査に行政区の協力を得て調査をしたと。それと同じように、行政区の人が一番よくわかるわけで、どういう庭園がここにあるよとかってというのは、掘り起こしをね、しながら、隠れた自然資源の発掘をね、することが可能になってくると思います。準備会のほうも動きつつあって、形がね、できてくることは時間の問題と思うんで、ぜひそのときは、行政のバックアップをよろしくお願ひしたいということをお願いして、1点目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それでは、2点目の、タケノコの出荷自粛と風評被害について伺います。

タケノコの現状とこれからのスケジュールについては、先般ですね、先日の全協での説明で、今日、1番目の久保谷議員がこのことについて質問されました。それで十分よくわかりました。それを踏まえてですね、昨年ですね、議員会で、この問題について議員会でやろうということいろいろありました。私も勉強させていただきました。10日間も県庁のほうに行って、林務課あるいはいろんな部署で、そのやる機会を与えていただいて、そういうことを踏まえてね、今日の質問は、おくれた原因の1つとされる風評被害の実害と実態について中心に伺っていきます。

1つ、風評被害の概念は何か。

2番目、特用林産物6品目のうち、阿見町での対象品目は何かがあるのか。

3番、4月に制限された取手市のタケノコは2年越しの検査となりました。なぜ阿見町は1年おくれてしまって来年の解除になるのか。その原因ですね。

4番目、タケノコも一部生産者や3市でそれぞれ解除になったが、阿見町はおくれてしまったわけですね。今年じゃなくて来年。そのことが、まだ阿見町は解除になんないというのは、これは危ないんじゃないかという風評につながるかということが4番目です。

5番目は、タケノコでまちおこし。a uの撮影が行われたり、プロモーションビデオの撮影が上長の竹山で盛んに行われました。竹林の活用が進む中、制限解除の加速と安全性のPRは風評被害の払拭につながるか。

6番目に、阿見町における具体的な風評被害の実態を明確にしてください。

この6点についてお答えください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、タケノコの出荷自粛と風評被害の因果関係についての質問にお答えいたします。

1点目の、風評被害の概念は何かについてであります。

「根拠のないうわさのために受ける被害」とする言葉の意味からは、1つの農産物の原因により、他の農産物に被害が及ぶことと考えております。

次に、2点目の、特用林産物6品目のうち、阿見町での対象品目は何かあるのかについてであります。

阿見町では、2品目に対し出荷制限等が課せられています。平成23年11月に原木シイタケに対し国の出荷制限が課せられ、平成24年3月にタケノコに対し県から出荷自粛の要請がありました。

3点目の、4月に制限が解除された取手市産のタケノコは2年越しの検査となった。なぜ阿見町は1年おくれってしまったのかについてであります。

取手市が2年越しの検査としておりますが、取手市に確認したところ、平成25年に実施した自主検査を加えた期間であり、県が作成した要領に基づいた制限解除の取り組み期間は平成26年度の1年間ということでした。また、阿見町の解除に向けた取り組みが1年おくれとなった理由ですが、昨年3月、農業振興課において実施している食品放射能検査において、100ベクレルを超えるタケノコが既に確認されていたため、出荷制限等解除に向けた手続をおくらせたものです。出荷制限等の検査は県の検査機関において実施されるもので、結果は全て公表となります。よって、阿見町産のタケノコで100ベクレルを超えたことが茨城県のホームページ等に掲載されれば、他の阿見町の農産物への影響が避けられないと判断し、平成26年度は制限解除の取り組みを回避しました。

4点目の、タケノコも一部生産者や3市でそれぞれ解除になったが、阿見町の解除のおくれが風評につながらないのかについてであります。

久保谷議員の一般質問でもお答えしておりますが、出荷制限等が課せられていた県内20市町村のうち、今年4月に解除された自治体が3市、今年度解除に向け取り組んでいる自治体が4市町村と聞いています。このように、当町の取り組みが特におくれているとの認識がないことから、風評被害につながることはないと考えています。

5点目の、タケノコでまちおこし、竹林の活用が進む中、制限解除の加速と安全性のPRは、風評被害の払拭につながらないのかについてであります。

出荷制限等の解除は、県が策定した要領に基づき実施される検査結果において国が判断することになるため、制限解除の加速に結びつくかは判断しかねます。しかし、出荷制限等が解除されれば、イベント等の開催により安全性をPRすることは有効であると思われれます。

最後に、6点目の、阿見町における具体的な風評被害の実態を明確にしてくださいについてであります。

町内の直売所等に聞き取り調査を行ったところ、売上高は震災前の水準に戻りつつあるとの

回答を得たことから、阿見町における農産物に対する風評被害の影響は改善されているものと思われる。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 1番の、概念ですが、これはこのとおりですね。世間の評判や取りざた、よくないうわさ、いわゆる実態がないのに、それがあたかも事実がごときうわさ、こういうことは、いろいろね、私も経験してきました。インターネットの書き込みなんかもそうですね。バーチャルで、自分で経験しなくてね。経験した人はね、こんなね、100ベクレル、とんでもない。こんなのね、解除になったところにもあるんですよ。ただ、それを選定しなかっただけなんですね。私は聞きたいのは、悪いうわさを恐れてだんまりを決め込むより、積極的に安全性のPRをすることのほうが効果があると思いますが、どうですか。それをお聞きます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 飯野議員の言われるとおり、安全性のPRをすることが一番だというふうに思います。ただ、先ほど町長が答弁したとおり、久保谷議員にも答弁しましたけれども、昨年度の段階では、100ベクレルを超えたタケノコが出てたというふうなことで、これは慎重にやはり進めていかなければならないという判断に基づいて、昨年度は出荷自粛の解除に向けた取り組みをしなかったというふうなことでございます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） この点がね、私がずっとね、農業振興課とお話をできて、なかなか論議がかみ合わなかったとこなんですね。100ベクレルを超えるタケノコはね、解除になったところにも存在するんです。なぜそれで解除になったのか。それはね、生産者である私が一番わかるんですよ。それはね、そういうところを選定しなかったんですよ。だから、これは問題だって言ってるけども、実態そうなんです。その裁量権は、どこを選んで県のほうに出すかは、地方自治体の裁量に任されている。これは県のほうで、ちゃんと私も確認してきました。例えば、取手でね、これ自主検査を加えた期間があったって言ったでしょ、25年に。これはね、ちゃんとね、自主検査で、前年度からやったんですね。このときも、どことどこっていうのは、やっぱり行政が決めてやったと思うんですよ。だから、今年出せた。去年はね、100ベクレルが出たタケノコは、実際に、これは行政が指定して、その場所から採取したタケノコなのか、それとも、いや、向こうの自由意思でこれをはかってくれよっつってさ、持ってきたタケノコなのか、どっちなんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めますが、その前に、海野議員、つぶやきが多過ぎます。次、つぶやいたら退場していただきますから。

答弁をお願いします。農業振興課長村松利一君。

○農業振興課長（村松利一君） はい、お答えします。農業振興課のほうの窓口に来る——自由に、方がはかるやつです。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） これは自主検査ですか、町の。

○議長（柴原成一君） 農業振興課長村松利一君。

○農業振興課長（村松利一君） はい、一般の町民の方がはかる自主検査です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ということはですね、県のほうに提出しなくてもいいわけですよ。町の自主検査だから。町でそういうものも存在しているというのは、もう手入れしてないところのタケノコはね、大概超えるんです。そんなことは、もう常識です。ちゃんと手入れしたところは、もう20とか10とかね、これはもう、全然食べても……。そのところをきちっと行政が判断して、そういうものは、まあ、はかってあるという事実はね、これはあるけども、何もそれを県に出す必要はないんです。県のほうでもそう言ってるんです。60カ所の選定は市町村が選定していただく。満遍なくやるつつたてさ、荒れてるところから満遍なくやったら、これは来年だってだめですよ。たまたま今年はきちっと、去年の教訓をね、して、そういうところから採取をしなかったというところに、来年の解除の可能性を、今年言われたんだらうというふうに思います。これを1年早くやれば、今年大丈夫だった。そういうふうに思うんですけど、どうですか。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 飯野議員のおっしゃることは、100ベクレルを超えたところは目をつぶれというふうに、私には、ちょっと聞こえたんですけども、100ベクレルが出た以上は、やはり、町としては、その出荷自粛の解除に向けた部分で、出てしまうという判断になったときには、非常に、他の農産物に対する影響もはかり知れないだらうというふうな判断をしたわけですので、そういった観点から、1年待ったというふうなことです。

今年、今、自主検査の中で、そういった100ベクレルを超えるものはないというふうな判断の中で、ほとんど50ベクレル未満であるというふうな判断ですので、町内60カ所を満遍なく検査をして——61カ所ですか、そうして、それで大丈夫だという判断に基づいて、県のほうに出したというふうなことです。その辺の部分については、飯野議員と町のほうとの見解の相違であるというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 行政側がね、非常に慎重になって、ほかの農産物の評判も気にしてね、

やるということは、私はそれは、それでいいと思うんです、行政は。それをやらないで、安易にね、俺の言ったようにやっちゃったら、その後の責任はね、とるしかないんですから。私はそれを了承してます。だからこそ、だからこそ、去年、私が議員会でやるっつうの……。議員はね、その責任とらないんですよ、そういう。だから、議員会で、行政とね、一体になって、行政がそう言ってっから、議員会も自粛しましょうみたいな、そういう腰抜けじゃなくて、議員会は、それをね、もっとね、どうやったらできるのか、その方向に向けて去年はサミットを開催しようということで、私はやりました。でも、結果はああいう結果でした。1年おくれでした。その結果ね、当町の取り組みがおくれているとの認識がないってことを書いてありますけど、私のところに、何人かの生産者からね、問い合わせがある。何で阿見は今年解除になんないのという怒りの声がありました。これはね、春先のタケノコの収入っていうのはばかになんないんです。税金を払うのにタケノコの収入、売り上げを充てるっていうのはね、うちのほうでは当たり前でした。30万、50万、100万を上げる農家もいるんだから。これが出荷できないとね、補償をもらえばいいっていう話じゃないから、だから、そういうことだったんですね。だから、これは1年おくれで、行政のね、そういう判断というのは間違ってたと思うけど、それに追従したね、議員はだらしがないなというふうに言っときます。

それは俺は、出荷制限のPRはですね、先ほども言ってましたけど、イベントやったらどうかということで、久保谷議員もそれを提唱してました。私もね、これは解除になったら、イベントをやるべきだと思います。これは阿見ばかりではなく県南の自治体にも呼びかけて、阿見が一番多いんだから、阿見でたけのこほっぺとか、阿見がまちおこしの材料に使っているわけだから、それをね、呼びかけてイベントを開催してください。サミットじゃなくてもいいです、別に。本当にね、みんなが今度、春に旬の恵みを食べられると、そういう祝うことをね、もう爆発させたらいいんですよ、その場で。ぜひそれはやっていただけますか、ほかに呼びかけるということ。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 町長の答弁にもありましたとおり、そういう行為は、非常に阿見町のタケノコが安全であるというふうなPRには結びつくだろうなというふうに思います。ただ、それを行政側が必ずしもやるというふうなことではなくても、タケノコを生産者の中でいろいろ取り組んでやっていただいて、行政のほうからバックアップできるような体制ができれば、それも1つであろうというふうに思います。1つの、町が全てやるというふうな観点ではなくて、いろんな選択肢の中で、それは考えていったほうがいいんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。



○6番（飯野良治君） ありがとうございます。これはね、行政に全てやれっていうんじゃないで、自主的にそういう人たちがね、そういう呼びかけはできますから、首長や議員や、この県南のどこ、つながりもあります。そういうところに、同じ共通の喜びを持ってですね、解除になったときのアピールをね、していくようなイベントをやりたいと、私も思います。

風評の概念でね、根拠がないから、実態、実害もなかったんですね。実際、阿見の今回の放射能騒動の中でも、先ほど、根拠にあったように。だから、実害はね、出るだろう、出るだろうって、お化けみたいに言ってっけど、実際はなかったんです。これは事実なんですね。生産者、まちおこしの立場でですね、そういう実態のないものを、解除に向けてですね、ぜひ、行政のほうでも手続を進めていただきたいということをお願いして、2つ目の質問を終わります。

ちょっと熱が入っちゃった。タケノコは……。今度、冷静にやりますから。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それではですね、3番目、町社会福祉協議会における通勤手当、16年11カ月不正受給の経過とチェック体制について質問いたします。

議員の役割はですね、私も最初の一般質問で、ちょっと明らかにしたように、予算やそれをまず決定するというのは1つ大きな……。そして、決定したものについては、監視ですね、それが適正に使われているかどうか、それを見届けると、これが2つ目ですね。そして、3つ目は、今言ったように、提案をしていく。私だったらこうやったほうが、町でやってるね、執行部がやってるよりもいいものができるよという提案が3つ目ですね。そして、4つ目は、さっき言った、生産者の声、あるいは町民の声と言ってもいいですけど、それを集約して、それを町にぶつけると、この4つということ、私は認識しております。

この通勤手当のね、不正受給の問題は、新聞報道でも皆さん御存じのように、発覚から、本人を初め監督者の処分がなされ、全額返納され、一定の社会的制裁も行われております。今回の質問は、個人の責任を追及するものではなく、こうした行為が二度と起こらないようにするために、経過事実を明らかにし、チェック体制を万全なものにしていくことが必要だと考えて質問いたします。

1つ、新聞の時系列から経緯を明らかにしてください。

2番、1998年、平成10年1月の決済監督責任者はどなたですか。

3、通勤距離の実際と、申請距離はどのくらい差があったんですか。

4番、全額返納された額は幾らなのですか。

5番、チェック体制はどのようになっていたんですか。

6番、この問題を受けて、体制の変化は行われたんですか。

7番、社協へは町の補助金はどのくらい出されているんですか。

以上、7点についてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、町社会福祉協議会における通勤手当、16年11ヶ月不正受給の経過とチェック態勢についてお答えします。

1点目の新聞の時系列からの経緯ですが、社会福祉協議会からの報告によると、平成26年11月11日に、社会福祉協議会事務局長が11月分給与の個人別支給内容をチェックしていたところ、当該者の交通費支給額が突出して高額であり、算定根拠に疑念を抱き、本人に確認を求めたところ、正確な通勤距離とは異なることが判明しました。

本人は平成10年1月に通勤届を提出し、その後転居により平成12年1月に通勤届の変更をしております。

この件に関しては、3月9日付で本人により報告書が提出されるとともに、通勤手当増額分を全額返還する申し出がなされました。

3月12、17日に懲罰審査委員会が開催され、本人及び監督者の処分が決定され、3月23日社会福祉協議会理事会において処分の報告がなされ、3月24日に公表されたものであります。

次に、2点目の、1998年1月の決裁監督責任者についてであります。

阿見町社会福祉協議会決裁規定によれば、職員の各種手当に関する確認と決定は事務局長の専決事項となっておりますが、監督責任となれば、常務理事、会長になり、3月23日理事会において会長としてこの件に関して、謝罪を私が行っております。

私も社会福祉協議会の会長という立場でもありますので、改めてこの場をお借りしまして、町民の皆様初め多くの関係者の皆様方に対して大変御迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。特に、社会福祉協議会の成り立ち、またはその町民の浄財によって運営がある程度なされているということを鑑みれば、非常に残念なことが起きたなど、そういう思いをしております。今後このようなことが二度と起こらないように、万全の方策に取り組み、皆様方の信頼回復に向け最大限の努力をまいります。

3点目の、通勤距離は申請距離はどのくらい差があったのかについてであります。

平成10年1月時の申請距離は25キロメートルで最短通勤距離は11.9キロメートルで、その差は13.1キロメートルになります。転居後の平成12年1月以降は、申請距離が26キロメートルで最短通勤距離は13.5キロメートルで、その差は12.5キロメートルになります。

4点目の、全額返納された額は幾らなのかについてであります。

返還金は総額193万2,960円になります。

5点目の、チェック体制はどのようになっていたのかについてであります。

入職時や居住地変更時に通勤届を提出し確認することになっております。

6点目の、この問題を受けて体制の変化は行われたのかについてであります。

社会福祉協議会では、この問題を受けて、改めて全職員から通勤届を提出させ、地図ソフトにより通勤ルートが適正か確認するとともに、通勤届を3年ごとに提出しチェックするように改善が図られております。

町においても補助事業のヒアリング時に詳細に点検してまいります。

最後に、7点目の、社協へ町の補助金はどのくらい出されているのかについてであります。

阿見町社会福祉協議会補助金交付要綱により、法人運営事業及び地域福祉事業に係る人件費及び事務費に対して補助しており、平成26年度は3,243万547円を補助しております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 交通費支給額が突出して高額であり、算定根拠に疑念を抱いた事務局長がこれを本人確認し、判明した経過でもわかるように、なぜ今まで16年も気がつかなかったのか。行政のチェックはですね、時々ね、常識で考えられない事例が発生するんですね。これを見てもわかるように、年金の不正受給、この間ありましたね、5月10日、50年間にわたって死亡届が出されていた人に、総額5,000万以上も支払われていた。なぜ、発覚がこれほどおくれたのか。チェック体制が問われているという新聞が、ここにありますね。

そのチェックをね、してるから、行政は間違いないだろうという先入観はね、非常に当たらないというふうに……。この事例を見ても、チェック体制に原因があったのではないですか。お尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） まず、通勤手当につきましては、社会福祉協議会の中で、当然、人件費を支給しておりますのでね、その中で通勤届を出して、その距離に応じて、基準に基づいて額を算定しているということになります。

それからですね、基本的に社会福祉協議会自体は、社会福祉法に基づきまして、民間の社会福祉活動を行うということを目的としました社会福祉法人の民間団体ということになりますけれども、今回の通勤手当に関しましては、町でですね、補助を出している対象の職員であったということでの御質問かと思えます。

当然、町の公費が支払われていたというところがございますので、まずは、第一義的には、社会福祉協議会の中できちんとそこを精査すべきであったというところ。また、その後ですね、この補助対象事業に関しましては、町のほうで、予算要望のときにヒアリングを行います。そこで人件費、当然、支給対象になりますので、人件費について職員手当ですか共済費ですか、給与は幾らかということで、書類が提出がされますので、そこでチェックをするということがございますけれども、その時点で、社協のほうでね、出てくる通勤手当が何人で幾らとい

うふうに出てきます。その時点で、通勤届の内容まではチェックができていなかったというのが実情でございます。

今後はですね、まずは第一義的に社会福祉協議会の中で、先ほど答弁にもありましたけれども、既に改善が図られているということでございますが、補助金のヒアリングのときにも、改めて町のほうでも、その内容を、通勤届の内容については、精査をし、それから、予算がついた後、実際に補助金を交付申請が出てきます。その際にも、また転居等で変わっている状況があるかもしれませんので、再度、詳細にですね、その内容についても点検するように改善を図ることといたしました。

基本的には、そういったところでチェックが甘かったと言われればそれまでかなと思います。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 職員の各種手当に関する確認と決定は事務局長の専決事項となっておりますが、最初ですね、平成10年のチェックが、その後の見逃しにつながったと思います。これは前任者がね、非常に重要なんですね、そのときの。前任者が決定した。それを受け継いだ次の事務局長は、そんな間違いはないだろうと、まあ、1つのあれですね、先入観にとらわれていってしまって、だから、最初のときがね、非常に重要だったというふうに思いますけど、いかがですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 飯野議員の言われたとおり、まず最初のチェックが甘かったということが、これはもう、当たり前のお話でありますし、私がおその対象者の1人、社会福祉協議会に勤めている1人に話したのは、16年7カ月でしたっけ、この間、本当につらかったんじゃないかと。何かやって、ああ、俺わかっちゃったらっていうようなね、そういう思いをして16年7カ月もいたというものに対して、本当に、きちんと懲罰をやったときに、その話をさせていただきました。本当につらかっただろうと。そういう意味では、これは本当に許されないことであってもね、これがきちんと自分が払われて、そして、今後やはり、社会福祉協議会のために、また一生懸命やれるような状況をつくれよというようなことを言いました。やっぱり、本当に、16年7カ月というのは長いですよ。そういう面でのね、いつ見つかるのかという、そういうおびえとか、そういう期間が長かった分だけ、その人は本当につらいんだろうなあと、そういう思いをした、そういう感じがしました。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） まさにね、本人はこれでよしとして、やってきたわけじゃないでしょうから、当然、倍ですからね、約、この差というのは。倍の差っていうのはね、やっぱり、やってる本人にとってはね、これはちょっとやっぱり心の負担にはなっていたというふうには思い

ますね。大き過ぎると思いますね、この差は。それだけ、16年わからなかったということが、本当に、さっきの、50年わからないで5,000万払ってたと同じように、まあ、チェックがね、不十分だったということは、今の町長の答弁でも、十分わかりました。

グーグルの活用でね、先ほど答弁の中で、適正確認が行われるので大丈夫という、いわゆるインターネットのね、あれで確認を図るから、今は全部見えちゃうから、もう大丈夫なんですよということなんですけども、やっぱり機械ですね。だから、最後はきちんと人間が確かめていくということが必要だと思うんですけども、どうですか。機械任せにしないで。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） まずは、本人がですね、きちんとはかって出していただくということでございます。それと、機械任せにしないということでございますけども、今の地図ソフト、かなり正確にできております。例えば、町の職員が、社会福祉協議会、今、大分人数は多くなっておりますけども、その自宅まで1軒、1軒ですね、公用車を使って距離を測定するというのも、なかなか、これは効率的にも難しいんじゃないか。実際問題としてそこまでは難しいんじゃないかなと思います。本当に、今の地図ソフトは衛星を使っておりますので、かなり正確なところまで距離がはかれると思っておりますので、そちらのほうで再点検を引き続きやっていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男。

○町長（天田富司男君） 期間間違えました。16年と11カ月です。7カ月じゃありません。それだけお願いします。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） この社会福祉協議会が果たす役割は、これからますます大きなものがあると思うんですね。ぜひですね、町民の期待に応えるべく、補助金を本当に有効に使ってね、そういうのに充てていただきたいというふうに思います。

最後にですね、この問題に関してですね、特定の議員がですね、職員に対して威圧的な態度で、いわゆる脅迫めいた言動をとったと聞いております。これは問題ですよ。町長はその事実を御存じですか。今、問題だなんていう言葉が、後ろでありましたけど、問題ですね、もし事実としてあったら。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男。

○町長（天田富司男君） その事実は、ちょっとわかりませんが、もしもそういうことであるならば、事務局長によく話を聞かせていただきます。今後、役場の職場の中においてもですね、そういうことが行われるっていうことは、やっぱりそういうことがあったということは、やっぱり、今度は、この部長初め課長の皆さんにも、私のところに上げていただきたいとそう

いうことを考えております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 議員の地位と身分とね、今日も、職員との関係が、やりとりが幾つかあったのを聞いてね、私も調べてみました。議員はね、町の特別職の公務員なんですね、私たちは。これ選挙で選ばれてるんですけど、偉くも何もないです。特別職の公務員とは、一般職の公務員と同じなんです。同等なんです。全くね、上から目線で相手をね、こうやるようなことはあってはならないし、あったら大変だということですよ。上司でないわけだから。だから、そういう関係の中で、今回のそういう事実があったと、私はね、公の場所で、火のないところに煙は立たないなんつってさ、根拠のないものを言うことは、まずね、私はないです。根拠を持っています。それをね、調査していただいてね、町長に厳正にね、対処していただきたいというふうに思うんですけど、どうですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、先ほども言ったとおり、よく話を聞きます。どういう状況だったのかというのは聞きます。そして、もしもそういう事実があるということになれば、それが議員であるならば、議長のほうにきちんとした対処をしていただくと、そういうことを、やっぱりやってかないといけないなど、そう思っております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） これはね、社会福祉協議会の事例ばっかしじゃなくて、いろんな部署、例えば入札に関する管財だとか、そういうところで、多分、議員とね、職員とのやりとりがあると思うんですけども、今まで見てたらば、私はね、新参者でわからないから、いわゆる行政マンのプロの職員に教わるということで、非常に勉強させてもらってるんですけど、ベテランになるとね、何か俺のほうが職員よりも知ってるみたいな感じで、職員を上から目線でどうのこうの言う議員もね、私、何人か知っています。でも、そういうね、態度は許せないですよ。だって、これ法的に同じなんだもの、立場が、向こうとこっち。だから、そういうことが、もしあった場合に、ちゃんと上司の町長のところに、こういうこと議員からあったよという、そういうシステムはできているんですか、町長のところに声が届くという。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども、最初に言ったとおり、そういう話はまだ、まあ、職員も、なかなかそういうことまでは、今までは話がなかったと思うんで、今後は、やっぱり庁舎内でね、そういうことがあったら、私のところに来て、きちんと報告をしていただきたい。それによって、私が議会のほうと、やっぱりきちんと議長に対応を迫りたいと、そう思います。よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 本当にね、議員も職員もね、町をよくしようという立場から、いろんな提言をしたり、予算の使われ方についてチェックをしていくわけなんだけど、それがね、何か違った形で監視をしていった場合には、非常にね、おかしいことになるし、町民にとってマイナスだということなんです。例えば、さっき太陽光発電もあったけども、私もあのときはがっかりしましたが、あれがやられてれば3,000万。今日、永井さんが言ったね、あの財源だって、そういうところから生み出せたんじゃないかと、私は思いましたよ。だから、本当にね、町をよくしようと思ってやることについては、意見の相違はあっても当然なんですけども、やっぱりそこはね、ちゃんと町民の立場に立って物事を判断していかないと、誤った方向になるということを提言して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで6番飯野良治君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 5時55分散会

第 3 号

[ 6 月 11 日 ]



## 平成27年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成27年6月11日（第3日）

### ○出席議員

|     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 柴原成一君  |
| 2番  | 藤平竜也君  |
| 3番  | 野口雅弘君  |
| 4番  | 永井義一君  |
| 5番  | 海野隆君   |
| 6番  | 飯野良治君  |
| 7番  | 平岡博君   |
| 8番  | 久保谷充君  |
| 9番  | 川畑秀慈君  |
| 10番 | 難波千香子君 |
| 11番 | 紙井和美君  |
| 12番 | 浅野栄子君  |
| 13番 | 藤井孝幸君  |
| 14番 | 吉田憲市君  |
| 15番 | 倉持松雄君  |
| 16番 | 佐藤幸明君  |
| 17番 | 諏訪原実君  |

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

|        |        |
|--------|--------|
| 町長     | 天田富司男君 |
| 教育長    | 青山壽々子君 |
| 総務部長   | 横田健一君  |
| 町民部長   | 篠原尚彦君  |
| 保健福祉部長 | 飯野利明君  |

|   |       |
|---|-------|
| 生活産業部長                                    | 湯原幸徳君 |
| 都市整備部長                                    | 篠崎慎一君 |
| 教育委員会教育次長                                 | 竿留一美君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長                            | 宮本寛則君 |
| 総務部次長                                     | 大野利明君 |
| 総務課長                                      | 青山公雄君 |
| 企画財政課長                                    | 小口勝美君 |
| 管財課長                                      | 黒井寛君  |
| 交通防災課長兼<br>消防運営管理室長                       | 建石智久君 |
| 情報政策課長                                    | 遠藤康裕君 |
| 町民課長兼<br>うずら出張所長                          | 松本道雄君 |
| 町民活動推進課長兼男女<br>共同参画推進室長兼男女高<br>共同参画センター所長 | 須徹君   |
| 社会福祉課長兼<br>福祉センター所長                       | 湯原勝行君 |
| 児童福祉課長                                    | 青山広美君 |
| 国保年金課長                                    | 岡田稔君  |
| 健康づくり課長                                   | 篠山勝弘君 |
| 農業振興課長                                    | 村松利一君 |
| 廃棄物対策課長兼<br>霞クリーンセンター長                    | 野口恭男君 |
| 上下水道課長                                    | 坪田博君  |
| 学校教育課長                                    | 朝日良一君 |
| 学校給食センター所長                                | 吉田恭久君 |
| 指導室長                                      | 前島清君  |
| 農業委員会事務局長                                 | 武井浩君  |

○議会事務局出席者

|      |     |
|------|-----|
| 事務局長 | 吉田衛 |
| 書記   | 大竹久 |

平成27年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成27年6月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

平成27年第2回定例会

一般質問2日目（平成27年6月11日）

| 発 言 者    | 質 問 の 趣 旨   | 答 弁 者               |
|----------|---|---------------------|
| 1. 浅野 栄子 | 1. マイナンバー制度について<br>2. 農業行政について<br>3. 女性が活躍する町について                   | 町 長<br>町 長<br>町 長   |
| 2. 藤井 孝幸 | 1. 町工事等の発注から工事完了までの流れについて<br>2. 町職員と民間業者との接触について                    | 町 長<br>教 育 長        |
| 3. 紙井 和美 | 1. 生活困窮者自立支援制度の着実な実施を<br>2. 子供の貧困「貧しさの連鎖」断つ支援を着実に<br>3. 若者の意見を政治に反映 | 町 長<br>教 育 長<br>町 長 |
| 4. 川畑 秀慈 | 1. 阿見町における医療・介護総合法とこれからの医療・福祉制度について<br>2. ごみと環境政策について               | 町 長<br>町 長          |
| 5. 佐藤 幸明 | 1. 少子・高齢化対策について<br>2. 災害時の業務継続計画について                                | 町 長<br>町 長          |

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

議事に入る前に、各議員方に申し上げます。

昨日の飯野良治議員の一般質問に対し、問題があるとの申し出がありましたので、今日の議会散会后に全員協議会を開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

---

#### 一般質問

○議長（柴原成一君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、12番浅野栄子君の一般質問を行います。

12番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔12番浅野栄子君登壇〕

○12番（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、マイナンバー制度について質問をさせていただきます。つい先ごろ、日本に住む全ての人の個人情報の管理が大きく変わる。こんな見出しで共通番号——マイナンバー制度の導入を各社紙面が一斉に報道しました。それによると、マイナンバーは赤ちゃんからお年寄りまで国内の住民全員に自動的に12桁の固有番号がつけられ、個人の情報がこの12桁のカードの中に組み込まれるということです。この12桁のカードが、その個人の全てを握っているということになります。

12桁は覚えられません。利用するときは持ち運ぶでしょう。運転免許証やお買い物カードとは全然異なります。その人全てです。落としたり紛失することもあるかもしれません。どうなるのでしょうか。この1枚のカードは個人の情報を全て知っているのです。不安が生じないはずはあります。

現在世相は個人の情報の厳守時代です。何か尋ねると、個人情報ですからとかプライバシー

の侵害になりますからと、過剰に個人のガードを固めるような風習・習慣が浸透しつつあるこの時代に、一人ひとりに番号をつけ、個人の情報を入れさせ、管理されることに抵抗がないとは言えません。加えて情報の流出、漏えいの不安を抱くのは当然のことです。

そういう葛藤が続いている、まさにそのとき、年金情報125万件流出という大きな事件が発生しました。年金受給者や加入者の住所・氏名・生年月日・基礎年金番号を含む個人の情報が125万件流出。何と阿見町全人口の約26倍を上回る人数なんです。政府や関連機関で、これほどの情報漏えいは過去になかったと言われていています。そういえば、ベネッセや保険会社そのほかにも流出事件がありました。マイナンバー制度への不安が一気に膨らんだことは言うまでもありません。

日本年金機構は、流出した125万件の基礎年金番号が悪用される可能性があるとして、全て新たな番号に変更する方針を示しました。基礎年金番号と氏名・生年月日、この3つの情報がわかれば、本人に成り済まして住所変更が可能になることから、他人の年金をだましとったり勝手に悪用するという被害が出るのです。現に、この事件発生後、全国で111件もの不審な電話がかかってきたということです。これは年金受給者の問題と、他人ごとでは済まされません。

マイナンバーは、納税・預金口座から個人資産情報まで入っているのです。しっかりと確実にガードしていただかなければなりません。まだまだ認知度が低く、正しくナンバー制度の内容が把握されていない状況で、不安材料が多くあると思われます。昨日のニュースでは、マイナンバー制度の利用範囲を預金口座などに広げる共通番号制度関連法案改正案を、当面先送りすることを決めたと言いました。日本年金機構の個人情報流出問題を受けて、10月から始まるマイナンバー制度への懸念が広がっているからです。これでは、ますます不安は募る一方です。

行政は、町民が安心してこの制度を受け入れることができるように、その対応を示し、理解と啓発を行う必要があると思います。外国でも、既にナンバー制度を導入している多くの国があります。国によって利用する対象や、官や民間利用の制限など、それぞれ違いはあるようです。北欧の国々は、プライバシー保護の考え方が緩やかで、情報を共有することが自然に受け入れられているので、利用範囲が比較的広いようです。一方アメリカでは、他人による成り済ましの不正があったり、韓国では番号の流出事例があり被害が起きているということも事実です。

一人ひとりがマイナンバー制度を理解し受け入れる体制を整えるためには、不安を解消し安心してこの制度導入するための対応・対策を講じる必要があります。私たちは個人情報の漏えいが一番懸念するところであり、マイナンバー発行まであと4カ月。万全のセキュリティーの構築が望まれます。スタートまでのスケジュール、マイナンバー制度についてお考えをお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん，おはようございます。

最初のマイナンバー制度についての質問にお答えをいたします。

マイナンバー制度の導入対策について，番号制度は，既に多くの国において導入されておりますが，成り済まし被害等が生じている国もあります。そのため，日本においては，それらの先行事例を参考にして，さまざまな対処をする予定です。

まず，システム面では，個々の個人情報分散管理して芋づる式の情報漏えいを防ぎ，行政機関での情報のやりとりには情報を伝達するための方法として符号を使うことにより，マイナンバーを直接使いません。システムにアクセス可能な職員等についても制限・管理し，通信する場合は暗号化をします。

また，制度面では，マイナンバーの利用範囲や本人確認の方法を厳格に定めるとともに，違反した場合の罰則が強化されます。そして，平成29年1月から稼働予定の情報提供等記録開示システムにより，自分の個人情報を誰がいつ提供したのか，不適切な照会が行われていないかを町民自身で確認することが可能となります。その上で，今月中に特定個人情報保護評価書を国に提出し，町のホームページ上で町民に周知します。

次に，マイナンバーの導入までのスケジュール計画についてお答えします。平成25年5月に法案が成立し，さまざまな政省令等の整備を経て，現在は，社会保障関係システム，税務システム，宛名システム，住基システム等の改修が行われております。

今後の予定ですが，平成27年10月に町民一人ひとりに個人番号が付番され，全世帯に通知カードが郵送されます。平成28年1月から個人番号カードの利用事務が始まり，マイナンバーを取り扱う窓口では，申請手続にマイナンバーの記入が始まります。現在，関係各課において業務フローの見直しや例規改正等の準備を行うとともに，特定個人情報保護評価を実施しており，最終的な情報連携が開始されるのは平成29年7月以降になります。今後とも町民の皆様に御理解いただけるよう十分な周知を実施してまいります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 御答弁ありがとうございました。

このマイナンバー制度，5月ごろ政府のほうから発表がされたと思います。私「広報あみ」をずっと見てみましたが，まだこのナンバー制度についてはお知らせがありませんが，いつごろこの広報誌で周知する予定なのでしょう。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、10月から個人に通知をするというようなこととございまして、町のホームページ上では、その概要等については既にお知らせをしているところとございますが、町広報誌のほうはですね、27年度中についてはこれから広報していく予定ということとございますので、今後の広報のほうでお知らせをしていくというようなこととございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 10月からですので、なるべく早く周知をお願いしたいと思います。

始めにまず、このナンバー制度、導入するには何か大きなメリットがあるから導入するのではないかとおぼれます。そのメリット、またはデメリットがあれば、それをお知らせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。情報政策課長遠藤康裕君。  
あ、失礼しました。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

この件につきましても、既に国のほうの広報とか、そういうところでも広報されてるかと思いますが、簡単に言いますと、メリットとしては個人番号が振られるということによって本人の公的な身分証明書になるというようなことで、行政機関への手続とか電気・ガス・水道・民間への届け出等のワンストップ化が図られるというようなことが言われております。

それとデメリットとしては、これはそれを全国自治体に導入する経費が膨大にかかっておるといようなこととございますが、これは町の負担はありませんで、国費で全部整備をしていただくというようなこととございます。それと、先ほど議員がおっしゃったような情報の漏えいの問題、それからの運用後の不正利用・不正防止策に対して徹底した対策が必要になってくるといようなことが課題として上がってるというようなこととございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。

まあ、いろんな諸手続がどこに行っても容易にできると。メリットがあると。でも、そのデメリットとしては流出問題があると。メリットは多くこうしていただきまして、デメリットのほうが少ないようにお願いしたいと思います。

で、この10月にどのように導入していくか。スケジュールについては今お話、答弁の中にありましたけれども、その町民一人ひとりに個人番号が付番されるという、それはどのように、どのような順序で付番していくのでしょうか。これは都道府県とか市町村とか、または家族とか、そういうあるとは思いますが、その12桁の付番のほうをですね。それについてお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。



○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

個人番号の通知につきましては、外国人を含めまして住民票を有する方に、27年の10月以降にその通知カードの個人番号カードの申請書と返信用の封筒・説明書のその3点の入ったものの簡易書留で通知がされます。

まずカードを郵送……。そうですね。で、その後28年1月以降にですね、通知カード・交付通知書・本人確認書類を添付して、町民課で申請者に個人番号カードの交付ができるというようなこととなります。

それで、そのカードによって、その税の手续や年金・医療保険・雇用保険などの社会保障の手续が開始されるというようなことで、29年の1月には個人ごとのポータルサイトが運用されるということで、先ほどもお話したような、自分の個人情報を誰が閲覧したとか、どういう目的で閲覧したとか、そういうことが確認できるというようなこととなります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、先ほどおっしゃいましたように住民票のある、その人が申請書が届いて、その申請書に書いてですね、その申請書をこちら——役場のほうに送付した、その順に番号が付番されるのですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

付番は、国からもう12桁で個人ごとにもう番号が振られたもので通知が行きます。で、カードを個人の……。カードを作成する必要がある場合は、その申請書に書いていただいて申請していただくと、そのカードを受領できるというようなことでございます。

そのカードにはですね、ICチップが入ってまして、そこに個人の情報が、そのチップの中に入るということで、そこで印鑑証明とかそういうようなもののデータがそこに入っておりますので、そのカード持ってくると窓口でそういう事務の簡略化が図れて、いろいろな行政情報、そこで申請——そのカードを提出することによって申請書を書かないで受け取ることができるというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） そうすると、そのカードの中に全て一元化して——その人のものを全て入れるということですか。例えば年金番号、それから何ていうんですか、免許証の番号、そういう全てをその12桁の中に網羅して、もうそれを見せれば全てが通るようになるんでしょうか。

○議長（柴原成一君） 情報政策課長遠藤康裕君。

○情報政策課長（遠藤康裕君） はい、お答えいたします。

ただいまの質問ですが、一元的に番号で管理はしますが、それぞれのもとでは省庁各部局によってばらばらですので、それを持ってきただけでは一連のものがその場でわかるわけがありません。それぞれの申請をされて、その情報に基づいて、それぞれの部局において回答しますので、その個人番号のみでの一連の情報というのは、その場で提示はされない形です。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい、わかりました。

でも、いろいろなことで流出するとね、そういうことがありますね。ですからそういうことを懸念する方は、その番号をね、拒否する方もいるんじゃないかと思うんですけども、拒否する方に対してはどのようなことがあるんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

これは国のほうの制度で実施してるものでございまして、国がその個人一人ひとりに対してその番号を符合して与えるということでございますので、拒否するしないにかかわらず、その番号がもう既に決まってるというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） そうするとですね、今まで町でも住民基本台帳と——住基と、住基カードってのがありましたね。あれの普及率というのは、どのぐらいなんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

住基カードの普及率は約5%程度というようなことになっております。それには住所・氏名・生年月日というような住基ネットの基本4情報というようなことで、それにICカードとかICチップを入れるということによって、それが、何ですか、顔写真がついたというようなカードを使いますと、高齢者なんかが免許証を持ってない方が、その身分証明書のかわりに使えるというようなことで、普及を町としても進めてきたところでございますが、なかなか普及が進んでないということで、5%の普及というようなことになっております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 今、国で行うマイナンバーカードが、町で行う住基カードと同じような感じですね。その住基カードが5%という、そういう低い率でね、今度はこのマイナンバー制度は受け入れられるのかなと思うんですが、その辺のギャップはどうなんでしょうね。

もう受け入れるということは決まっているわけですから、じゃあこの住基カード、これ今からそれはどうするんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。

今、個人番号カードのお話をしているかと思いますが、今回個人番号の制度で10月に通知するという事になっているのは、通知カードというカードをまず通知します。それで、1月から——平成28年の1月からというの、それとは別に個人の写真を入れた個人番号カードと——今お話のあった住民基本台帳カードにかわるものとして導入されるものですが、こちらのほうは本人の方が希望される場合に発行するというものです。

そういった前提をまずお話しさせていただきまして、で、住基カードと個人番号カードの違いなんですけども、住基カードというのは、今総務部長のほうから身分証明書のかわりになりますよっていうお話ありましたが、それ、実際にはですね、阿見町ではまだ導入はしていませんけれども、住民票の自動交付機ですとか、あるいはコンビニで発行ができるようなシステムを導入すると、その住基カードを活用することによって、今までだったら市役所とか役場とかでしか交付できなかったものが、ほかのところでも交付できるというような、そういう意味合いのもとに住基カードというのは導入されたということがあります。

で、阿見町ではそういう自動交付機とかコンビニ交付という制度をちょっとやってませんので、そういう活用はできないということが現実ですので、実際問題としては証明書のかわりに活用していただくということくらいしか利用の方法がなかったと。そういったこともありまして、なかなか普及が進まなかったという実情があります。

で、今度個人番号カードをとというのが、制度が導入されますと、単に住民票とか戸籍だけではなくて、いわゆる官公庁でのいろいろな手続とか、そういったものにも活用されていくということが将来的に想定されていますので、住基カードと今回の、今度新たに導入される個人番号カードでは、その用途——使い方がかなり違ってくと、そういったことがあります。

ちょっとお答えになったでしょうか。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 今の御説明の中に、その1月中にね、その番号を希望する方にとおっしゃいましたけれども、希望しない方はどうなるんですか。

○議長（柴原成一君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えします。

先ほども言いましたが、通知カードというのは各世帯ごとに、10月5日以降になりますが、

簡易書留で郵送させていただきます。で、個人番号カードについては、その必要な方希望される方が申請をして交付を受けるということになりますので、希望しない場合には申請をせずにいただければ特にどうこうという問題はありません。

○議長（柴原成一君） 傍聴者に申し上げます。静粛にしてください。

12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。もう、その住基カードのことについても、この個人カードについてもですね、大変いろいろなことで難しいこともあります。先ほどまだ「広報あみ」には掲載してないということですのでね、7月号にはですね、やっぱりマイナンバーカードの広報をですね、住民の皆さんきちんとお伝えするように広報していただけますでしょうか。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。なるべく早い時期ですね、そういう周知のほうは考えていきたいというふうに思っております。

先ほど議員も御指摘のとおり、なかなかその周知度っていうんですか、理解度がなかなか町民の方にも浸透してないというのが現状かと思えます。そういう部分も含めまして、一度ということじゃなくて、何回か可能な限りそういう情報を提供して周知のほうを図っていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） このマイナンバーカード——マイナンバー制度のこのカード、そういう扱う課というのは、どの課なんですか。その課の、やはり研修計画が必要じゃないかと思うんですが、そういう研修計画などは計画されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。  
あ、総務部長。ごめんなさい。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

このマイナンバーについての所管課は情報政策課ということになりますが、実際そのカードとかそういうものについては、町民課が扱ってるというようなことでございます。それで、職員に対してどういう研修を行っていくかというようなことですが、これもこれまで職員については個人情報保護とか、そういう、何ですか、内部でも個人情報の取り扱いについては研修を行ってきたところでございますが、この制度に基づいた取り扱いについても、今後ですね、職員のほうの研修を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） では、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、絶対に、このね、流出させないと、そういう流出対策、これについて再度お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） これは絶対流出させないということで、国のほうの制度設計、そういうものでやっているわけですが、本当にこれが万全かっていうのも、これは本当に、そういうシステムの情報の漏えいっていうのは、これまでもいろいろ新聞報道等でもありますとおりにイタチごっこっていいですか、対策をとればそれにまた違った方法でいろんな情報漏えいっていうか、システムに入ってくるものを考えるというようなことが出てきますので、町としましても、そういうもの——国の政策とかそういうものに漏れないような対応をできるように万全の対策をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 今回のその125万件の流出の中で、やはり新聞から見ると限りはサイバー攻撃だ、ウイルス攻撃だ、不正アクセス、それからセキュリティー、そういう何かITのいろんな先端のね、何ていうんですか、機械化されたものがたくさん出てくるんですね。私もサイバー攻撃なんていうの全然わかりません。

ね、そういうこの対策などしていても起こったと。そういうため、そういう起こったことについてですね、やっぱり未然に防ぐためには、そのITのサイバー攻撃やなんかされたときにこうするんだという、それに強い知識を持った職員が必要じゃないかと思うんですね。こういう専門的知識を持った職員というのは現在どうなのでしょう。いらっしゃいますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

これは本当に、どこまでが専門的知識があれば対応できるかという部分も、これはありますが、町の職員としては、その担当課の職員はかなり詳しい知識を持っている人が担当してるといってごさいます。そういう中で、システム上はやはり国なりそういうところが構築したシステムを使っていくというようなことをごさいますので、それを取り扱う側が間違った取り扱いをしないように、そういうところから情報が漏れいしないようなところで、十分に対策をとっていかねばならないんじゃないかというふうに考えておまして、先ほど言いましたように職員のほうの、そういう情報を取り扱う側の責任っていうんですかね、そのものの重要性、そういうところを十分に研修していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） やはり想定外を想定しないとだめなんですよ。それに、この個人の情報が入っているわけですから、もしも漏れたらですね、その個人の財産・預金全てわかってしまうんですね。ですから、本当に細心の注意を払わなければいけないと思うんです。そのためには、やはりその職員はいると、そのようにおっしゃっても、やはり研修をし

たり——その専門ですね、研修をしたりマニュアルをつくってね、皆さんが——その部署だけでなく、そこにいらっしゃらないときに何か緊急事態が起きたときに、すぐに対処できるように、皆さんがやはり研修したり、そのマニュアルをつくって、皆さんが共通理解をしなければいけないと思うんですけれども、そういう研修——職員の研修ですね、職員の研修をするようなお考えはいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。先ほども申しましたように、そういう研修については今後ですね、十分に実施していきたいというふうに考えております。取り扱いを窓口っていいですか、その個人情報に関してですね、町としては大体20課に及ぶ課が、そういう情報を取り扱うというようなことで、そのことも今後ですね、町のホームページ上で公表していくというようなことになっておりますので、その直接取り扱う窓口の担当のだけじゃなくて、役場職員全員がですね、共通認識に立ってマイナンバー制度の運用について、漏えい等ないように、間違った取り扱いがないように、今後研修していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） この流出というのはですね、流出また漏えいが発生したときの、まだまだ先のことと思って、余り真剣というか、そういう熱意が余りないような感じもするんですが、流出自体が発生したときの、この初動体制、ね、初動体制、そういうのを系統、組織化……。組織化っていうんですか、そういうのを組織化をされますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

これも災害とかそういうものと同じように危機管理ということでございますので、そういう事態ができた場合には、いち早くそういう対策本部なり、そういうものを立ち上げてですね、被害の拡大にならないような、そういう手を打ってくってというのは当然考えていかなければならないということで、こういう個人情報の漏えいにかかわらず、町の危機管理という部分で、今後そういう体制をしっかりとっていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） その流出した、またはそういう事件が起きたときに徹底検証をするのは、誰が行うのでしょうか。その対策が十分だったのか、どのような経路で漏れたのか、そういうことを検証する第三者がいて検証をしていただいたほうが……。一旦こうですね、第三者の目で見るとまた違うと思うんですが、その検証についてですね、お考えはおありでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） その第三者機関というのが国のほうで設けておりまして、特定個人情報保護審査会というところが第三者機関というようになっておりますが、そういうところでですね、町が取り扱うその特定個人情報、それを保護の評価についてということで届け出をするようなことになっております。そういうところで、町が取り扱うその個人情報についてのその内容、それが漏れた場合もたらず影響とかそういうものを届け出しております、そこでこのリスクを分析して、そのようなリスクを軽減するために必要な措置を講ずるというようなことで、町としてはそういうところに届け出をしているということでございます。そういう場合には当然町も対策を講ずる必要がありますが、当然その国なりそういうところからの、そういう指導っていいですか、そういうところの指導に基づいて町が対応をしていかなければならないというふうになるのかなというふうには、今の、現時点では考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 今、特定個人情報保護審査会というお話が出ましたが、答弁の中にも今月中にその特定個人情報保護評価書というのを国に提出するとおっしゃいましたけれども、これはどのようなものなのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

特定個人情報保護評価といいますのが、これを国のほうに提出するように義務づけられてるということでございまして、人口が1万人以上10万人以下という場合には、簡単に言いますと、簡略したそういう評価書のほうを提出すればいいというようなことございまして、その内容に挙げますのは、特定個人情報のファイルを行う、取り扱う事務というようなことございまして。原則として法令上取り扱う事務ということでございまして、町は先ほど言いましたように町民課初めいろいろな窓口で事務を取り扱って——個人情報を取り扱うということで、20課に及ぶというようなことございまして。

そういう中で、そうですね、特定個人情報ファイルを保有しようとする国・地方公共団体ですね、これが個人のプライバシー等の権利・利益に与える影響を予測した上で、その特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析して、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じますよというようなことを宣言するというような内容でございます。

その内容としては、先ほど言いました人口10万人以下ということですので、しきい判断をするというようなことだけでいいということで、基礎項目評価の実施をするということで、町では20の事務の評価をしております。それで先ほど20課に及ぶというのは、ちょっと間違いました。訂正いたします。20の事務を評価するということございまして、課としましては税務

課・収納課・町民課・社会福祉課・児童福祉課・障害福祉課・国保年金課・健康づくり課というように、合わせて20の事務を評価したということで、これを国のほうに提出をしているというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） その20の事務評価というのは、このマイナンバー制度にかかわりある評価なんでしょうか。あの……。はい、よろしく。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

これは、個人情報をもとに全て取り扱うので、それは関連するということでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 先ほども最初に言いましたように、やはり今の風潮としてはですね、個人情報それからプライバシーということで、みんな個人のガードを固めているんですね。そういうときにこれが出たわけですから、やはり個人としては流出されたり漏えいされたり、または成り済ましがあったりしては絶対にいけないことなんですよ。ですから、もうナンバー制度が導入されるということがわかったわけですので、その今言いましたように流出、漏えい、成り済まし、そういう事件が絶対に起きないように行政としてはしっかりとやっていただきたいとお願いしたいと思いますが、それをお願いできますか。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

その漏えい対策ですか、セキュリティーについては、先ほど議員もおっしゃったように今参議院のほうに審議を送るということになっておりますが、その年金機構のほうでそういう漏えい問題があったということで審議がおくれるというふうなことで、国のほうでも対策を講じてるということだろうと思います。そういうことで完全に法案が通って実施することになった場合には、当然町は万全の体制で取り組んでいくということでございますので、国の制度にのっとって間違いのないように運用していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい、信用いたします。

で、その20の事務評価という評価書ですね、これやっぱり後で見せていただけますでしょうか。やはり安心するためにですね、あ、こういう評価をしているんだとですね、皆さんもやはり見たいんじゃないかと思うんですね。町民の皆さんには、やはり広報誌でですね、しっかりと周知徹底して、今一番皆さんが心配している流出、成り済まし、それから漏えいですね、そ



の事件がないように、しっかりとお願いしたいと思います。

以上で、1番目のマイナンバー制度についての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、引き続きまして2問目の質問に入らせていただきます。農業行政についてであります。

私が住んでいるのは、農村地帯です。阿見町のチベットとも言われていますけれども。去年はですね、私の周りにはみんな田畑が多いです。去年は、トマトがおいしそうに実っていた畑が、今年は耕されずに雑草が生い茂る状態になっています。こういう光景は、今始まったばかりではありません。あのおばあちゃん今度やれなくなっちゃったのかなと、こういうふうに思います。こうして耕されない畑がどんどん増えて耕作放棄地となっていくのです。

耕地は現在どのぐらいの割合で活用されているのでしょうか。昭和の時代は100%活かされ、有効に耕作されていたと思うと残念です。平成23年の農業の状況で、耕作面積1,071ヘクタールに対し耕作放棄地が485ヘクタールで何と22%にもなります。この要因はさまざまありますが、どれも深刻な問題となっており、早急な対応が迫られています。農業は阿見町の根幹的産業です。このまま衰退させるわけにはいきません。農業の将来を左右する農地の放棄は一番の優先課題であります。これまでの対策とこれからの方向をお伺いします。

国も農業改革を進めています。町への影響はどのように波及されるのでしょうか。改革を町へ合致させる対応策はありますか。農業を取り巻く情勢が目まぐるしく変化する中、今後どのような施策を展開するのでしょうか。お伺いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、農業行政についての質問にお答えします。

ちょっと数字が随分違ってるんじゃないですか。1,071ヘクタールで耕作放棄地が485ヘクタールで22%っていうことは、これはちょっと間違ってますよ、これ。パーセンテージも全然違うし。耕作面積が1,071で、耕作放棄地が485って、この中には耕作放棄地は入ってないわけだから、これとこれを足して485割らないと。そうなると22%には全然。また、そんでこの耕作面積自体も阿見町ではこんなに少ないよ。

〔「答弁すればいいだろ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） ね、だからこれやっぱり調べたのがいい。ちゃんと調べて、やっぱりきちんと数字にしたのがいいです。

○12番（浅野栄子君） はい。

○町長（天田富司男君） それ言っといたのがいいかなと思って。そのままね、置いてたらし

ようがないもんね。そういうことです。

耕作放棄地のこれまでの対策とこれからの方向性についてお答えいたします。

阿見町の耕作放棄地面積は、平成25年度茨城県農林水産統計年報によると485ヘクタールであり、耕地面積は2,100ヘクタールの約23%に相当します。このような耕作放棄地の実態を踏まえ、本町では平成20年度から耕作放棄地の対策事業に着手しています。耕作放棄地の再生に向けた取り組みとしては、国からの耕作放棄地再生利用交付金の制度があり、これに町が独自の助成金を上乗せして事業の推進を図っているところです。実績としましては、平成26年度までに合計12.8ヘクタールの再生作業に取り組んでいます。

また、農業委員会では、農地を借りて経営規模を拡大したい意欲ある農業者と高齢や会社勤めなどの事情により耕作できない農地所有者との間で農地貸借の利用権の設定を推進しており、平成26年度の実績は956筆、面積は約169ヘクタールになっております。そのほかにも、集落農業の担い手を確保・育成するため、農業者等の組織する団体等がまとまった耕作放棄地を活用する取り組みについても支援を行っております。

今後も、農地利用など地域の農業全般を見据えた中で、営農を拡大できる農業者等を対象に耕作放棄地対策に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、国の農業改革について町への影響・対応策についてお答えいたします。

安倍内閣の農業改革によると、攻めの農林水産業のための農政の改革方向として、1生産現場の強化、2需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、3需要フロンティアの拡大、4農山漁村の多面的機能の発揮を柱に、産業政策と地域政策を車の両輪として展開し、これにより強い農林水産業と美しく活力ある農産漁村をつくり上げ、農業・農村全体の所得倍増を目指しています。

1の生産現場の強化に含まれている多様な担い手の育成・確保に対し、当町では、平成26年度に茨城県「人・農地加速化支援事業」を利用し、地域連携推進員として普及指導員OBを雇用し、農家訪問を実施しました。その結果、平成25年度末50人だった認定農業者が、平成26年度末には64人となりました。また、米政策の見直し・経営所得安定対策の見直しについても、平成27年度より認定農業者等に集約される内容が多く、意欲ある農業者が参加できるように周知してまいります。また、国では農業の競争力強化と所得向上を図るために「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、農地中間管理事業を推進しているところでありますので、当町でも積極的に農地中間管理事業を進め、農地の集約化を図ってまいります。

2の需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築に含まれる6次産業化の推進について、当町では、認定農業者を中心に平成25年度より稲敷地域農業改良普及センターの指導を受けながら、加工研修を実施しているところです。今後も継続して6次産業化の推進に取り組んでまい

ります。

3点の需要フロンティアの拡大に含まれる新たな国内ニーズへの対応として、当町では、地産地消による「あみまちを食べよう学校給食」の取り組みや、茨城大学や東京農業大学等との産学官連携による地域資源を活かした商品開発などを継続して取り組む計画となっております。

4点目の農山漁村の多面的機能の発揮に含まれる多面的機能支払については、平成26年度末現在11地区約342ヘクタールの取り組みしており、農村環境の保全を推進しているところです。

農業を取り巻く状況につきましては、農業従事者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加等に加えて、社会や経済のあらゆる分野で国際化が進展しており、産業としての農業の活力が懸念されているところでもあります。当町におきましても、国・県の施策のもと農業者や関係機関と協力しながら、阿見町農業の推進に努めてまいりたいと思います。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時5分からといたします。

午前10時57分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅野栄子君の質問を続けます。

12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、まず初めに先ほど町長から御指摘がありました耕作面積1,071ヘクタールに対し耕作放棄地が485となっておりますけれども、この耕作面積というのはですね、販売用につくっている農家の方の経営耕地面積ということでございましてですね、全ての耕地面積は——全ての耕作するような耕地面積は2,100ヘクタールでございました。2,100ヘクタールと、この何ていうんですか、資料の読み間違いで大変申しわけありませんでした。1,071ヘクタールを町長さんがおっしゃったように2,100ヘクタールと、そのように変えて22%と——全体の22%が放棄地になってるということには間違い……。こっちは23ですけどもね。そこを、じゃあ訂正させていただきます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、今御答弁の中にありましたように、まず農家が今大変な状態になっていると。それから、その辺田畑を見てもですね、農村地帯の畑が放棄地になっていると。そういうことを鑑みて質問させていただきましたけれども、その課でもですね、耕作放棄地を少しでもなくそうと頑張っていらっしゃることがわかりました。

で、私もですね、町の町長への手紙と、そういうのを見てみますと、やはりその農業委員会

のトウモロコシ栽培体験の畑についてと、こういう投書がありました。これはやはりですね、町のほうの方がですね、その土地をお借りしてふれあい農園……。ちょっと待ってください。農業委員会がつくりました、このトウモロコシ畑を体験するというので、この人がくわやすきを持って、また消毒のための道具などを持っていないので、町で借りましたと。そして、久しぶりの広い土地の地面にわくわくして種まきをし、雑草も抜き、めかけをして、そしてトウモロコシを収穫しました。とてもいい体験になって、収穫したトウモロコシをお友達に配ったところ、お友達からも喜んでもらいました。これからも続けていきたいと思えます。

こういうトウモロコシの栽培体験、それからふれあい農園ということで、1区画3,000円ですね、借りて、そこにやはり野菜を植えてとても新鮮な野菜を食べることができました、これもありがとうございますということで、投書がありました。このように、放棄地を少しでもなくそうと頑張っている様子がありました。

で、この栽培体験またはふれあい農園、これは町で何カ所ぐらいで実施しているのでしょうか。少しでしたらですね、もっともって君原地区にも朝日地区でも実穀地区でもそういう体験のそれがあれば、もっと多くの方が体験や何かで楽しい——放棄地をなくすために来るのではないかと。ただ放棄しているなら、貸してみたいとそういう方もいらっしゃるのでは——農家の方ではいらっしゃるのかと思います。こういう農園やそういうことをですね、その今どこでやっていて、何カ所ぐらいでやっているのか。そして、それを拡大して、今言ったように君原・実穀、そちらのほうでも拡大できないものか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

今現在町のほうで実施しているのは、若栗地区のふれあい農園・ふれあい菜園ということだけになります。農業委員会で取り扱っているのは農業体験事業。これはまさに耕作放棄地をなくそうというか、その対策事業の一環として取り扱ってきたわけでございます。

で、町のほうで管理しているふれあい農園——市民農園ですが、その市民農園、ふれあい農園と菜園2カ所でございます、面積が2つ合わせて7,543平米・123区画ということになります。で、対象は町内在住の農業を営んでいない二十歳以上の方で、使用は1区画当たり——先ほど浅野議員が言われましたとおり3,000円で貸し出しをしているということでございます。26年度末の契約の実数としては、99区画を貸し出しをしております、そこで家庭菜園を実施しているということでございます。

ただ、これはあくまでも耕作放棄地対策事業として取り扱っているということではなくて、以前は中央公民館——教育委員会のほうで、ふれあい農園・菜園を実施していたというふうな

経緯がございまして、あくまでも農業者以外の人たちにも野菜や花の栽培を通じて健康増進とコミュニケーションの場を提供するという目的で実施しているということです。

また農業委員会で行っている農業体験事業、非常に浅野議員も好評だというふうなことでお話をされておりましたけれども、これにつきましては鈴木地区の圃場で取り扱っているというふうなことでございまして……。ちょっとお待ちください。面積が約3,300平米程度のところを実施をしております。これにつきましては24年度の事業仕分けの中で、本来の遊休農地を解消する事業としては逸脱した事業なのではないかと。また本来の農業委員会の事業と異なった事業で、新規就農者を育てる事業となっていないというふうなことで、平成27年度をもって終了するという方針になったということでございます。

これはあくまでも農業委員会としての整理の中で進めているということでございます。ただ、農業委員会におきましては、保育園児の体験農業——体験事業というような事業もございましてやっております。これは地番としては鈴木地内になるんですかね、消防署の近くで約1,500平米やっております。阿見サンクラブが中心となって、町内の保育園児に収穫体験をしてもらうということで、あゆみ保育園・さくら保育園、町内の——町の保育所も含めて実施をしているということで、この部分についてはやはり子供たちにそういった収穫体験をさせることによって……。農業に対する意識を深めてもらおうというようなことで、これは継続して進めていくというふうになってるというふうなことでございます。

それと、それ以外にこういった市民農園をほかの君島地区ですとか実穀地区にも広げていってはどうかということでございますけれども、確かに市民農園事業については非常に町民の非農家の方にも非常に好評を得ているというふうに思います。ただ、近年では農地法が改正になりまして、農家ですとか企業・NPOも農園を開設できるというふうなことになっております。実際にですね、阿見町でもですね……。お待ちください。そのふれあい農園・ふれあい菜園以外にもですね、5つの市民農園をやっている農業者ですとかの農業団体ですとか、そういったところもございます。

ですので、必ずしも阿見町が積極的にやるというふうなことばかりではなくて、その地域の方でそういった余剰する農地があって、積極的にそういったものを取り扱いたいというふうなことのお話があればですね、町としても積極的に関与をして支援をしていくことはできるんじゃないかな。その支援の方法については、どのいうふうな方策があるかは別としましても、そういったもので町のほうでも協力することはできるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、今の段階で町がそういった農地を借りて、若栗でふれあい農園とか菜園をするというふうな形態で事業をするということは、ちょっと考えてはないというふうなことでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） その遊休地のふれあい農園が終了してしまうのは、とても残念だと思います。何か違う方法ですわね、やはり……。終了しないの。平成27年でっていうのは違うんですか。済みません。もう1回お願いします。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） ふれあい農園は終了しません。これは町の事業でやっております。あくまでも農業委員会の農業体験事業は27年度で終了をするという方針で、農業委員会のほうで決めたというふうなことでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） じゃあ、農業委員会でもですね、体験がなくなってしまうのは残念であります。今おっしゃいましたように、農業従事者の高齢化とか、それから後継者不足とか、もうそれは飛び越えるしかないです。もう年をとめるわけにもいかないし、後継ぎが嫌だともう会社員になってしまったっていう周りの人たちがたくさんいますのでですね、もうその時点を超えなくてはならない。

で、そうすると新規就農者というふうの確保が浮上してくるわけですね。この新規就農者の状況っていうのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えします。

農業後継者の問題、新規就農者の問題、いろいろ農業を取り巻く中で、新しい農業をやっていただける方を巻き込んでいくっていうことは非常に大切なことだろうっていうふうに思っています。で、町の新規就農者ですけれども、24年度の町の事業で新規就農者支援事業というのを実施してございます。で、その中で3名がその対象になって新たに新規就農者になったということ。また、24年度後期……。失礼しました。26年度からはですね、国が、新しく国の制度として青年就農給付金という制度が設けられました。26年度までに3名の——26年度ですね、3名の認定を受けまして、新規就農者としては6名がその制度を活用してるというふうなことでございます。

また、農業後継者あるいは農の雇用等を含めた新規就農者を合わせますとですね、新たに——平成24年から26年度までに18名の方が新たに農業を、新規に就農をしたというふうな状況でございます。今後もですね、新規就農を希望する青年等に対しましては、国・県等の制度を活用しまして、就農に向けた支援をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。その新規就農者、平成25年9人が目

標だって言ったんですが、もう18名になったということで、目標が随分達成したっていうことですね。これはありがたいことです。で、それと——新規就農者と、そしてもう1つは今度は認定農業者がありますよね。この認定農業者対策に関してはいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。認定農業者に関しましては、先ほど町長が答弁した中で、地域連携推進員という推進員を昨年度県の補助を活用して採用をさせていただきました。で、昨年度は50名——昨年度26年度当初は50名だったんですけれども、その地域連携推進員として、これ県の普及委員を——国家資格を持った普及委員OBの方2名にですね、いろいろ農家のほうに回っていただきまして、新たな農業の担い手の掘り起こしを協力していただいているんですけれども、その結果ですね、14名の認定農業者が増えてるというふうなことで、全部で昨年度から比較すると14名増えまして、現在64名の方が認定農業者になっているというふうな状況でございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） そうするとですね、新規就農者も認定農業者もですね、増えているというとてもよい傾向になっているということですね。で、やはりですね、農地が荒れてしまう、もうできなくなったから誰かに貸したいと。で、貸したいけれども、誰に貸したらいいかわからない。町もそれをね、借りたいっていう人がいたら受け付けますよと言っているけれども、それが、周知がちょっとまだ周知されないのか、なかなか相談をする、そういう機会というか、それがなかなかなくて、それが新聞でも低調であると、そう言われています。

その農地中間管理事業ということですね、それを推進するためにですね、どのような、農地管理推進事業についてですね、御説明をお願いします。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えします。

中間管理事業の説明の前に、さっき私のほうで地域連携推進員を雇っているいろいろとその農業者のほうに、農業をしている方に、いろいろ訪問をしているというふうなお話をさせていただきました。で、その中でこういうパンフレットをつくりまして、これは広報やホームページではなくてですね、直に推進員がその農家の方と対面をしまして、認定農業者の支援のことですとか、スーパーL資金の問題ですとか、あるいは中間管理事業のもの——その中にももちろん中間管理機構、中間管理事業の内容ですとか、新規就業者への支援の内容ですとか、経営所得安定対策の内容ですとか、耕作放棄地再生利用緊急対策事業の内容……。あらゆるその農業の施策の部分について説明をしながら、農業者の方を回っているというふうなことでございます。ですので、かなり密度の濃い中で中間管理事業の内容についても説明をしてきているというふう

なことでございます。

中間管理事業の内容でございますけれども、平成26年度——昨年ですが、国では10年後の安定した農業経営を実現するために、現在5割程度である担い手の農地集積割合を10年で8割に引き上げるということを目的としまして、農地中間管理事業を実施したところでございます。で、これは地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する場合、農地管理機構が借り受けまして、その農地中間管理機構は担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮し、受け手に貸し付けるというふうな事業でございます。

阿見町は、中間管理事業ができる前に農地の流動化を図るために、利用権設定——農地流動化補助金を活用して利用権設定を図りながら、町の単独の補助金を出しながら、何とか担い手の方に農地の集積を図ろうというふうな事業を進めてきたところでございます。で、今回中間管理事業がスタートしましたので、その流動化事業補助金は今年度をもって終了しますけれども、今度は中間管理事業のほうに集約されるというふうなことでございます。

で、この内容につきましては3つございまして、例えば地域集積協力金それと経営転換協力金、それと耕作者集積協力金という3つの内容がございます。地域集積協力金については、あるその地域の面積割合に応じて地域において話し合いによって、地域でまとまった農地を貸し付けた場合には、その地域に対して農地集積協力金を交付しますよという、そういう制度。

それから経営転換協力金につきましては、もう既に農業ができない人とか——相続でもうできないとか、もう農業は高齢なのでできないとかいった人が、その経営をもうやめるということで、農地中間管理機構に農地を貸し付けたいというふうな希望の方については、経営転換協力金を交付しますよと。

それから耕作者集積協力金につきましては、機構の借り受けの件——もう既に機構が借り受けたその農地の隣接するところで、農地または面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地の機構への貸し付けに協力した農業者に対しての協力金を交付しますよというふうな事業でございます。

で、阿見町の状況としましては、もう既に先ほど地域連携推進員の方の御協力によりまして、担い手として農地を借り受けたいという人が11名——これは営農組合も含めて11名の方が機構のほうに登録をしているというところですけども、貸したいといった人については、まだ出ていないというふうなところでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 今いろいろお話ありましたけれども、先ほどの農地の中間管理事業、そしてまた農地集積バンク、どちらもですね、県は耕作放棄地になるのを防ぐためにもこの事



業を活用してもらいたいと、そのようにおっしゃっているようなんですが、余りこの効果が上がらないと、そのようにおっしゃっていますね。どうしてこの集積バンク、またはその中間管理事業というのが、収益というか効果が上がらないのか、その原因というのは何なんですか。今そこの放棄地があつて、貸したいという人もいるし、借りたいという人もいるのではないかと思うんですが、なぜ低迷なんですか。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） よく新聞紙上でもそういう話がございます。それは中間管理機構の経過の中では、24年度から開始しました市町村におけるその人・農地プランの作成プロセスにおいて、信頼できる農地の中間的受け皿があるといいんではないかというふうなことが発端になって中間管理事業がスタートしたというふうに聞いております。ただ、どうしてもやっぱり貸したいと、今いうふうな人については、ちょっと果たして私の土地をその中間管理に預けていいのかどうかというふうなのが、どうしてもまだ払拭できられないというふうなことがよく言われていると思います。

今、町では利用権設定を図っております。これはあくまでも、その担い手と貸したい人が相対でこのをつくってくださいよ、つくりますよというふうなことで、ある程度自分が信頼する人に農地を貸してるというふうなところもあつて、利用権設定のほうを今まで進めてきた経緯もございます。ですので、そういった部分で、こと阿見町に関しては、まだその利用権設定が定着してるというふうなところもあるんだろうし、今後は利用権設定の制度が今年度で終わるということになれば、徐々に中間管理事業の中に事業として捉えていくこともできるんじゃないかなというふうに思います。

そのためには阿見町としては、今後ですね、この利用権設定している農家の方にもそういった広報ですか——御案内はして行って、利用権設定が消えた段階で中間管理事業のほうに移行するような取り組みはしていきたいなというふうには考えてます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） やはり、その放棄地を少しでも少なくするために、いろんな施策をしていらっしゃるということがわかりました。で、農家を回っている、農家との触れ合いを持っているというお話がありました。やはりそういう触れ合いを通じて農家の方の意見を聞いて、ここ貸したいんだけどなど、そういう声を実際に聞くというのが、これ大切だと思うんですね。その農家の方の触れ合いとか、そういう交流というのは、どのように——週とか月にどのような形でお持ちになっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 昨年度はですね、地域連携推進員の方、週3日ですが、認定

農業者50件、今五、六十件——認定農業者の方50人と、それから180人の農業者の方に回っていただきました。さらに、その中で意欲ある農家の方にも、いろいろとこの中間管理事業ばかりではなくて、いろんな制度あるいは認定農業者への移行というふうなことをPRするために、今年は週1回来ていただきまして、農家さんにターゲットを絞って回っていただいて、いろいろそのお話し合いをさせていただいてるというふうなところでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。1つですね、耕作放棄地再生利用交付金というのがあってですね、国からの交付、それにプラス阿見町で独自に補助をして、やはりその再生しようという、そういう意気込みがわかるんですけども、その対象にしては土壌の改良とか、荒れた農地の再生作業とか、営農定着、農機具の貸し借りとか、そういうのこうあって、その対象についての補助金だそうですが、例えば農地の再生作業に対しては、10アール幾らっていうことをお聞きしましたけれども、これは国の補助が幾らで、町はどのぐらい補助していただいているのでしょうか。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） お答えします。

先ほどちょっと私間違った答弁したと思うんですが、利用権設定が今年度で事業がなくなるというふうな話をさせていただきましたけれども、利用権設定というのは相対してその農地の貸し借りをするというふうな町の制度なんですけども、その中で貸し借りをした人たちに補助金をやってるんですが、その補助金がなくなるということで、それは中間管理事業のほうの交付金で対応していくというふうな考え方ですので、利用権設定の部分については制度がなくなるということではないということで、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

今、耕作放棄地再生利用交付金ですけども、国の耕作放棄地再生交付金ですけども、条件がございます。町が耕作放棄として認定しているということと、再生作業が10アール当たり10万円以上の再生費用を要すること、それから再生した農地は5年間以上耕作するというふうな、この条件の中で再生する場合には10アール当たり——まあ1反歩ですね、当たり5万円が交付されるというふうなことです。

それ以外にですね、さらにですね、営農定着に向けた取り組み及び2年目に必要な土壌改良ですね、それを実施した場合にはそれぞれ10アール当たり2万5,000円が交付されるというふうなことで、また農業用機械リース、農業用施設の整備、農業体験施設の整備に関しては費用の2分の1を助成する制度も設けられているというふうなことです。で、それにあわせてですね、町は耕作放棄地の解消を図るため、国のその補助金ですか、補助金に上乗せをしまして阿見町耕作放棄地再生利用緊急対策事業費補助金というのが、要綱があるんですが、その国の対

象になる事業に対しては1万5,000円の上乗せ加算をさせていただいておりますし、国の対象にならない、国の補助金のない——国補助金の対象にならない事業については3万2,000円の補助金を交付しているというふうなことでございます。ただ、これはあくまでも阿見町に在住している農家の方を限定をしているということでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） その補助金の中に、何かスーパーL資金というのがあるというんですけれども、このスーパーL資金というのはどういう……。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。スーパーL資金ですけれども、これは認定農業者の方を対象とした、その営農をするに当たって施設整備ですとか運転資金、それに対して貸し付けが農協系とかですね、そういったところからお金を借りられるというふうなことでございます。で、町はこれに対して利子補給をしているというふうなことでございます。

借入対象者は認定農業者。それと資金使途は、先ほど私が言いました農地取得を含む施設整備ですとか長期運転資金。で、借り入れですが個人に対しては3億円を限度として借り入れられるということで、償還期限は25年ということでございます。あ、農協系ではございませんで、日本政策金融公庫が融資するその長期低利資金ということになります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それは何か5年間無利子だということもお聞きしましたが、そうですか。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 貸し付け当初5年間を実質無利子化するというところでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 農家を再生するためにですね、いろいろな資金援助があります。農業再生協議会からの援助、それから耕作放棄地再生利用交付金、認定農業者対策交付金、スーパーL資金。このようにたくさんの援助資金があると。こういう事業があるということをもう少しこの農家の方にですね、周知啓発してほしいと思いますけれども、そのお考えはどうでしょうか。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 先ほど答弁したとおりなんですけれども、農家の方に広報やホームページではなくて、実際に地域連携推進員の方が直接訪問をして、そういうことを全て網羅したパンフレットをもとに説明をしているということですので、かなり農業者の方はそれ

を熟知してるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） うちのほうの周りの方がそういうお話余りしていませんので、じゃあ、そのパンフレットを見せていただけますか。私も宣伝いたします。

農業振興課の努力が大変こう実を結んで、阿見町の農業は活性化されるよう、よろしく願いいたします。

また、31年度道の駅に向けても、阿見町の農産物が十分に供給されるように、その対応をもう並行に推し進めなければいけないと思っておりますので、その施策対応はとても大変だと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で第2問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 皆さんお腹がすいてきてちょっとね……。ですけれども、第3問目に移りたいと思います。

女性が活躍する町について。

女性が活躍できる環境は何なのでしょう。待機児童解消、結婚出産による離職者を減らすため仕事と育児の両立支援、活躍するための環境が今まで全然考慮されなかったことは、最大の原因です。ここ数年前より、男女共同参画社会という大きなうねりが起き、ときの首相も女性の価値観を押し上げ、女性が国会で活躍する姿から地方でもその環境改善に取り組みを始めました。

公の機関へ、そして民間へと幅広く施策が打ち出され、先ごろは女性を積極登用する企業へ助成金制度を新設しました。女性の活躍推進法に盛り込まれた女性登用の数値目標を達成した中小企業に対し最大60万円を助成すると、このような大胆な政策です。これは地方創生での大胆なかつ強力な政策の1つで、地方活性化への影響は大いに望めると思われます。

阿見町も、男女共同参画宣言都市を県内11番目に宣言し、男女共同参画センターを誕生させました。県内でも目覚ましい躍進だと、他市町村からお褒めの言葉をいただくことがあります。国や世界の国々で、若い女性が管理者となったり機関の代表として活躍する姿を見るのは、同性として大変頼もしくうれしいことです。そのような光景を見ていると、今回の質問の何と狭くひがんでいるのか情けなる気もありますけれども、阿見町としては、もっと女性が活躍するそういう場面が増えても、いいえ、増やすべきだと思います。参画センターが開設され、もっともって活気を生んでほしい、もっと女性が活躍してほしい、そういう心から質問に至りました。

まず、男女共同参画センターはどのような業務内容なのでしょうか。

2番、2020年までに30%とよく言われていますが、審議会・委員会にはどれぐらいの女性委員がいるのでしょうか。割合と目標数はどのように設定しているのでしょうか。

参画社会の推進歌が作詞作曲された……。参画社会の推進歌ですね、これは町民の手によって作詞作曲されました。これは、どのように活用されているのでしょうか。

これだけ環境が整っている阿見庁舎内に、女性の管理職はいません。登用の計画目標はあるのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、女性が活躍する町についての質問にお答えいたします。

1点目の男女共同参画センターの業務内容についてであります。

男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現に向け、町民と行政が一体となって推進していく活動の拠点として設置をいたしました。センターの業務としては、男女共同参画についての相談、男女共同参画についての情報の収集と提供、女性の自立及び社会参加の促進のための学習や研修の場の提供及び啓発、男女共同参画についての交流の促進及び市民活動の支援などを行います。まず、センターを町民の皆さんに知っていただくことが第一であり、いろいろな形で周知活動に当たっております。

現在の具体的な業務としては、男女共同参画に関する情報の収集と整理をしながら、町民等からの問い合わせや必要に応じた情報の提供、個人やグループ等の学習や活動準備などの場として提供をしております。また、配偶者等からの暴力や男女共同参画に関する相談業務に当たっております。今後は、町民を対象とした男女共同参画に関する学習会や研修会などの企画運営や市民活動の支援等ができるよう順次準備をしまいたいと思います。

2点目の活動する審議会・委員会の女性の割合、目標数と年度についてであります。

現在の男女共同参画推進計画である、計画期間が平成24年度から平成28年度までを計画期間とする阿見町第2次男女共同参画プランにおいて、女性比率の向上として平成28年度末までに30%以上を目標としております。現状としては、平成26年度においては28.4%となっております。

3点目の参画社会の応援歌の活用についてであります。

町は、平成25年11月10日に、県内では11番目に男女共同参画宣言都市となることを宣言をいたしました。この事業の一環として、町民の男女共同参画社会への理解と関心を深めていただくために、推進に関する作文・標語・ポスター及び推進歌を募集し、記念式典に発表いたしました。

推進歌まで整えている自治体は全国では珍しい取り組みのようです。そのことから、広く

町民に親しまれるよう、「広報あみ」や町のホームページへの掲載を初め、行政区長や女性活動グループなどへも紹介をしているところです。また、町の防災無線で夕方5時の時報に合わせて流しております。今後も、継続して推進歌の周知と活用を工夫しながら、男女共同参画宣言都市としてのアピールに努めてまいります。私も歌を覚えなないといけないなと思って、今歌を覚えているところです。

4点目の女性管理職登用の計画と数値目標についてであります。

具体的な数値目標はありませんが、町ではここ数年、管理職登用につながる係長、課長補佐への女性職員の登用を積極的に行っております。今年度は、3名の職員を課長補佐に登用しており、その全てが女性となっております。

町職員の管理職への登用につきましては、適材適所という観点から、それぞれの地位においてさまざまな経験を積む中で、求められる能力を身につけ、キャリアアップをしていくことが重要と考えております。そのためにも、多様な分野への女性職員の配置による職域の拡大を行い、性別による固定的な役割分担の払拭などの意識改革に努めているところであります。これからも、こうした女性管理職登用への基礎づくりを進め、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の動向を注視しながら、女性職員の積極的な登用に努力していきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） まず、先ほど町長さんもおっしゃいましたように、男女共同参画宣言をし、またセンターが設立した。こういう町は大変素晴らしいと、本当に褒めていただいております。誇らしい、それは思われます。

この男女共同参画センター、いろいろ物議を醸しましたけれども、この男女参画センターの位置ですね、それはどのようになっているのでしょうか。庁舎内には男女共同参画室があり、そして向こうのセンターがあり、そのようなこの位置ですね、どのような関係なのか詳しくお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長松本尚彦君。済みません、失礼しました。篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） お答えいたします。

位置というのは、平たく言うと役割分担のことかなと思いますが……。はい。町民活動推進課の中の男女共同参画推進室とセンターの役割ということでお答えいたします。

推進室のほうなんですけども、町民活動推進課のほうは、いわゆる男女共同参画推進に関する計画の策定に関すること、それから施策の企画立案、そして進行管理、それからいろいろな施策がありますが、役場行政内部での関係各課との調整等もありますので、そういった内部的

な調整の部分、そういったことを町民活動課のほうの推進室では役割としていると。

それに対しまして、今度センターということを設置いたしました。で、センターのほうとしましては、1つにはこれは大前提ですけれども、男女共同参画を推進していくための活動の拠点ということです。それで、いろいろな団体の方ですとか、個人の方ですとか、そういった方の交流の場という施設です。で、その中でですね、一般の町民の方に利用をしていただくということももちろんあるんですけども、センターとして啓発事業とかをやったり、町民活動として各団体の方とか、グループの方とかが活動をするための支援ということもセンターのほうではやっていきたいということで、そういった……。

簡単に言いますと、推進室のほうは企画立案と内部調整というようなこと。で、センターについては実際に啓発活動とか町民の方の活動を支援していくとか、あるいは学習会等を実施していくとか、そういった役割分担ということで御理解をいただけたらと思います。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） そのセンターがですね、その推進室の下にあるという、そういうお話があったんですが、私はこのセンターとしてもう独立して、この業務をですね、やってもよいのではないかと思うんですね。

そして、じゃあ今お話したように、いろいろしてみると、DVの相談とか、そういうのもきつとセンターのほうに行くのではないかと思うんですね。だから、そういうこの、何というんですか、仕事の役割分担、同じように福祉協議会でもうやってることがある。で、この室でもやっている、で、センターでも行っていると。そんなふうな仕事の分担というのは、ね、DVだから、じゃあここに行こう、これだからここに行こうってね、町民は思わないですよ。ですから、そういうまとめをするっていう、そういう場があっても、それはあるんじゃないかと思うんですね。

で、今までその独立しているのがいいのかどうかというの1つ。それから、今までじゃあ、何か月間の間ですけれども、センターはどのようなことでね、使われていたのか。その使用状況をお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 今2点ほど御質問あったかと思いますが、後のほうのセンターの利用の状況ということからお答えいたします。

開館を1月の27日にしまして、5月……。今は6月ですけれども、5月末までの間ということとでちょっとお話をしますと、開館日数は80日ありました。その中で来館者の利用ということについて言えば36日。そして利用した方の人数ということになると111人と。で、そのほかにですね、センターのほうには町の職員が配置されています。そういった中で、啓発・広報活動

ですとか、活動されている方々への支援ですとか、情報収集あるいは提供といったような業務をやってきました。それから相談活動についても、2件ほどの相談を受けております。こういったところが概要ですけれども。

それから、もう1点の相談に関していろいろなところに行く人がいるだろうが、その内部的な調整……。

○12番（浅野栄子君） 例えばDVに関してだとか……。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。これ以前にもちよっとお話したことがあったかと思いますが、いろいろな、例えばDV相談があった場合に、その1つの課だけで解決が図れるようなものじゃないケースも多々あると。そういったときに、役場内部の関係する各課と内部的に連携をして、相談に応じているというような、そういったやり方をしています。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） そういうセンターの運営というのは、その中の職員3人でやっていらっしゃるんですか。運営方法。

○議長（柴原成一君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。運営ということになると、センター長はですね、町民活動推進課長が兼務という形になっています。それから町の再任用の職員になりますが、その職員が1名、それから臨時職員が2名でセンターのほうの運営をしているということになります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 先ほどおっしゃいましたように、町のほうはいろいろな企画運営をする。そしてセンターは啓発活動支援、そのようにすると。そのような役割でしていらっしゃるわけですか。そこの独立してるということはないんですね。

で、その大変熱心な、ね、熱心な委員さんたちがいらっしゃいますよね。その委員さんたちは、いろんなお話し合いをそのセンターで自由に行っていると。それ、ですか。

○議長（柴原成一君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。センターのほうを利用して、いろいろな会議とか打ち合わせ等をしているということがあります。で、推進室のほう——役場のほうの推進室のほうは企画立案で、センターのほうが実践する部分を担うというような、大きく分けるとそういう言い方になるんですけれども、現実的には、これは推進室これはセンターというふうにはなかなかくっきり分けられるものではない部分もありますので、現実的には一体で推進事業を進めているというふうに御理解いただけたらと思います。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。



○12番（浅野栄子君） 大いにですね、このセンターを活用していただいて、より多くの皆さんに活用していただき、女性の活躍ができるようにね、お願いしたいと思います。

ちょっと時間がありませんので、ずっと早口で言ってしまいますけれども、よろしくお願ひします。

1つは4月のときにですね、参画センターの愛称を募集しますということでありました。その愛称はどのようになったのか。それから、センターの、センターって、男女共同参画の推進歌がありますね。それはどのようなところで歌っているのでしょうか。

人材は適材適所と御答弁にありましたようですけれど、ふさわしい場があると思うんですね。防災無線に流して、まだ周知が足りないためか、何でしょう、何の歌かなと、このように言っております。CD化してですね、いろんな会や何かのときに、女性の集まりのときに流すとか、そういう方法があるかどうか。それからその参画宣言をするときに、ポスターとかいろんな標語が募集しました。それはどこに掲示して、今いらっしゃるのか。

それから3つ目は、やはり女性の管理職がいないと、こういうことで、初めてこの管理職になるというのは、大変な勇気が必要です。ですから、水戸のほうからですね、管理職部長級の方を、やはりこう短期間でも招いて、そしてその行動なり活動なりを皆さんに、女性職員にも見せていただいて、そのような方法はいかがでしょうか。

3つお願ひします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁お願ひします。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。

まず愛称のことですけれども、男女共同参画センターの愛称を募集いたしました。それは男女共同参画センターだよりの創刊号というのを発行したんですけれども、そこに掲載をしたのとホームページに掲載したので、募集をしました。その結果としては31件の応募がありました。今その中から絞り込みの作業といいますか、絞り込みをしている段階で、そう遠くない時間で最終的に決定をしていきたいというふうに考えているところです。

それから推進歌ですけれども、宣言都市の記念式典のときにコーラスで歌っていただいたわけですけど、そのときのコーラスに参加した方々というのは、それぞれがいろいろなグループでコーラスをやっている人たちの中から代表といいますか、何人かずつに出ていただいて、当日歌っていただいたわけなんですけど、そういった方を通して各グループ団体等の中で広めていただきたいというようなことをお願ひしていたりとか、それからCD化については、当日、記念式典のときのDVDの中に収録をされているという——コーラスが収録されているので、そこから抜き出してCDにしてはありますが、それを広く、何ていうんですかね、販売をするとか各団体に配るとかというふうなところまでには、まだ至っていません。

それから標語の関係なんですけども、これ今まで……。その後、どこかに掲示したというような取り組みはしていません。で、今後ですね、今言われたようなことについては、ぜひ検討をさせていただきたいというふうなことを考えています。

以上です。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。3点目のですね、女性の管理職ということで、県のほうから女性の部長を派遣していただいているという御提案もありましたが、女性の管理職の登用につきましては、先ほど町長も答弁いたしましたとおりですね、今後管理職の女性の登用につながるような形で、今現在課長補佐のほうにも今年3名女性ということで昇格してるようなことでございます。

さまざまな職歴、経験を積んでいただいて、キャリアアップが重要ではないかというようなことで、いろいろな分野で女性の職員の配置、職域の拡大を図っていききたいというようなことでございます。ですから、女性だからこういう部署、そういうことにかかわらず、いろんなところで女性のその役割、そういう能力を發揮できるような機会をつくっていききたいということでございます。

ですから、先ほど女性の管理職がないということでございましたが、今町では3名女性の管理職——これは保育所の所長でございますが、3名おります。それで今後ですね、課長補佐、そういうものもこれまでは女性の割合が少なかったんですが、今回3名登用したということで、その割合も増えてきているというようなことで、今後そういう中でキャリアを積んでいただく、あるいはその管理職としての研修そういうものも積んでいきながら、管理職の登用につながるように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 何か残念なようなところがたくさんあるんですけど。例えば、その愛称募集ですね、4月30日締め切りになって、まだ今選考段階です。CDは中に入っていて、それでね、皆さんに聞いていただく、配ることはできません。で、CDもですね、こう小さなあれに、こうCDですから、今は簡単に普通の——立派なCDじゃなくて30円ぐらいの、このあるんですよ。そこにどんどんどんどん入れていただければ。ねえ、参画センターの朝開所するときに、そのCDを流したらいかがですか。そんなふうにして、活気を動かすようにね、していただきたいと思うんですよ。これはだめ。

それから、そのポスターなんかどこにないですよ。それから……。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君に申し上げます。質問時間を過ぎましたので。

○12番（浅野栄子君） はい。そしてね、平成23年度ですね、部長、課長級もゼロ……。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君に申し上げます。質問を打ち切ります。

〔「締めるんだもん」と呼ぶ者あり〕

○12番（浅野栄子君） はい。では、締めさせていただきます。

○議長（柴原成一君） はい。じゃ、締めるだけは許可します。

○12番（浅野栄子君） はい。では、ますますですね、女性が輝く社会ということですので、この阿見町も女性の管理職も登用さしていただいでですね、女性の活躍がこれから活性化するための町の活性化の起爆として、女性の活躍をぜひぜひよろしくお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

長い時間ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の……。

これで12番浅野栄子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどといたします。

午後 0時05分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番藤井孝幸君の一般質問を行います。

13番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔13番藤井孝幸君登壇〕

○13番（藤井孝幸君） 通告に従い、質問をいたします。

今まで私は入札関係の質問を何度かやりました。今回は入札後の契約から工事完了までの流れについて質問をいたします。質問の内容は、大きく9項目あります。その中で――9項目の中でさらに細分――細かい質問事項があります。しかしながら、質問内容は執行部、議員の皆さんにも配付をされていますので、ここでは大項目のみ述べさせていただきます。

傍聴者の皆さんにまことに申しわけございませんが、私の質問とそれから答弁内容――再質問も含めましてですね、答弁内容を聞きながら、どのような質問があったのかを御理解していただければと思います。

それでは、今から述べます9項目はどの法令等に、もしくは法令等聞きましても省令、県の、町の条例、それから規則等も含めまして法令等ですが、どの法令等に抵触するのか、その情報の内容について答弁をお願いをいたします。

まず初めに1つ、A会社の社員、取締役がB業者の工事現場の現場代理人または現場主任技術者に就任できるのか。

2番目、Aという職場に勤務している者がBという会社の現場代理人等に就任できるのか。

3番目、町に提出した申請書に記載されている現場代理人等の氏名と、県に届け出た現場代理人等の氏名が異なる場合があるのか。異なってもよいのかですね。

それから4番、現場代理人等に工事受注者すなわち請負者の代表が就任できるのか。

5番目、実務経験10年以上の者が経験年数を虚偽の申請をした場合、どのような法令等に触れるのか。その法令等の条文とその罰則はどのような内容か。

6番目、受注した業者が工期を延期した場合——工事期間を延期した場合ですね、その工期延期の理由に虚偽があった場合は、どの法令等に抵触し罰則はあるのか。その根拠は何か。

7番目、現場代理人等に就任するための雇用契約について、雇用期間とその確認の方法をお尋ねします。

それから8番目、現場代理人等が工事現場に常にいなければならないのか。

9番目、県が公表している経営規模等評価結果通知書の内容について、説明をしていただきたいと思います。

以上、大きく9項目の質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは町工事等からの、発注から工事完了までの流れについて。平成26年第4回定例会における海野議員からの一般質問に対する回答と一部重複するところがありますが、よろしく願いいたします。

1点目と2点目についてですが、関連しますのであわせてお答えいたします。

工事の現場代理人及び主任技術者等に就するには、工事を請負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされます。これに該当しなければ就任することはできません。この要件を満たさない場合は、建設業法や阿見町建設工事請負契約約款第10条による主任技術者等を適正に配置していないものと判断されます。

3点目の、町に提出した申請書に記載されている現場代理人等の氏名と県に届け出た現場代理人等の氏名が異なる場合があるのかについてであります。

異なった者が現場代理人等となっていると確認された場合は、建設業者が茨城県に対して、その内容を報告する必要があるものと考えます。なお、県に氏名を届けるのは誰かですが、これは、建設業者が行うものとなります。

4点目の、現場代理人等に工事受注者——請負者の代表が就任できるのかについてであります。

現場代理人となることができない職務の者については、建設業法第7条に規定する経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者が、工事現場への常駐が求められている現場代理人になることはできないものとなっております。また、主任技術者についても、現場代理人と同様ですが、工事1件の請負金額が2,500万未満——建築一式の場合は5,000万円未満で、専任の必要のない工事であれば、例外的に主任技術者になることができます。

5点目の、実務経験10年以上の者が経験年数を虚偽の申請した場合は、どの法令に触れるのか。その法令等の条文と、その罰則はどのようなものか、についてであります。

主任技術者になるためには建設業法第7条第2項の規定により、10年以上の実務経験を必要とすることが資格要件の1つとなります。

6点目の、受注した業者が工期を延期した場合、その工期延長の理由に虚偽があった場合は、どの法令等に抵触し、罰則の根拠は何か、についてであります。

工期の変更については、阿見町建設工事請負契約約款第21条から23条により、発注者と受注者との協議のもと工期等を変更することができるものとなっております。

なお、1点目から6点目において、適正に現場代理人等を配置しない場合や関係書類等で虚偽による記載があると判断された場合は、建設業法第28条に基づく国または都道府県による監督処分や町指名停止等に該当するものとなります。

7点目の、現場代理人等に就任するための雇用契約について、であります。

国の監理技術者制度運用マニュアルにより、3カ月以上の雇用関係にあることが必要とされていますので、これを準用しております。雇用関係の確認につきましては、健康保険被保険者証などの交付年月日等により確認することとしております。

8点目の、現場代理人等が工事現場に常に居なければならない理由についてであります。

現場代理人の常駐については、阿見町建設工事請負契約約款第10条第2項の規定により設置を求めています。また、主任技術者については、建設業法第26条第1項の規定により、必ず工事現場に施工の技術上の管理をつかさどる者として配置することとなっており、監理技術者については、下請契約の請負代金の額の合計が、土木一式工事の場合は3,000万以上、建築一式工事の場合は4,500万以上となる場合は、建設業法第26条第2項の規定に基づき、主任技術者にかえて監理技術者を配置することとしております。

次に、現場不在が許されるのはどういう場合かについてですが、現場代理人の常駐緩和については、国土交通省から平成23年度に現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用についての通知が出されており、昨今の通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることなどから、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合には、例外的に常駐を要しないこととすることができることが示されました。

次に、現場代理人等が不在時に事故等があった場合の責任は誰にあるのかですが、阿見町建設工事請負契約約款第28条第1項の規定により、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、原則、受注者がその損害を賠償しなければならないこととなっております。なお、事故等を起こしてしまった場合は、工事を請負った建設業者が町指名停止等に該当するものとなります。

次に、町担当者は工事現場をどれくらいの頻度で、どのような理由で現場に行くのかですが、工事の規模や内容により異なりますが、少なくとも週1回以上は現場に出向いて、工事の進捗状況や使用資材、出来形安全管理の状況等を確認しております。

最後に9点目ですが、まず、元請完成工事高及び技術職員数の記載事項のうち、1級・基幹・2級・その他は何を意味しているのかについてであります。

国または都道府県による経営事項審査申請の手引きに基づき、建設業者において技術職員名簿を作成するものとなっております。建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号により、1級、2級、その他に区分されております。なお、基幹とは、国土交通大臣の認定した団体が実施する講習を受講し修了した者が該当します。

次に、県の通知内容と町工事の現場代理人等の数・氏名が異なるときはどう対処するかがですが、工事を発注する際に、3カ月以上の雇用関係のある現場代理人等が配置できることが確認できれば差し支えないものと考えております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） ではですね、1番から6番に違反した場合ですね、建設業法第28条に基づく国または都道府県による監督処分や町指名業者停止に該当するという答弁がありましたが、まず国・県の監督処分とはどういう内容のものなのかをお尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい、お答えさせていただきます。

そうですね、茨城県建設業法違反等監督処分の基準がございます。これは国のほうのですね、建設業者の不正行為に対する監督処分等の基準を準用してつくられたものでございまして、監督処分の時期等とかですね、それから指示処分を受けたものが指示に従わなかった場合とか、営業停止処分による停止を命ずる行為であったりとか、それから監督処分の基準の中で主任技術者等の不設置等あるいは事故等、虚偽の申請等々の処分内容、基準が記載されております。

これにつきましては、段階的にまず指導、それから指示勧告、最終的には処分という形がとられると思います。町のほうとしましても指名停止要綱がございますので、その情状あるいは処分の状況、情状によって町のほうでも停止処分等、指名停止処分等に該当するということになると思います。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町の指名業者を停止に該当するというふうに書いてますよね。これって時効があるんですか。何年したらその前……。例えば不正があったとしても、時効は成立して切れるというようなものがあるんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） 時効等には、条文等はございません。でですね、前回の質問にもありましたように、過去にそういうことがありましたけども、それについては県のほうで文書指導ということがございましたので、町のほうでも文書指導。それ以前にあったものについては、口頭指導ということにしております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 答弁のほうにはですね、町指名業者の停止に該当するというふうにはお答えいただいているんですけども、これは先ほど課長も言ってましたけども、必ず指名停止になるかどうかですね。どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） 先ほど申し上げましたように、その情状によってですね、その指示あるいは指名停止とか、それから処分と——営業停止処分とかということになるかと思えますし、町の要綱には最悪は指名停止ということになるかと思えます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 情状によるというようなこともちょっと詳しく聞きたいんですけども、時間がないのでそこはまた割愛させていただきます。

次にですね、雇用関係を明らかにするために、情報開示を私が求めました。ですが、氏名とかですね、交付年月日、もちろん生年月日とかですね、全く全て黒塗りです。それではですね、私確認できないんですよ。で、雇用関係が全くわからないので、これは情報開示ではないと思うんですけども、開示できない理由は何でしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい、情報開示についてお答えします。

その資格等の書類に関してはですね、個人情報となりますので、黒塗りで開示したということになります。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 公の仕事をしてですね、公の仕事してんですよ。そこで個人情報だ

からといって確認ができなかったら、情報開示にならないじゃないですか。だったら、コピーはもらえなくても、その閲覧はできるんですか。どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい。開示の内容以上のものに関しては、閲覧もできません。

○13番（藤井孝幸君） できません。

○管財課長（黒井寛君） はい。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） それじゃあ、我々が情報開示を求めても……。前にもこれありましたもんね。私が情報開示求めたら、全部真っ黒けで。ほいで、情報開示の審査会に不服申し立てしたら、全くくれましたよ。黒塗りなしで。そういうこともやってもいいんですね、これはね。まあそれ、やりましょう。

で、開示できないという理由が私はですね、個人情報保護と言いながらも、公の仕事だからですね、そらあ、ある程度これ、閲覧でも何でもさせるべきだと私は思います。

じゃ、次の質問に行きます。

現場代理人がですね、現場を離れてよい場合があると。これ一定の要件を満たすと発注者が認めた場合というふうに書いてますね。一定の要件があって発注者がそれを認めた場合は、現場代理人がその現場を離れていいというふうにお答えになっているんですが、その一定の要件とはどのような要件なのか、もしくはその要件に条文化したものがいいのか、明文化したものがいいのか、これについてお伺いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい、お答えいたします。

一定の要件でございますけども、まず現場代理人の工事における運営取り締まり権限等の行使に支障がないこと、それから発注者との連絡体制が確保できること、関係法令を順守するとともに安全管理の瑕疵が生じないこと、一方の現場に偏ることなく均等に工事を適切に行えること、などでございます。これについてもですね、阿見町建設業工事における現場代理人常駐義務緩和取扱要綱によってですね、定められてございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 例えばね、現場代理人が……。今ちょっとざざっとこうメモができなかったんですけども、現場代理人が町の公の防災訓練とか、公の行事に参加するのは、これは工事現場から離れてもいいんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。



○総務部次長（大野利明君） この件に関しましてもですね、前々回あたりに答弁をさしてもらってると思うんですけども、そういうことがある事実が把握できてございませんでしたので、今の段階ではその各……。想定の話だと思しますので、それについては事実関係確認できておりませんので、それについてはお答えできないということでございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 事実関係を確認してくださいって言うわけじゃないですよ、私は。そういうときに、町の防災訓練に参加したような例があったときには、この一定の要件の中に入るのかと聞いてるんです。事実関係とかは関係ないですよ、それ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい、お答えします。

防災訓練というのは、町の非常時に対応するための訓練でございます。で、町の建設業界の方々は、防災とかそういう事故のときにですね、非常に復旧とかその他いろんなことでですね、対応に当たっていただきます。当然、業界を上げてですね、応援をしていただきたいと考えております。かつ、その人たちはやはり町の、うちの仕事をしていますので、現場代理人とか主任技術者とかそれぞれの役割を担っていると思います。ただ、こういうふうな訓練のときは、参加してその体制をとっていただきたいというのが考えでございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 希望はわかりますよ。体制をとっていただきたいというのはね。ただ、それがその一定の要件の中に入るがどうか私聞いてるんですよ。どうですか。

〔「答弁が違うんじゃないか、この前と」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい。今のは、済みません、私の思いで、前回の答弁のときには、この要件には入らないと回答しておりました。

○13番（藤井孝幸君） 該当しないということですね。

○管財課長（黒井寛君） はい。

○13番（藤井孝幸君） はい。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そういうことですね、該当するかしないかちゅうのはですね、これ大きな問題になりますのでね、しっかりとした要件……。これ明文化されたというのがありましたね。これ、もう一遍何条と何条か言ってください。何の規則に載ってるのか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい。阿見町建設工事における現場代理人常駐義務緩和取扱要綱で

す。それで兼務中の遵守事項ということに、第5条です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） えっとですね、緩和事項というけども、その緩和事項というのはですね、緩和事項というのは1何々、2何々ってそういうふうに書いてるんですかね、教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい、お答えします。

建設工事における現場監督常駐義務緩和取扱要領のですね、第5条の中にですね、3個ほど定めてございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） それちょっと読み上げてください。緩和事項。

○議長（柴原成一君） 総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい、お答えします。

兼務の承諾を得た現場代理人は、次の事項を遵守しなければならない。兼務する現場の管理について、一方の現場に偏ることなく、均等かつ適切に行うこと。2. 兼務する現場の施工について、関係法令等を遵守するとともに、安全管理等に瑕疵が生じないように留意すること。兼務承諾願の内容に変更があったときは、直ちに書面により届け出ること。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 県、県と言うけど、町独自でなくて、もう県のやつを準用してるということですね。

○総務部次長（大野利明君） 兼務です。

○13番（藤井孝幸君） あ、兼務。ごめんなさい。了解です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） えーとですね、これは兼務っていうのは現場代理人が、現場の主任がね、兼務していい場合もちろんありますから、これはまた後で質問をします。

次にですね、町の担当者が1週間に1回以上は現場に出向くと言って、こういうことについて点検してますよという話ですけども、これは現場代理人の不在ちゅうか在・不在は確認をしていますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。

現場の進捗状況と同時に現場代理人の在・不在も確認しております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 我々も行ったときにね、知ってのとおり現場代理人がいなかったのね。そういう事実もありましたんでね、今ちょっと確認をしたんです。

次にですね、9番目の回答で、経営審査の内容……。経営審査というか経営規模等評価結果通知書というのがあるんですけども、これは県にね。これはインターネットですぐとれますから。それを経審、経審ち言うんでしょけれども、これでね、回答してない部分があるんです。無回答の部分、未答弁。基幹という言葉はね、これは講習を受ける人が基幹——受けた対象者を基幹というんですけども、1級・2級・その他という——基幹以外にですよ、記入するところがあるんですね。その1級・2級・その他の説明が答弁の中にないんですよ。それ説明してください。

○議長（柴原成一君） 総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） お答えします。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、国あるいは都道府県はですね、経営事項審査申請書の手引というものがございまして、まず1級・2級というのは1級国家資格、それで2級は2級国家資格でございます。で、その他ですね、指定学科卒業後3年または5年の実務経験、その他7条による実務経験10年以上の大臣認定を意味してございます。で、基幹とは、国土交通大臣が認定した団体が実施する講習会を受講し終了した者に該当します。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） その他というところでですね、経験年数10年以上という話が出ましたよね。これ経審でですね、町の工事発注をするときにはですね、経審は読まないんですかね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） えーとですね、指名参加申請書ですか、その段階でその書式がございまして。その中で、業者さんのほうからその項目を網羅していただくということで確認をするのと、それからその経審についてはですね、県のほうからその写し等についてはいただいております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そうするとね、経審を見ているということですね。じゃあ、そういうことですね、その他が経審、まあ2年なら2年ですね、これはもう1年と8カ月か9カ月

後に出てるらしいんですけども、まあ業者は毎年その審査を受けるということですが、この審査にね、その他がゼロであるという場合あって、そこに工事が発注できるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい、お答えします。

経営審査の中で、建設業はいろんな業者に分かれて——建築とか土木に分かれてて、それぞれの業態に対して評点をいただきます。で、その評点があれば発注はできます。例えば、建築工事に評点があれば……。発注はできるって……。その推薦ですね、できます。で、それが——評点がなければ、その業務はできません。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） いやいや、その評点とか何とかよりも、経営審査でその他の項目——まあ、経験年数10年以上というようなことがあるわけでしょう。これでゼロというところがあって、そこに町としては工事が発注できるのですかって聞いてんです。

○議長（柴原成一君） 管財課長黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） ですから、その他の欄がゼロでも評点が、その業種に対して評点があればその業を請け負うことができます。

○議長（柴原成一君） 質問者以外の発言は控えてください。

藤井孝幸君。藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） いやいや、人が……。今言ったように、経験年数10年の人がゼロであつても評点があればいいという理由を教えてくださいよ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい。工事の規模によりますが、主任技術者とかそこまでの要求がある工事に関しては、そういう該当する技術者がいない場合には、これは推薦できませんが、工事の規模が小さい場合、これに関しては3カ月以上の雇用関係が認められれば、現場代理人だけで済む場合があります。そういう場合には発注ができるということです。だから、全てに関してできるということではございません。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） じゃあ、工事の規模ちゅうのは金額で決まってんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「これだけ細かい質問項目出してんだからさ、対応しないとまずいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 議場の皆さんに申し上げます。私語は慎むようお願いいたします。

はい、黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） えーとですね、工事の規模が2,500万ということになります。それ

以下ですね。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 工事の規模が2,500万以下であったら、資格10年以上経験者がいなくてもいいということですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

公共性のある工事につきましてはですね、土木工事に関して2,500万、建築については5,000万未満の場合にはですね、主任技術者等は必要ございませんし、ただ現場代理人は必要になります。で、その2,500万あるいは5,000万を超えた場合には専任の主任技術者やあるいは技術管理者が必要になってきます。そういうような発注の仕方をしてございます。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） ちょっと時間がないので、2,500万であれば現場主任者は要らないんですか。現場代理人と現場主任者は兼務できますけども、要らないという、どこに書いてますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「……全然違うんだよ。議長、もうちょっときちんとやったほうがいいよ、これ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 海野隆君に申し上げます。私語……。

○5番（海野隆君） 私語なんか言ってません。

○議長（柴原成一君） 私語を慎んでください。

○5番（海野隆君） 私語なんか言ってません。

○議長（柴原成一君） 私語を慎んでください。傍聴者席、静かにしてください。

はい、大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） えーとですね、いろいろ錯綜して済みませんが、まず現場代理人はですね、町の契約約款の中で全ての工事について現場代理人を設置義務を課してございます。それから建設業法でもですね、2,500万以下でも主任技術者を配置することになってございますので、2,500万未満であれば兼務は可能だということでございます。

で、2,500万以上になりますと、主任技術者あるいはそれ以上になった場合にですね、下請経費が3,000万あるいは4,500万になった場合には、管理技術者が必要だということになってございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 無駄な時間を費やしたくないんですよ。的確に教えてください。はい、いいですか、現場代理人と現場主任は兼務できるんですよ。2,500万と4,500万かな。工事一式は。まあ額はちょっと覚えてないんですけども、できるんですよ。だけど、資格は必要なんです。それでもその他の資格でも何でも、どっちも。現場代理人も主任も。資格は必要なんです。それを経審でゼロというところに……。普通なら業者は書くでしょう、1と。その他のところに1と。それがゼロなのに、そういう工事の現場代理人とか主任技術者ができるのかって聞いているんですよ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい。えーとですね、技術者の中には、質問にありましたように1級と2級とその他とあります。で、今その他がゼロということですけども、1級、2級の技術者があれば、それはその他がゼロでも一向に差し支えないっていうのは、これは当たり前の話でございます。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） あのね、ここにあなたたちからいただいた建設業会の研修会の資料があるんですよ。これは500万未満は現場代理人が常駐、主任技術者は兼務ができる。500万以上2,500万円未満、代理人は常駐、主任技術者は兼務可と。だけど、これ兼務は可なんだろうけども、経験年数10年か1級・2級を持ってないとできないはずなんですよ、これね。兼務しててもですよ。だからそこに、兼務してるのにもかかわらず経審でその他というところがゼロで1級が1人というようところが町が発注をしてるわけですよ。どことは言いませんけども。それができるのかと聞いているんですよ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい。経審の場合なんですけども、例えば建築士ですけども、いろいろな業種に登録できます。で、1人について2業種登録できるんですね。ですから、例えば土木だったら土木があつて造園があつて管工事があつて、それに対してその技師がいても登録できないところがあるですね。

○13番（藤井孝幸君） 俺に質問に答えて。

○管財課長（黒井寛君） はい。ですから、その他がゼロだからその資格を持った技師がいなるとは100%は言えないんです。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 県に聞いたらね、これはすごく慎重に審査するんですよ。それで、ここがゼロなんてところなんちゅうのは発注しないんです。県はね。町はほら、よく県に準用するとか言うでしょう。しかも、この経審を見て発注すると、昨日——篠崎部長は昨日かおと

つかね、造園業者は経審見たらいらないから発注は分離分割はできないというような話をしましたよね。だから、そういうことで、まあこれで時間とってもしようがないんですけど、要は、そういうところがあったときにどうするかという話を私してるんですね。私は、これはね、経審を見てやってるんだったら、俺はそういう業者には発注しないと思いますよ。まあ、いや。

それで次にですね、この現場代理人がね、経審を見て発注するというのを聞いてましたから、恒常的に雇用関係があればですね、恒常的に雇用関係があれば、要は経審にはゼロ——その他のほうはね、ゼロ、1級が1人。で、恒常的に雇用関係がある——先ほどは3カ月とか言いましたよね、3カ月以前に、これは入札の日とか随意契約の日とか前の3カ月に雇用契約があればいいというふうには書いてますけども、この経審にゼロとなるのに3カ月の雇用契約というのはどれで確認するんですか。先ほども回答にはありましたけど。

○議長（柴原成一君） 大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） えーとですね、経営審査の通知書ってのをですね、大体1年7カ月前後の単位でですね、審査をしてございます。で、町としましても、その通知書を入手しておりますけども、社員との雇用関係が変動する場合がありますので、それについて健康保険証やその他の交付年月日等々で確認することとしてございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） この雇用関係はですね、例えば1現場——3カ月なら3カ月の工事期間だけで、その雇用関係3カ月あればいいのかどうか。そういうところに発注できるのかどうかね。短期間のうちの1工事だけ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） えーとですね、町のほうではですね、3カ月の雇用関係が経常的にあるというふうに確認できれば発注できます、はい。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 聞いているのは、1回で3カ月なら3カ月の工事期間があって、そこでその人が1人で、あともうやめたというようなところには、また次の仕事が発注できるのかって聞いているんですよ。要は短時間の雇用契約。

○議長（柴原成一君） はい、黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） えーとですね、今私どもで発注したところの現場代理人さんが3カ月でやめてしまったと。その会社に発注できるかという話ですね。その方だけではないと思うんですよ、職員の方は。いろんな方がおられると思うんですね。だから、それだけの理由でできないというのは、ちょっとないとは思いますが。

- 13番（藤井孝幸君） 経審は1人ですよ。その他もゼロ。
- 管財課長（黒井寛君） 現場代理人に関しては、資格要件はないんですね。はい。
- 13番（藤井孝幸君） なら、主任はどうする。主任は資格いるでしょ。
- 管財課長（黒井寛君） 主任は資格が必要です。
- 13番（藤井孝幸君） 主任がゼロなの。
- 管財課長（黒井寛君） 済みません、それがなければですね、その会社は受注はできませんので。
- 13番（藤井孝幸君） できませんって、発注してるじゃない。
- 管財課長（黒井寛君） その会社は主任技術者がいなければ、該当者がいなければ受注ができないということになっております。
- 議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。
- 13番（藤井孝幸君） 言ってることがわからない。要は現場主任がいないのに、資格担当者経審にゼロち書いてるのに、3カ月の雇用保険か何かを——健康保険か何かを見せて確認を町はしてるんでしょうけども、経審にゼロち書いてる……。普通書かないよ、業者は。自分の格は上がるから。1人でも2人でも3人でも書きますよ、これ。それをわざわざゼロにしているところに、あなた方は発注してますよっていう話なのよ。
- 議長（柴原成一君） はい、黒井寛君。
- 管財課長（黒井寛君） まず発注時点と経審の審査の時点なんですけども、経審の審査は次長申しましたように、1年7カ月以降でございます。さらに経審の場合に雇う——雇うっていうか技術者に入れるためには、その経審の審査時点で6カ月前、6カ月以上の雇用期間がなければならないということになります。ですから、もしゼロでもですね、その後に雇った技術者がおられる場合、10年だけじゃなくて1級・2級の資格があればそのまま主任管理技術者になれますので、そういう方がおられる場合があります。
- だから、経審がゼロだからだめだということではなくて、手持ちのというか、その職員の中に主任技術者がいるかいらないかという話になります。
- 議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。
- 13番（藤井孝幸君） そしたらね、2年——私は2年分の経審持ってんですよ。2回分っていうかな。これで2回ともゼロ、ゼロですよ。これはどっかおかしいと思いませんか。
- 議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- 町長（天田富司男君） その事例があるなら、やっぱりきちんと管財のほうに来て言ってくださいよ。この業者はどうの……。じゃなけりゃ、今丁々発止やってもどういう事実があるかわかんないわけだから、ねえ。だから、そういうことの実事がきちんとあんなら言って、それ



で、ああこれはだめだよってなるわけだから、それをきちんと行ってくださいよ。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 俺、町長指名してないんだけど。

○議長（柴原成一君） はい。

○13番（藤井孝幸君） 町長を指名してねえんだけど。勝手に手挙げて、勝手に指名しないでくださいよ。

○議長（柴原成一君） あの……。

○13番（藤井孝幸君） それと、いいですか、事例があるとか何とかいうよりも、私は一般的な質問をしてるんですよ。経審にゼロ、ゼロで2年続いて、2級技術者が1人しかずっと2年続いていないと。こういうときに工事を発注できるのかって聞いてんですよ。そういう業者に。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） やはり、先ほど申しましたように原則論なんですけども、経審は過去の数字でございます。その発注する時点で主任技術者がいるということであれば、それはそれで大丈夫だというふうに思いますけど。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） いいですか。このね、業者はもし本当に10年以上の経験者がね、おるんであればゼロなんかにはしませんよ。しかも町のこの研修資料にも恒常的に雇用しているというふうに書いてるんですよ。恒常的に。恒常的ちゅうのはどういう……。3カ月、4カ月でいいんですか。ほいでやめて、次またやるという話ですか。

○議長（柴原成一君） 黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） 先ほどから申しましてるように恒常的というのはですね、その契約の時点で3カ月間、3カ月前からですね、その会社に雇われてると。それは保険証等の発行日、私の場合は阿見町役場に56年4月1日に入ったので、その発効日が出ております。そういう日付で確認します。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） この資料にはね、その工事期間中のみの短期雇用については恒常的な雇用関係とは言えないので、主任技術者になることはできないと書いてるんです。あなたの言うてること、今入ってきた、はいやめた、次入ってきた。こういうことを言うてるわけでしょう。どうですか。

○議長（柴原成一君） 黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい。保険証等で3カ月以上の雇用期間を確かめるのは、その現場のためだけに雇う人間はだめですよということなんですね。ですから、その工事が始まってから終わったら、はい首とかって、そういうふうな雇用はだめということなんです。で、それを防ぐために3カ月前から雇っているっていうのを確認するわけです。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） これは何か議論にならないな。まあ、後でまたゆっくりね、やりましょう。

それでね、まず次に、請負業者の代表者、請負業者の代表者が主任技術者や現場代理人になれるかどうか。どうですか。確認をします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい、お答えします。

えーとですね、建設業法の7条、それから15条1項、それから国土交通省の建設業法に基づく適正な施工体制マニュアルで、経営責任者及び営業所専任技術者は常駐が求められていますので、現場代理人にはなれません。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） なれないですね。過去ですね、現場代理人が……。請負業者の代表者が現場代理人に、現場主任になったことはありませんか。工事。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい、お答えいたします。

過去に1件ございました。これにつきましてもですね、建設業法の28条1項に基づきまして、文書指導。それから阿見町建設業等請負業者指名停止等措置要綱に基づきましてですね、町のほうとしましても文書指導をしてございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） それは何年のものですかね。何件あるって、私、後で聞こうと思ったんだけど、今1件って言ったから。1件って言いましたから、少なくとも1件ではないはずですよ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

私の知っている範囲では、1件だけと把握してございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 1件はいつの。何年度。何年から何年のやつ。

○議長（柴原成一君） はい、黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） えっとですね、済みません、26年の12月に2社に対して……。2社。1件で2社ですね。同じ案件で2社。

○13番（藤井孝幸君） 26年の……。

○管財課長（黒井寛君） 12月です。失礼しました。11月でございます。

○13番（藤井孝幸君） 11月で1件、2件。

○管財課長（黒井寛君） 2件……。2社です。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） まあ、それはちょっと後でね、私の資料とつき合わせてみて、合うかどうか見ますけども、少なくとも2社じゃないです。で、わかりました。じゃあ、これは後でゆっくりとやりましょう。

で、もう1つ。工事1件の請負額が2,500万未満、建築工事が5,000万円以上の場合、例外的に……。ああ、以下ですね、未満。5,000万以下の場合、例外的に主任技術者になれるという答弁があります。例外的に以下の場合。2,500万と5,000万未満。請負業者の代表者がですよ、この未満であっても——2,500万未満、5,000万未満であっても、請負業者の代表者が現場主任技術者になれるかどうか。

○議長（柴原成一君） はい、大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） お答え申し上げます。

営業所——いわゆる本社も含めてなんですけども、の専任技術者がですね、営業所に勤務して、専らその職に従事することが求められておりますけども、工事現場に従事しながら実質的な経営にも従事し得る工事現場と営業所が近接してる場合で、また当営業所との間で常時連絡がとり得る体制にある場合には、専任を要しない現場の主任技術者等になることができますけども、現場代理人にはなれません。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） えーとですね、わかりました。会社の代表者がね、2,500万未満であっても、現場代理人にはなれないでしょう。で、現場主任にはなれるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、工事現場と営業所が近い場合とかですね、現場も、あるいは

営業所本社の方も実質的な経営ができれば、その場合には主任を要しない現場の主任技術者……。あ、専任をですね、専任を要しない現場の主任技術者になることはできます。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） だから会社の代表者が——これは会社の代表ってのは経営管理責任者だよね、経営管理者だよね、それが現場主任、現場代理人それから現場主任、近ければいいのかできるのかという話。

○議長（柴原成一君） はい、大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい。えーとですね、専任を要しない場合には、主任技術者になれますけれども、現場代理人にはなれません。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 現場代理人にはなれないということですね。だからですね、これ私、皆さん方にちょっとお話をしたいのは、この工事をね、発注したときに、契約を結ぶじゃないですか。契約。そのときに現場代理人……。代表者もすぐ名前がわかるでしょう。発注してんだから。それで同じところに現場代理人がA、発注者の請負者がA、現場代理人もA、それから現場主任もA。みんな同じ名前だとすぐわかるでしょう、見れば。契約書で出てくるんだから。これは、私も情報開示もらってるんだからわかりますよ。そういうのが何件もあっていいのかという話をしてるんです。どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい。えーとですね、この件に関しましてはですね、その後関係担当……。全庁の職員を集めまして、入札等の教育等の講習会を行いまして、きちんと管理できるような体制をとってございますし、それから指名審査委員会の部課長メンバーについてもですね、周知徹底をして、今後そういうことがないような状況をですね、今構築しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 今後ともちゅうけどですね、過去あった場合は、何かその時効があるんですか、これは。

○議長（柴原成一君） 大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい。時効については特にございません。

○議長（柴原成一君） 済みません、あの……。

○13番（藤井孝幸君） わかりました。とういことは……。

○議長（柴原成一君） 海野議員に申し上げます。私語は謹んでください。次に言った場合は

退場させます。

はい、藤井孝幸君。どうぞ。はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 忘れちゃったやない、いらんこと言うから。

あのね、それとか経歴書とかね、経歴書とかを出すでしょう、10年以上の経歴をね。どここの現場に何月から何日勤務したって出すでしょう。それを、あなたたちはどこまで点検してる。ちょっとそれ聞かして。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。はい、黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい。その現場の主任さん、技術者が今までどのような工事に携わってきたかという経歴書のことだと思います。大きな工事の場合には必ず出していただきますが、それを1つ1つ裏をとるというふうなことは、今までしておりませんでした。

○13番（藤井孝幸君） 裏じゃない。

○管財課長（黒井寛君） 点検、確認するってことですね。はい、それは今まで——それを出したものは信用しておりました。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 信用ですか。まあ、あんた、じゃあ性善説に立ってるからいいけどもね、俺は性悪説に立つからすぐ疑うんだよ。だから、そういう性善説・性悪説じゃなくて、そういう書類が来たらね、町の担当者として点検をしないと。現実には、行を変えて同じ時間、同じ工事現場で、行を変えて3つダブってるところがあるんですよ。それが、しかも1人だけじゃなくて。それぐらいは、あなたたちも点検できるでしょう。やらなきゃならないでしょう。

だから、私に言わせれば……。私の素人が見てもわかるもん。ああ、ダブってるなちゅうのが。そういうダブリをあなたたちは目をつぶってるのか、もう初めから信用してもう見ないのか、そういうこっちゃまずいですよ。ねえ、町長。どうですか。ねえ、町長がうんち言ってるじゃないか。これはね、町長が点検するんじゃないんで、あんたたちがやるんだよ、あんたたちが。だから、信用するって言ったって……。まあ信用することはいいことだけでもね、いいことなんだけでも、やはりそれは、担当者たちがチェック、点検をしないと、そりゃあ。ちょっとおかしいところはないのかということをね、点検してください。

まあそういうことで、まあ私も1年がかりで情報開示を求めて、満足な情報開示が得られなかったのが非常に不満足。黒塗りが来たからね。どうかして黒塗りを私はなくすように努力をしてみたいと思います。で、要は、そしてこの件はですね、私も今までの申し上げましたんでね、別な機会で検証さしていただきます。そういう今まで言ったね、現場代理人が現場主任を兼ねて、代表者が現場代理人も現場主任もできないといったからね、あなたたちは。しているようなところあった場合、どこかあるちゅうのは具体的にね、私は調べて、そしてそれを検

証した結果をね、またここで……。ここではちょっと難しいかな。ねえ、会社の名前が出てくるからな。なかなかできないけども、あくどいときには告訴でも何でもやる覚悟で行きましょう。ね。

そんなときには、あなたたちも相当覚悟しておかないと、そんなこともチェックしてなかったって、町長から怒られちゃうよ。ねえ。じゃあ、そういうことで1問目の質問を終わります。  
○議長（柴原成一君） はい。ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時10分といたします。

午後 2時00分休憩

---

午後 2時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場にいらっしゃる皆様をお願いいたします。なるべく私語は謹むようお願いいたします。

それと、先ほどの藤井孝幸君の質問に対し、執行部との答弁がちょっとかみ合っていないという方もおりましたので、事前によく打ち合わせするようお願いいたします。

○13番（藤井孝幸君） 事前に打ち合わせしたんだよ。

○議長（柴原成一君） 続いて藤井孝幸君の質問を続けます。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） ちょっとこれ時間入れないで。時間なし。

今議長の意見に、俺ちょっと話——反論があるから。打ち合わせたやない、あんた。クロイワさん。それから後、3……。

〔「黒井さん」と呼ぶ者あり〕

○13番（藤井孝幸君） 黒井さん。ごめんなさい。3人か4人、俺んところ……。俺呼び出されたやない、会議室に。それ話して、じゃ質問には答えたじゃない。

〔「それいいじゃない、今するんじゃないんだから」と呼ぶ者あり〕

○13番（藤井孝幸君） なあ。

〔「答弁しなくていい」と呼ぶ者あり〕

○13番（藤井孝幸君） 議長そういうことだから。

○議長（柴原成一君） わかりました。

○13番（藤井孝幸君） ね。何もしてないわけじゃない。

○議長（柴原成一君） はい、わかりました。

○13番（藤井孝幸君） 俺を呼び出したんだぞ。

○議長（柴原成一君） それでは、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） はい。では、次に2問目の質問です。

町職員と民間業者との接触についてお伺いをいたします。

ここでちょっと訂正さしてください。その質問通告書にはですね、平成22年ごろというふう  
に書いてますけども、これは23年の3月です。私の勘違いでございます。

23年の3月にですね、小中学校のパソコンの入れ替えについて、私は質問をいたしました。  
で、そのパソコンの質問の1つはですね、パソコンの導入前に町職員が民間人を訪問したこ  
とがあったか。2番目、訪問をしたとすればその理由は何だったのか。3番目、その民間業者一  
人はパソコンの導入について資格など保有している者なのか。

大きな2番目で、教育長は上記件について、何か——民間業者を訪問するということについ  
て、何か指示をしたのか、またその訪問をした方に報告を受けたのか、その内容を聞かしてく  
ださい。

3番目に、町職員が民間業者と接触するときにはどのような場合なのか。

それから4番目、職員が訪問した民間業者と町長とはどんな関係にあるのか。

これですね。えーと、指示の字が間違ってたか。指示の字が間違っておりますんで、済いま  
せん。何を指示したかって、支えたんじゃないかって、指示のね、「指」という字に訂正してく  
ださい。学がないもんで済いません。じゃあ、お答えしてください。お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇  
願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 1点目の、平成23年3月、小中学校のパソコン入れ替えについて  
一般質問いたしました。そのパソコン導入前に町職員が民間人を訪問したことがあったか。訪  
問したとすれば、その理由は何だったのか、についての質問にお答えします。

当時の担当職員に確認したところ、訪問し、小中学校教育・校務用コンピューター機器賃貸  
借の仕様書作成のための参考意見を聞いたと報告を受けております。

その民間業者はパソコン導入について資格などは保有している者か、についてお答えします。

その方はコンピューター等に明るい方で、資格等については把握していないとのことでした。

2点目の、教育長は上記の件について何か指示したか、また報告を受けたか。その内容は、  
についてお答えします。

事務的な内容ですので指示はしていませんし、報告も受けてはおりません。

3点目の、町職員が民間業者と接触するときにはどのような場合か、についてお答えします。

予算を計上するための見積もりの聴取や仕様書等の作成に関して、参考に会うことや電話な  
どで連絡することがあるかと考えられます。

4点目の、職員が訪問した民間業者と町長はどんな関係にあるのかについては、前の質問に関連しますので、私のほうからお答えします。

町長と面識はあるかと思いますが、どのような関係にあるかは存じておりません。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） えーっと、再質問させていただきます。この訪問をしたということ、ちょっと意外と私は……。訪問をしたという回答が返ってくるとは思わなかったんです。で、訪問をしたということであれば……。

しばらく町長黙ってな。やじを飛ばさないように。

訪問をしたということであれば、誰が誰の指示で訪問したのか。まず、とりあえず誰が——誰と誰と誰が行ったのか、訪問したのか教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。

5年前のことなんで、記憶にございませんと言おうかと思いましたが、記憶に残ってますんで。私と当時の学校教育課長と担当で、3人で藤井議員がおっしゃられる……。と思いますけど、その方のところに行きましたかと思います。1回だけね。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そうですね。そうですか。3人行ったんですか。その訪問した理由がね、誰か、あそこの行けちゅって指示されたんですか。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。えーっとですね、この5年前は、今の情報政策課の仕事をですね、総務課でやってたんですね、情報政策係ちゅう形で。その担当者関係とも当然仕様書については、当然いろんな御意見をいただいて。で、どっからの指示とかそういうことじゃなくて、その方は、先ほど教育長が答弁しましたけどコンピューターに明るい人だからということで、アイデアそれからいろんな最新の情報を知ってるちゅう形で、お願いしますよっつこととで挨拶に行きました。

以上です。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） ああ、そうですか。民間の業者にね、役場の職員が仕様書なんかを作成するのに、意見を聞きに行く。何で行くのよ、そんなの。それをあなたは判断をして、その人がパソコンが明るいからと思ったから行ったと。これは本当か。もう一度。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。あくまでも公共の利益のために、ここばかりじゃなくてほ



かの業者からも仕様書の見積もりとかそういうのをもらってですね、利害関係のない、利害関係のないですよ、利害関係のない民間の方に意見を伺ったんですよっちなことです。

以上です。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 普通、役場の担当者とかっちなのは、仕様書をつくる、図面を書く、そんなときに民間の業者の、民間の業者じゃない、民間人にパソコンが明るいからという理由で、こんな仕様書作成の意見を聞きに行きますか。ほかのところそんなことやってんですか。教育委員会は別として。役場の担当者はどうですか、そんなことを。まあ許してんのかね、そんなことを。どうですか。この担当を許すか、許さないの担当はどこですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○13番（藤井孝幸君） おかしいんじゃないのと言わない。どうですか。これ担当部長、こんな……。担当部長誰かな。

○議長（柴原成一君） はい、竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） これ教育委員会で5年前、5年前に起こりました。うん。ともかく3人で挨拶にして行って、それから後はやりとりは電話で聞いたり、あのころこメールありましたけど、メールのやりとりしてお伺いをしたっちなことで、参考意見を聞いたっちなことなんですよ。それ以上、何が悪いんでしょうか。

〔「開き直ったな」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） いや、私がね、あんたに言っても無駄だからと思ったから、ほかのところこういうことが通常あるのかっちな聞いてるのよ。ね。教育委員会はそれでいいでしょう。あんたが開き直って何が悪いなんて言うのと……。ほかのところの部署に、そういう仕様書つくるのに……。ほかの、教育委員会除いた各部はどうなんですか。行きますか。例えば行ったときにはね、こうこういうところに行きますと。こういう理由で行きますってお伺い立てて行くでしょう。外に出るんだもん。勝手に行かないでしょう、そんなの。まして仕様書なんかつくるという大事なところなのに。

どうですか、町民部長。おたくの部では行きますか。あ、何だよ。なら、総務部長どうか。おたくの部で何か関係するときはどうですか、各部長……。部長にちょっと指名していただけますか。

○議長（柴原成一君） はい。それでは、総務部長いかがでしょうか。

○総務部長（横田健一君） はい。直接訪問していろいろ伺うかというふうなことでございますが、仮にそういうようなことを伺う必要があるというような場合は、こういう目的で仕様書

を作成するとかね、そういう目的で伺うとかいうことじゃなくて、一般的な情報収集としてですね、意見を聞くということはあるかもしれません。はい。

○議長（柴原成一君） ほかに答弁できる……。

○13番（藤井孝幸君） 都市整備部長もおるよ。

○議長（柴原成一君） 幹部の方はいらっしゃいますか。

○13番（藤井孝幸君） 生活産業部長もおるし。

〔「各部長って言ったんだから、指名してあげたらいいじゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） それでは、生活産業部長湯原幸徳君、お願いいたします。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 非常に苦しいんですけども、一般的に業者のとこに行って仕様書の内容についてお伺いをするということはないんだろうと。ただ、建設工事だとかについては、あくまでもその積算関係があるので、それは設計ができますけれども、やはり物品の購入ですとかそういった部分については、やっぱりある程度何社かの情報を得た中で仕様書をつくらなければならないというところは確かにあるんだろうというふうには思っております。

ただ、その訪問をするかどうかについては、それはやっぱり状況がどういうふうな状況なのかよくわからないので、まあその状況によってはあるかもしれないし、ないかもしれないというふうなことじゃないかというふうには思います。

○議長（柴原成一君） まあ、同じような答弁のようですので、質問を続けてください。

○13番（藤井孝幸君） いいえ、ちょっと待ってくださいよ。俺、町全体のことだからね、これは。各部長が、その……。

○議長（柴原成一君） はい、わかりました。藤井孝幸君はどなたに聞きたいですか。

○13番（藤井孝幸君） いやいや、各部長ですよ。部長っち言ってるじゃない。

○議長（柴原成一君） わかりました。それでいいですか。じゃあ、まず前から。町民部長、よろしく願いしときます。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えします。

町民部の場合のケースで言えばですね、普通の場合は業者さんのほうにおいでをいただくケースが多いかと思います。そういった中で情報収集はすることが多いと思います。

○議長（柴原成一君） それでは、保健福祉部長……。飯野さん、お願いします。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。そういった事案は把握してございませませんが、通常見積もりをですね、数社からとるとか、そういうようなことで仕様書の作成とかを進めてるというふうには理解をしております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長、篠崎部長お願いします。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 町内業者とか、その民間の方にですね、意見を伺うってことであれば、都市整備部としましては当然そういった工法ですとか、それから資材につきまして、多岐にわたっておりますので。

失礼いたしました。

〔「最初からお願いします」と呼ぶ者あり〕

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい。都市整備部としましてはですね……。

〔「まだ入ってない」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 隣のマイク……。

○13番（藤井孝幸君） もっと大きな声で話して。

〔「隣のマイクで……」と呼ぶ者あり〕

○都市整備部長（篠崎慎一君） 入ってますね。

都市整備部としましては、いろんなその工事が多岐にわたります。ですから工法ですとか工種、それから資材につきまして、民間のところにですね、そういういろいろなアドバイスとか、そういったのを当然情報収集に行きますし、私もそういった過去に指示を出したことがございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 教育次長、どうですか。大体の部長が呼びつけるか何社かとして、それで仕様書を作成するというふうに言ってるわけね。だけど、あなたはここに書いてるように、機器賃貸借の仕様書作成のために訪問したい。これ生々しいと思わない。

〔「生々しい……」と呼ぶ者あり〕

○13番（藤井孝幸君） だって、そんなことしなくてもいいでしょう。ちゃんと数社からとって仕様書作成してるって言ってるじゃないの。ほかの部長は。何であんただけ突出した行動とるの。これはおかしいよ、そんなことしたら。

それで、もう1つは、何で行ったかなんて聞いても、私も無駄だと思うから言わないけど、これは事務方の話だから教育長は知りませんという話なの。教育長は事務方のトップなのよ。

〔「そうだよ」と呼ぶ者あり〕

○13番（藤井孝幸君） それで、知りませんじゃ話にならない。ちゃんと、それで、今篠崎部長が言ったように、また総務部長が言ったように、たとえ行ったとしても、ね、勝手に部下を行かせるんじゃなくて行くことを指示する、もしくは報告を受けるんですよ。どういう話に行きましたと。こうこう、こういう結果になりましたと。報告・連絡・相談っていうの知ってるでしょう、あなたたちも。教育長が何にも知らないで行って、下のほうで作業だけだっただけってするという、そういう事務方のトップなんてあり得ないよ。教育長、どうですか。事務方

のトップがそんなこと知らないでいいんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 大変申しわけございませんでした。責任逃れです。私が悪かったんだと思います。本当に済みませんでした。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 俺ね、教育長に謝罪の言葉を聞きたいとは思ってなかったんだけど、教育長としてはね、やはり部下が——次長が、しかも課長が、担当者が、3人も外に出て民間の人に会ってるんだよ。しかも仕様書作成のためにと。こういうことってあっちゃならないんだよ。あったら教育長とか何かにしっかりと報告しないと。それが部下なんですよ。それぞれやれる権限があるでしょう。しっかりと報告をして、ほんで勝手に行動しちゃだめですよ。そんな大事なところで。根幹じゃないですか、入札とかの。

まあ、ちょっと私も何から言っているのかね、非常に悲しいですよ。あなた方がね……。それで、相談に行く相手……。回答にはね、相談に行く相手の資格もわかりませんでしたと。ただコンピューターに明るいと聞きましたと。こういう話なのね。だけど、何をもって明るいといるんですか。教育次長。これ、教育長答えるのか。

○議長（柴原成一君） はい、竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。

言いわけはしたかないんですけど、これ文書では、仕様書作成のもっとちゅうことなだけで、さっき言ったでしょう。挨拶に行ったよと。仕様書自体は、電話メール等で聞きながらやったんですよ。はい。言いわけしたんですよ。

だから、今ちょっと俺熱くなってて、もう1度お願いします。はい。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） いいですか。当時の担当職員に確認したところ、訪問し小中学校教育の校務用コンピューターの機器賃貸借の仕様書作成のための参考意見を聞いたと報告を受けておりますと教育長が言ってるんだもん。あんな報告したんでしょう、そうやって。参考意見を。違うの。もうこの回答うそになるぞ、そんなこと言ったら。こんな……。執行部は回答つくるのにしっかりとしてくれよ。次長と教育長の意見が違うようじゃまずいぞ。

はい、どうぞ。

○議長（柴原成一君） はい、竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） また言いわけになっちゃうんですけど、一般質問の5年前の回答書をつくるために、5年後に教育長にこういうことがあったんですよ。5年後の話なんですよ。

○13番(藤井孝幸君) いいやろ。5年後でしょう。

○教育次長(竿留一美君) うん。以上です。

○議長(柴原成一君) はい、藤井孝幸君。

○13番(藤井孝幸君) 5年後だから何なの。5年後だからうそ言ってるのか。

○教育次長(竿留一美君) だから、そういうことでしょっちゅう……。

○13番(藤井孝幸君) いいや、5年後は、今度は本当じゃないの、これは。仕様書作成のために意見を聞きに行ったんでしょ。5年後に言いわけなんて言っておかしい話になるだろう。そういうつまらん言いわけしちゃだめだよ。言いわけっちゅうのはね、言いわけが通る言いわけをしないと。誰もが納得する言いわけをしないと。全く通らないやないの。これ回答書がうそになるよ。あんたと……。教育長がこうやってあんたから報告を受けましたっち言うてるだから。仕様書作成のために。教育長が受けたと。そういう報告を受けました。あんたはそんなつもりじゃない、挨拶に行ったちゅう。どういうことなの、これ。何の挨拶行っただの。

○議長(柴原成一君) ちょっと待ってください。

海野隆君に申し上げます。私語は慎んでください。これが最後です。次は退場させます。

はい、竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) 先ほど、情報に明るい方ちゅうことで、誰に指示されたのかわかんないです。今、5年前で誰に聞いたかわかんないですよ、その方。その方が情報明るいちゅうのわかんないですけど。ともかく初めての方なんで、こういうことで今パソコン関係が5年……。ちゅうことでやるんで、うちのほうの担当が問い合わせしたら、よろしく、いいアイデア、最新のことがありました御意見くださいよっちゅう部分で3人で行ったちことです。

以上です。

○議長(柴原成一君) 藤井孝幸君。

○13番(藤井孝幸君) 行ったことはわかってますよ。で、明るいというのは何をもって明るいというのか。資格も何もないと。資格等については把握をしてないで教育長回答してんですよ、これ。資格も把握しないで、コンピューターに何が明るいんだよ。ただ使うんだったら私だって使いますよ。何が明るいんですか。どういうところが明るいんですか。

○議長(柴原成一君) 竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) はい。これ入札制にしても今スムーズにコンピューターが動いてるわけでございまして、仕様書を見てください。これはその方の意見も入ってるかもわかんない。先ほど言ったように総務課の情報係の方が入っている。そのほかにも前5年間やってた丸々洋行ちゅうところの意見も入ってるちこと、参考にして阿見町独自のですね、仕様書

をつくったことなんで、この仕様書2つ——賃貸借それから設置それから保守点検の仕様書をよーくごらんください。情報公開しますから。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸議員の質問は、何をもって明るいかということでございますので、単純に説明してください。簡単に。どうぞ。

○教育次長（竿留一美君） ですから、わかりません、私は。

〔「何」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） そういうことで、仕様書をつくるためにですから、あとは電話メール等のやりとりで、いい意見があればやったことです、はい。

○5番（海野隆君） 議長、動議。動議。休憩の動議を提出します。

○議長（柴原成一君） 議員にお諮りします。海野隆議員より暫時休憩の動議が出ましたが、賛同する方はおりますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 1人以上の賛同がおりますので、休憩を求める動議は成立しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は45分といたします。2時45分とします。

午後 2時34分休憩

---

午後 2時45分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番藤井孝幸君の質問を続けます。

○13番（藤井孝幸君） 質問じゃないんだけど、まあ質問でもいいけど、ちょっと時間とめてほしいんだけど、理由は、こういうときにはどうすればいいのかですよ、議長。議長は。執行部の——教育長と次長の言うことが、ほれ、答弁書と次長の言うことが違ってきてるのね、今。だから、教育長は先ほどごめんなさいって言ったんだけど、次長が5年前のことだから覚えてない、こんな感じで報告したみたいなのを言ってるから、議長としては議事の運営でどうすりゃいいの。

○議長（柴原成一君） はい、わかりました。

それでは、教育長及び教育次長、ちょっと打ち合わせしていただいて……。オーケーですか。はい、じゃあ竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今の質問ちゅうか、訂正なんですけど、教育長が先ほど謝りまして、ここの仕様書作成のための参考意見を聞いたと報告を受けておりますちゅうことで、これは間違いはないです。私が……。まあ、言いわけなんですけど、このとおりでございます。

以上です。失礼しました。はい。

○議長（柴原成一君） はい。教育次長竿留君に申し上げます。先ほどの質問の……。まず、その次、今……。ああ、済みません。

まず、明るいというのはどういう意味かというところから、まず行きたいと思います。

はい、竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほどの明るいちゅうことで、私もコンピューター無知でございますが、明るいちゅうことで情報を得てそこへ行ったということです。

以上です。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 明るいちゅうのは、私も明るいよ。私の名前出なかった。だから、そういう抽象的な明るさではだめよ。大事なことを行くんだもん。大事なところ。その仕様書つくるとかいう大事な、入札の根本的なところ行くのに、明るいだけで情報をもらいましたなんて、そんな、役場の職員はそんな簡単に動いていいのかい。そんな情報で。何だよ。俺だってパソコンはあんたより明るいかもしねえぞ。

要は、そういうところに行くことがいいのかどうかを私は問うてるんですよ。なぜ行ったのか。そこに書いてるから。行く必要があったのか。もう一度そっから行こう。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。今ですね、確かに行ったっちはそういうことで、今5年後にこういうことになろうとは全然思っていませんし、別に相手……。先ほども言いましたけど、相手、利害関係のその業者を、利害関係の業者、民間の人っちはことでは全然考えていませんでしたから。そういうことで行きましたっちはうことなんですけど。民間の人。

○13番（藤井孝幸君） 俺の質問に答えろ。俺、時間がなくなって……。

○議長（柴原成一君） はい、わかりました。竿留次長、質問の要旨に沿って答弁をお願いいたします。

〔「何質問してるのか、君わかってんのか」「議長の言うとおりでだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 海野議員、平岡議員、静かにしてください。

○教育次長（竿留一美君） 先生、ちょっと頭てんぱっちゃってますんで、もう1回。申しわけございません。ちょっともう1度お願いします。

〔「座ったままでいい」「座ったままでいいよ」「座ったままで」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 時間をとめて。

○議長（柴原成一君） その部分は時間削りますから。お願いします。どうぞ、お願いします。

○13番（藤井孝幸君） 何か映画のシーンみたいだな。時間をとめて。

要は、私のこの民間業者との接触についてとはね、役場の職員が民間業者と接触することが普通どういう場所なの……。どういうときに接触するのかということも書いてるわけでしょう。ね、それで、しかも仕様書を作成するための意見を聞くために行ったとか言うて回答が来てるから、何でその仕様書の作成を一民間業者、パソコンが明るいという簡単な理由で、しかも情報を得たとかいう不確定な情報で、具体的にパソコンの明るさが何だちゅうても答えられないし、そういうところに何で役場の職員が行かなければならなかったのかって言ってんですよ。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） えーと、何度も、先ほど教育長申したように、明るい方ということで聞いておまして、最新のもので低価格ですよ、低価格でいいものを導入して児童生徒にICTの勉強をしたいと思いでですね、行きました。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） いや、児童生徒にいいものをちゃ、そらあその人のとこ行かなくてもいいもの提供するの当たり前じゃないか。何でそこに行ったんだち言うてんのよ。ただ明るさだけで行ったのかって言うてんの。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。そのとおりです。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そのとおりですか。あんたも本当にいいかげんな人だね。町の、あんたは1億近くの仕事をしてるんだよ、あのパソコンで。確かに安くなった、前のよりはね。だけど、その過程は、過程は透明でなくてはいかないし、何のために民間業者のところに仕様書の作成なんか御意見を伺いに行かなければならなかったのかを聞きたい。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。繰り返すようですけど、今まで2億もかけてたんですね。前に一般質問でも答えたように、要するに低価格で、で、前にも答弁しましたが、機種はどうでもいいんですから、低価格でいいものをちゅう思いで行きました。

〔「全然質疑になってないな。これ時間の無駄だな」「議長、動議。動議。議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 飯野議員、ちょっとお待ちください。

〔「動議だよ。動議が優先じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） わかりました。6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） はい。先ほど議長は海野議員に私語を慎むように再三注意をしています。



で、今度やったら退場だと言っていました。で、今ね、私の脇にいてね、本当にうるさくってね集中できないんです。ぜひですね、議長が言うとおりの退場の措置をしてください。

〔「それ動議か」と呼ぶ者あり〕

○6番（飯野良治君）　そうです。動議の理由です。

○議長（柴原成一君）　はい。飯野良治君に申し上げます。動議の場合には何々の動議ということで、全議員で審議しなければなりません。それは、動議ではなくて議長に対するお願いというか、依頼というか、いう形ですね。それは、もう1度海野議員が私語を発しましたら退場させますので。約束します。

海野議員、私語を慎んでください。次は必ず退場させます。

はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君）　興奮したら議事運営にならねえぞ。

○議長（柴原成一君）　失礼しました。

○13番（藤井孝幸君）　いいか。要はもう、そういうその、我々に言わせればだよ、あなたは明るいとか何とか言っつけても、そういう大事な仕事をするのに、誰からの指示もなく民間業者に——明るい民間業者に会いに行くというそのものが、行為がおかしいっち言ってる、私は。ほかの部長聞いたら、そんなことしてないっち言ってるじゃない。何で教育次長のあなただけが行くんだよ。3人も——2人も連れて、ほかの部下を連れて。それで報告もしてない受けてないっち言ってるじゃない。何で行ったか、事務方のトップに事務方の次長が報告しないでおかしいでしょう、そんなの。

ね、俺は教育長が謝罪を……。まあ申しわけなかったんだけど、俺、教育長の謝罪なんか欲しくはなかったんだけど、そこまでしたんじゃあ俺もこれ以上進められねえけど。要は、事務方のトップに対して、許可もなく指示もなく報告もなく、あなたが勝手に行ったということがいいんですね。どうですか。

○議長（柴原成一君）　竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君）　はい、そのとおりです。

○議長（柴原成一君）　藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君）　それで最後に質問になるのかな。町職員が民間業者と接触するときにはどのような場合かというふうになる受けてるけども、その仕様書があるとか、予算を計上するために見積もりとかあるらしいですけども、やはり民間業者の接触というのはね、やっぱりある程度一線を課しないと。これはここだけじゃなくてみんな同じだと思いますよ。建設業もね、土木も何もかんも。これは民間業者と接触をするちゅうたら、町民がやっぱり何となく白い目で見るとね。それはもう戒めなだめですよ、みんなね。町民が見てるんだもん。

まあ、そういうことで最後にですね、職員が訪問した民間業者と町長どんな関係にあるのかというのは、町長は存じませんと教育長はおっしゃってましたけども、町長はこのいきさつを——誰を訪問したかなんちゅうのは御存じですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それは今聞いたんでわかりませんが、そのとき……。まあ後で聞いた感じでは3人で行ったと。そこに、まあ2人がいたというような話は聞きました。それで、関係って言ってましたよね。相変わらず、ね、勘ぐりがすごいなと思って。この、もうほとんど一般質問は、あなたは勘ぐりばかりの質問ですから、私がそれを指示したとか、そういうことを言ってもらいたいのかどうかわからないけど、そういうことはありません。

大体藤井議員はマイナス思考の質問が多過ぎて、話がくたびれますよ。私は、その人とはずっと仲間です。もう20年以上かな。やっぱりある町長選で一緒になって、ずっと私を本当に一所懸命やっていただいたと。今も仲間です。離れていく人もいればくっついてくる人もいるという、そういうことですね。

○議長（柴原成一君） はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町長はね、あなたは、俺が質問をするといつもマイナス思考とかね、何とか言うけども、あなたのほうがよっぽどマイナス思考なのよ。ね。俺はそう言ってあなたのか、役場の職員の言葉じりをとって追及するつもりはさらさらない。だけど、あなたに対しては、どうしてもね、許せないところ多いんですよ。だから、私はこういう勘ぐりたいような質問するんですよ。だって言行不一致でしょう、あなたのやってることは。だから、そういうことがあるから、私は聞いているんですよ。言行不一致の1つずつ言ってみましょうか。これはこういうところ——場所じゃないから、それはもう言いませんけども、要は仲間であるということ、仲間であるということは……。いらんこと言ってるよ。

○議長（柴原成一君） 町長、私語を慎んでください。

○13番（藤井孝幸君） 仲間であるということはわかりましたよ。ただね、そういう町長の仲間である民間業者、そういうところに軽々に役場の職員が足を運ぶべきではない。そういうことだけを肝に銘じておいてください。ね、たとえ町長から指示があったとしてもだよ。ないだろうけども、あったとしても、あったとしても、軽々に足を運ばないように。俺が見てやるから。ね。本当に公明正大、透明にやらないと。そうしないと、町の税金が無駄遣いになる場合があるかもしれないよ。

じゃあ、そういうことで、終わります。

○議長（柴原成一君） これで13番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔11番紙井和美君登壇〕

○11番（紙井和美君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まずは、生活困窮者自立支援制度の着実な実施についてであります。

生活困窮者自立支援法が4月からスタートいたしました。この制度は、生活する上でさまざまな困難を抱える人を、地域で自立して生活できるよう、その人の主体性を尊重しながら相談を受け、一人ひとりに合った支援をする制度です。生活困窮と一口に言っても、仕事につけない経済苦や家族関係、精神的な問題などさまざまな悩みが複雑に絡み合っている場合が多くあります。支援が必要であるにもかかわらず、なかなか声を上げられず支援にたどり着けなかったり、既存の制度では救済されず社会的に孤立したりするケースが少なくありません。

支援法における生活困窮者の定義は、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者となっています。いわゆる生活保護の直前ということです。しかし、その本来の意味は、単なる経済的な困窮状態に置かれた人ではないということが重要なポイントです。さまざまな悩みを抱えた人を、まずは幅広く受け入れる仕組みになっています。将来が不安で眠れないという漫然とした悩みも、相談を聞くうちに結局複合的な問題が絡み合っているということがわかり、1つ1つ解決の糸口をともに探っていきます。まさに、地域の最前線で生活に困っている方を支えてきた、民間団体の熱い思いが結実した制度と言えます。

今後、国も地方自治体もしっかり責任を持って、民間と協働体制で生活困窮者を包括的に支援していく必要があります。さらには、この制度を運用するのは行政や民間団体の関係者だけではありません。地域住民の参加も必要です。生活困窮者を支援することによって、地域のつながりを再構築していくこの制度は、地方創生の基盤づくりにもつながります。

生活困窮者自立支援制度の先進的な事例として、大阪府豊中市のコミュニティーソーシャルワーカー——CSW制度があります。この制度は、制度のすき間を埋めるために、行政の課長クラスが集まって、ライフセーフティーネット総合調整会議を開催し、解決に向けた仕組みをつくり出しています。行政はもちろん、社会福祉協議会や民間団体、保健師など多くの関係者が参加し、情報共有や問題解決に向けた議論を行うことが大切です。困窮者の自立に向けた支援計画の評価、修正なども検討することで、より困窮者の実情に即した取り組みへ練り上げることが期待できます。

そこで以下の点について、お聞きいたします。

1. 従来の課題別、対象別の制度ではないということを十分理解することが必要です。制度のきめ細やかな周知について、どのように行っているのか伺います。
2. 関係部署や関係機関との連携体制を強化し、早期発見・早期支援の体制を構築する等、

自立相談支援事業のための総合相談、ワンストップ対応についてお伺いいたします。

3. 就労準備事業と家計相談事業の実施について。例えば、メンタルの問題を抱え、人との接触が苦手な方が、就労希望でハローワークに行かれた場合、残念ながら合う仕事がないとなってしまうことが多い。福祉の観点と職業キャリアの面での支援を、同時にきめ細かく対応して相談に乗れるというような、多様な人材を地域に確保することが重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、生活困窮者の自立支援は福祉的側面のみならず、今後の地域や事業所への発展へとつなげる重要な取り組みであると考えます。着実な推進について、お尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 生活困窮者自立支援制度の着実な実施についての質問にお答えをいたします。

新たな制度では、既存の制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、福祉事務所設置自治体が自立相談支援等を実施することで自立の促進を図ることを目的としています。

1点目の、制度のきめ細やかな周知についてであります。

制度開始前に、地域における見守り役・相談役である民生委員児童委員協議会において、県南県民センター職員を講師として招き、生活困窮者自立支援制度の内容について研修を行っております。

現在町では、生活困窮者の相談を社会福祉課で実施しておりますが、生活保護の申請の受け付けのほか、制度のはざまに置かれている方については、町庁舎内に会場を設置した県南県民センターによる月1回の巡回相談の紹介を行っており、希望する場合は相談の予約をしております。また、一般町民に対しても広く「広報あみ」及び町ホームページ等に掲載し、周知を図ってまいります。

2点目の、総合相談ワンストップ対応について、及び関係機関との連携体制についてであります。

生活困窮者自立支援制度において自立相談支援事業は、福祉事務所設置自治体は必須事業であることから国庫負担金の対象となりますが、本町においては国庫負担金の対象とはなりません。自立相談支援事業は、生活困窮者が抱える多様な課題に対する相談を、包括的に受ける相談窓口として県南県民センターで実施することとなりますが、相談者には県南県民センター及び関連機関と連携し、対応してまいります。

最後に3点目の、福祉の観点と職業キャリア面での支援を同時にきめ細かく行い、地域に多様な人材を確保についてであります。

毎月、県南県民センター職員とハローワーク職員による生活保護受給者を対象とした就労相談を実施しており、今後生活困窮者相談との連携を図り、相談及び就労支援に取り組んでいくことを確認しております。また、地域における多様な人材確保につきましては、県南県民センターに要望してまいります。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございました。

生活困窮に関しましては、以前川畑議員が、また昨日は難波議員が質問をさせていただきました。この生活困窮者自立支援制度の特徴を一言で言いますと、人が人を支援するというところに力を入れている点が今までと違うところであります。これまでは生活困窮者支援というと、お金などの給付になりがちでしたけれども、今回は住宅に関する給付を除いて、それがありません。制度の軸は、相談者がいかに既存の給付制度に結びつけられるかというコーディネート——調整機能なのであります。既存の制度に人を合わせるのではなく、人に合わせて柔軟に制度を活用できるようになったというところであります。

また、地域が連携して就労支援に取り組むところも見受けられます。先ほどの答弁の中で、民生委員児童委員協議会の方への研修というふうにおっしゃってました。少しでも多くの方にコーディネートの重要性を認識してもらいたいという思いから、地域をサポートする区長さん、また住宅困難者のための不動産業者、就労支援の関係機関として町商工会、また町内の企業や町内の事業所、いろんな福祉施設、そういったところにそれぞれ周知が必要ではないかなというふうに思います。

ホームページや広報の掲載だけではなくて、幅広い研修をぜひお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

まさに今紙井議員おっしゃられたようにですね、まず相談を受けます。受ける窓口があるわけですね。そして、今回の制度では今議員おっしゃられたように、いろんな課題を抱えているわけですね。そこに、いろんな課題に対して、総合的な課題をですね、把握して、これまで制度のはざまにあった人たちを救っていかうというのが今回の制度の趣旨でございます。

その相談内容には、今いろいろありましたけれども、生活に困っている、仕事がない、住むところがない、家賃が払えないとか、あるいは社会に出るのが怖いとか、いろんな問題があると思います。それを、相談窓口において総合的なアセスメントをしていくと。要はその困った方

に寄り添って、その人にとって何ができるかということで、自立生活のためのプランを作成していくと。

そのプランを作成するに当たりましては、今おっしゃられたように各分野の支援事業、支援機関——当然行政はいろんな課がありますけども、その課の連携が必要でしょうし、それからハローワークですとか、それから今おっしゃられた民生委員さん、あるいはボランティア、あるいは自治会、それから消費者生活センターとか、いろいろあると思うんですね。そのほか、その他の社会資源の活用とか、いろんなものを活用して、今ある中でその人に対して何ができるか、それをコーディネートするのが相談員の役割だと思います。

その受け皿として、既存のいろんな社会資源があるわけなんですけども、そういったこともありますので、これは社会全体でそういった方を援助していくという制度の趣旨でございますので、今後ですね、いろいろそういった……。まあ、この制度自体の周知はもちろんですけども、機会を捉えてですね、そういった関係の皆様にも周知をしていきたいなと思っております。

要は、相談を受けたところだけではなく、その人に対して何ができるか、それを社会全体で考えていけるようになれば、地域福祉の向上にもつながると思っておりますので、そういったまちづくりができればなということ。すぐに、なかなかね、難しい部分もあろうかと思っておりますけども、基本的なコンセプトは、そういういろいろ既存資源——社会資源を活用して、その人に合ったサービスにつなげていく、そして制度のはざまにある人たちを救っていくという制度の趣旨でございますので、その制度の趣旨に沿ってですね、今後いろいろ検討して進めていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。対象別の制度ではないという今までの違いがありますので、やはり皆さん同じ見解に立って周知していくことが大事かなというふうに思っております。

また、なぜこのような幅広い研修をとお願ひしたかと申しますと、我が町は社会福祉事務所を設置しておりませんので、先ほどの答弁の中にも県南県民センターとの連携というのが頻繁に出てまいりました。町なので仕方がないなと思っらっしゃらないと思っておりますけれども、例えばここに生活困窮者支援制度に関する質疑応答集というのがあります。

抜粋しますと、これ質疑応答集の5ページなんですけれども、問6ということで「支援を実施するに当たっては福祉事務所を設置しない町村との連携も重要だと考えるが、新制度における町村の役割はどのようにするのか。また、根拠規定はあるのか」という会議の中の問いに対して、厚労省の答えは、「福祉事務所を設置していない町村においても、住民に最も身近で行

政窓口として生活困窮者の把握を行うとともに、1次窓口として相談に応じて自立相談支援事業に適切につないでいただきたいと考えている」と。

また、「町においてもさまざまな施策が行われていることから、自立相談支援機関と連携して、生活困窮者に包括的な支援が提供されるように御検討いただくことが重要であると考えている。また、住民に身近な行政はできる限り、より住民に身近な地方公共団体である市町村が処理をすることが望ましいと考えており、国では生活困窮者自立支援法の施行に係る町村への協力依頼についてを出しまして、町村に協力を促している」というふうに書いてありました。

そういったことから、総合相談のワンストップを国庫補助金がない阿見町でやるのはなかなか難しいかもしれませんが、先ほど申し上げたように、少しでも理想に近づけていくには、より多くの方々の協力が必要です。先ほど部長、そのように答弁していただいたので、非常にありがたいなというふうに思っています。逆に、そういうことのほうが正解なんではないかなというふうに思っております。

それから、この制度において市町村の中には、社会福祉協議会と連携を密にしているところがたくさんあります。主に家計相談業務が多いようであります。あと、シングルマザーやDV被害者、児童虐待の相談は、女性センターがうちのほうは引き受けております。せっかく設立された女性センターと、あと社会福祉協議会との十分な連携活用を望むところなんですけれども、その辺についての見解をお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。えーとですね、この自立相談支援事業とか実施主体は社会福祉事務所設置の自治体ということで、阿見町は市ではないので福祉事務所を設置してないのでね、県南県民センターが実施主体ということになりますけども、それで市町村においての先ほどQA集ということで御紹介いただきました。

それで、まず社会福祉協議会と女性センターとの連携ということですが、結論から申し上げますと、連携を強化していきたいというふうに考えてございます。女性センターについては、まさにDVとかについては1つの課だけではなく、やっぱり複合的な問題を抱えておりますので、それぞれの関係機関で連携を図りながら、解決につないでいるところでございますし、また社会福祉協議会につきましては、言ってみれば社会福祉協議会は福祉のプロ集団でございます。いろいろな案件なんかも抱えて処理をしてるところでございます。

で、今回のこの自立相談支援事業ですか、を見ていった場合に、非常に社会福祉協議会で実施している地域包括支援センターという業務を委託しておりますけども、それと非常に制度的に似ているのかなという気がします。で、地域包括支援センターでも、総合相談の支援業務というのをやっております。で、そこには保健師、社会福祉士、それから主任ケアマネジャー、

介護支援専門員による3職種ですね、チームアプローチ、それぞれの立場でその問題を解決して住民の健康の保持、それから生活の安定のために必要な援助を行うということで、いろいろな総合相談を受けております。そのやり方と非常に似ているのかなという気がしますので、もちろん社会資源ということで社会福祉協議会、非常に大きな役割を果たしてくれるのではないかなということで、今も連携は十分とっておりますけども、この新しい制度についてもですね、連携を強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりで、そのとおりだと思います。私、昨年の6月に、これは介護保険制度と障害福祉サービスの窓口を一体化するっていう話を要望としてしたんですけれども、そのときの答弁として「相談者の要望は個別事例ごとに本当に多様です。相談者の要望を聞き取り、関係各課と連携をとり、迅速に対応できる体制をつくります」というふうに書いてあります。まさしく今からそのようにやっていただけるんであろうなということをお願いさせていただきました。

それで、本当の支援というのはまさにどんな理由、どんな入り口からでも入って、支援の手を差し伸べられるという、そこに人が伴走して必要な支援につなぎ、出口を見つけていくということになるのではないかと。ただ懸念していることは出会い、すなわちアウトリーチ——訪問支援ですね、や早期発見という部分についてなんです。

この制度は、相談事業がベースになっておりますけれども、役所に窓口を置いて待っているだけでは困窮者は相談に来られない場合がほとんどだと思います。ましてや、先ほどの県南県民センターの相談業務ですけれども、月1回の巡業相談で、しかも予約制というのは、急な事態には対応できないということが必ず出てきます。

昨日、難波議員の質問の中にも出てきましたけれども、滋賀県の野洲市というところでサポートサービスモデル事業というのをやっていますけれども、その相談件数平成23年には1,939件だったんですけれども平成24年には3,742件、で、平成25年には4,633件になってるんですね。就職ナビゲーター、就労支援のことを力入れてるんですけれども、そこに関しては相談の人数が102人から、24年には125人、そこから191人に増えています。また、その中で面談をしていった人、それは240件から249件、平成25年には874件に増えています。また、就職が決定した人、その人も53人から平成24年には88人、で、25年には145人になっているんですね。

そういったことから、やはりいかに人が入るとこのように大きく変わってくるのかということ、これを目の当たりにした次第なんですけれども、訪問の出前相談など今後検討していただきたいと思っておりますけれども、社協の職員や看護師さん、また専門家OBなど、訪問して相談を受け現在の担当部署である社会福祉課に内容を返していく——報・連・相ですけれ



ども、そういったことができないかどうか。それについてお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。野洲市の事例、御紹介いただきました。で、野洲市の例、ちょっと調べさしていただいたんですけど、やはりアウトリーチということで、訪問して調査をするということ。その中で直接ですね、話を聞くことによって課題がいろいろ見えてくる。それを解決につなげていくということだと思います。それですね……。そこで実際にですね、相談受ける場合にですね、は、やはり受ける人の、何ていうのかな、スキルがかなりないと非常に難しい部分もあるのかなということがあります。

要は相談者に対して包括的に——いろいろ、いろんな課題があるわけですから、包括的に、なおかつ継続した支援が必要、そして出口につなげていくということだと思います。で、まず相談を受けた場合に、これアウトリーチ——訪問以外に窓口の場合も共通だと思うんですけども、生活困窮者の抱えている課題を評価分析して、どのような課題があるのか、ニーズをまず把握することが必要だと思います。そして、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるように、自立の支援計画を策定していく。これは、今現在は県南県民センターで実施するわけなんですけども。

で、自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関とのまず連絡調整、そういったことが役割としては必要になろうかと思えます。で、阿見町では福祉事務所がないんですけども、ただ、そういう必要な方を発見して、つなげていく——課題を発見してつなげていく、それは市町村——町としても十分これはやっていかないといけないと思います。で、そうなりますと、その相談する職員——になるのかな、かなりのスキルがないとそういったところがなかなか難しいのかなという気がします。

そうなりますと、職員の人材育成もしていかないといけない。ただ、どうしても人事異動とかジョブローテーションによる人材育成というのも図っておりますので、一ところに長くというのなかなか難しいケースもあるのかなと思います。で、人材育成にはそういった時間も必要でございます。で、やはり研修だけで十分に獲得できるものではなくて、やはり現場でそういった経験を積んで、継続的な育成をしていかないと、この相談にする相談員の育成というのはなかなか難しいのかなというふうには考えてございます。

まずそういった人の確保をどうするかっていうのが、まず訪問する以前にね、人材の確保というのが、まず問題になってくるのかなという気がしますし、そういった人材がそろえば——そろえばといいますか、今も相談でどうしても来れないという場合には、お伺いして——これ福祉の現場ではですね、実際に行って相談を聞くというふうなことは行っておりますが、なおかつ相談者の方のケース——結構今ケースいろんなケースが増えておりまして、なかなか職員

だけで対応できないというようなケースもございますので、そういった部分について十分対応できるような人材体制については、いろいろ検討していきたいと思っておりますけれども、なかなかすぐに人材育成には時間がかかるということでございますので、まずは自立相談支援事業実施機関の県南県民センターと、まず連携をさらに強化していく。

まあ月1回となっておりますけれども、それについてもうちょっとできないかとかね、いろいろ。まずは連携を図るということ。それから先ほどもありましたけれども、例えば社会福祉協議会との、地域包括支援センターとの連携強化。まずそういったものも含めてですね、地域包括支援センターも町同様に困った方に対して直接やっぱり訪問してですね、相談援助を行っているところでございますので、まずは既存の制度を活用して何ができるか。まずそれでやっていって——現在もやっておりますけれども、なおかつニーズが多過ぎて足りないというふうな場合には、また新たな人材の確保も含めて検討していきたいなというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。先ほど申し上げた、社会福祉協議会と連携をしっかりとやっているところは、市ですけれども11カ所あります。そういったことから、社会福祉協議会、ここはやっぱり福祉の専門のところですから、大いに活用させていただいて、会長は町長でありますし、しっかりと連携とってやっていきたいと。

あと健康づくり課の保健師さんも、こないだ課長にお聞きしたら、保健師さん1歳半あと3歳だったかな、定期的な健診のときに来ない方のところに、ちょっと心配をして訪問をして様子を見にいくってというようなことを心がけているというふうにおっしゃっていましたので、そういった個々にやっていることも非常にすばらしい内容ですので、それを統括できるというふうなというふうに思っております。

ちなみにですね、先ほど野洲市の相談件数の推移をお聞きしましたけれども、阿見町の相談の……。まあ散らばってますから、ちょっとなかなか難しいと思っておりますけれども、大卒の相談の推移、わかりますでしょうか。急に言って申しわけないんですけど。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。今おっしゃられたように、いろんな課でいろいろ相談乗ってございますので、全体的にどうかというと、なかなかわからない部分はありますけれども、1つは生活保護の件数とかで行きますと平成23年が347世帯、平成24年が300……。あ、失礼しました。平成23年が347世帯、平成24年が374世帯、平成25年が364世帯、平成26年が374世帯というような推移をしてございます。

そのほか、各——それぞれのところで、生活保護以外にも社会福祉課で生活保護まで至らない——まあ今回に当たるようなケースがいろいろ、例えば社会福祉協議会でやってる生活福祉

資金につなげたりとか、あるいは児童福祉のほうで、例えば虐待があればそちらのケースをやったり、DVであれば町民活動推進課、男女共同参画センターのほうで対応していたりですね、あとは障害の問題であれば障害福祉とか、さまざまな部署で相談を受けておりますので、ちょっと全体のつていうのはなかなか難しいんですけども、基本的には援助が必要な方、そういった相談があればそれぞれの部署で対応させていただいているというのが現状でございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。今生活保護のお話がありましたけれども、私も生活保護を受けてる方とお話することがしょっちゅうありますが、やはりどの方もお国のお世話になって本当に申しわけないので、何とか体をよくして元気になって仕事を見つけないって、一生懸命仕事をあちこち面接に行ってる方、結構いらっしゃるんですね。

そういったことから、やはり気持ち的に下支えをすると、一時的に生活保護になったとしても、また自分の足で歩いていくぞという気持ちになるので、そういったことの重要性つていうのをしみじみ実感した次第でありました。

また、憲法の地方自治について、当時の金森徳次郎憲法担当大臣1946年9月25日に、憲法案を審議した第90回帝国議会貴族院における答弁で、このように明記されてるんですね。「この憲法の建前が、従来の国家中心というところに非常に重点を置きましたのと違いまして、個人の尊厳というところ、相当の重点を置いております。それと同じように今度は、地方公共団体の独立的存在というところに相当の重点を置いております。今後は従来と名目を異にいたしまして、本当に地方自治性が光を発していく、こういうふうな建前になっている次第でありまして、恐らく今後わずかの間に地方公共団体は、従来と名目を異にする原理と実際によって運営されてくると考えています」

これ1946年なんですけれども、このころからそういう先見の明、今でいうと地方創生なんですけれども、そういったことを唱えていたと。やっぱり憲法はしっかりと学んでおくべきだなってふうに思ったのと同時に、人を本当に守る、幸せにする憲法なんだということ実感いたしました。

で、憲法では基本的人権を保障する条項が本当にたくさんあるですけれども、それはどこで具体化されるかという、人々が生活していく市町村の中においてであると。いわゆる市町村――各自治体において自治体ごとに豊かに基本的人権の保障を具体化していくということが地方自治体の役割であるというふうに思います。

このようなことから考えていくと、県の制度は県の制度として、また国の制度は国の制度として、そして大事な町の制度としては町として、この制度を住民が活用していく現場で考えていかなくてならないと思いますが、先ほどお答えいただいたので、そういった思いでやってい

ただきたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、支援は声かけから始まって、中には何年もかけて自立に至る人が少なくありません。経済的困窮のみならず、社会的に孤立してる人は相談に来ない、あるいは来られない人々です。相談しようという意欲すらない人がほとんどです。どうやってこちらから手を差し伸べていくのかということが課題になってくると思います。

秋田県の藤里町、人口これ3,600人なんですけれども、社会福祉協議会が住宅を戸別訪問をした結果、引きこもりの人が113人に上ることが判明しました。そこから一般就労につなげる取り組みを推進してきましたということです。町村でも相談者が窓口に来るのを待つだけではなくて、先ほどおっしゃってたアウトリーチ——訪問支援を推進していくことが非常に必要なんではないかなというふうに感じました。また、先ほどの野洲市の方式が非常に参考になりますし、役所の中にそういった窓口を設けていくというのも1つの重要な部分ではないかというふうに思っております。

相談業務の職種というのは大変に地味でありまして、だけれども本当は1番重要なところでありまして、今まで大変に影の薄い存在でありましたけれども、町民からの情報で何に困っていて、またどんな生活状況なのか、また地域で何ができるのか、課題は何なのかという、そういった情報を吸い上げるのが相談業務です。これ、やはり1番根幹となしてる基本的な、1番大事な部分だと思います。今後就労支援コーディネートの人材も、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、しっかりと確保しながら、貧困格差を是正できるように努めていけるようにと願ひまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。それでは、引き続き2問目の質問に移らせていただきます。

2問目は、子供の貧困貧しさの連鎖かつ支援を着実に。これは厚生労働省の最新の調査によりますと、18歳未満の子供の約6人に1人が平均的な世帯所得の半分に満たない家庭で暮らしています。その人数は325万人余り。茨城県内では8万人弱と推定されております。

日本の子供の貧困率2012年では16.3%に上り、生活保護世帯の子供の高校進学率、これは2013年では全体的に98.6%なのに対し90.8%にとどまっています。貧困には負の連鎖がつきまといまいます。経済的な理由で進学を断念せざるを得ない子供たちは、成人しても安定した収入を得られる職になかなかつけず、親と同じように貧困にあえぐケースが多いと言われていいます。生まれ育った環境で将来を左右される事態は、本来決してあってはなりません。しかも不十分な食生活の影響で栄養が偏りがちになり、健康面も心配されます。

子供の貧困を解決するには、税制を初めさまざまな支援策が必要です。このため福祉や教

育・保健など、多くの分野で横断的な政策を打ち出せる自治体の役割が大きいと考えます。子供たちへの支援は次の時代を担う大人を育てるということでもあります。子供たちが将来に希望を持てるよう、手厚い政策を着実に進めていかなければならないと願うところです。

例えば①授業内容の理解度が不十分な小中学生に、個別の学習指導を行う。

②また、生活面から生徒を支援し適切な学習環境の構築を手助けする。

などの取り組みが考えられます。当町の現状についてお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君，登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 子どもの貧困「貧しさの連鎖」断つ支援を着実に、についてお答えします。

議員のおっしゃるとおり、生まれ育った環境で将来が左右される事態は、あってはならないことだと思えます。

①として挙げられた、授業内容の理解度が不十分な小中学生に、個別の学習指導を行うことは大切なことです。学校では、全ての子供に対して、その子に合った指導に努めています。それでも授業内容の理解度が不十分な小中学生には、保護者の理解が得られれば、国語と算数—数学の個別指導を行っています。

次に②として挙げられた、生活面から生徒を支援し適切な学習環境の構築を手助けする、についてですが、阿見町でも生活保護の必要のある家庭には、社会福祉課から生活費が出ています。また、保護が必要な家庭には、準要保護認定制度があります。準要保護に該当するかどうかは、教育委員会で認定し決定しています。

議員がおっしゃるように、福祉や教育、保健などの多くの分野で横断的な政策を打ち出すことは、自治体の役割として大事なことだと考えます。現在、阿見町では、児童福祉課、健康づくり課、教育委員会指導室の担当職員が一緒になって、ケース会議を開き、共通理解し、それぞれの立場でできることを探り、子供のよりよい成長のために努力しています。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございました。個別の学習指導に関しては昨日にも答弁ありましたけれども、重複する部分も含めて再度お聞きしたいと思います。

具体的に、いつどこで誰が個別指導を行っているのか。また、この個別指導をやる制度としては、いつできたのか。で、誰が担当して—担当課は教育委員会ですね、学校教育課でしょうかね、責任者はどこなのか。そのことがまず1点。

あと、学校・学年・学級ごとにあるのかどうか。具体的に、いつどこで誰が個別指導を行っ

ているのか。これ先生の人数も教えてもらいたいです。あと、学校別・学年別・児童と生徒、それにかかわったことのある人たちの数を知りたいので教えていただきたいこと。あともう1点、申し込むことはできるのでしょうか。申込制度なんのでしょうか。そのことについてもお尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 漏れたら、後でまた言ってくださいね。

学校教育法という法律がありまして、小学校の教員の定数標準法というのがありますね、小学校の教員の定数、中学校の教員の定数がそれぞれ定められています。小学生は35人で1人の先生、36人いると2つの教室に分かれて2人の先生というふうに定められています。それ以外の先生は、配属、配置されませんので。特別支援教室というのが、また別にあります。これは8人で1つのクラスを形成しています。9人になると2クラスになります。つまり個別指導をしていく教室です。

で、その特別支援教育に当たる先生が、自分が担当する子供が交流学級といって通常学級に戻る時間があります。例えば図工の時間とか家庭科の時間、体育の時間、それは大人数で学習したほうが、その子の育ちにといいというときには、通常学級に戻ります。でも国語とか算数は、個別に指導してもらわないと身につかない教科ですから、それは特別支援教室で行います。

自分の担当する子供たちが、通常学級——交流学級に戻ってあいている時間に、この特別支援学級に入るお子さん、該当するお子さんではないんだけど、もうちょっと国語の読み取り力をつけてほしいとか、算数の計算の繰り上がり、今これを身につけないと困るというようなことは取り出して指導することができます。その場合には、親御さんの許可がいるんです。親御さんが「はい、いいですよ。どうぞ、子供のためですから個別に指導してやってください」とおっしゃられると、個別に指導できることになっています。

でも、その先生のあき時間も際限なくあるわけではありませんので、限られた中でどの職員も必ず教育で子供たちに接するような仕組みを、教務主任が中心になって進めます。そのプログラムをつくって、今日はこの子にこっちの教室——ひまわり学級に来てもらおうとか、おおぞら学級に来てもらおうというふうにして、個別の取り出し指導やっているのが現状です。

それで、もう少し申し上げますと、教育には不易と流行という——不易と流行の部分のバランスがとても大事になってきます。不易というのは、いつの時代になっても価値の変わらない道徳の価値観とかね、善悪の判断とか、思いやりの心を育てるとか、人に感謝する気持ちを育てるとか、そういう道徳の時間とか、それから読み書き・計算、それを不易の部分といいます。

それから流行というのは、その時代時代に合った教育も子供たちにはしていかななくちゃならないんです。例えばパソコンとか、それから今でしたら携帯やスマートフォンの正しい利用の

仕方とか、そういうのを学ぶ時間も流行といいます。その流行の中で三、四年前からユニバーサルデザイン教育というのが時代の流れで盛んになっております。これは紙井議員さんも御存じだと思いますが、特別支援教育の視点を全ての通常学級の児童生徒の指導に活かしていきましょう。特別支援教育というのは教育の原点と言われております。なぜならば一人ひとりの子供の教育課程——プログラムを、年間計画をつくって一人ひとりの子供に合った教育をしていくのが特別支援教育ですから、教育の原点なんです。

その考えを普通の、通常の学級の指導にも活かしていきましょうというのがユニバーサルデザイン教育というんですけれども、昨年は県の教育委員会から阿見町のある学校が大変高いユニバーサルデザイン教育をしているという、高い評価を得まして、今とても阿見町のほかの学校にも波及しつつあるところです。

そのユニバーサルデザイン教育というのは、学校全体を見た場合の物の言い方ですが、また違う切り口から見ると、それはインクルーシブ教育とも言われます。そういう、これもやっぱり同じようなことで、通常学級でも特別支援学級で行っているような教育支援を、どの子にもできる限りやってみようっていうような考え方がインクルーシブ教育っていうんですが、これも時代の流れだと思います。

議員今おっしゃったように、かなりそういう弱い立場のお子さん方にも、学校教育のほうでも目を向けるようになってきておりますので、一般の方が想像しているよりも学校教育は進んでいると思います。何かちょっと回答にはならなかったかもしれないんですが、現状をお話しました。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 済みません。1点、何人ぐらいそこ利用したのかっていうのを教えていただいてもいいでしょうか。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） その、席を置いてなくてですか。通常学級に在籍していて特別支援学級に取り出し指導してもらってるお子さんですか。今1つの小学校で2人おります。それから、間もなく3人ぐらい可能かなと言っている学校もあります。親御さんの了解が得ないとなかなか難しいことなので、そういう状況です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 親御さんの了解得ないこともあるんですか。うちは結構ですって。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。保護者が、そんなことはうちの子にしないでくださいという場合にはできません。

○11番（紙井和美君） あるんですか。

○教育長（青山壽々子君） あります。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。ありがとうございます。先ほどのユニバーサルデザイン教育の優良な学校、ちなみにお名前教えてほしいんですけども。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） ここまで言いたいんです。そのほかの学校にも迷惑がかかりますので、後ほど。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 大体想像はできるんですけども、そうかなという勘だけで。でも、素晴らしいことなので、どんどん宣伝していただきたいんですよ。ほかの学校はちくしょって、きっと思わないと思うので、ぜひ、どんどんそういうことは、心の教育をするっていうのは、一次的な学歴社会が今心の教育になってるのは非常に大事なことなので、それどんと進めて——ユニバーサルデザイン教育、これ進めていっていただきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） その学校ばかりでなく、どの学校も頑張っているものですから勘弁してください。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） おっしゃるとおりです。わかりました。

それと、昨日の答弁の中で、各中学校にソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとかの配置をという中で、生徒指導の加配があったというふうにお話があったんですけども、これは全学校なのか、全学校であれば何名なのか、全学校でなければどこの学校なのか、教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。これも本来ならいただけない学校でして、生徒の質がよすぎて。棚ぼた式に余った人を阿見町一懸命頑張ってるからあげるよということで、1番最後にいただいたものなんですけれども。3つある中学校に、どの学校にも1人ずつ加配をいただいています。加配といいます。余分に配置してくださる方なので、もう講師で、講師を探せばあげるよっていうふうなこと県の教育委員会のほうから話されまして、必死で探しまして3名ほど余分に、各学校1名ずつ余分にいただけて、本当に中学校の先生方は大助かりしたと喜んでおられます。



○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。中学校は特に中1ギャップとって、1年生から急激に心身ともに変化してくるときなので、非常に大事なときだと思いますから、特に中学校に配置していただいたことはありがたいなと思うのと同時に、そのお仕事、しっかりと先生とはまたちょっと違う悩みの相談ができる保健の先生みたいな感じの役割を担っていただければいいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） これも県のほうから、公平に幾つの学校に何人というふうに、公平にですが、スクールカウンセラーという臨床心理士さんを配置していただいております。これももっと欲しいと言っても、なかなか県のほうで計算してちゃんと割り振りをしてくれるものですから、阿見町には2名ほど配置してござっております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） そうですね。スクールカウンセラー、私も要望したことありましたけれども、できれば全校配置になるように、これからも要望を出していきたいと、国のほうにも要望を出していきたいなというふうに思っております。

それで、先ほど個別支援の——個別学習の話がありましたけれども、学習塾とか予備校とかあるのは日本と韓国ぐらいなんですって。で、貧困率はどうなっているのかというと、日本の相対的貧困率の順位はOECDの34カ国中の29位ということで、子供の貧困率の順位は25位、ひとり親の貧困率の順位は33位、大人が2人以上の場合は24位。本当に大きな貧困格差が日本にはあると。我々、子供の貧困となると、本当に後進国のところなのかなって、ユニセフで出てくるようなところなのかなって思ってしまいがちですけども、そうではなくって日本は非常に子供の貧困が多いということです。

その子供の貧困がそのまま大人になって、大人がまた子供の貧困を育ててしまう人になってしまうということにあるのと、やっぱりそこに大きな根源は学力の低下ということにありますから、学力はとにかくしっかりとつけていただきたいなというふうに願っているところです。今、社会全体に犯罪が非常に増加していて、わけのわからない殺人なんかがあったりして、社会不安が本当に増しています。教育に力を入れていくように日本もなってきましたけれども、これからもまだまだ力を入れていっていただきたいなというふうに思っているところであります。

それで、国のほうから3月27日に——今年の3月27日に文科省のほうからおりてきたと思うんですけども、貧困イコール福祉イコール社会福祉課、児童福祉課の単純な考え方を廃していただきたいということと、教育委員会においては日常的に情報交換を行うことにより、双方

の制度、事業を互いに理解するように、いろんな部課との連携をしっかりとっていただきたいというふうにここに通達としておりにてきております。もちろんごらんになってると思うんですけども。

で、学校等、また教育支援チーム等による家庭の相談対応や訪問型家庭教育支援等の取り組みを通じて、教育委員会等が児童生徒の家庭の抱える問題を把握した場合、新制度担当部局等との連携をとって協力を図り、新制度に基づく相談支援、就労支援——就労支援はその先ですけども、家庭をつないでいくと。就労支援はその家庭に行って、親御さんといろいろ話しする中でまたつながってくるっていうのもあるようです。

で、課題の解決に向けた取り組みを行っていただきたいなというふうに思っているところなんですけれども、先ほどケース会議の話が出ました。これ児童福祉課と健康づくり課、教育委員会が一体となって、担当職員がやっていくということで。私これ、たしか前に児童虐待のことで、児童虐待と不登校のことで、教育委員会に一般質問したときに出てきたケース会議ではないかなと思うんですけども、これの内容を、ちょっと各課——関係各課の方々にお聞きしたいんですけども、まず児童福祉課のほうでどういう形で、どういう相談があって、何件ぐらいあったのか、内容についてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長青山広美君。

○児童福祉課長（青山広美君） はい、お答えいたします。

児童福祉課所管ですと、開催しておりますケース会議につきましては、要保護児童対策地域協議会という組織がございまして、この中でですね、特に虐待を受けたお子さんのケースについて、そのお子さんのですね、養育支援計画を立てるためのケース会議ということになってございます。

で、開催の回数ですけれども、平成26年度におきましては、8件——8ケースですね、8ケースで17回の会議を開催してございます。

内容ですけれども、まあざっくり申し上げますと、養護相談が3ケース——3件ですね。3件で9回。それから児童虐待が3件で4回。それからネグレクト——これは養育放棄ですけれども1件で2回。それから不登校が1件で2回の会議を開催してございます。合計で8件17回ということになります。

この内容につきましてはですね、貧困が直接の原因となっていることばかりではございませんでして、児童虐待に関する部分ということで、根底には貧困も原因があるかと思っておりますけれども、そういった内容での会議ということになります。

で、今言った8件17回の会議ですけれども、学校の方から通告があったケースでの会議は2件で4回の会議を開催をしたということになってございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。いいですか。関係各課と……。

○11番（紙井和美君） いいですか、そのまま。じゃあ、お願いします。

○議長（柴原成一君） はい。健康づくり課長篠山勝弘君。

○健康づくり課長（篠山勝弘君） はい。関係各課ということで、お答えさせていただきます。

健康づくり課では、直接そのような会議は開催しておりませんで、健康づくり課で乳幼児健診というのがありまして、これは4カ月健診と1歳半健診、2歳半健診、3歳半の健診。この健診ときに、虐待があったかどうかというのを保健師のほうを確認をします。で、その中で、先ほど児童福祉課のほうもお話したんですが、連携をとりながら、そういう発見があったときには、当然連携をとって進めていくということですので、健康づくり課では、そのような会議というのは開催はしておりません。

○議長（柴原成一君） 指導室よろしいですか。指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい。では、先ほど児童福祉課長からあったように、教育委員会のほうからでは2件となります。

以上です。

児童福祉……。かわります。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。2件のうち1件はお母さんが保健指導を受けなくてはならない状況でしたので、健康づくり課の方にも入っていただいています。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。このケース会議の内容は、阿見町要保護児童対策地域協議会という名称なんですけれども、これは主に児童虐待に特化したものということになっております。で、ここの私が質問した部分はそうではなくって、全般的な子供の貧困をなくすための心のケアということがありますので、これはちょっとケース会議には当てはまらないのかなというふうに思いますので、それにかわるような、ここの文科省からもおりにきてますけれども、関係各課と連携をとってそういった会議をしっかりと、学校は子供が1番長い時間いるところですので、そういったこともありまして、子供の様子が1番よくわかると思うんですね。で、そっから発信していただいて、即座に関係各課が集まって協議をすると、1人の子供に対してしっかりと協議をするということは、大事なことなんではないかなというふうに思っております。

要保護が19人、準要保護が180人いるというふうにお聞きしておりますので、また母子・父子家庭が405世帯で629名ということで、結構やはりいろんな悩みを抱えた方たくさんいらっしゃ

やると思うんですが、そういった会議について、ケース会議ではなくそういった会議を今後開いていっていただけるものかどうかお尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） ちょっと、もう少し検討させていただかないと、学校現場は今想像を絶するほど忙しい状況ですので……。まあ学校で手に負えない場合は教育委員会につないでもらって、こういうケース会議を開いて子供さんを何とか救おうということでやっていますが、今1歩進んだ紙井議員さんがおっしゃったようなことが、教育委員会として取り組む場合には、かなり学校さんのほうともちょっと、学校のほうとも相談してみないとなりませんので、もう少しお時間いただいて、前向きに検討していきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。それこそ茨城県では、貧困の方——年収200万以下のワーキングプアの比率が34%ということなんですね。本当に高い数字だなと思ったんですけども、ひとり親家庭の場合は全国平均よりも茨城県は高いんです。で、子供の貧困率も全国平均よりも高い可能性が出てきてるということで、今、教育長おっしゃっていただいたので、学校は——難しいかもしれないけども学校にどなたか入ったりしながら、ちょっと何かいい方法を検討していただきたいというふうに思っております。

ちなみに、いろんな各所でそういった子供のネットワークづくりをやってはいますが、例えば子供の電話相談を実施しているのは、龍ヶ崎ではNGO未来の子どもネットワーク、こういったこともやっておりますし、県の社協ではチャレンジ塾として毎月第2土曜に開いております、ひとり親世帯の子供が13人登録しているそうです。

で、今年の11月に開校予定のひたちNPOセンター、日立市。これも支援者・対象者への情報提供、会場の選定とか、NPO法人の強みを活かして、いろんな講師を雇ってきて勉強会をしていくというようなことが各地域で行われておりますので、うちは町だからということではなく、どんどんと積極的に先進的な町として進めていっていただければなということを心から御期待申し上げまして、2番目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（柴原成一君） はい。それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後4時15分からといたします。

午後 4時00分休憩

---

午後 4時15分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで本日の会議時間は、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ

め延長をいたします。

それでは、11番紙井和美君の質問を続けます。

11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。それでは、最後の質問をさせていただきます。

18歳選挙権実現へ、若者の意見を政治に反映させる、についてであります。

18歳選挙権を実現するための公職選挙法案が4日午後衆議院本会議で全会一致で可決されました。6月中旬にも参議院本会議で可決、成立する見通しで、来年夏の参議院選から導入される予定です。国政選挙と地方の首長、議会選挙などを対象に、選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げられます。新たに有権者になる18歳、19歳の未成年者は約240万人で、選挙権年齢の変更は、1945年25歳以上から20歳以上に引き上げられて以来70年ぶりであります。若者の政治参加や投票率の向上につながると期待されています。

18歳、19歳による選挙運動も可能となり、買収など重大な選挙犯罪にかかわった場合は、少年法の特例措置として成人と同様に処罰されることを公選法改正案の附則に明記しました。民法の成人年齢は20歳以上のままでありますが、改正案附則に、検討を加え必要な法制上の措置を講ずると見直しを促しております。18歳選挙権について、公明党も40年以上前から国会で取り上げるなどして、一貫して実現に取り組んでまいりました。

さて、18歳選挙権の実現によって、少子高齢化の中で今までの高齢者のみならず、若い人の政治参加を促し、意見が踏まえられるようになるなど、政策面でもよい影響が出ると思われています。同時に主権者教育をしっかりと行う必要があります。18歳選挙権の実現によって、高校生の一部にも選挙権が与えられることを踏まえ、政治的中立性を確保しながら、学校でどのように政治に関する教育を行っていくのかも重要となってまいります。

国や社会の問題を自分たちの問題として捉え行動する、主権者としての素養を身につける教育の充実が重要となってまいります。高校生の学校における選挙活動について、どう考えるかなどの課題が今後議論されるところでありますが、ともあれ若者の政治参加は意識の上でも大いに期待されるところであります。18歳選挙権の議論を機に若者の政治参画に対する意識の育成に対し、議論を深めていけるのではないかと思います。

当町の見解をお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 若者の意見を政治に反映、についてお答えいたします。

現在国会では、選挙権年齢を現行の満20歳以上から満18歳以上に引き下げる公職選挙法改正案が審議されており、可決されれば、来年夏の参議院議員通常選挙から適用される運びとなります。

また、これに合わせて、18歳から選挙権を与えるのなら、大人の責任も負わせるべきだという考えから、民法も変えて18歳から大人とすることや、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることが検討されておりますが、これらについては慎重にすべきだという議論があるところでございます。

この改正で18歳から選挙権を持つことにより、早い時期から選挙に参加することで、今の若者に希薄とされている地域社会や国に対する責任・義務といった意識の高まりが期待されます。

紙井議員の御指摘のとおり、主権者としての教育につきましては、早い段階での政治参加の意義や選挙制度について関心を高め、理解を深めることが極めて重要であると考えております。また、若者が政治に参加することにより、将来を担う若者の文化や意見を町政に取り入れながら魅力ある町をつかっていくことで、若者の定住促進につなげていきたい、そういう考えを持っております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。文科省の下村大臣の会見——3月6日の会見なんですけれども、「選挙権年齢が満18歳以上になった場合には、これらの指導をさらに充実させ、新たに有権者となる若い方々への政治や選挙への関心を引き出し、政治参加を深め主体的に社会生活を営む知識や実践力、態度を育むことが大変重要であると考えます。そのために学習指導要領の改定に関する諮問にも考えていきたいと思うということで、まずは取り急ぎ総務省と連携して、今年の夏をめどに、模擬選挙など実例やワークシートなども盛り込んだ政治や選挙等に関する資料の充実を図るための副教材を、全ての高校生に配布して、公民や総合的な学習の時間において体験活動も含めた指導の徹底を図るようにしたいと思っております」という答弁が、答弁というかお話がありました。

そこで教育委員会にお伺いします。主権者教育っていうふうにありますけれども、主権者というのは何かというのと、そういった教育を今後取り入れていくことが通達として来てるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、答えます。

中学校3年生で公民という教科を——社会の中で公民を学習しています。その中で主権については学んでいます。

以上です。

主権者の意味……。主権は国民ということを学んでいます。それから通達については、未確認です。済みません。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 主権者国民って言っていただいて安心しました。明治憲法では天皇が主権者だったんですね。そこから、どうしても主権者は国民ではないような形で権力のような形が横行してきているところだったんですけど、日本国憲法で初めて国民が主権者であるというふうに意義づけられたってということが、非常に大事な部分なんですけれども、私もまだまだ勉強中なんで、まだまだなんですけれども、憲法を学ぶということは近代史を学ぶということになりますので、この授業の時間は十分とっていただきたいと思うんですけれども、私がたしか中学生だったときは、公民の時間は物すごく少なかったような……。あ、違う。公民は高校ですね。中学のときのそのあたりの勉強はすごく短かったように思うんですけれども、その時間だけで大丈夫なんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい。中学校の社会科の時間についてですが、1年生では3時間一週当たりですけれども週当たり3時間、2年生では3時間、3年生で4時間ということで増えております。つまり全体では前回の学習指導要領よりも改定で社会科の時間は充実しています。公民についても充実して、年計に織り込みまして、きちんと国民主権は勉強しています。

以上です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。ここすごくいいきっかけですので、どうぞしっかりと正しい内容を学んでいくように、子供たちに周知していただきたいというふうに思うんですね。

で、生徒の一部が新たに有権者となる高校で、今の模索が始まっているんですけれども、千葉県の流山市では、18歳が大人かどうかということとか、憲法9条についてとか、いろんな勉強をしています。で、その中で、先生たちも四苦八苦しながらやっていたんですけれども、仕事を始めて自立してやっと大人と言えるのではないかなどと話し、18歳は大人だと答えたのは25人中4人だったんですね。で、そういったことから、やはりこれからも大人は、子供は、そして自分は国民の1人として、どんなことを責務とし果たしていかなければならないのかということもかみ合わせて、しっかりと親子で、また学校の先生と生徒で、児童で、学んでいくべきことだなというふうに思います。

で、ある教諭は「自分の意見を差し挟まないようになど、授業が政治的中立性を損なわないように、これまで以上に気をつけているということで、偏りがなく1回1回自問自答としながら発言して、大変にプレッシャーがあります」と、「選挙の争点になりそうな問題をどんどん取り上げて、生徒たちが考える機会を増やしていきたいと話していました」ということで、我が町もそのような形で未来ある子供たちにしっかりとした教育を施していただきたいと思

まして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで11番紙井和美君の質問を終わります。

次に、9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔9番川畑秀慈君登壇〕

○9番（川畑秀慈君） それでは、通告に従い質問いたします。

介護保険法や医療法などの改正を1つにまとめた、地域医療介護総合確保促進法案が昨年成立しました。特に介護保険法改正は、制度の大きな組み替えを内容にしています。65歳以上の介護サービス使用料の自己負担の改定、一定程度の所得がある人は1割から2割に引き上げる、65歳以上の5人に1人が該当し、利用時に影響が及ぶのは40万から50万人とされています。年金が目減りする中で負担を増やせば、必要なサービス利用を減らさざるを得ない人が出てくると思われま

す。特別養護老人ホームでは、原則入所者の条件の変更、訪問介護と通所介護では軽度の要支援1、2への——約、認定者の3割弱ですが、サービスは市町村の事業に移すと。財源は介護保険から出るが、費用上限などもあり、市町村の意欲の度合いでサービスや利用料に格差が出てくると考えられます。医療に関しては、高度な医療を担う急性期病院を減らし慢性的な病気の患者を受け入れる病院を増やす方向であります。

また、今月の4日に有識者でつくる日本創成会議の首都圏問題検討分科会、ここは1都3県の東京圏で高齢者が急増し、2025年に介護施設が約13万床不足するとの推計をまとめました。これを受け、東京圏に住む高齢者の地方移住を進め、国や自治体に移住費用助成など支援策を強化するよう提言。北海道函館市や高知市、大分県別府市など、介護サービスが整う41地域を移住候補地として公表した。

25年には、1947年から49年生まれの団塊の世代が全て75歳以上になります。埼玉・千葉・神奈川——3県を含む東京圏の75歳以上は今後10年間で約175万人増加します。全国の上乗増数の3分の1を占め、東京圏では十分な介護サービスを受けられない高齢者が生じるおそれがあります。分科会は、まず東京圏全体の特別養護老人ホームなどの高齢者の受け入れ能力を推計、15年時点では約1万床の余裕があるが、25年には約13万床不足、40年には16万床足りなくなり、深刻さが増すを見通しです。

分科会は東京圏での介護需要の高まりを受け、介護人材が地方から東京圏に流入する可能性があると分析。地方では介護サービスが地域雇用の受け皿となっているだけに、ただでさえ人口が減っている地方の消滅に拍車がかかるおそれを指摘した。その対策として、高齢者を受け入れる環境がある地方への移住を促す支援策の充実などを掲げました。



移住候補として挙げられた41地域は、全国を344の地域に分け、病気やけがの状態が重い患者を対象とする急性期医療や、特養などの介護施設の利用しやすさを数値化して選んできました。41地域は、県庁所在地のほか政令市・中核市も含まれ、地方の都市部が目立っております。

その中、阿見においてもプラチナタウン構想の話があり、これから検討していくと思われませんが、そこで次の5点について質問いたします。

阿見町における医療介護総合法と、これからの医療福祉制度について。

1. 平成25年国民生活基礎調査概要の中で、介護の状況、要介護のいる世帯の状況はどうなっているのですか。

2点目、介護内容別に見た介護者の組み合わせの状況は。

3点目、2015年から実施される介護保険制度の、改正の主な内容について。

4点目、地域包括支援センターの機能強化が求められていますが、方向性はどのようにしていくのですか。

5点目、2025年を見据えた介護保険事業計画の策定はどのように行っていくのですか。

以上、5点をお願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 阿見町における医療・介護総合法とこれからの医療・福祉制度についての質問にお答えいたします。

1点目の、平成25年国民生活基礎調査概要の中で介護の状況・要介護のいる世帯の状況はどうなっているのですか、についてであります。

要支援・要介護と認定された人のうち、在宅の要介護者等を世帯構造別にみると、核家族世帯が35.4%で最も多く、次いで単独世帯が27.4%、三世代世帯が18.4%となっております。年次推移をみると、単独世帯の割合が上昇し、三世代の世帯の割合が低下している状況です。

次に2点目の、介護を内容別に見た介護者の組み合わせの状況は、についてであります。

主な介護者をみると、要介護者と同居が61.6%で最も多く、次いで事業者が14.8%となっております。同居の主な介護者と要介護者等との続柄をみると、配偶者が26.2%で最も多く、次いで子が21.8%、子の配偶者が11.2%となっております。また、同居の主な介護者の性別をみると、男性が31.3%、女性が68.7%で女性が多く、年齢階級別にみると、男性女性ともに60から69歳が多く男性27.7%、女性が32.5%となっております。

続きまして、3点目の、2015年度から実施される介護保険制度の改正の主な内容について、であります。

今回の制度改正は2つの大きなポイントに分けられまして、1つは、地域包括ケアシステムの構築ということでありまして、この点につきましては、地域支援事業の充実を図るため、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、そして、生活支援サービスの充実・強化に取り組んでまいります。重点化・効率化の項目としましては、これまでの予防給付のうち、平成29年度までに訪問介護と通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化を図ること、特別養護老人ホームの新規入所者を原則、要介護3以上に限定することとされました。

もう1つは、費用負担の公平化でありまして、低所得者の保険料の軽減割合を拡大する一方で、本年8月より一定以上の所得のある利用者の自己負担が、1割から2割に引き上げられることとなります。但し、月額上限が設定されており、一定の額を超えた分については、高額介護サービス費として、後から支給される仕組みになっておりますので、ただ単に個々の負担が倍になってしまうというわけではありません。

また、低所得の施設利用者が受けられる食費及び居住費の補助の適用条件が厳格化され、世帯分離しても配偶者が課税されている場合や、一定以上の預貯金がある場合には、補助の対象外となります。以上が主な改正点であります。

4点目の、地域包括支援センターの機能強化についてであります。

制度改正にも掲げられております地域包括ケアシステムの構築の中核として、事業の推進体制整備を図ってまいります。具体的には、地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議を実施するとともに、既に町で実施している在宅医療・介護連携推進事業において、同センターで情報管理を行うシステムづくりを目指しています。ほかにも、認知症施策や新しい介護予防・日常生活支援総合事業について、規定の時期までに実施できるよう、準備を進めてまいります。

最後に5点目の、2025年を見据えた介護保険事業計画の策定はどのように行うのか、についてであります。

本年3月に策定いたしました第6期介護保険事業計画は、この命題に沿った内容で策定しております。当計画では、制度改正に伴う施策の方向性をお示しするとともに、平成37年度までの中長期的なサービス見込み量・給付額・保険料の水準を推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ってまいります。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

介護内容別に見た介護者の組み合わせの状況、これをちょっとまた詳しく見てみますと、洗髪・入浴介助、これが63%強事業者のほうでやっていただいている。で、事業者と家族の介護者は大体五、六%、あわせてやるのが。あとは家族が中心的にやってるのが4分の1——25%、

26%。このような区分けになっております。その後は体の拭く、そういうものがあるんですが、それ以外——散歩から食事から排せつ物から、買い物、食事の介助。で、その他もろもろ、いろんなことはほとんど介護保険ができて、この社会で介護を担っていくという割には、家族に対して非常に大きな負担がかかっているというのも、これは事実であります。

その中で介護状況を見てみますと、非常に生活が苦しくなってきた。また、独居老人の方も増えてくる。また、老老介護も非常に増えてくる。ある意味で、認知症の方が認知症を見ていくというようなことも、当然これは出てくる中で、本当にこれ町として充実した取り組みをしていかなきゃいけないと思うんですけども、この新しいこの地域包括ケアシステムを構築していく、またそういう地域のケアをしていく、この計画づくり。これは、どういう方が中心となっていくのか。一歩間違えると全部コンサルに丸投げで、大体ででき上がって、そこに当てはめていくというつくり方も当然ありますが、その辺はどう考えてらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。お答えさせていただきます。

地域包括ケアシステムの関係でよろしいでしょうか。はい。

今回の改正によりまして、答弁にもありましたけど、大きなものについては地域包括ケアシステムの構築をしていくということがございます。今、介護の状況等詳しく教えていただきましたけれども、まさに団塊の世代が2025年になる10年後にはですね、みんなが、何ていいますか、重度な要介護状態となっても住みなれた暮らしを最期までできるように、医療・介護・予防、それから住まい・生活支援が一体的に提供するシステムを実現していこうと。

だから高齢者がどんどん増えていきます。そうすると、また団塊の世代が10年後には全て75歳以上になる。で、年齢が上がればその分介護になる率は当然高くなってきます。そうなったときに、安心して住める社会になっていかないといけないということで、介護保険の事業計画もそうですが、まずは2025年を目標にですね、みんなが地域で——住みなれた地域で安心して暮らせる社会をつくっていこうというのが地域包括ケアシステムの実現ということになります。

で、その手法としまして、基本的には介護保険事業計画というのを定めています。今第6期ということになりますが、これは3年ごとに介護保険事業計画をつくっていくということになります。で、今回の第6期の介護保険事業計画、27年から29年度までを見据えた計画を定めているわけですが、この中で基本的な方向性はうたわれておりますので、これに基づいて実施をしていくということになりますが、具体的に進めていくとなれば、まずは1番大きなところはですね、在宅と医療との連携というのが大事になってくるのかなと思います。

当然介護者の方が増えれば、そういういった施設整備も必要でしょうし、それから、なかなか

施設だけではなく、基本的にはやはり在宅で暮らしたいというのが、やはり誰もの願いだと思います。それを支援していくためには施設もそうですけども、まずは生活の基礎として安心して住める住居があると。で、それを中心に病気になったらきちんとした医療機関があって、あとは介護が必要になれば、そういった介護——在宅の介護ですとか、施設の介護。そのほか地域の、今インフォーマルなサービスも含めて、あるいは地域の包括支援センターのケアマネジャーがいたりとかいうことで、生活支援介護予防を基本的に地域全体で進めていこうということでございますので、どこがといたしますか、基本的には町のほうがこの計画に基づいて、そういった医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できるシステムを構築していくということになると思います。というか、構築していくようにいたします。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

なかなかこれ、言うはやすく、実行してつくっていくのは大変だと思うんですね。1点、この介護保険制度の改正の中で、この介護を充実させていくと言っても、基本的には全て介護保険料の中で予算的には賄っていく。で、その中でかなりいろんな工夫をしていかないと充実はなかなか難しいのではないかと。

で、プラチナタウンの話もちょっと出てきて、将来的にこれがどういう計画で進むかわかりませんが、そうなってくると、この首都圏で多くの高齢者が介護を受けられない状況なのを、町で引き受ける体制をつくるということは、ある意味で、この地域包括ケアシステムが充実して、より他の自治体と比べても魅力のあるものをつくっていかないと、なかなか受け入れをし、そしてその高齢者の生活を支えていくということは、なかなかこれは難しいと思うんですが、その中で、どことの連携が一番大事だと思っておりますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。どこといたしますか、これは全て連携大切だと思っておりますが、特に進めていかないといけないというのは、やはり地域の医療機関との連携が一番重要で今後進めていかな……。特に、特にですね、力を入れてく部分かなというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。そうなんです。私もこの地域にある医療機関と、やはりこれからこの介護制度をこれ、構築してより充実したものにしていくのには、どうしても話し合いをして、ともに情報共有しながら協力し合っていないと、これはなかなか難しいなと思いますんで、ぜひこれは近くに茨城医療センターもあるし、そしてまた、この県立医療大もあることなので、そういうところを中心に、これは進めていっていただいて、やはり他の近隣の自治体

と比べてではなくて、やっぱり日本全国進んでるところはありますので、そういうところと比べても引けを取らないくらい、やっぱり阿見はすごいな、やっぱり住んでみたい町だなと言われるような、やはりこれをつくり上げてくことも非常に大事になってくるかと思えます。

で、今いろんなこの施策をやっつけていかなきゃいけないということが出てまいりましたが、1点認知症の対策を初め、さまざまなこの施策をこれから充実させていかなきゃいけないと思うんです。で、資源の発掘という言葉がありました。その資源の発掘ということは、どういうことになりますでしょうか。地域資源。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。地域資源ということで、先ほども生活困窮者の関係で、地域資源というふうな話もちよっと若干出ましたけども、やはり介護が必要な方に対しては、例えばケアマネジャーさんとかがケアプランをつくっていくわけですが、それには介護保険制度に基づいたサービス、プラスインフォーマルなサービスとしまして、例えば民生委員さんによる見守りですとか、そのほか介護保険の事業以外のサービス等も考えられると思えます。

で、そういったところについて、発掘。それからしていけないといけないというか、既存にいろいろあるわけなんで、まずはその連携を十分にとっていくというのが一番大切だと思います。それから、今度の介護保険法の改正で29年度までに、今までの予防給付が地域支援事業の中で、例えばホームヘルプサービスですと基準とか費用とか決まっていたわけなんですけど、それが今度例えば自由に民間のボランティアの方ですとかNPOの方なんかが参加して、そういったものが参入できるようにする。そういったものを、どのように発掘していくかというのが一番ポイントになってくるのかなという気がします。

で、もちろん既存の事業者さんも、今までのと同じようにサービスは提供できるんですけども、それ以外に例えばボランティアの皆さんがそういった訪問介護のような事業をしていただければ、コストが安く住むというようなことになりますので、そうすると町民の皆さんの選択肢も広がってきて、自分に合ったサービスにより選べるようにすると。そういった基盤を発掘し、または支援し、育成していくというのが行政の役割ではないかなというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

確かに、そのNPOであるとか地域のそういうボランティアで、お互いに支え合って生きていくまちづくりといったところからすると、どうしてもそういうことは大事になってるかと思えます。ぜひそれも推進していただきたいと思います。

で、ちょっとこの計画を進めていく中で、担当課のほうでいろいろと先進的な地域の先進事

例、またこういうことやってるところがあるんだってのは、研究されたりはしましたでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。計画策定に当たっては、やはり先進的なところは見てもらうんですけども、特に今この場でどこをモデルにしてるとかいうのはちょっとございませんで、もしそういった事例があれば御紹介いただければありがたいなというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。先進的な事例で、ちょっと余り何点もというわけにいかないですが、長野県の泰阜村っていうところがあるんですね。人口が非常に少ないんです。1,700名ぐらいなんですね。で、どういう福祉サービスをやってるかという、ちょっとこれはかなり充実してるんでびっくりしたんですが、がん検診を実施しないで、がんの死亡率が低下した。健診やらないそうです。で、在宅死亡率——在宅での死亡率は42.9%。全国平均が大体13%で今出てると思います。

で、平成23年度の高齢者1人当たりの医療費、この泰阜村は58万2,884円。長野県は全国で非常に低くて45位なんですけど47都道府県の中で。泰阜村はその中でも——77市町村の中で75位。で、全国平均が91万8,206円。その約6掛けぐらいですかね。で、事実上の老人医療の無料化をやっている。町でこれはどうこうってのは、ちょっとまた別なんですけど。それで介護保険の限度額の上乗せ事業で、限度額はないと。全部それは村でやる。で、介護保険の介護サービス利用料の6割を村が負担してやっていってる。

それと、ここの特徴として、必要なサービスは十分に提供するというところで、この高齢者の生活を支えるサービスに制限がないってことです。で、独居で寝たきりに近い高齢者の方には1日に5回から7回ほどの訪問介護をやる。デイサービス、入浴介助等必要な場合がありますが、サービスに制限は受けていない。電話1本でサービスはタイムリーに来る。面倒な申請は全て後回しにして、要するにひとり暮らしでも最後まで在宅を継続する支援をここではやってる。

それと2点目として、保健福祉医療の連携と包括ケア会議、これをしっかりとやってるそうです。在宅福祉推進のための保健福祉医療の連携。行政と診療所、包括支援センター、社会福祉協議会が常に連携し、連絡を取り合い、高齢者を最期まで在宅でこれは支えていく。包括ケア会議の開催、これは必要に応じて随時包括ケア会議を開催してる。各種の地域課題、ケースの支援法、サービスのあり方の検討、そして地域包括支援センターの活動として保健師・看護師・介護士・ケアマネジャーによって構成。で、毎日地域への訪問してる。服薬指導、生活指

導、入浴介助等さまざまなことを。緊急対応は電話連絡によって自宅へ訪問して対応している。

その中で、どうしても高齢者住宅っていうものが必要になってくる。高齢者住宅もつくって進めているようです。内容的には、例えば部屋数が12室あって、6畳、トイレ、キッチン、洗濯場、押し入れ。使用料は生活保護を受けてる人は1万5,000円、非課税世帯は2万円、本人非課税世帯課税が2万5,000円、課税世帯が3万円から3万5,000円。光熱費と食費。こういう形で、国民年金で何とかやっつけていける、そういうシステムを構築してる。

そういう中で非常に阿南町なんかもいろんなことをやってるようなんですが、きめ細かなサービスの仕方というのを、やはり常に連携をして、やはり情報交換しながら、話し合いながら、知恵を出し合ってやってくつていったところから、これは可能になることだと思います。

ですから、ぜひこの地域包括ケアシステム、これをいいものにつくり上げていくのには、この介護保険料をいかに充実させて使っていくかということを見ると、時においてはその財政的な人の支援も必要になってくることも、ちょっと考慮しながら進めていただければと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。連携強化がまず重要ということで、これは全てに言えるところだと思いますけども。で、特にこの介護保険事業をですね、将来に向かって安定したものしていくということで、町でもですね、地域ケア会議ということで、これは各専門の、例えば包括支援センターの職員——包括支援センターの職員も先ほど御紹介あったところと同じように、毎日外に出て一生懸命汗を流しながらですね、対象者の方に寄り添って相談を行ってるところでございますが、そういった包括支援センターの職員、ケアマネジャー、それから介護事業者、それから例えば民生委員さんとか、そういった関係の方を交えた地域ケア会議というものを設けまして連携、情報交換を図りながら推進をしていくということで考えております。

あとは、人的なものについてはその都度、今現在何とも申し上げられませんが、必要な場合にはそういったものも検討していくようになるろうかと思っておりますけども、まずは連携を図りながら課題を発掘しながら、その課題の解決に向けて何ができるか、できるところから進めてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

ぜひ充実したすばらしいこの地域ケアシステムを、包括システムを進めていただきたいと、推進していただきたいと思っております。

今御紹介したこの内容は、泰阜村の内容は、実は阿智村の高齢者の地域福祉を考える会というところが、その地域の阿智村の住民の人たちで、こういう村づくり委員会の中で会をつくっ

て、それで自分たちで主体的に研究課題として取り組んで、自分たちの地域をより充実した住みやすい地域にしていこうってことでやってることです。

ぜひ、こういう研究、そしてまたボランティア、主体的に取り組んで、ともにこの町で暮らしていく、最期まで生活としていくというような、そういう地域の住民の人たちがいたら、ぜひ行政のほう、町のほうでも大いなるバックアップ支援をして、ともにいいシステムをつくっていただきたいと思います。

以上、要望いたします。よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。それでは、次の質問に入らせていただきます。

ごみと環境政策についてちょっとお伺いしたいと思います。

1950年代から60年代の高度成長期には、公害防止対策を省略した資本蓄積が進み大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄の日常的な経済活動の過程で、公害や自然破壊は地球規模で起こり、人類史上かつてない人間生活への深刻な被害を与えるようになってきました。まさに高度成長の先端を走った日本は、公害の実験場のようにになりました。日本では、健康被害が中心に取り上げられ、被害者を中心に公害反対の世論や運動が大きくなってまいりました。現在は地球温暖化、そしてまた原発事故の問題で放射能汚染、その中でまた循環型社会をどうつくるか、ごみの減量化、リサイクル、再資源化、こういうことがうたわれております。

その中で、この町に住んでる私たちに何ができるのか、どうこの環境問題に向き合っていくのかということで環境政策について、お伺いします。

町におけるごみの排出量の推移は、1点目、どのように変化していますか。

2点目、資源ごみと焼却ごみの推移はどのようになっていますか。

3点目、資源ごみに対してどのような対応をしていますか。

4点目、環境とごみの問題についてどのように考えていますか。

ごみの減量化計画は、資源ごみ・リサイクル・生ごみ、これに関してどのように計画を立てていますか。

以上、5点をよろしくお願いたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、ごみと環境政策についてお答えいたします。

近年、循環型社会やごみの減量化が注視されている中、町でもさまざまなリサイクルや減量化等に取り組んできたところでございます。

1点目の町におけるごみの排出量の推移はどのように変化していますか、についてであります。



ごみの総量は年間2万トン前後と、ここ数年大きな変動はなく、横ばいが続いている状況です。

2点目の資源ごみと焼却ごみの推移はどのようになっていますか、についてであります。

町の資源化量については、平成20年度1,857トンに対し、平成25年度実績で3,242トンと年々増加傾向にあります。一方、ごみの焼却量については1万7,000トン前後で推移しており、大きな変動はなく、横ばい状況となっております。

3点目の資源ごみに対してどのような対応をしていますか、についてであります。

町では、資源ごみとして、紙類、布類、缶、ビン、ペットボトル等をステーション方式で分別回収をしており、また霞クリーンセンター施設内においても、平成26年度から開始した小型家電リサイクルを初め、資源ごみ選別の徹底に努めています。回収した資源ごみについては、有価物として売却し、町の貴重な財源の1つとなっております。

4点目の環境とごみの問題についてどのように考えていますか、についてであります。

さまざまな環境問題がある中、ごみ問題については、ごみの適正処理や循環型社会形成の推進などさまざまな問題が取り巻いております。その中で、廃棄物処理法が目的として掲げている、生活環境の保全と公衆衛生の向上を念頭に、市町村に処理責任のある一般廃棄物については、町の一般廃棄物処理基本計画に基づき、収集・運搬・処分するという一連の業務を適正かつ確実に履行するという行為が、極めて重要であると認識しております。

また、資源循環型社会の形成を推進していくためには、行政だけではなく、町民及び事業者の協力と意識の向上が必要であります。町民一人ひとりが、ごみを出さない工夫や分別の徹底、たばこやごみのポイ捨て等、町民、事業所、行政が一体となり、ごみの発生抑制と再利用・再資源化に努めることが必要であると考えております。

最後に、5点目のごみの減量化計画、資源ごみ・リサイクル・生ごみ等、についてであります。

町では、今年3月に阿見町一般廃棄物処理基本計画を策定しており、本計画では、御質問の内容にもありました、ごみの資源化及び減量化について示しております。特に、資源ごみ及びリサイクルについては、各リサイクル法に基づく適正処理、分別品目の拡充、効果的なリサイクルの構築等について示し、生ごみについては、各家庭における自家処理の推進を目的とした生ごみ処理容器購入者への助成金交付事業の普及促進を図ることとしております。

今後、重点施策として掲げた4Rの推進を中心に総合的に取り組むこととし、本計画に沿って、適正かつ円滑な事業を進めてまいります。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

このごみ問題も、何度か私もやってまいりましたが、結局ごみというのは燃やせばなくなるというものではなくて、結局あらゆる物質に変化して地上にとどまってしまう。いかに環境問題を考えたときに、ごみを減らすかということが大事になってくる。これが1点大きな目標であると思いますが、まずこの町でつくりました、廃棄物対策でやったこの一般廃棄物のごみの処理基本計画、これは誰が策定されたのか、ちょっとまずその1点お伺いします。

○議長（柴原成一君） はい、生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。お答えします。

一応、阿見町が策定をしたということですが、コンサルは使わないで町のほうで策定をしたということです。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 非常に安心をしました。なかなかこういう問題を、コンサル使わないで実際に分析をして計画を立てるっていうのは、手間がかかって大変だと思うんですが、やはり自分たちでデータを収集し、集めることによっていろんな数値の裏側が読めてくるんで、ぜひこの基本計画をつくる時、数字はいろいろと出してもらっても、分析するのは自分たちできちんとやっていかないと、なかなかこれは、計画は立てられないんじゃないかと。そういうことで、これはすばらしいなと思って、私は感動いたしました。

ある神奈川県の方では全県で、市町村で、ごみの減量化政策——要するにそういうものを、計画を立てようじゃないかと言って、みんなで発表会をやったそうです。で、ある自治体は、ある講師を呼んで勉強会をやって自分たちの手づくりの計画をつくりました。ところが、ほかのところを見ると、みんな立派な表紙、紙できれいにでき上がってて、中をあけるとみんな一緒だった。1自治体が違っただけだった。だから、ほとんど同じコンサルに頼んだ。余りにもこれでは情けないことだと思うんですが、それを聞いてちょっと安心しました。

この中で、基本目標の目標値というのがちょっとあるんですが、平成25年が1人1年間のごみの排出量が418.8キロ、リサイクル率が16.3%。で、平成30年が410キロの17%以上。平成40年が390キロ、これ以下で20%以上と。このような目標値が出ております。なぜ、このような目標値を立てられたのかということと、この平成25年のこのリサイクル率っていうのは急にぼんと上っているんですね。この理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター長野口恭男君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター長（野口恭男君） はい。お答えいたします。

増加の理由についてでございますけども、まず平成25年度は試験的に実施した小型家電リサイクルの取り組みをしたということで、事業者等への資源化に対する啓発活動によりまして、

増加したといったものがございます。特に事業者の取り組みについてはですね、町内全体の資源化量がこの啓発によって増えてきたことが要因かというふうに捉えております。

1人当たりの排出量でございますけども、過去7年分の前年比の平均を算出して、直近の25年度の実績に平均比率を乗じまして、平成26年度以降を算出したということでございます。

○議長（柴原成一君） 川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） えーと、それと次にですね、お聞きしたいのは、この1人1日当たりのごみの推移、これが平成23年以降、この阿見町が全国平均、そしてまた茨城県の平均を何かちょっと大きくオーバーしてるんですが、この辺はなぜこのように多いんでしょうか。

○議長（柴原成一君） 廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター長野口恭男君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター長（野口恭男君） 前年度のですね、3月の全協で資料をお出ししました、そのページからいきますと11ページになるかと思うんですが、この表ですね、案として御説明したときにですね、この表になってるわけですけども、この表から見ると、あらわし方として平成23年度まで、これは霞クリーンセンターの塵芥処理表——いわゆる霞クリーンセンターで台貫に乗った、あるいは通過したというような総量でございまして、それで今回あらわした24年・25年を加えたときに、この24・25の数値というのは実態調査——いわゆる霞クリーンセンター以外の集団回収であるとか、工業団地等を含めた数量ということで、この数字がちょっと上がってるということで、この表から見ると上がってるという数字にあらわしたものでございます。

○議長（柴原成一君） 川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、わかりました。そうしますと、統計のとり方としては、茨城県また全国とこれで同じようになったのか、それとも阿見町だけ違うをとり方で数字がこの、ずれたのか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター長野口恭男君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター長（野口恭男君） はい。阿見町として多いのかという、全国比よりは多少は多いかとは思いますが、このあらわし方として国の様式にのっとった実態調査、これが基本というふうに考えて、今後捉えていきたいというふうに考えてます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、わかりました。ぜひ、これはごみの減量化といってもなかなか地域住民の一人ひとりが意識をしないと、これは減っていかないことでもありますので、やはり環境問題、そしてごみを少なくしていくってのは、みんなで意識啓発をすることも非常に大事になってくると思われますが、その辺は何か考えていらっしゃいますか。

○議長（柴原成一君） 済みません。ちょっと答弁の前に。

ただいま7番平岡博君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

はい、湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） ちょっと私のほうからお話をさせていただきます。

先ほどの川畑議員のほうからもいろいろ、日本は高度経済成長——かなり文明が豊かになったというか、経済が発展して非常に豊かな国になってきたというふうなお話がありました。それに加えて地球温暖化ですとか海洋汚染なども、豊かになったがゆえに反面そういった問題も出てきているというふうなところございます。そういった問題については、市町村単位でなかなか、世界的地球規模の中で取り組むというようなわけにはいきませんが、市町村単位の中で1つ1つやっぱり取り組んでいかなければならないことでもあるというふうには考えております。

町では今、この一般廃棄物処理基本計画を26年度に策定をいたしまして、特に一般家庭・事業者に対するその発生及び排出段階における資源化ですとか、排出抑制に取り組むことが必要であるというふうなことから、全ての人のごみ問題に対する意識とモラルの向上、そういったものを町民あるいはその事業者に対して啓発をしていくことが、まず1つは、1点は大事なんだろうなというふうに思っております。

それからもう1つは、この一般廃棄物は町の責務において処理しなければ、対応しなければならないということで、収集運搬の適正な実施ということもやっぱり1つ必要になってくるんだろうというふうに思います。それにはやはり資源化、それと減量化計画、中間処理計画に対応したごみの収集というものを適正に進めていく必要があるということが1つあると思います。それとあわせて、やはり中間処理施設、霞クリーンセンターですとか、あるいは最終処分場それから区民センターの問題、そういった部分について、やはり住民・事業者が不便を来すことなく、正常に稼働させるための維持管理というものを徹底してやっていくということがやっぱり必要なんだろうなというふうに思います。

ですので、町ができることは町はやっていかなければならないと思いますし、先ほども申し上げてましたとおり、やはり住民・事業者とやっぱり協力しながら、やっぱりごみ問題については、やっぱり進めていく必要があるんだろうというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

なかなか意識を啓発、余りにも身近なところなんで、誰でもすぐ取り組めるけどもなかなか身近過ぎて見えにくい部分でもあるんで、やはりこれはいろんな形で事業の中で訴え続けてい

っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

次に、ちょっとお聞きしたいのは、事業系のごみがここんところずっとと少なく推移をしているようなのですが、その辺はどのように町のほうとしては見ておられるのか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 確かに事業系のごみは若干減っているというふうな、今回の調査でも明らかになっております。これやはり各……。町内には工業団地が3つございまして、それ以外にも町内にはいろんな事業所がございまして。それはやはり事業者の、やっぱり会社の意識、事業所の意識というものがやっぱり高まってきてるのかなというふうにも思われます。

ですので、かなりここ資源化率も事業者のほう、先ほど課長が話されたとおりで多くなってきたっていうのを、資源化率が高くなったのは、事業者のほうからの、資源が搬入されてきているというふうなところもございまして、そういった意味から一般廃棄物、まあごみの部分については事業者の意識が高まってきたというようなところが、やっぱり大きな要因になってるんじゃないかなというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。次にちょっとお聞きしたいのは、町で指定のごみ袋を、これは印刷をして町民の皆さんに買っていただいておりますが、そのちょっと年間の金額と、そのフロー——どのようなフローで、それが、町民が手元に入るところまで行くんでしょうか、ちょっと。その辺のトータルの金額、または1枚1枚の金額のどちらでもいいんですが、数字的にもしわかれば教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター長野口恭男君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター長（野口恭男君） はい。お答えいたします。

まず、入札によりまして町で一括を購入いたします。で、それをシルバーにおろして、シルバーから各業者とシルバーの契約をしまして、そこへ配達、おろしていくという流れでございまして。町のほうからですね、45リットルの大で申し上げますと、町のほうからシルバーへ70円——これ1セット10枚入りの価格で70円ですね。で、シルバーがですね、業者のほうへ10円を上乗せして80円でおろしてると。店頭販売のほうは上限として10円を乗せ90円、これが上限で、これ以上にはならないような指導をしております。税抜きでございますけども、90円が上限ということで販売しております。

○議長（柴原成一君） 川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。1枚の金額はこれで。これ、年度にすると大体どういう金額になりますか、トータル。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター長野口恭男君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター長（野口恭男君） はい。26年度の決算で申し上げますと、ごみ袋の収入は2,200万ですか、25年度の決算は2,500万ですね。

以上です。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、わかりました。ということは、これは最終的には町の住んでる方たちが費用負担をしてるということで、理解でよろしいですか。

○議長（柴原成一君） はい、廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター長野口恭男君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター長（野口恭男君） はい。ごみ処理の経費の応分の負担ということで御負担をいただいてるということでございます。

○議長（柴原成一君） 川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、わかりました。ありがとうございます。

それとですね、平成9年から霞クリーンセンターが稼働してます。もう結構いい年数がたってるんですが、あと何年——平成何年ぐらいまで稼働させるつもりなのか。さくらクリーンセンターは平成35年にほぼ業務終了とか、完了の計画は出てるんですが、こちらの霞クリーンセンターは、ちょっとあとどのくらいか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） はい、湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 一般廃棄物処理基本計画の中でもうたってあるんですが、霞クリーンセンターは今年で18年——26年度中に18年になりますか、稼働してるんですけども、もう既に耐用年数も近づいてきておりますけれども、今のその霞クリーンセンターの機能の検査をしまして、今の計画では42年までは何とか稼働させて——平成42年までは稼働させていきたいなというふうには考えております。ただ、これはそのときの状況によって、またいろいろ変化するかもしれませけれども、今の整備計画の中では42年までは稼働したいなというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。将来的には、また我が町で1つ持つということは、またなかなかこれは困難な状況にはなってくるかと思うんですが、そのときはまた広域でいろいろと検討していただいて、費用の、経費の負担も少なく、そしてまた効率よくこれはやっていただければと、こう思います。

で、1点は年とともにごみを出す量は少なくなっていくという部分もあるんで、人口イコール、ある程度ごみの量というのも、やっぱり年齢層によってごみの出方が違うんで、そうい

うところも細かく計算をしていただいて、非常に効率よく処分できるような、適正なそういう計画を早目早目に立てていただいたほうが、これは1点いいのかなと、こう思って今質問さしてもらいました。

次にですね、今町のほうでは機密文書に当たるようなもの、まあ庁舎内でいろいろとプリントをしたり、いろんな個人情報のもので出てきたり、そういうものの処理はどうされてるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。前回の休憩より1時間以上過ぎてますので。会議の再開は17時30分といたします。

午後 5時22分休憩

---

午後 5時30分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川畑秀慈議員の質問を続けます。

まず答弁をお願いします。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。ただいまの機密文書の取り扱いについて、お答えをいたします。文書管理の所管が総務課ということでございまして、機密文書も含めまして町の文書管理については、保存年限をごとに文書箱に適切に保管しておりまして、廃棄の期限が来ましたら担当職員が直接その焼却場まで運んで、そこできちんと焼却を見届ける。焼却処分したところまで責任を持って処理してるというようなこととございまして。それと個人情報も含めまして、文書の廃棄については、そういうものがわからないように日ごろの管理についてもシュレッターをかけるとか、そういうことで適切に管理をしております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。そういう、この1つのやり方の中で、もう1つリサイクルをしているところもありますね。東京都庁であるとか世田谷とか。また、前太陽光で行った太田市なんかもやってるのは、こういう機密文書から何からってのを全部リサイクルにまわして、で、戸田市はそういうものを使って戸田ロールってトイレットペーパーをつくって、それを販売してる。

まあリサイクルできるものはリサイクルをしていくっていったところも非常にこれは取り組みとしてはおもしろいし、これは重要文書がリサイクルされるまではかなり厳密にきちんとやってるようなので、ぜひ後で参考にしていただいて、ぜひ全町を挙げていろんなところでごみの減量とリサイクル化っていうことも、ちょっと総務部のほうも庁舎の中は音頭をとっていただいで進めていただければと思いますが、この辺どうでしょうか。

あ、生活産業部長、どうでしょうか、この辺。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。確かに機密文書に関してはシュレッターをかけるというようなことができると思いますし、まあ、これ町の庁舎とか職員とか、そういった意識はやっぱり必要だと思いますし、それ以外にも機密文書じゃない文書——紙類についてはリサイクルはできると思いますので、それは整備工場のほうに——霞クリーンセンターのほうでリサイクルするということは可能じゃないかなというふうには思います。

それはあくまでもその整備工場のほうから資源として販売するというふうな形だと思いますけれども、そういったことはできるじゃないかなと思います。あとは全庁的な体制の中でどう取り組むかというふうなことだと思います。

○議長（柴原成一君） 川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。これ後で差し上げますんで、こういうこともちょっと検討していただいて、まずこの庁舎の中から意識を高めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、次に資源化、阿見町も見ますと非常にこの資源化、それを1つの物に変えて予算の中へ組み込んでいる、こういう努力をしてるの私も見て、あ、頑張ってるなっていう気はしております。ただ、これを売っていくのにも少しでも高くということ、この前戸田市に行ったときに現実に——前からもう話は聞いていたんですが、見てまいりました。

で、前にも廃棄物対策課の職員の方にはちょっと私言ったことはあるんですが、日経新聞の木曜日に、資源ごみのそのときの相場価格が出ております。ですから、やはりそういう相場も知った上で業者と交渉する。そしてまた、この資源ごみがどういうルートで、どこでどういうふうに変わって、それが処理されて再資源になっていくのか、で、その中でどういう手だてをすると、少しでも高く買って、それが利用価値がもっと上がるようにできるのかというところもぜひ研究していただきたいなど。私もちょっと個人的ですが、研究してこれからまいります。

その中で、今ちょっと町長にも紙渡したんですが、戸田市は新聞紙、これはつくるのにもお金は確かにかかる、ひも代もかかるんですが、意識啓発とやっぱり資源ごみとして新聞を自治体のほうで一括して取りまとめてお金にかえて、その地域のためにまた環境問題に使っていく。組み立てていくのは簡単で、こういうものをばたばたと折りたたんで、中にこういう紙のロールのひもがあるんです。ですから、新聞紙をくるんだときに不純物は全く入らない。紙だけで最後まで。で、この紙を取り出して十文字にして、こっからひもを取り出してこれを入れて、ひもを、要するに立たした後、新聞を積み立てていだけで、最後はまた紙のひもでくるんで出していただく。



そういう行政区の区長さん中心に、これはお願いするようになるかと思うんですが、今一般の家庭の人たちも見てみますと、結構業者の人にトイレットペーパー1個、2個でこういう新聞の山を出してらっしゃるんですね。それを見ると、町のほうで一括してまとめてやることによって、もっともっと有効利用がこれではできないのではないかと。これもつくるのにはお金はかかりますが、意識啓発とやはりそういう少しでも資源化、またそれをリサイクル化するのには、ちょっと有効だと思うんですよ。この辺ちょっと御感想、どうでしょうか。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。私は今朝、課長のほうからそういう話をちょっと聞きまして、非常に全て紙でできて、さらにそれが資源化になっていくというふうなことで、有効な手段だろうなというふうに思います。

今川畑議員が言ったように、お金が少しかかるというふうな話もありましたので、その辺の費用対効果……。まあ費用対効果ばかりじゃなくて、そういう意識の啓発というふうな部分についてもやっぱり必要だというふうな御意見もありましたので、ちょっと整理させていただきたいというふうに思います。ここでちょっといいですね、全ていいなというふうにはちょっと言えないのが申しわけないんですが、そういうことです。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ここで簡単に「はい、つくります」って、それは言えないと思うんですが。これはまあ、紹介したのは、これはこれであれなんです。

もう1つ、さっき何でゴミ袋の件をお聞きしたか。結局それは町民の皆さんが全部負担をする。で、行政で出してるゴミの袋の中を多分見てみますと、いろんなレジ袋の中にごみをまとめて入れて、またその中に入れて出してるっていうのが結構ケースとしては……。私もそういうことはありますし、実際にお店をやっているも大体そういう出し方。ばらばらで入ってるようなのを何かで取りまとめして入れてある。

そういうこと考えると、ゴミを減らすのに、そのゴミとして燃やすものをつくって、またゴミとして袋として出していくっていったところも1つこれは考えてみてもいいんじゃないのかな。実は、戸田市の場合はどんな袋でも——レジ袋でも何でもいい。行政の印刷したマークのゴミじゃなくて、何でもいいから出してもらうっていうようなことで進めているようです。ですから、確かに最後そのまま焼却処分していくのであれば、わざわざ町民がみんなで2,200万とか2,500万払うのであれば、ちょっとこういうことに使ったりほかに使ってもらったほうが、より価値的なのかなという気はするんです。簡単に言うと、この2,200万、2,500万を燃やしてるってことにもなるんで、そういうところもちょっと意識を変えて、いろいろこれは

検討課題にさせていただきたいと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。ありがとうございます。

ごみ袋の中にレジ袋が入って、確かにそうだと思います。この辺の部分については、町としてもレジ袋削減事業というふうなことで取り組んでいた部分もあるんですが、なかなか大型店、スーパーしか浸透はしない。一番大きな問題は、やはりコンビニの問題が大きいんですね。これは、やはりコンビニ——昨日難波議員が30何件あるというふうなことですが、コンビニの人がレジ袋削減というふうなとこまで行かないというふうな状況もございますし、あとはそういった部分でリデュースですか、要らないよというふうにはなかなか浸透できないというふうなところもありますので、視点を変えた中でそういった取り組みができるのであれば、そういったことも検討させていただきたいなというふうには思います。

○議長（柴原成一君） 川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。最後町長にちょっとお願いなんですけど、今いろいろと提案させていただいた中で、やはりこの資源ごみをいかに高く再利用していくか、いかに有効活用していくかってことが、すごくこれからはまたある意味でごみを減らすのと同時に大事になってくるかと思えます。その中で、こういういろんな取り組みをやっていく中で、環境基金をつかって環境問題に対していろんな取り組み、町民の皆さんが活動の中でこういうことをどうだろうかっていったときに、やはりそれは有効であるとなったときに、そういう環境基金を創設して、そういう活動に充てる。また、町でこういう対策をどうだろうかといったときに、環境基金を使ってそういうものを、事業を進めていくっていうようなために、環境基金の創設を。

そしてまた、こういうごみの問題・環境問題に関して、地域の町に住んでる人たちの意識を高めていくためにも、そういう部分お願いしたいと思うんですが、お考えちょっと伺いたいと思います。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。先ほど紙は紙でっていうね、それは1つの手法であって、やはりこれも、その箱を使わなくても十分もう紙で縛るんですよっていう、そういう意識を持ってもらって、それがそのままビニールだ何だで……。何ていうんだ、縛らなければ値段的にどうだっていう。やっぱりそれは値段もよくやはり考えていかないといけないなと。これはやっぱり担当のほうでもね、よくやはり相場っていうものを見きわめながらやっていかないといけないんじゃないかなと、そう思います。

あと先ほどの、ごみをどういう袋でもいいんだから、そういう形にしたらどうですかって、

そうすつと2,200万という、これもやはりじゃあ出してとか、やっぱりそれもあると思うんですよね。ただただこんな小さいものが幾つも幾つもあったときに、そのときの業者との入札で、やはりそういう手間がかかればやっぱり金額的には大きくなないとだめだよってというような話にもなったりいろいろするんで、そういうものもやっぱり実際ごみを捨ててる人だ何だとの話し合いの中でどうなのかなと、そう思います。

また環境基金ということで、これは1つね、おもしろいなと思っております。昨日環境問題はちょっと飯野議員もいろいろ話しましたが、やはり大きなツールになってくるんだなど。阿見町の1つの売りになってくるんじゃないかなと。これは前川田町長が私と前ちょっと話したときに、これは……。まあここに財政当局いるけど、1年に1億ぐらい使っていいものつくったらどうかなって、そんな話までしましたけど。だけどやっぱり今後は環境——まあ平地林とかね、あとアウトレットから島津におりるあの道路あたりも、道路の両脇とかそういう山とか、そういうものが散策できるようにとか、そういうやはり、そういうツールになるものかなと、環境は思ってます。

そういう中で、環境基金ということでどういうことができるのか、財政当局ともいろいろ話し合いながら、それがどういう形ならその基金を積み立てられるのか。その積み立てるもとをどういうところから持ってくるのかってということも考えないとだめなんで、そこはちょっと研究課題にさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。戸田市の例でいくと、この資源ごみの売上金の一部から環境基金の積み立てをして今1億2,000万とか2億とか、何かそのぐらいたまってるという話をしておりました。で、いろんないいアイデアがあっても、やっぱり裏づけがなければなかなか進めることはできないんで、ぜひそういうことも検討していただいて、環境問題、意識啓発とともに阿見町がもっともっと環境整備をされて、美しいきれいな町、魅力的な町になるように進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで9番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、16番佐藤幸明君の一般質問を行います。

16番佐藤幸明君の質問を許します。登壇願います。

〔16番佐藤幸明君登壇〕

○16番（佐藤幸明君） お疲れさまという言葉がぴったりなようでございますが、しばらくのおつき合いのほどお願い申し上げます。

それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

6月5日に厚生労働省から2014年の人口動態統計が発表されました。14年の出生数が100万3,532人。過去最少を更新いたしました。第1ベビーブーム期に年間270万人、私の生まれた第2次ベビーブーム期に年間200万人、この第2次ベビーブームの半分が昨年の出生数でございます。20歳代の出生率が4年連続で低下し、30歳代前半は9年連続で上昇している。晩婚化、晩産化が進んでおります。

政府のまち・ひと・しごと創生本部は、昨年12月にまとめた人口減少対策で、国民の希望が実現した場合の出生率を1.8と示しました。昨年の出生率は前年を0.01ポイント下回る1.42で大差があります。人口1億人を維持するには出生率2.7が必要と言われております。ハードルの高さがわかります。

政府が今年3月に閣議決定しました少子化社会対策大綱では、出会いの機会を提供する自治体や商工会議所などにノウハウを提供することを盛り込んだ、今後5年間で少子化対策の集中期間としました。このように政府が自治体や各組織と一緒にさまざまな方策・手だてを講じているが、歯どめがかかるか疑問であります。

そこで私は次の5項目について提案し、実行できるかを伺います。いや、即実行すべきと訴えます。

1点目として、不妊治療費補助の増額・増回数について伺います。

平成16年から17年にわたり、不妊治療に補助金をと題し2度一般質問を行い、国・県の補助制度が整い町も制度化いたしました。子宝に恵まれない夫婦にとって、不妊治療を受けるのは悩みに悩み、悩んだ末の決断であり大変な思いがあります。保険が適用にならないため、経済的な負担にもなります。1年に限られた回数・限度額となっていますが、赤ちゃんを待ち望むの家庭に、さらに受診しやすく増額・増回数すべきと考え、御所見を伺います。

2点目、男性不妊治療費の補助制度の対象について伺います。新設について伺います。

不妊というのは女性に原因があると思われがちですが、世界保健機関の調査では48%が男性に原因があると報告されております。男性100人に1人が無精子症と言われ、非閉塞性無精子症、精子無力症、乏精子症などの病名が挙げられます。非閉塞性無精子症は、今まで治療方法がなかったが最近手術のできる施設が増えました。

精巣を切り開き顕微鏡を使って精子を探すマイクロテセという手術であり、日本生殖医学会のまとめでは、14年6月現在で57カ所の病院があるとされております。手術を受けた人のうち、3割の人が精子を採取できたと報告されております。この手術を年間300件実施している大阪のリプロダクションクリニックでは、泌尿器科医と産婦人科医と胚培養士らが連携。精子と卵子を採取するタイミングを合わせ、時間を置かず顕微授精し、子供の誕生に期待を寄せているそうです。

このマイクロテセ治療にも、公的医療保険の適用はございません。自己負担で30万から50万が必要となります。東京都では今年4月から上限15万円を限度とし、助成することを決めました。20都府県で同様の制度を設けている。独自に助成制度を設けている市町村もあります。当町も男性不妊治療費補助制度を新設すべきとお伺いします。

3点目として、子供医療費の無料について、国の全額負担についてを伺います。

ここは町の議会だよ、おまえ国のこと言たってしょうがあんめいよという人もいらっしゃるかもしれませんが、最後までお聞き願いたいと思います。

また、先日の永井議員の質問で、高校卒業までの医療費の無料化についての質問があり、約3,000万円の経費が必要であり補助もなく町単独事業となり、今のところ無料化は考えないと答弁でした。私は国の全額負担により実施すべきではないかと思います。と申しますのは、5月の26日全国市長会の少子化対策・子育て支援に関する研究会が開催され、国と自治体の役割を示した特別提言を公表。地方自治体には体力の差があり過ぎ、助成制度も異なる。子供の医療費を国の負担で全国一律無償化にすることを要請。また、地方自治体には結婚・妊娠・育児などの支援サービスを積極的に広報・提供する体制づくりを求めている。市長会会長の新潟県長岡市の森民夫市長は、市長会の総意と明言しております。

市長会の動きがこのようになっています。国を動かすには町村長会も協議し、同調すべきと考えます。私ども議員は町村会の動きが見えません。町村長会で、このようなことが議題になっているのかを伺います。

4点目として、園児・児童生徒の給食費の減額について。

第3子からの給食費が無料になり、3子以上の子供を持つ保護者に大変喜ばれております。少子化、したがって子供が少ないんです。3子以上の家庭は少ないと思います。1子、2子の子供も対象に無料化が望ましいが、まず本日は減額をすべきとお伺いをします。

5点目として、誕生祝い金制度の新設についてを伺います。

私は2人兄弟で3歳上に兄がおります。今は亡き母は元気なころ、兄のお下がりを嫌がらず何でも着てくれたいい子だったよと。2番目はお金がかからず、食事だけ与えておけば育てくれたと喜んでくれました。ところが、今になって何で4年に1回心配かけんだと言われました。

子育てにお金がかからないのは昔の話。おむつも紙おむつ——使い捨てに。ベビー洋服までがブランド志向。手づくりの離乳食、ベビーフードも今や市販品。このような時代なので、1子からの誕生祝い金制度の新設し、子育ての経済的負担の軽減をすべきと考えます。誕生祝い金制度の新設について、お伺いをいたします。

以上、1点目の質問をさせていただきます。

あ、少子化に一生懸命なっちゃってね。少子高齢化ということですので、高齢化の問題がまだございました。

6点目、シルバークラブの補助金増額について。

歳を重ねた方々が人手をかりず、何不自由なく日々楽しく生活されることが望ましい。日々楽しくというのは1人では難しく、仲間がいて、友達がいて、同じ趣味を持つ相棒がいて、初めて楽しかった1日を過ごすことができます。自らが友を求める人ばかりはおりません。シルバークラブの存在が大きいのです。クラブのいろいろなサークルを応援する必要があります、シルバークラブの補助金増額をすべきとお伺いをいたします。

7点目、遊休施設の活用による健康寿命を高める方策について。

平均寿命から健康寿命を差し引いた年齢は、男性が9.03歳、女性が12.37歳です。体調を崩し最期を迎えるまでの期間であります。いかに健康寿命を平均寿命に近づけていくかが行政の指導も必要であると考えます。当町は健康体操などの普及に力を注いでおりますが、町内の公共施設をフルに活用し、さらに広げていただきたいと思えます。

脳の運動には将棋・囲碁・チェスなどが効果があると言われております。まほろばでは将棋・囲碁の部屋がありますが、公民館地区公民館にも、またそういうところにですね、設けてくれたなら、脳の元気な方々が増えるんでなかろうかと思えます。管理の問題もありますが、町営住宅の空き家なども同様に利用できないかを考える次第です。

また、町有地の未利用地にも、その土地に合った利用方法があると考えます。以前パークゴルフの件なども取り上げてみましたが、その土地にその適した広さが必要だという話もございました。例えば、ゴルフを例に挙げれば48ホールのゴルフ場もあれば18ホールもある、ミニコースもあれば練習場もあるということで、その土地の大きさに合った利用方法もあるんじゃないかと思う次第です。

答弁を、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 少子高齢化対策についての質問にお答えをいたします。

1点目の不妊治療費補助の増額、増回数についてであります。

不妊治療は、保険が適用される薬物療法及び手術等と、保険が適用されない人工受精や体外受精に大別されます。茨城県では、不妊治療助成事業により、保険が適用されない高額となる人工授精や体外授精の不妊治療を受けた場合に15万円を上限に助成しています。町では、平成17年度から町の単独事業として県内でもいち早く取り組みました。

県で助成を受けた方のうち、治療額が県助成額の15万円を超える治療を受けた方を対象として、1回につき5万までの助成を行っております。平成26年度までに76組の御夫婦に延べ197件の助成を行いました。

平成27年度から、県の不妊治療助成事業の内容が変更され、妊娠の可能性が高い若い年齢の妻に、年度内の回数を制限することなく助成する内容になりました。これまで、年度内において初年度については3回まで、次年度からは2回までという制限がありましたが、妻が39歳までの夫婦については年度内2回までの制限回数をなくし、43歳までに通算6回まで助成を受けることができるようになり、これにより妊娠の可能性が高い時期に柔軟に不妊治療に取り組むことができる環境が整備されました。町としましては、県の助成事業に沿った形で、継続して助成事業を実施しております。

制度の変更内容については、「広報あみ」及び町のホームページなどで周知を行い、今後も引き続き不妊治療を受ける方の支援を行っていきます。また、不妊治療補助の増額等については、不妊に悩む夫婦の不妊治療の経済的負担の軽減拡大に向けて、検討してまいりたいと考えております。

2点目の、男性不妊治療費の補助の新設についてであります。

不妊治療では、それぞれ不妊の原因によって女性への治療、男性への治療が行われております。現在、県及び町が実施している不妊治療費助成事業は、女性に対する治療だけでなく、夫婦で受けられる不妊治療に対して行われているものです。そのため、今後につきましては、男性の不妊治療費への補助に特化せず、現在実施している不妊治療助成事業とあわせて検討していきたいと考えております。

続きまして、3点目の子供医療費の無料化——国の全額負担、についてであります。

最初に、町村会の町村長でもということですので、これは、今度町村会の議会がありましたときにそういう提案をさせていただきます。また、ここに議長がおりますので、町村議長会でもよろしくお願ひします。

子供の医療費助成につきましては、永井議員の質問にもお答えしましたが、子育て世代の経済的負担を軽減するための支援策として、平成25年4月よりそれまで小学生までだった対象を、所得制限を設けず、医療費の無料化を中学生までに拡大しました。このような中で、佐藤議員から子育てにかかる医療費は、国が全国一律に負担すべきではないかとの御質問ですが、同様の提言は、平成27年5月26日、先ほど佐藤議員が言われたとおり、全国市長会の少子化対策・子育て支援に関する研究会の中で少子化対策・子育て支援に関する特別提言がなされています。

内容としては、我が国が現在直面している急速な人口減少の流れは、これまでどの国においても経験したことがなく、国民生活とそれを支える行政の役割は、大きな転換点を迎えている。

そこで、これまでの社会的・経済的な枠組みを根底から見直し、人口減少・少子化を見据えた新たな全体の枠組みを構築することが必要となっている。そのため、まず国は将来に向けた基本的な方向性を示し、特に出産や子育てに関する医療・教育面での経済的負担の軽減について、国の責任において環境を整備することが重要であるというような要旨です。

この中で、子供に関する医療費についても、地域間で経済的負担軽減などの子育て支援サービスを、競争して子供たちを取り合うようなことは望ましくなく、地域に住む人々が自分の住む町に対して愛着や誇りを持つことが第一である。愛着や誇りといった地域の魅力の競い合いによって子育て世代の住みやすいまちを目指すべきだとあります。

佐藤議員御質問の、このような趣旨を踏まえ、少子化対策・子育て支援のための国の動向を注視し、町の対応を検討してまいりたいと考えております。

4点目の園児、児童、生徒の給食費の減額についてであります。初めに、公立保育所の給食費についてですが、3歳未満児においては、町負担で実施しており、給食費は徴収しておりません。3歳以上児につきましては、副食費の徴収はせず、主食代のみ月額500円を徴収しております。3歳以上児の給食費の減額につきましては、平成25年9月より、月額900円から月額500円に値下げしたところでありますので、現時点では考えておりません。

児童・生徒の給食費についてですが、町では平成26年10月から、子育てを推進し保護者の負担軽減を図るために、第3子以降の児童・生徒の学校給食費の無料化を実施しております。現在の給食費については、平成12年から16年間据え置いているところです。給食費の値下げについては、給食の質と量を維持するために、厳しい状況にあると考えております。

5点目の誕生祝金制度の新設についてであります。

祝金制度は、全国にも多々ありますが、少子・高齢化対策として行う場合、その目的、効果を検討し、制度設計する必要があると考えます。町では昨年から検討を重ねた結果、人口を維持できる合計特殊出生率が2.1人であること、若者の希望する子供の数が2人以上であること等を勘案し、第3子以降の出生を促進する奨励金制度の実施に向けた準備を進めてまいりました。その概要は、第3子以降の出生時に、子供1人につき10万円を支給するものであり、まもなく実施できるよう、準備を進めております。

6点目の、シルバークラブの補助金増額についてであります。

シルバークラブは、地域において高齢者の健康増進や社会奉仕活動などの事業を行っています。補助金につきましては、会員数20名以上29名以下のクラブについて月額2,500円、30名以上49名以下のクラブは月額4,000円、50名以上のクラブは月額5,000円を補助しております。

シルバークラブは、高齢社会を迎える中で高齢者の居場所づくりや生きがいに、ますます重要になってくるものと思います。今後、全地区に結成を呼びかけるとともに、補助制度



についても検討してまいりたいと考えております。

最後に7点目の、遊休施設の活用による健康寿命を高める方策についてであります。

遊休施設を活用するという御提案ですが、町営曙住宅の用途廃止後における跡地につきましては、一部公園の用地として予定しております。また、学校再編計画に基づいた統廃合による施設の有効活用などにつきましては、身近な施設ということもあり、さまざまな可能性を含め、検討していきたいと考えております。

健康寿命を高める方策につきましては、現在65歳以上の方については、介護保険法の地域支援事業の中で実施しております。具体的には、ロコモティブシンドロームの予防が重要であることから、運動機能の維持・向上のための運動教室を、地域の公会堂やまほろばなど身近な施設で行っております。その他、若い世代の女性の運動教室や生活習慣の改善に向けた健康づくり事業を実施しております。

今後も、各関連団体や町民主体の活動を支援しながら、町民の健康づくりを推進していきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 16番佐藤幸明君。

○16番（佐藤幸明君） まず、不妊治療の増回数とですね、増額ということでございますが、回数については県方針に沿って町でも従っているということで、喜ばしい限りでございます。また増額についても検討するというので、ねえ、これ検討するというんで、これはね、ありがたくすばらしい答弁だと思っております。その中で、検討の結果がよい方向に進むことを心から願って、ね、この件は終わりにします。はい。

2点目の男性のね、不妊治療。本当に男性の原因で子供ができないっての、これ多いんですね。ええ。そういうことで、東京都などでも、また先ほど申し上げたように多くの——多くと言っていいのかどうか、市町村でもやっております。そういうことをも参考にしながら、進めていただけたらと思っております。検討していきたい。ね、これも検討していきたいと考えていますということで、ありがたいとこですね。

医療費の無料化。これは国の全額負担ということで、話をさせていただきました。私どもはそういうところへ行く機会もないし、そういう話もできないんですよ。ですから、町長に……。まあ町長はね、先ほどそういうところで発言していくということもおっしゃられましたけれども、ぜひとも声を大にして、そういうところで訴えていただきたいと思うところでございます。国を動かすのには、とにかく全国の市町村が一体となってね、やっていかなくちゃいけないのかなと思います。

そういう中で、実は昨日全国の市長会議が開催されました。全国の市長会議というのは790の市長と東京23区の区長が会員となっております。そういう中で、この国が負担して子供の治

療費を全部、ね、負担すべきという決議を市長会では昨日全会一致でしております。

一刻も早く、町村会でもこの話題を取り上げですね、取り上げていただきたいと思います。これ町長にお願いするほかないだもん。ね。よろしく願いを申し上げます。

それから、園児・児童のね、給食費の件ですが、私2番目という話しまして、非常にこの、何で3番目からは無料なのかとかさ、いろいろ抵抗感じるところがあるんですが、去年から始まった事業です。そしてまた、急にまたこれをということも、ね、無理なのかなとも思うところがありますが、より多くの保護者が子育てしやすくするために、こういうことも考えていただきたいと思いますところがございます。

誕生祝い金制度の新設について、3子から。ね、何で3子なのかってやっぱり思うんですけども、まあ10万円を支給する制度をつくるということで、まずはありがたいと思うところがございます。実はですね、これ阿見町もそうですけども、子供が少ないということは、この先々大変なんですよ。日本もそうです。人口がどんどんどんどん減ってくわけですから。そういう中で、1人でも多くの子供ができるように、いろんなこの方策をね、取り入れて、そういうことを取り入れることによって、阿見は子育てのしやすい町なんだということで、人口も増えるかもしれませんよ。そういうことやってたらね。ええ。

で、ちょっと飛躍した話になりますが、先進国では子供が少ない。後進国といって失礼かもしれませんが、教育施設の整っていないところでは子供が増えてるんですよ。きちんとした教育のできる日本——先進国では子供が減ってます。どこでもそうです。学校もない、きちんとした教育できない場所では子供が増えてるんですよ。そうですよね、教育長。そうなんですよ。

これはね、地球サイズでことを申し上げたら、これもまた大変なことなんですよ。そういう中で、優秀な日本人が子供を増やしていただいて、そういうところまでも出向いて行って、大きな活躍をしなくちゃいけないんじゃないかと、それが先進国の使命ではないかと思うところがございます。少子化に対策についてですね、非常にこれ難しい部分もありますけども、本当先ほど申し上げたように、いろんなことを考えて取り組んでいただきたいと思いますようお願いを申し上げます。

また高齢者の、高齢化についてですが、いろんなことに年配の方々がね、挑戦し生きがいを持って行けるような、その組織づくりですか。それにはシルバークラブがまずは1番大きな役割を果たしてくれるんじゃないかなと思うところがございます。そのようにですね、検討してまいりたいという返事でもございますので、よく検討していただきたくお願いをします。

そしてまた、遊休施設の利用ということで、年配の方々はどうしても近いところへ、近いところという希望がございます。そういう中で、数多くの場所で、質問の中でも申し上げましたけども、将棋と囲碁とかね、チェスとか、そういうのが1番この、何か頭を使うそうです。あ

とは数読といってね、9つ9つの升があって、その中に数字を入れていって、またそれが3つ3つで……。9つの升があんですね。そん中に1から9まで全部入ってくんですよ。これは土曜日の新聞に出てきます。これ結構難しいんですよ。ええ。そういうのも広めてですね、頭を使っていただいて、健康寿命が平均寿命に近づくように努力を重ねていただきたいとお願いを申し上げて、1点目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） 16番佐藤幸明君。

○16番（佐藤幸明君） はい。先月の29日ですか、10時ごろ口永良部島で爆発的な噴火、住民が避難した。火砕流が発生。一部は海岸まで到達、一部は集落に接近しました。30日午後8時半ごろですか、小笠原諸島の母島と神奈川県二宮町で震度5強の地震があり、地震の規模はマグニチュード8.5と推定されました。また、議会の初日6月9日5時50分ごろですか、当地域で震度4強の地震が発生。建物が上下にドスンとなりました。今や災害は忘れないうちにやってくる。

そこで災害時の業務継続計画——BCPについて伺います。

内閣府は、2004年10月の新潟県中越地震などを受け、10年4月に自治体向けBCPの策定手引を作成した。しかし手引は小規模な市町村にとって策定に係る作業量が多いとして、今年5月に簡略版を作成し市町村に通知した。

そこで当町は策定しているか。

2点目として、首長不在時の職務代行順位と職員の参集体制は。

3点目、本庁舎被災に備えて代替庁舎のリストは。

4点目、非常用発電機や燃料、水、食料の確保は。

5点目として、防災無線や衛星電話の準備は。

6点目、戸籍など重要データのバックアップは。

7点目、災害発生後1週間までの優先業務の整理は、とお伺いをいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 災害時の業務継続計画について、お答えします。

1点目の当町は作成しているか、についてであります。

災害時の業務継続計画は、災害時に行政自らも被災し、人・物・情報等の利用ができる資源に制約がある状況下におかれる場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、事前に優先すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画であり、その必要性は認識しておりますが、策定するまでには至っておりません。今後、早期にこの計画の策定を検討してまいります。

2点目以降の御質問につきましては、災害時の業務継続計画を策定しておりませんので、町

の地域防災計画の視点からお答えをさせていただきます。

首長不在時の職務代行順位と職員の参集体制は、についてですが、非常配備体制時に町長が不在等の場合は、副町長がおりませんので、教育長、そして2番目に総務部長の順に代決を行うこととなります。

次に、職員の参集体制ですが、勤務時間外に地震が発生した場合は、町内の発表震度に応じた自動参集となります。震度4の地震が発生したときは、災害対策関係課職員が参集し災害発生に備える体制をとります。震度5弱の地震が発生したときは、管理職員が参集し、震度5強の地震が発生すると、災害対策本部が設置となり、全職員の半分以上が参集します。そして、震度6弱以上の地震が発生したときは、全職員が参集し災害対応体制をとることとなります。

3点目の本庁舎被災に備えての代替庁舎のリストは、についてですが、災害対策本部を設置する役場本庁舎が被災等で使用できない場合には、1番目に水道事務所、2番目に中央公民館、そして3番目にその他の施設の順に代替施設を確保することとしております。

4点目の非常用発電機や燃料、水、食料の確保は、についてであります。

発電機と燃料については、町内18カ所の指定避難所に設置している防災備蓄倉庫及び役場内の防災倉庫に整備しております。また、食料については、町では、罹災人口の3日分の食料として、約2万1,500食の備蓄を目標とし、アルファ米・乾パン・ビスケット等の非常食を備蓄しております。飲料水につきましては、今年度新たに飲料水用の防災倉庫を設置し、ペットボトルの保存水を購入する予定であります。

5点目の防災無線や衛星電話の準備についてであります。

御存じのとおり平成26年度に同報系と移動系の防災行政無線の整備を行い、今年4月に運用開始となりました。また、今年度は、町の指定避難所への無線LAN敷設工事、及び公共施設等への戸別受信機設置工事を予定しております。衛星電話につきましては、災害時の通信手段として、その重要性は認識しており導入を検討しているところです。

6点目の戸籍など重要データのバックアップについてお答えいたします。

現在の戸籍データについては、正本は町に、副本については、西日本の戸籍副本データ管理センターに保管しています。この方法は、法務省が東日本大震災の教訓を受けて、市町村と管轄する法務局の双方にある戸籍データが消滅した場合の措置として、全国2カ所に戸籍副本データ管理センターを設置したものです。町では、平成25年6月より、当センターへ、総合行政ネットワークを利用して日々送信しており、仮に町のシステムが機能しない場合には、水戸地方法務局土浦支局で戸籍の再製や証明書の交付ができるようになっています。

最後に7点目の災害発生後1週間までの優先業務の整理は、についてですが、災害時の初動・応急・復旧業務について、業務担当班ごとに、災害対策初動マニュアルを作成し、災害初

動から1カ月間の災害時の業務内容として、平時における課題や対策を整理しております。しかし、通常業務復旧の優先度については、災害時の業務継続計画が策定されていないため、現状では各部門による判断となっているところでございます。

○議長（柴原成一君） 16番佐藤幸明君。

○16番（佐藤幸明君） はい。お伺いをいたします。この簡略版が当町にも届いておると思いますが、私が抜粋して質問したほかにですね、どのようなことを準備しなさいと、備えなさいとなってるのか、簡単に結構ですからお聞かせいただければと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

議員御指摘の6項目のほかに、災害編ということで今回御質問をいただきましたが、業務継続の場合は、感染症などのインフルエンザ対策についても当然考えなければいけません。また大規模な事故ですとかテロ対策、そういったことも含めてトータル的に業務継続計画というのを当然位置づけなければならないということになります。そういった視点を今後全庁的にですね、検討しなければいけないだろうというふうに思います。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 16番佐藤幸明君。

○16番（佐藤幸明君） まあね、当町策定されてないということですから、そういう概略版に基づいて早急に策定すべきじゃないかなと思うところです。そのように考えはあるかどうか、ありますよね。あると思いますが、確認させていただきます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

これも町長答弁のとおり、早急に策定していかなければならないというふうに認識してございますので、策定のほうに着手していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 16番佐藤幸明君。

○16番（佐藤幸明君） ぜひ、そのようにお願いします。そのような中でですね、ちょっと策定されてないから無理な部分があるのかもしれませんが、先ほどの報告伺ますと、例えば現状ではの話ですからしょうがない部分はあるかと思いますが、7点目ですか、各部門による判断とかですね、そういうところ。いろいろまたほかにもありますけども、例えば本庁舎の後が水道事務所、中央公民館、3番目がその他の施設。その他の施設という、もっとこれはっきりしなくちゃいけないと思いますね。そういうことを明確にですね、災害に備えてこの件においても策定されるようお願いを申し上げて、この件の質問を終わります。

なお、検討するという内容が多くございました。6月末のころ、窓口を訪ねて検討の結果を

お伺いに行きますので、よろしくひとつお願いを申し上げ、挨拶を……。いやいや、挨拶じゃない。一般質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで16番佐藤幸明君の質問を終わります。

---

#### 休会の件

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月12日から6月18日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はここで散会します。お疲れさまでした。

午後 6時34分散会

第 4 号

[ 6 月 19 日 ]

## 平成27年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成27年6月19日（第4日）

### ○出席議員

|     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 柴原成一君  |
| 2番  | 藤平竜也君  |
| 3番  | 野口雅弘君  |
| 4番  | 永井義一君  |
| 5番  | 海野隆君   |
| 6番  | 飯野良治君  |
| 7番  | 平岡博君   |
| 8番  | 久保谷充君  |
| 9番  | 川畑秀慈君  |
| 10番 | 難波千香子君 |
| 11番 | 紙井和美君  |
| 12番 | 浅野栄子君  |
| 13番 | 藤井孝幸君  |
| 14番 | 吉田憲市君  |
| 15番 | 倉持松雄君  |
| 16番 | 佐藤幸明君  |
| 17番 | 諏訪原実君  |

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

|   |   |               |
|---|---|---------------|
| 町 | 長 | 天田富司男君        |
| 教 | 育 | 長 青山壽々子君      |
| 総 | 務 | 部 長 横田健一君     |
| 町 | 民 | 部 長 篠原尚彦君     |
| 保 | 健 | 福 祉 部 長 飯野利明君 |



|                     |       |
|---------------------|-------|
| 生活産業部長              | 湯原幸徳君 |
| 都市整備部長              | 篠崎慎一君 |
| 教育委員会教育次長           | 竿留一美君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長      | 宮本寛則君 |
| 総務部次長               | 大野利明君 |
| 総務課長                | 青山公雄君 |
| 企画財政課長              | 小口勝美君 |
| 管財課長                | 黒井寛君  |
| 交通防災課長兼<br>消防運営管理室長 | 建石智久君 |
| 税務課長                | 菊池彰君  |
| 社会福祉課長兼<br>福祉センター所長 | 湯原勝行君 |
| 児童福祉課長              | 青山広美君 |
| 国保年金課長              | 岡田稔君  |
| 道路公園整備課長            | 湯原一博君 |
| 都市施設管理課長            | 大塚康夫君 |
| 上下水道課長              | 坪田博君  |
| 生涯学習課長兼<br>中央公民館長   | 佐藤吉一君 |

○議会事務局出席者

|      |     |
|------|-----|
| 事務局長 | 吉田衛 |
| 書記   | 大竹久 |

平成27年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成27年6月19日 午前10時開議

- |      |         |  |
|------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第52号  | 阿見町子ども・子育て会議条例の制定について                        |
| 日程第2 | 議案第53号  | 阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について                    |
|      | 議案第54号  | 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について                    |
|      | 議案第55号  | 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について     |
|      | 議案第56号  | 阿見町介護保険条例の一部改正について                           |
|      | 議案第57号  | 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について      |
|      | 議案第58号  | 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について                         |
| 日程第3 | 議案第59号  | 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）                       |
|      | 議案第60号  | 平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                 |
|      | 議案第61号  | 平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）                |
|      | 議案第62号  | 平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）               |
|      | 議案第63号  | 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）                   |
|      | 議案第64号  | 平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                |
|      | 議案第65号  | 平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第4 | 議案第66号  | 防災行政無線放送施設整備工事請負契約について                       |
| 日程第5 | 議案第67号  | 中央公民館耐震補強工事請負契約について                          |
| 日程第6 | 議案第68号  | 社整東公第1-1号公園整備工事請負契約について                      |
| 日程第7 | 請願第2号   | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願 |
| 日程第8 | 意見書案第2号 | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）       |
| 日程第9 | 意見書案第3号 | 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書（案）                      |

日程第10 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

議事に入る前に、去る6月10日の本会議における飯野良治君の一般質問の発言について、会議規則第64条の規定により発言取り消しの申し出がありました。

内容は「タケノコの出荷制限と風評被害について」の質問中、再質問において不適切な発言がありましたので、その再質問の全てを取り消したいというものであります。

ここで、飯野良治君から発言を求められておりますので、発言を許します。

○6番（飯野良治君） 皆さん、おはようございます。貴重な本会議の時間を割いていただき、まことに申しわけありません。

今、議長が申されたとおり、私6月10日の一般質問の第2項目ですね、タケノコの出荷制限と風評被害についての一般質問の中で不適切な発言がありました。私は再質問を全て削除いたします。

本当に執行部の皆さんと議員の皆さんに御迷惑をかけて、まことに申しわけありませんでした。済みませんでした。

以上です。

○議長（柴原成一君） お諮りいたします。

ただいまの飯野良治君からの申し出のとおり、発言取り消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので起立により採決いたします。

飯野良治君からの発言取り消しの申し出を、許可することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。

起立多数であります。

よって飯野良治君からの発言取り消しの申し出は、許可することに決定いたしました。

5番海野隆君。動議ですか。

○5番（海野隆君） いや、動議ではなくて質問です。議長に対する質問。

今、飯野君が立ってですね、自分の発言の取り消しについて賛否に加わったようですけども、

これについてはこれ……。

○議長（柴原成一君） 海野隆君。海野隆君，今終わりましたので。それは後でやってください。

○5番（海野隆君） いや，これ議事運営上まずいよ。これ除斥のあれだから。

○議長（柴原成一君） 海野隆君，静粛にお願いします。

○5番（海野隆君） 除斥でしょう，これ。

○13番（藤井孝幸君） 議長，おまえそんなにかっかせんていいじゃないか。

○議長（柴原成一君） はい，済みません。

○5番（海野隆君） 除斥の適用なるでしょう。

○議長（柴原成一君） これより議事に入ります。

○5番（海野隆君） まずいって，局長。

---

#### 議案第52号 阿見町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に，日程第1，議案第52号，阿見町子ども・子育て会議条例の制定を議題といたします。

本案については，去る6月9日の本会議において，所管常任委員会に付託いたしました，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 皆様，おはようございます。

それでは，命によりまして，民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして，審査の経過と結果について，会議規則第77条により御報告申し上げます。

当委員会は，6月12日午後2時に開会し，午後4時39分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で，議案説明のため，執行部より天田町長を初め関係職員18名，議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに，議案第52号，阿見町子ども・子育て会議条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，施設の設備計画を具体的に教えてほしいとの質疑に対し，施設は幼稚園と保育所，保育園と認定こども園等と地域型保育事業としての4つの事業——家庭的保育，小規模保育，事業所内保育，居宅訪問型保育の事業所で，今後5年間でどれだけの施設量が必要かという計画を立てています。今回，子ども・子育て会議を設置して審査を行っていた

だくことにしています。

次に、これからの計画があったら教えてくださいとの質疑に対して、平成28年度に小規模保育事業所の開設が1つ、29年度に保育所・保育園の設置が計画されていますが、この会議を設置して時期を協議する予定ですので、確定ではありませんとの答弁がありました。

次に、審議会委員の詳細を教えてくださいとの質疑に対し、子どもにやさしい街づくり推進会議のメンバーを——全てではありませんが、考えています。公募も考えていきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第52号、阿見町子ども・子育て会議条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって議案第52号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第53号 阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について

議案第54号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第55号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第56号 阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第57号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第58号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、議案第53号、阿見町行政改革推進委員会設置条例の

一部改正について、議案第54号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第55号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第56号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第57号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第58号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について、以上6件を一括議題といたします。

本案については、去る6月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の結果と経過につきまして、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月12日午前10時に開会し、午前10時41分まで慎重審議を行いました。出席委員は5名全員で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員15名、議会事務局から2名の出席をいただきました。

初めに、議案第53号、阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正についてであります。

質疑を許しましたところ、議案の資料説明の中で、条文の第3条第2項で、今までは住民の代表者等という一文で終わっていたわけなんです。今回1、2、3、4号と4つに分けた理由をお聞かせくださいとの質疑がありました。所属・出身を明らかにしたほうが条文としてもわかりやすいだろうということで1号から4号までのところを定めさせていただきましたという回答がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論を終結し、採決に入りました。議案第53号、阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正については、全委員が賛成し原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） つきまして、議案第54号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、地域再生計画は何をどのように再生していくのか、との質疑に対し、目的は阿見町プラチナタウンの基本構想というものを調査研究し、計画設定に盛り込むこ

とです。健常シニア60歳、定年退職後まだ元気なうちに阿見町に来ていただき、社会地域福祉活動や地域貢献活動、仕事などを行いながら地域の再生課題に対応していただき、豊かな健康生活を送っていただくということです。その目標計画をつくるためにニーズ調査や試験調査を行い、計画を立てて行くものです。そのための今回の協議会です、との答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第54号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第55号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第55号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第56号、阿見町介護保険条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第56号、阿見町介護保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第57号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、この改正では保育士でなくとも保健師か看護師か1人に限り保育士とみなすということだが、詳しく教えてほしいとの質疑に対し、看護師の確保がなかなかできないということで、小規模保育事業と事業所内保育事業所に対して保育士、保健師、看護師に加えて准看護師を保健師1人とみなす緩和する改正です。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第57号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、命によりまして産業建設常任委員会に付託された議案について、審査の報告と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成27年6月15日午前10時に開会し、午前10時56分まで慎重審議を行いました。



出席委員は全員の6名、議案説明のため執行部より天田町長を初め12名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴された方が4名いらっしゃいました。

初めに、議案第58号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑はなく、討論を許しましたところ討論もなく、採決に入りました。

議案第58号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） おはようございます。私は、この議案第54号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、それと関連する議案第55号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、及び議案第56号、阿見町介護保険条例の一部改正について、この3件について反対討論を行います。

まず議案第54号ですけれども、全協でも阿見町プラチナタウン基本構想、これを目標とする地域再生計画という説明がありましたが、その健常シニアという概念だけが先行されてですね、介護施設等への入居者の問題がかなり希薄だったんじゃないかと思います。12日の民生教育常任委員会の傍聴をしていましたが、住所地特例制度ですか、ここの話があり、施設に入っている間は前住居地の自治体が責任を持つと話されていましたが、そこを出るとか75歳になって後期高齢者医療制度になると阿見町の負担になると答弁もありました。そういう答弁があったことに対して、この町の負担というのが増えるのではないかと。これはもう必至だと思います。

先日、地域福祉計画策定の座談会、私も参加させていただきましたけれども、各行政区の人がお話されてたんですけども、高齢化に対することの悩み、これ各行政区のことが多くありました。町の高齢化率を上げるのではなく、若者を呼び込むような施策が今必要じゃないかと思えます。

よって、この議案第54号とそれに関連する55号について反対をいたします。

次に、議案第56号、阿見町介護保険条例の一部改正についてなんですが、これ第1号被保険料の第一段階での減額措置と聞こえはいいんですけども、今年4月に介護保険が大幅な引き上げがありまして、低所得者層に対する軽減策と言ってもですね、昨年よりも値上げになってい

ると。また、この軽減措置がですね、消費税の増税が財源になってるということからも、この議案には私は反対いたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 地域再生計画策定事業、いわゆるプラチナタウン構想の導入についての……。

○議長（柴原成一君） 済みません、何条の、何号……。

○6番（飯野良治君） 第53条……。

○議長（柴原成一君） 54号、五十……。

○6番（飯野良治君） えーっとね……。

○議長（柴原成一君） 53から58ですね。

○6番（飯野良治君） あ、54号ですね。54号ですね、プラチナタウンね。はい。済みません。

地域再生計画策定事業は、これからの地方における人口減問題、地域の消費需要の喚起、雇用の維持創出、他世代間の協働を通じた地域の活性化などの課題を解決する施策の1つとして有効だと考えます。これまでの議論の中で、アクティブシニアの位置づけが話されました。高齢者、障害者に優しい町は、若者にとっても住みやすい町です。阿見町には行政、介護・医療機関、大学、企業、NPO団体があります。また、豊かな自然が数多く残されており、これらの地域資源との連携を活用すればすばらしい町になると考えます。

最後に、阿見町にあるNPO法人の活動目的を紹介して賛成の討論といたします。高齢者、障害者及びその家族に対し、地域住民がお互いに支え合い、安心して住める福祉の町を目指すネットワークづくりと、住民のニーズに即応する福祉サービスを提供することにより、地域福祉向上に寄与することを目的とする。こういうNPO法人が阿見町にはあります。すばらしいというふうに思ってます。賛成です。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私は議案第54号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正及びそれに関連して第55号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対討論をいたします。

議案第54号、本議案のうち阿見町地域再生計画策定協議会の設置に反対します。この協議会は、阿見町に首都圏の高齢者を呼び込むという構想のもとに、阿見町プラチナタウン基本構想を策定するために設置しようとする附属機関でございます。昨日開催されました阿見町の地域

創生の総合戦略を取りまとめる、阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議では、担当である企画財政課から阿見町の人口ビジョン、及び定住促進、少子化について説明がございました。

2040年の人口ビジョン——阿見町の人口ビジョンでは、町の人口は16%減少し1980年代後半の水準になること、阿見町は国の変化に5年程度おくれで変化を示してきましたが、2015年以降は県や国と酷似した高齢化が進む人口構成になる見込みであること、阿見町は他と比較し総数の減少は緩いテンポで推移することなどが説明されました。75歳以上の人口を加えた60歳以上の人口構成は横ばいですが、人口減少が進むことにより年齢別構成が大きく変化し、今後国や県と同様の高齢化が急速に進むと結論づけておりました。

また、世代別社会増減の推移などでは、20歳代の特に女性の転出超過が顕著に見られることなど、課題解決の分析がされていました。県内市町村の効果を比較するグラフは、阿見町は土浦市や那珂市などとともに中庸の町という位置づけにあり、何か1つの対策を打っても解決しない、さまざまな対策を打って初めて総合的に効果が出るというタイプであることも明らかになっています。

阿見町の人口を5万人程度で維持するという総合計画の目標を達成するためには、出生率の上昇がないと仮定すれば、継続的な転入の確保を行わなければならないという結論に達します。が、継続的な転入確保を図るターゲットは町に活力を与える若い世代です。この人口ビジョンシミュレーションに、首都圏の高齢者を呼び込む阿見町プラチナタウン構想は考慮されておられません。先日の本会議でも質疑をいたしましたけれども、阿見地域の介護や福祉資源、医療資源に余裕があるという答弁はありませんでした。

前かすみがうら市長や町内外のメンバーで構成される、阿見町もかかわる、阿見町プラチナコミュニティ研究会では、昨年の秋から議論が行われ、本年3月に提案書が提出されたと聞いています。しかし、報告書の内容は議会に全く公表されておりません。したがって、私は阿見町第6次総合計画にも明確に位置づけがされず、町長の施政方針にも言及されていないにもかかわらず、阿見町の基本的方向性を決するような阿見町プラチナタウン基本構想を作成しようと設置する附属機関には反対をいたします。

議案第55号も、議案第54号に反対しますので、本議案のうち地域再生計画策定協議会委員の報酬及び費用弁償の部分について反対をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 私は、議案第54号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、そしてそれに伴う55号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部改正についての阿見町地域再生計画策定協議会の部分に賛成をいたします。

日本版のCCRCというのは、健康維持と増進、そして将来の医療・介護にかかわる費用を抑制することを目標としています。国内においては既に日本版CCRCのさきがけといえるような施設も存在しております。

例を紹介いたしますと、千葉県の稲毛においては771戸あるうち要介護認定を受けた者は16名しかおりません。これは近隣の地域よりも非常に低い数字だということを聞いております。さらに石川県金沢市においての施設については、高齢者以外にも学生向けのエリア、住居エリアを設置しております。ここは月に決まったボランティア活動をするなど、そういった条件はありますけれども、学生が多く入っている。さらには児童の入所施設などもあり、障害を持つ子供たちが活動するようなスペースもあります。

何よりやっぱり、この東京との距離、これを活かさない手というのはないと思います。地方移住を考える人というのは、東京で築いた関係を全て切って遠い地域、例えば政府が示しました41都市のようなどころに行くよりも、逆に東京に近いこの阿見町のようなエリアに移住することを好むという方も多くいると思います。

そうすることによって東京に残してきた子供たち、あるいは友人たちが簡単に来れるという利点もあると思います。そうすることによって、さらに交流人口が増え、阿見町にもいいことが多く起きるといふふうに思います。長期的に見れば、人口増、消費増、さらに雇用増、税収増と大きなメリットがあると思います。

以上の理由で、私は今回のこの件に関して賛成をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第53号から議案第58号までの6件についての委員長報告は、原案可決であります。

御異議、反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに議案第53号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第53号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって議案第53号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第54号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第54号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。

よって議案第54号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第55号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第55号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい。着席して結構です。

可否同数であります。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長が裁決をいたします。本案に対し議長は可と表明いたします。

よって本案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第56号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第56号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。

起立多数であります。

よって議案第56号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第57号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第57号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第58号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第58号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第59号 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

議案第60号 平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第62号 平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第63号 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第64号 平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、議案第59号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第60号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第61号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第62号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第63号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第64号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第65号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る6月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第59号、

平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会所管事項について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、道の駅の整備推進事業の年初計画で、委託料として民間活力導入可能性調査委託料788万4,000円が計上されていましたが、今回マイナス計上で同額の788万4,000円が計上されておりますが、民間活力導入可能性調査委託はどうなっているのかという質疑がありました。

平成27年度当初予算で計上しておりました民間活力導入調査は、平成26年3月補正で地方創生先行型の財源を充てるということで、平成26年度3月補正予算で計上しております。当初予算については二重計上という形になったため、今回減額をさせていただきました。平成26年3月補正で計上し、これを繰越明許とし、平成27年度に執行する形になっておりますとの答弁がありました。

次に、消防費職員給与関係2人分で782万7,000円について、内容と詳細な説明をいただきたいという質疑がありました。消防広域化に伴い広域から職員2名を派遣をいただき、町の職員として2名の配置をいただきました。その2名分の今回の補正分です。なお、広域派遣2名は総務課の予算計上となり、町職員の補正は交通防災課のほうになりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし、討論を終結し、採決に入りました。議案第59号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） それでは、引き続きまして、議案第59号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち、民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、地域再生計画策定業務委託の委託期間と委託先はどこかとの質疑に対し、1月までの計画策定期間となっております。阿見町と今まで協議を重ねてきました三菱総研ですとの答弁がありました。

次に、阿見町版CCRC、これは対象者をどこに求めているか教えてくださいとの質疑があり、基本的には60代を中心にしながらも50代も含めた中で1つの幅広い世代を対象としていきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、なぜ900万円も払って委託しなければならないのかとの質疑に対し、計画策定事業については内閣府の定額の1,000万の補助金が出ますので、その中で進めていきますとの答弁が

ありました。

また、阿見町CCRCのデメリットはないのかとの質疑に対し、計画策定中の中ではっきりさせたいと考えていますとの答弁がありました。

また、対象もあやふやでしっかりした受け皿がないがどうするのかとの質疑に対し、町では建物を建てるわけではなく、民間主導であります。阿見町がCCRCを進めていくことは心配を払拭するだけのものやっけていくことが大事だと思いますとの答弁がありました。

続きまして、ひとり親家庭学習等応援事業費補助金についての質疑があり、ひとり親家庭及び生活保護受給世帯の児童に対して1人1万円分の図書カードを配布し、子供の学習用の図書購入にかかる経済的負担を軽減することで、児童の学習の機会を確保するというものです。児童扶養手当の受給世帯と生活保護受給世帯の児童で、652名分で経費として計上しました。10分の10の補助事業です。

次に、「サクラ花」のロケが行われているが、物的・人的な応援は何かとの質疑に対し、商工観光課で炊き出しをやったり、教育委員会では中央公民館を撮影場所として、また炊き出しで使っていただいています。また寄付金を募っていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第59号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち、民生教育常任委員会所管事項については、賛成多数で、原案どおり可決いたしました。

議案第60号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第60号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第63号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第63号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第64号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。



当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、議案第59号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会所管事項についての審議結果について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から19ページの農業振興費で、平地林保全整備事業で県支出金を返しているが、どのような理由ですかという質問があり、執行部からは、平成24年度の身近なみどり整備推進事業を実施した際の山林9,894平方メートルの転用が予定されており、協定違反ということで、所有者からの返還金を町経由で県に返還するものですとの答弁がありました。

また、委員からは18ページの地球温暖化対策事業について、本予算で500万円の枠を設けましたが、2カ月で1,500万円の補正ということになりました。取り替えた機器の購入場所や工事業者の数はどのようになっていますかと質問がありました。執行部からは、業者の数は購入及び工事も含めて14業者ですという答弁があり、さらに委員から、一番多額の業者はどこですか、また全体ではどの程度の金額となったのですかと質問がありました。

執行部からは、補助対象金額で杉山電気が500万円程度、次にホームック阿見店で245万円という順番になっています。全体の購入金額は1,300万程度あり、そのうちの500万が補助されたということになります。件数当たりの平均補助金額は1万7,000円程度になりますという答弁がありました。

さらに委員からは、家庭でCO<sub>2</sub>排出が一番多いのはお風呂で年間498キログラム、次にエアコンが127キログラム、トイレが114キログラム、照明器具は37キログラムとなっています。電気の器具を交換してもCO<sub>2</sub>削減には大きくつながりません。地球温暖化防止、CO<sub>2</sub>削減という目的ならば、住宅リフォーム全体の中で考えていかなければ効果が上がらないのではないのですか。本予算で500万円、補正でその3倍の1,500万というのは何かおかしいと思わないですかという質問があり、執行部からは2カ月で予算を満たしてしまったのは、町民にとって使い勝手のよい補助金だったと思っています。CO<sub>2</sub>削減どうのこうのもありますが、太陽光発電で電気料金が高くなっているということからLED化を進めたということですよという答弁がありました。

委員からは、2,000万円の補助予算は大きいですが、利用する町民にとって、また業者にとっても限定的です。今度の補正予算で足りなくなったということになったらどのようにするのですか、と質問があり、執行部からは、今年度は今回の補正を合わせた2,000万円でやめます。ま

だ浸透していないLED化を進めていきます。来年度も含めて3年度はやりたいと考えていますという答弁がありました。

委員から、交換した全体の件数は何件でしたか、新しくLEDを取りつけた家庭は何件でしたか、既にLEDを取りつけていた方は何件でしたか伺いたいという質問があり、執行部からは、申請件数は300件ありました。その方々へのアンケートでは、既にLEDを取りつけているが、追加して購入したという回答は56%でした。今回の補助が器具取り替えの動機になったというのは87%という回答がありましたという答弁がありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りました。討論があり、もっと多くの利用者や業者をカバーする住宅リフォームなど、住宅全般に間口を広げて政策を展開すべきです。住宅全般でもっと地球温暖化防止やCO<sub>2</sub>削減効果のある部分に補助すべきで、住宅用LED照明設置補助金に特化した補正には反対ですとの反対討論がありました。

また、今の段階でも問い合わせが多いということで、ニーズに応えるということは町として重要なことだと思うし、さらに今度は冷蔵庫を買い換えようと意識の改革につながればよいと思いますとの賛成意見がありました。

ほかに討論はありませんでしたので、討論を終結し、採決に入りました。異議がございましたので、起立によって採決をいたしました。その結果、起立多数で、本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第61号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。議案第61号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第62号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。議案第62号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第65号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を許しましたところ、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。議案第65号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 27年度の一般会計補正予算，第59号ですが，民生費のうちの地域再生計画策定業務委託料について反対をいたします。

私は委員会を設置する——附属機関を設置するということについては賛成をしましたが，この何も審議してないうちに予算をもう即つけてると。こういうことで拙速過ぎます。余りにも。

で，理由を述べます。まずですね，計画の理念とか目的が曖昧。50歳の人を言ってみたり，日本版CCRCって言ってみたりですね，定年退職の人を対象にしますとか，そういう理念とかがですね，目的が非常に，私が民教で質問しても曖昧でした。それとですね，地域再生，この計画をつくるための町のメリット，デメリットっていうのは何があるんですかと言ったら，今から考えると。計画を策定する途中で考えると。まあ，こういう意見でした。これは全く町としてですね，この計画について内部で討論，議論したというふうには思えません。

それとですね，三菱総研，総研というのですか，名前が出てきましたけども，これに町が何も考えてないもんだから丸投げになりそうな気がするんです。町としてはこうこうこういうことをやりたいから三菱総研に頼むんだと。980万の予算をつけて。そういう姿勢が全くなしという感じがします。

それからですね，高齢者を呼び込むという，先ほどプラチナタウン計画とかいう，ありましたけれども，高齢化率が高くなればいろんな障害，弊害が起こります。先ほども言いましたけれども，若い人を集めるという施策ならいいんですけども，高齢者をあえて阿見町が受け入れなければならない理由が明確ではないということですね，まあ，なるほど東京在住のですね，50歳，60歳代の方は3割は地域に移動したいということはありますよ。ただ，それは受け皿があつてからのことです。その受け皿というのは，介護力であつたりですね，そういうことだと私は思いますので，何かが出たからすぐに食いつくんじゃなくて，じっくり立ち止まって，立ち止まって考えて，それからスタートするという気持ちがあつていいと思います。

町の職員もよくもんでいただいてですね，議論していただいて，内部で。直ちに行うということじゃなくて，じっくりと考えていただきたいということで，私は反対討論といたします。受け皿をしっかりと考えてから，つくれとは言いませんよ，受け皿があるという確信があつてから，私はやっていただきたいと思います。20年，30年の阿見町を思ってですね，よろしくお願ひします。反対。

○議長（柴原成一君） 次に，原案に賛成者の発言を許します。

2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 賛成の討論をいたします。

今言われました地域再生計画策定の委託料の件なんですけれども、全員協議会の中での説明の中にも、この作成の委託料と地域再生協議会の設置というのはセットだというような話を私は聞いたような気がします。つまり、ここを分けて考えるということはそもそもできないのではないかとということと、後は先ほども申し上げましたけれども、この件に関しましては、阿見町を大きく発展させる可能性を持っている案件だと思いますので、賛成をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

4 番永井義一君。

○4 番（永井義一君） 私はこの議案第59号ですか、平成27年度阿見町一般会計補正予算について反対討論を行います。

まず1点目は、住宅用のLEDの補助金増額の問題です。産業建設常任委員会、私も傍聴したんですけども、この中で話されていましたが、本予算が500万、追加で1,500万と。これは追加が本予算の3倍っていうのは、これはやっぱりおかしいんじゃないかと。まあ非常にそれは私も疑問に思います。

それで、この話のくだりの中で、住宅リフォームの話が出ました。私もこの間一般質問等々で、何回かこの住宅リフォームの話をさせていただきましたけども、やはりこのエコっていうことに関しましては、LEDだけではなくてですね、住宅全体でやっぱり物事を考えたほうがいいんじゃないかっていうことも、私もこの間発言しております。そういった関係で、このLEDの補正予算について反対します。

2点目は、この地域再生計画策定事業ですか。これは内容はですね、先ほど私が述べましたので割愛しますが、この問題に関して私は反対いたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

3 番野口雅弘君。

○3 番（野口雅弘君） 59号に賛成する討論をします。

住宅リフォームとなりますと、どうしても最低でも10万以上の補助を、最低でも出さなくちゃならない。ということは、2,000万でも200件。ところがLEDですと500万で300件、2,000万になると1,200件の補助ができるわけですね。そのくらいの広く浅くというよりも、広く行き渡る補助のほうが私はいいと思いますので賛成させていただきます。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

5 番海野隆君。

○5 番（海野隆君） 私はですね、この平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、14ページ、第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費の委託料地域再生計画策定業務委託料について、反対をいたします。

理由は、議案第54号で述べましたが、阿見町、これは町長の私的研究会なのかどうかはよくわかりませんが、先ほども触れましたかすみがうら前市長や町の建築業者、不動産業者等も入ってですね、構成される阿見町プラチナコミュニティ研究会、これは阿見町の職員もかかわっているというふうに聞きましたけれども、昨年の秋から議論が行われてですね、本年3月に提案書が提出されたと聞いておりますけれども、本当に町内の中でこうした構想がですね、練られていったのか、これ非常に大きな疑問と思います。

で、先ほども言ったように、阿見町が呼び込むべき方々はシニアではなくて若い世代の——町に活力を与える若い世代の方々を呼び込むという必要があるんです。これは、先ほども述べましたけれども、創生有識者会議の中でも明確に述べられております。したがってですね、この業務委託料について、反対をいたします。

それと18ページ、これは委員長報告で申し上げましたけれども、第4款衛生費第3項環境衛生費第2目環境整備費の地球温暖化対策事業住宅用LED照明設置補助金の補正について、反対をいたします。

本補助金のそもそもの目的は、地球温暖化防止及びCO<sub>2</sub>削減であり、統計調査によれば一般住宅でCO<sub>2</sub>排出が一番多いのはお風呂、次にエアコン、次にトイレ、次に照明器具となっているようです。地球温暖化防止及びCO<sub>2</sub>削減という目的であるならば、住宅リフォーム全体の中で考えていかなければ効果は上がらないということは当初予算でも指摘し、私も反対をしてみいました。本補正は、確かに町民の申し込みが多数あるとはいえ、目的に対する費用対効果という面からすれば限定的で、当初予算の3倍を補正するというのは税金のばらまきであるという批判は免れません。したがって反対をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私は平成27年度阿見町一般会計補正予算の2点について賛成の討論をいたします。

1つは、先ほども討論いたしましたけれども、日本版CCRC構想について賛成の討論をいたします。先ほどから若者を呼び込むのはいいんですけども、年寄り呼び込むことは阿見町にとって負担になるという反対の内容が話されました。しかし、私はそういう都合のいい施策はね、まず通用しないというふうに思います。一番弱い人に優しい町は若い人にとっても魅力なはずで、そこに焦点を当てないで、高齢者や障害者、これがね、バリアフリーや優しい。そこに魅力があるんです。そしたら若者も一緒に来ると私は思います。

そして、元気なうちに地方に行き、そこでターミナル受けて、そこで介護を受けるんじゃなくて、いろいろと個人的な活動をしつつ、そこにおいてコミュニティーをつくる。これは非常

にね、東京のキャリアのある、しかも経済的に余裕のある人が地方に来て行政の社会参加をしていく。そういうことが阿見町の我々住民にとっても大きな刺激になるというふうに考えます。ぜひ、これはですね、全国に先駆けて、阿見町がやるべき施策というふうに思います。

太陽光のときもそうでした。だから、きちんと民生教育の中でも、きちっと皆さんが納得いくような勉強会をして、先進地を見学して、そしてこれから日本がですね、地域が抱えていく将来高齢化社会を乗り切るために、これは施策の1つとして有効だという納得のいくところでこれを進めていただきたいというふうに思って賛成します。

もう1つはですね、LEDの問題です。阿見町は、他市町村に先駆けて外灯をね、公営化して、そしてLED化を全部進めたんですね。で、これから各家庭の照明器具をLED化していくことによって、本当に節電にもなるし、日本全体から見てもいずれはね、日本全体の家庭の電球はLED化になると言っています。そのことによって原発何基分もの発電量がね、それに賄われるということになるんで、ぜひともですね、これは進めていっていただきたいというふうに思います。

業者に補助をするのではなくて、それを利用する町民の方に利用する補助金がなぜ反対なんですか。私はそこに強調したい。論議を聞いてたら、何か業者が何社ですか、そこに補助金を出すみたいなことを言ってましたけど、それは言語道断。全くですね、動揺してます。賛成です。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第59号から議案第65号までの7件についての委員長報告は原案可決であります。反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第59号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。

起立多数であります。

よって議案第59号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第60号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第60号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第61号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第61号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第62号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第62号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第63号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第63号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第64号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第64号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第65号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第65号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は、原案どおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩といたします。会議の再開は、11時15分といたします。

午前11時06分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（柴原成一君） 大変長らくお待たせしました。

ここで、先ほどの暫時休憩に引き続き、暫時休憩を続行します。会議の再開は、午前11時35分より再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

午前11時20分休憩

---

午前11時37分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

飯野良治議員の発言取り消しについての再議の件

○議長（柴原成一君） 先ほどの、飯野良治議員の発言取り消しについての再議の件を議題といたします。

町長から、飯野良治議員の発言取り消しについて、本人除斥の対象となっていることが規定されていることから、地方自治法第176条第4項の規定によって再議に付されました。

町長から再議した理由の説明を求めます。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 冒頭の飯野議員の発言取り消しについて、飯野議員について除斥の対象となっていたため、地方自治法第176条第4項の規定により再議を求めるものであります。

○議長（柴原成一君） ただいま町長より再議の件についての説明がありました。

これから再議の件を――飯野良治議員の発言取り消しについての再議を採決いたします。

まず、飯野良治君、除斥お願いいたします。

〔6番飯野良治君退場〕

○議長（柴原成一君） それでは、飯野良治議員の発言取り消しについての再議の件を議題といたします。

再議に付することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕



○議長（柴原成一君） 失礼しました。もとへ。

これから飯野良治議員の発言取り消しについての再議の件を採決します。

再議にかけるかどうかを採決……。失礼しました。

それでは採決いたします。

飯野良治君からの申し出のとおり、発言取り消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

取り消しを許可することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。

起立少数です。

よって、飯野良治君の一般質問についての発言取り消しの申し出は却下されました。

じゃあ、飯野良治君の入場を許します。

〔6番飯野良治君入場〕

---

#### 議案第66号 防災行政無線放送施設整備工事請負契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、議案第66号、防災行政無線放送施設整備工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る6月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第66号、防災行政無線放送施設整備工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、防災行政無線の工事の件ですが、具体的にその工事の内容を教えてくださいとの質疑がありました。親局から中継局を経て18カ所に対してLAN回線を結ぶというのが概要となります。まず親局の整備を行い、中継局にも無線のLAN回線の設備を設置します。そのほか子局間無線LANの回線を整備して、中継子局そして子局に対して無線LANの工事を行う。工事自体がおおむね50%から60%弱ぐらいが直接工事の中身になります。残り40%が経費分となりますとの答弁がありました。

次に、この入札の件なんですが、3社が入札して1社が辞退であり、経審の評点が1,300点以上、工事が1億円以上の実績があるということで、一部上場の結構大きい企業であります。今回この工事に対して最低制限価格制度をとる必要があったのかお聞かせくださいとの質疑がありました。町の契約規則の中で、一定工事金額以上の一般競争入札にするものに対して最低制限価格を設置する。そのような規定になっておりますので、私どもといたしましては規定どおりに設定させていただいたということでございますとの答弁がありました。

次に、実際にこの予定価格とか、この最低価格、制限価格——この価格自体が高過ぎるのではないかという疑問がありますのでお答えをお願いしますという質疑がありました。最低制限価格が高いのではないかという御指摘です。要は設計金額もしくは予定価格かと思えます。今回2カ年で防衛の民生安定事業の補助をいただいた形で事業を進めてございます。私どもの事業を発注するに当たり、国費をいただくという関係がありまして設計の審査を受けております。その審査において、国のほうで積算の根拠をいただいた上で設計予定価格ということになりましたので、高い安いという指摘をいただいてもお答えしかねるということになりますという答弁がありました。

次に、天災地変で電気が通電しなかったという場合に、この防災無線はどのように働くのでしょうかという質疑に対し、同報系こちらの親局のほうにも別な電源を確保しまして、非常電源が動く形になっております。ラップの子局に対しても同じような形で非常電源がついております。今回設置しますLANに対してもUPSという非常電源のものを確保してございまして、電源が切れた場合に対して動くように整備してございますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第66号、防災行政無線放送施設整備工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いします、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私は議案第66号に反対をいたします。

本会議でも質疑をいたしましたが、防災行政無線放送整備工事は最低制限価格を設定しております。最低制限価格制度は地方自治体にだけ認められている制度で、ダンピング受注等を防止し、公共工事における適正な施工と品質の確保を図るため、一定水準を下回る低価格による入札については自動的に失格とする制度でございます。国については認められておりません。

本工事は、無線ローカルエリアネットワークを整備するもので、完成された機器をつなげるという工事内容です。しかも入札に参加した3業者はそれぞれ日本を代表する東京証券取引所一部上場企業であり、工事の品質の確保には全く不安はありません。したがって本工事入札は一般競争入札ないしは低入札価格調査制度で行われるべきものでございます。にもかかわらず、最低制限価格を設定したことにより、最低応札価格と落札価格の差は1,500万円以上の差が生じております。不要な最低制限価格の設定により町民の税金が不当に支出されることになったと思われまます。

地方自治体は地方自治法を根拠に運営されております。その第2条第14項で、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定め、17項で前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とすると規定しております。

したがって、不当な支出を招く最低制限価格を設定して行われた本防災行政無線放送設備工事請負契約は反対いたします。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 民間の工事であれば競争入札をして一番幾らでも安いね、ゼロでもいいからやってくれるっていう業者に頼むわけですけども、事は公共工事です。これは税金で形をつくっていくものでございます。そのために、いろいろと入札制度の試行錯誤をしながら最低制限価格を設けてやるのが、品質の向上とそういうものを、税金を確実にね、形にしていくということが必要だということで、入札価格の中に組み入れられたものでございます。

これは入札活性化委員会でも、つくばや土浦でその件について東芝さんが安くやったということもついてやりましたけども、やはりそれを取っ払ってもですね、余り安いものについては調査をしなくちゃいけない。しかし、調査をするのにかなり膨大な時間と人件がかかると。そのために地方自治体ではなかなか難しいということで、最低入札制限を設けているということも明らかになったわけです。

私はこの件について適正だと思い、賛成いたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第66号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。

起立多数であります。

よって議案第66号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第67号 中央公民館耐震補強工事請負契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、議案第67号、中央公民館耐震補強工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る6月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 続きまして、議案第67号、中央公民館耐震補強工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、分離発注をしたほうが安くできるのではないかとの質疑に対して、小中学校11校、阿見町役場の工法といたしましては、耐震工事・電気・機械工事は一体で行っています。3つに分けるといことは経費は当然上がってしまいますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論は終結し、採決に入り、議案第67号、中央公民館耐震補強工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第67号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決

することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって議案第67号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第68号 社整東公第1-1号公園整備工事請負契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、議案第68号、社整東公第1-1号公園整備工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る6月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、議案第68号、社整東公第1-1号公園整備工事請負契約について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から落札者と最低入札者との間には相当の差があるが、このことについて執行部ではどのように認識していますかという質問があり、執行部からは最低制限価格を下回ったことについてということだと思っておりますが、内容についてはわかりかねますという答弁がありました。

また委員から、この工事は3回目だと思うが、これまでも入札に参加した業者の間でこれだけ積算の差が出たということは、単価の情報開示に問題があるのではないかとと思われるが、情報開示はしていますかという質問があり、執行部からは町としては情報開示すべき積算単価は持ち合わせておりません。国や県、特に県の単価を準用しているということだそうですという答弁がありました。

また委員からは、それで800万円の差が出るとは思わないのですが、県内では30内外の自治体で積算単価の情報開示を行ってののではないですか、それをしていないからこのような差が出てしまうということではないのですかという質問があり、執行部からは町としては県の単価を準用して行っており、適正に行われていると思っておりますという答弁がありました。

さらに委員からは、設計単価の公表は県でも行っており、県内自治体の状況についても確認していただきたいという要請があり、執行部からは確認して報告しますという答弁がありました。

さらに委員からは、公共工事の分離分割発注について、この公園工事でも造園業者、電気工事業者への分割発注はできなかったのですかという質問があり、執行部からは、造園につきましては全体工事費の2割ぐらいの金額となります。町内の造園業者の実態となると工事を行っている業者は4社で、公共工事の実績のある業者は2社しかありません。それも孫請になります。分離して入札に出すとなると、ある程度の業者数——6業者くらいは必要ではないかと思えます。そうした理由で今回は分離分割発注しなかったということですのでという答弁がありました。

また委員からは、しかし、そのような発注を続けていてはいつまでたっても実績ができません。例えば、竜ヶ崎工事事務所管内の業者も入れてやるというようなことをしないと地元業者が育たないと思えますが、どのように考えていますかという質問があり、執行部からは、公園自体の発注が少ないということがあります。今後も公園工事の発注機会が少なく、地元業者の育成ということでは町内業者限定で草刈りや剪定などの役務ということでやっていますという答弁がありました。

その他質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論があり、落札者と最低入札者の間には800万円以上の差があり、積算についてももっと厳しく行う必要があります。最低制限価格もつけなければ安くできたのではないかと思われますので、本議案には反対しますという反対討論がありました。

また委員からは、最低制限価格は事後公表となっており、失格した業者も失格した原因がわかるものと思えますので、賛成ですという賛成討論がありました。

ほかに討論がありませんでしたので、討論を終結し、採決に入りました。異議がございましたので、起立によって採決をいたしました。

その結果、起立多数で本案は、原案どおり可決することに決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） この68号はですね、平成26年度に工事を完了しております、今年度ですか、開園をしておりますふれあいの杜公園の継続の部分であります。このときもですね、最低制限価格をつけたために3,500万ほど高いということで、反対意見もありました。今回ですね、やはり最低制限価格をつけなければですね、900万ほどの落札価格が下がったということになります。そういうこともあり、また、植栽・照明の電気工事ですか、そういうところも今後やはり分離分割発注をしてもらいたいということを含め、この議案には反対をいたします。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番飯野良治君。

○6 番（飯野良治君） 最低価格方式ですね、これには理由があります。品確法という法律があります。それと不適格業者の2つを含めて、そうしたものを排除するために設けるとということが建設法の中にうたわれています。この2つのやつを根拠に私は賛成をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

9 番川畑秀慈君。

○9 番（川畑秀慈君） 私も賛成の討論をいたします。

これは長野県で前田中康夫知事がやっていたときに、最低制限価格を設けなくて公共事業をどんどん進めてまいりました。結局その結果がどうなったかといいますと、県内の中小零細企業の地元の業者がどんどん倒産しまして、今長野県は地元の業者育成で非常に苦慮して努力している。そういうことが、ある自治体の前村長さんから話がありました。これを見ましても、やはり最低制限価格をきちんと設けて、それで着実な業者の育成、また事業の推進をしていたことが、やっぱりその地域の発展につながるということなので、反対の討論をいたしました。

以上です。

あ、賛成の討論をしました。

○議長（柴原成一君） 賛成ですね。はい。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第68号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第68号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。

起立多数であります。

よって議案第68号は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午後 0時04分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

請願第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する  
意見書の採択を求める請願

○議長（柴原成一君） 次に、日程第7、請願第2号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願を議題といたします。

本案については、去る6月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） それでは、午前中に引き続きまして、請願第2号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、紹介議員より説明を求め、その後、質疑を許したところ、質疑あり。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論あり。採決に入り、請願第2号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願については、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） ここにもありますが、年金積立金管理運用独立行政法人の投資原則と行動規範を読みましたが、コンプライアンスもしっかりしていて問題がないので、新しく異議を加えることもないと思うので、反対させていただきます。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番藤平竜也君。



○2番（藤平竜也君） 賛成の討論をいたします。

今回は国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性の高い資金割合を高めたということが問題となっていると思うんですけども、今のように株価が右肩上がりの状態であれば何も問題はないと思います。しかし、もし今株価が暴落をするようなことがあったらと考えると、かなり心配な部分もあります。

2008年リーマンショックの際は、リスク性の低い国内債券中心で9兆3,000億円の損害が出たというふうにあります。もし今、リーマンショック同様の株価暴落があれば、その損失は30兆円という試算も出ております。

請願の趣旨にもあるように、そもそも年金の積立金は日本経済への貢献が目的ではありません。被保険者の利益を第一に考えた場合、安定的な運用が求められるというふうに思い、賛成をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私も賛成討論いたします。

この年金積立金の運用に関しましては、厚労省のほうもですね、原資となる保険料は投資を目的として徴収されたものではなく、老後の給付に充てるために一時的に国が預かっているものなので安全運用が基本と戒める。ね、戒めるですよ、報告をまとめていますと。現在GPIFの運用は、リスクが比較的低いとされる国内債券に積立金の約6割を充て、残りを国内外の株式、外国債券に充てていますと。安倍政権がこの運用比率を見直して、国内債券の運用を減らし、このリスクの高い株や不動産投資などで運用を高めようとしています。

今現在、厚生年金と国民年金の積立金は合わせて約130兆円に上ると言われています。安倍政権が進めようとしているこの運用比率の見直しで、数兆円の資金が株式市場に流れ込むことにより、株高は演出できます。しかし、国民の財産を損なう危険があります。それにアメリカを初め、少なくない国々が慎重に運用していることも事実です。安倍政権のこの年金積立金の株運用拡大の企てを直ちに断念することを求めて、この請願に賛成します。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

請願第2号についての委員長報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成者の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。

起立少数であります。

よって請願第2号は、不採択とすることに決しました。

---

意見書案第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、意見書案第2号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）を議題といたします。

〔「不採択になったろ。今不採択」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） では、本案に対する趣旨説明を求めます。

10番難波千香子君、登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） それでは、先ほどに続きまして、意見書案第2号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）の提出に当たり、経過と趣旨について御説明をいたします。

この意見書（案）につきましては、去る6月12日民生教育常任委員会で審査した結果、本会議に提出することとなり、本日提出するものであります。

提出者、阿見町議会議員難波千香子、賛成者、阿見町議会議員飯野良治、同じく諏訪原実、浅野栄子。

提案理由は、意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

公的年金は、高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は成長戦略である日本再興戦略2013年6月14日に閣議決定などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人GPIFに対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、2014年10月31日基本ポートフォリオが大きく変更されました。

年金積立金は厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点

から、安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。ましてGPIFには、保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し見直しが進められていることは、問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者、受給者が被害を受けることとなります。

こうした現状に鑑み、本議会は国会及び政府に対し下記の事項を強く要望します。

#### 記

1. 年金積立は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運営を堅持すること。

2. これまで安全資産とされてきた国内証券中心の運用方法から株式等のリスク性資産割合を高める方法での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。

3. GPIFにおいて保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月19日。茨城県阿見町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上で、御説明といたします。

○議長（柴原成一君） これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。

起立少数であります。

よって意見書案第2号は、否決されました。

---

### 意見書案第3号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書（案）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、意見書案第3号、「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

4番永井義一君、登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） 皆さん、こんにちは。

じゃ、この、意見書案第3号、「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書の説明を行います。

今テレビやラジオ等、また新聞等で報道されている安全保障関連法案ですが、国会の議論を重ねるたびに、その法案のほころびがあらわになります。集団的自衛権行使を可能とするこの法案に対して、憲法学者が相次いで憲法に違反するという違憲性を表明しています。また、後方支援についても他国の武力行使と一体化しないから憲法違反ではないとする政府の説明に対して、武力行使と一体でない後方支援は世界では通用しないことも明らかになりました。

日本を戦争に巻き込むための、この法案に対して自衛隊関係の多いこの阿見町の議会として、町民の安心安全を守ることから、この意見書を提出します。

それでは、意見書を朗読いたします。

「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書（案）。

安倍政権が開会中の国会に提出した安全保障関連法案は、いつでもどこでも自衛隊がアメリカの戦争や軍事行動に参加する憲法9条を破壊する危険なものです。安全保障関連法案は、歴代の自民党政権も認められないとしてきた自衛隊の武力行使や、戦闘地域での軍事支援まで行えるようにし、政府の判断でアメリカの先制攻撃にも参加できる戦争法案そのものです。平和

や安全の名でごまかすことは許されません。

また、この阿見町は自衛隊の施設もたくさんあり、多くの隊員や家族も暮らしています。その人たちが安心して暮らすためにも、このような法案は必要ありません。侵略戦争の反省からつくられた日本国憲法は、政府の行為によって日本が再び戦争する国にならないことを固く決意したものです。戦後日本の原点となった平和憲法を覆し、日本を殺し殺される国へとつくり変える安全保障関連法案は、絶対に認められるものではありません。

よって、政府国会においては、違憲立法安全保障関連11法案を廃案とするよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月19日。茨城県阿見町議会。

提出先がですね、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、法務大臣。以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 今この意見書を、今日拝見させていただきました。今説明がありましたが、お尋ねします。この「いつでもどこでも自衛隊がアメリカの戦争や軍事行動に参加する」このように出てますが、どこに、この関連法案の中に出てますでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） これは、政府のほうでも言っている、この武力行使の3要件、この中で一番最初のところですか、「我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存続が脅かされ、国民の生命・自由・及び幸福の権利が根底から崩される明白な危険がある」と。この第1項で、新3要件で言ってるわけですけども、この中で実際のところ今我が国と密接に関係あるというと、日米協力ガイドラインに基づいて米国ということで、私はそう書きました。

以上です。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 今の中には、いつでもどこでもという言葉は、まず入ってなかったと思いますね。では、もう1点聞きます。「戦闘地域での軍事支援まで行えるようにし」って言った部分はどこでしょうか。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 先ほど、私の提案理由でも説明しましたけれども、この後方支援とい

うのは、昨日おとといだったかな、国会の討論の中でも実際この後方支援というのが武力と一体化なってるというのは、これ国際的にも認知……。認知されてるって言い方おかしいですけども、国際的にも当たり前になってることで、日本だけがこの後方支援は違うんだっていうこと言ってるわけなんですけども、これはもう世界に通用しない事実です。そういうことをもって、こう書きました。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、わかりました。そう思って書いたと。それは永井議員の提案者の判断ですね。じゃあ、もう1点聞きます。「政府の判断でアメリカの先制攻撃にも参加できる戦争法案そのもの」とあります。どこにそれがありますか。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 先ほども述べたとおりですね、武力行使の3要件、これ読めば明白になります。この間の国会の議論、皆さん方も見てるかと思うんですけども、そういった議論ですとか、あとは憲法学者の話、そういったところからも十分それは考えられます。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質問は。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 国民の生命・財産を守る方法としては、どのような方法があるのかお尋ねします。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 国民の生命・財産を守る、この法案の中では……。あ、ごめんなさい。この意見書の中では、阿見町の部分も含めてなんですけども、実際のところ、先ほど言った武力行使の新3要件の中にも書いてあるんですけども、この、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国との密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生したときに、国を、自衛隊のほうがですね、実際海外に出ていくと。はっきり言って、極端に言えば、アメリカが攻撃されたときに、そこに日本が出ていくと。そういったことのないようにするために守るということです。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） ちょっと、とんちんかんな話なんだけど。要はですね、国民の財産・生命を守るというのは、やはり最終的な決は軍事力なんですよ。それを……。まあここで、後でまた反対討論はやりますけども、要は誰が国民の生命とか財産を守るかという、その究極のところは、決めるのが新3要件なんですよね。そこに行って、地球の裏側まで行って戦争するみたいな過剰な反応を示す必要はない。3要件に合致しなければ出ないんだから。そうい

うところをしっかりと踏まえてですね、この意見書を出していただきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 質問は。

○13番（藤井孝幸君） まあ、いいです。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ここにも憲法9条が出てます。これが制定されたときの内閣は吉田茂首相でした。吉田茂首相は憲法9条を、1項、2項を定めたときにどういうことを想定してこれをつくったのか御存じでしょうか。

〔「知らないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そのことは今現在わかりません。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） もう1点、集団的自衛権の話も出てまいりました。じゃあ、この集団的自衛権はいつどこで、どのような議論の中で出てきた内容でしょうか。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 国会の議論を聞けば、十分にわかるかと思えます。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第3号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 今永井議員にもちょっとお尋ねしましたが、全く御存じじゃないということなんで、それも含めて反対討論させていただきます。

まず、憲法9条つくったとき吉田茂首相は、国連の平和維持軍仲介を想定して9条の1項、2項をつくった。ところが国連においては1947年国連総会において、この駐米の小国が大国、ほかの国から攻められたときに国連の平和維持軍が来てくれることを想定していたのが、その

中の常任理事国が拒否権を認めろという発言をしてきました。拒否権を認めるということになると一致して国連軍がそこへ入ってく、平和を維持するために仲介役に入ってくっていうことはできない。であれば、それが進められるまで時間がないので軍事同盟を結んで、集团的自衛権で急遽その場を対処しようというところから集团的自衛権という言葉が入ってまいりました。これは自衛のためのことです。

さて、今、永井議員のほうから、この安全保障関連法案廃案を求める意見書というものが出てまいりましたが、今審議されてる法案の内容とは余りにも大きく違いますので、反対をいたします。

その内容としまして、なぜ今この切れ目のない対応が必要なのか、それは我が国を取り巻く安全保障環境が変化し、厳しさを増してきているからであります。核兵器や弾道ミサイルといえば、以前は1国のものでしたが、しかし、今や技術は世界に拡散し、日本の近くでも脅威が現実化しつつあります。もはやどの国も1国のみで平和を守ることができない事態になっております。その中で最も大事なことは、まず徹底した外交努力を重ねることです。その上で十分な備えを持つことが重要です。この備えこそ平和安全法制なのです。日本がいかなる危機状態にも切れ目なく対応ができることを広く示すことが備えとなるからです。

さて、現憲法下で実施可能な活動以外は一切認めない、こういう内容を昨年7月、この憲法9条のもとで認められる自衛措置の限界を明確に閣議決定によって示しました。そのやむを得ない自衛措置であり、他国防衛そのものを目的とする一般的な集团的自衛権の行使は当然認められません。専守防衛の理念は今後とも堅持していく内容になっております。

また、新たな国際平和支援法に基づく自衛隊の海外派遣に対し、公明党は国際法上の正当性、国民の理解と国会関与などの民主的統制、自衛隊員の安全確保の3原則を盛り込ませました。これは手続上の歯止めとして大変に重要です。まさに、いつでもどこでも行って簡単に軍事に参加できることではありません。日本が自衛隊を派遣できるのは、国連決議または関連する国連決議があることを絶対条件とし、さらに国会が事前に承認した場合にのみとし、これに1つの例外も認めておりません。

後方支援については、補給や輸送などの後方支援は現に戦闘行為が行われてる現場で実施するものではなく、武力の行使には該当しない。他国の武力行使と一体化するものではありません。自衛隊が国際支援の名のもとに他国の戦争に巻き込まれることはありません。この後方支援を巡り、現に戦闘が行われている現場以外であれば、どこでも自衛隊は活動でき、例えば前線付近で自衛隊が危険にさらされるのではないかという懸念がありますが、しかし、自衛隊が安全に後方支援を実施する区域を基本的に明記することになっており、国会の承認がなければこれも認められません。



また、派遣後において安全が確保できなくなった場合には、活動の一時休止、中断の規定も盛り込みました。この歯止めも自衛隊員の安全確保を求めた公明党の主張を受けて決定いたしました。

以上、平和安全法性は憲法9条のもとにあり、戦争法案などでは決してありません。世界のどこでも自衛隊を派遣し、他国の戦争を支援するものであるというような、この意見書の内容とは全く違うものであります。よってこの意見書には反対いたします。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私は先日の一般質問の冒頭で、今この国は大きな岐路に立っているような気がいたします。この国と子供たちの未来のために今何をなすべきか、国会では熟議を重ねていただきたいと希望しますと述べさせていただきました。

去る6月4日の憲法審査会で、自民党初め与野党が推薦する参考人の憲法学者全員が、今回の安全保障法制にかかわり、集団的自衛権行使容認を違憲と指摘をいたしました。また、自民党の閣僚経験者や、かつて自民党の幹部だった政治家も憲法に違反すると声を上げています。

日本国憲法では、憲法9条第1項で戦争、武力行使が禁じられ、9条2項では軍の編成と戦力不保持が規定されております。このため、外国政府への武力行使は原則として違憲であり、例外的に外国政府への武力行使をしようとするならば、9条の例外を認めるための根拠となる規定を示す必要があります。

一方、憲法第13条は、生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利は、国政の上で最大の尊重を必要とするとして定めています。政府には国内の安全を確保する義務が課されており、自衛のための必要最小限度の実力行使は9条の例外として許容されております。

日本国憲法のもとでは、自衛隊が外国の政府との関係でなし得る活動は、個別的自衛権の行使と、外交協力として専門技術者として派遣されるPKO活動などに限定せざるを得ないという制約がございます。

憲法学者の圧倒的多数は、集団的自衛権が違憲であると解釈しております。さらに、従来の政府の見解でも集団的自衛権は違憲であると説明をしまりました。多くの国民もそう考えております。

戦後70年間、平和憲法のもとで我が国が貫いてきた海外で武力行使をしないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきの姿勢で法改正を強行しようとするのは到底容認できません。政府に対し、国民世論の把握に努め、これらの議案に対する疑問や不安を真摯に受け止め、国民への丁寧な説明を行うとともに、一度廃案して改めて憲法に合致する範囲内の安全保障法制の改正案を提出

することを求めたいと思います。

したがって、安全保障関連法案の廃案を求める意見書提出に賛成をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。

11番紙井和美君。

〔「討論でしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） あ、ごめんなさい。紙井和美君。

○11番（紙井和美君） それでは、私は今回の意見書に対しまして反対の立場から討論させていただきます。

現在、核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威があり、国際テロやサイバーテロなど、また日本はどのような状況にあっても対応できる、すき間のない安全保障体制を構築するということが、非常に大事な部分であると思っております。

阿見町は自衛隊駐屯地、また自衛隊武器学校がありまして、隊員そしてまた御家族の方々が多く住んでいらっしゃる。したがってその自衛隊を脅かすことについては、私も何度も確認をさせていただきました。

憲法第9条のもとでは、これまでどおり他国防衛のための集団的自衛権の行使は一切認められておりません。政府の憲法第9条解釈は、長年にわたる国会との議論の中で形成されてきました。1972年の政府の見解に基づきまして、日本の取り巻く安全環境が厳しさを増す中で、国民を守るためには自衛の措置がどこまで認められるのか、またその限界はどこにあるのかを突き詰めて議論した結果、その結果が昨年7月の閣議決定であります。

この閣議決定では、憲法第9条のもとで許される自衛の措置の活動の新3要件が定められております。法案に全て明記されております。新3要件では、日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でも、これにより日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限って自衛の措置を取ることができるというふうに見直しをしました。

明白な危険というのは、国民、日本が武力攻撃を受けた場合と同様の深刻また重大な被害が及ぶ状況のことであります。あくまで専守防衛、また自国防衛に限って許されるという厳しい条件がつけられております。したがって、海外での武力行使を禁じた憲法第9条の解釈の根底は変えてはおりません。国連憲章第51条にあるような、専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認めておりません。

さらに、隊員の安全確保のため、国会承認の前提となる基本計画の段階で安全性が確保されているかなど、厳重にチェックができるようになりました。そして海外派遣の3原則といたしまして、国際法上の正当性の確保、また国民の理解と国会関与などの民主的統制、自衛隊員の

安全の確保を明確に定めております。自衛隊が実施するのは後方支援に限られ、武力行使は許されません。また、自衛隊の派遣には国会の承認が不可欠です。米軍のためにどこまでも一緒に行くなどという批判は、一切ここには当てはまりません。

先日の憲法調査会で、3人の憲法学者がいずれも今回の安保法制を違憲であるというふうに述べました。確かに学者の意見に対しては、謙虚に参考にしなければならないと思っております。しかし、憲法第13条で最大の尊重を要する、その責任を負っているのは政府や国会でありますから、憲法に基づいて自衛権のあり方、また国際貢献のあり方を決めていかななくてはなりません。決して国民に不安や恐怖をあおるのではなく、世界の中における日本の置かれた立場や状況を冷静に見きわめ、判断することが大切なのではないかと考えております。

以上の理由によりまして、今回の意見書に対しましては反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私はこの安保法制に廃案にすることに賛成の立場で討論をいたします。

さきの大戦の教訓を見ても、日本は360度海に囲まれております。そして現在五十何基のある原発の中で軍事力によって、先ほど藤井さんが言っていましたけど、軍事力以外に日本人の——国民の生命と安全を守ることはできないというのは、逆に私は虚構だと思っております。これをね、防ぐだけの手だてはどんなに軍備力を増強しても防ぐことはできません。

そういう中で、どうして国民の安全と生命を守ってくかっているのは、これまでやってきた平和外交をきちっとですね、もっと発展的に信頼関係を結ぶことで、やっぱり乗り越えていくことは、それ以外には絶対ないというふうに前の大戦の教訓は、それを教えているわけです。そういう中で憲法第9条も私は生まれてきたのだと思います。もう本当にね、素直に条文を見れば、今回のやつ、どんなに理屈をつけてみても、それによって生命と安全は私は守れっこないというふうに思います。

そういう意味で、この廃案に関する提案に賛成する立場で討論いたします。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） この地方の阿見議会で憲法論争とかですね、こういう不毛な論争は余りやりたくはないんですが、こういう意見が出てるんでね、私も一言申し上げさせていただきますが、この冷戦のときよりもですね、日本を取り巻く環境というのは非常に厳しくなってるんですね。皆さん方も御承知のとおり中国は南シナ海で岩礁を埋め立てたりして基地をつくらせてとかね、それから尖閣諸島で領有権を主張したりとか、漁船が大挙押し寄せてくるとか、そういう環境がですね、冷戦時代よりも非常に厳しい環境にあるわけですよ。

そういうことを踏まえてですね、やはり我々は日本の国をどう守るかということ判断しなきゃならないと思うんです。だからですね、合憲とか違憲とかそういうですね、神学論争なんかやってる暇はないんですよ。ね、そういうの暇なくて、確かに憲法9条を改正してやるべきところはわかります。ただ、社会の情勢というのは刻々と変わってきております。したがって政府としては、国民の国土を守り生命・財産を守るためにはある程度法もですね、法のぎりぎりの解釈で守るんですよ。だから、したがって、その違反だとか何とかを真っ向から言っちゃってですね、国民の生命は守れません。

で、自衛隊はですね、憲法を順守することは変わらないんですよ。自衛隊は今までも守ってきたし。それで、私も経験してるとおり入隊したころはですね、憲法違反だ、税金泥棒だというふうに言われましたよ。だけど、それは憲法学者が違反だって言うからです。だけど今、自衛隊を憲法違反というところはどっかありますか。ないんですよ、それ。やはり世界の情勢が変わってきてるから、それなりの法解釈をして現在の自衛隊の評価があるわけですね。

したがって、こういう論争は余りしたくはないんですけども、廃案をしましょうというような意見書が出ることについては、私は断固反対をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第3号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。

起立少数であります。

よって意見書案第3号は、否決されました。

---

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第10、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（柴原成一君） これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして、平成27年第2回阿見町議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 1時43分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 柴 原 成 一

署 名 員 永 井 義 一

署 名 員 海 野 隆

## 参 考 资 料

平成27年第2回定例会 議案付託表

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
| <p>総務常任委員会</p>        | <p>議案第53号<br/>議案第59号<br/>議案第66号</p>  | <p>阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について<br/>平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）<br/>内 総務常任委員会所管事項<br/>防災行政無線放送施設整備工事請負契約について</p>   |
| <p>民生教育<br/>常任委員会</p> | <p>議案第52号<br/>議案第54号<br/>議案第55号<br/>議案第56号<br/>議案第57号<br/>議案第59号<br/>議案第60号<br/>議案第63号<br/>議案第64号<br/>議案第67号<br/>請願第2号</p> | <p>阿見町子ども・子育て会議条例の制定について<br/>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について<br/>阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について<br/>阿見町介護保険条例の一部改正について<br/>阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について<br/>平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）<br/>内 民生教育常任委員会所管事項<br/>平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）<br/>平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）<br/>平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）<br/>中央公民館耐震補強工事請負契約について<br/>年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願</p> |
| <p>産業建設<br/>常任委員会</p> | <p>議案第58号<br/>議案第59号<br/>議案第61号</p>  | <p>阿見町町営住宅管理条例の一部改正について<br/>平成27年度阿見町一般会計補正予算（第1号）<br/>内 産業建設常任委員会所管事項<br/>平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）</p>   |



|                              |                                     |   |
|------------------------------|-------------------------------------|---|
| <p>産 業 建 設<br/>常 任 委 員 会</p> | <p>議案第62号<br/>議案第65号<br/>議案第68号</p> | <p>号)<br/>平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号)<br/>平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号)<br/>社整東公第1－1号公園整備工事請負契約について</p> |
|------------------------------|-------------------------------------|---|

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成27年3月～平成27年6月

### 1. 委員会（協議会）の活動

| 委員会名           | 月 日   | 場 所    | 事 件  |
|----------------|-------|--------|--|
| 議会運営委員会        | 6月2日  | 第2委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回定例会会期日程等について</li> <li>・その他</li> </ul>   |
| 議会活性化<br>特別委員会 | 4月15日 | 第2委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例の文言の整理について</li> <li>・その他</li> </ul>  |
|                | 5月21日 | 第2委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例（案）解説付きの確認について</li> <li>・今後の検討事項について</li> <li>・その他</li> </ul>  |
| 議会だより<br>編集委員会 | 3月26日 | 第2委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第144号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>   |
|                | 4月10日 | 第2委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第144号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>   |
| 全員協議会          | 6月1日  | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線放送施設整備事業について</li> <li>・阿見町地域再生計画の策定について</li> <li>・阿見町子ども・子育て会議条例の制定について</li> <li>・阿見町産たけのこの出荷自粛の解除にむけた取組み状況について</li> <li>・社整東公第1-1号公園整備工事について</li> </ul> |

|           |         |        |  |
|-----------|---------|--------|--|
| 全 員 協 議 会 | 6 月 1 日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿見町立学校再編計画の策定及び本郷地区新小学校建設工事基本設計の策定について</li> <li>・ 中央公民館耐震補強工事について</li> <li>・ その他</li> </ul> |
|-----------|---------|--------|--|

2. 一部事務組合議員活動状況

| 組 合 名          | 月 日   | 事 件  | 議決結果等                              | 出 席 者                 |
|----------------|-------|--|------------------------------------|-----------------------|
| 龍ヶ崎地方衛生組合      | 5月22日 | 第2回全員協議会<br>・龍ヶ崎地方衛生組合議会議長選挙について   |                                    | 久保谷充<br>飯野良治          |
|                | 5月22日 | 第1回臨時会<br>・龍ヶ崎地方衛生組合議会議長選挙について   | 龍ヶ崎市<br>油原信義氏                      | 久保谷充<br>飯野良治          |
| 牛久市・阿見町齋場組合    | 5月28日 | 第1回臨時会<br>・牛久市・阿見町齋場組合議長選挙について<br>・牛久市・阿見町齋場組合監査委員の選任について<br>・工事請負契約の締結について                | 牛久市<br>中根利兵衛氏<br>牛久市<br>秋山泉氏<br>可決 | 倉持松雄<br>浅野栄子<br>難波千香子 |
| 稲敷地方広域市町村圏事務組合 | 5月29日 | 第1回全員協議会<br>・議会運営（議長選挙）について<br>・議席番号について<br>・議会申し合わせ事項について<br>・議員派遣の件について<br>・組合事業の概要等について |                                    | 佐藤幸明<br>吉田憲市<br>平岡 博  |

|                            |              |  |   |                               |
|----------------------------|--------------|--|---|-------------------------------|
| <p>稲敷地方広域市<br/>町村圏事務組合</p> | <p>5月29日</p> | <p>第1回臨時会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議長選挙について</li> <li>・高規格救急自動車の取得について</li> <li>・平成27年度稲敷地方広域市町村圏事務組合立養護老人ホーム松風園特別会計補正予算(第1号)</li> </ul> | <p>龍ヶ崎市<br/>寺田寿夫氏</p> <p>可決</p> <p>可決</p> | <p>佐藤幸明<br/>吉田憲市<br/>平岡 博</p> |
|----------------------------|--------------|--|---|-------------------------------|

請 願 文 書 表

平成27年第2回定例会

| 整理番号 | 受年月理日      | 件名および要旨   | 住所<br>提出者氏名                          | 氏名<br>紹介議員名 | 議決結果 |
|------|------------|---|--------------------------------------|-------------|------|
| 2    | 平成27年5月26日 | <p>1. 件名<br/>年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願</p> <p>2. 主 旨<br/>公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。</p> <p>しかし、グリーンピア問題や年金記録問題、厚生年金基金問題等により国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は60%前後で推移しています。未納者・未加入者は約305万人で、将来、無年金・低年金となり生活困窮に陥る可能性が高いと予想されています。</p> <p>そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、「公的・準公的資金の運用等の在り方」についての検討を掲げ、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での改革を求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料搬出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を受けることになります。</p> <p>こうした現状に鑑み、貴議会において別紙の内容を柱と</p> | 茨城県牛久市中央2-27-2自治労茨城県南会館内<br>議長 木村 太一 | 藤平 竜也       |      |

|   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| 2 | <p>する意見書を採択の上，国会および関係行政庁に提出くださいますよう要請します。</p> <p>(請願事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年金積立金は，厚生年金保険法等の規定にもとづき，専ら被保険者の利益のために，長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。</li> <li>2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から，株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は，国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり，また，国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため，責任の所在を明確にすること。</li> <li>3. G P I Fにおいて，保険料搬出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し，確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。</li> </ol> |  |  |  |
|---|--|--|--|--|